

昭和60年版

環境白書

—潤いとやすらぎのある環境をめざして—

富山県

表紙写真

砺波の散居村

砺波平野に展開する散居村は、農民がそれぞれの耕地の中心に居を構えて農作業の便宜を図ろうとしたことから発達し、100~150mほどの間隔をおいて約1万戸の家々が点々と分布している。

これらの農家をこんもりと包む屋敷林は、カイニョウと呼ばれ、この地方特有の強風を防ぎ、夏には曇さを和らげる役目も果たしている。

(撮影者 富山市 高崎英之)

環境白書の発刊にあたって



本県は、立山を始めとする北アルプスの峰々からの豊かな水資源を背景に、30年代後半より飛躍的な発展をとげ、日本海側屈指の工業県へと躍進してまいりました。

一方では、大気汚染、水質汚濁、自然の改変などの環境問題にも、直面してまいりましたが、県民の皆様のご協力のもと、これまで講じてきました種々の施策と関係者のご努力により本県の環境の状況は全般的にかなり改善されてきております。

しかしながら、最近では都市化の進展に伴い、生活排水による都市河川の汚濁、交通公害、空き缶の散乱など、日常生活に伴って生じるいわゆる都市・生活型の環境汚染が大きな比重を占めてきております。

さらに、近年、環境に対する人々の関心は、公害の防止に加え、豊かな緑、清らかな水辺、静かで落ち着いた街並など、うるおいとやすらぎのあるより質の高い、快適な環境へと向けられてきております。

このため県といたしましては、これらの課題にこたえ、豊かな自然に恵まれた県土を保全し、「活力にあふれ、温かい心に満ちた美しいふるさと」の実現に向けて、今後とも、県民の皆様方の積極的な協力をえて、総合的かつ計画的な環境保全施策をより一層推進してまいりたいと考えております。

この白書は、59年度の環境の現状とその対策及び60年度に講じようとする対策をとりまとめたものです。本書を通じ県民の皆様が環境問題に対するご理解とご認識を深められ、よりよい環境づくりに寄与することができれば幸いです。

昭和60年7月

富山県知事 中 沖 豊

目 次

第1章 総 論	1
第1節 環境の現況	2
1 公害の現況	2
(1) 大気汚染	3
(2) 水質汚濁	9
(3) 騒音・振動・悪臭	16
(4) 土壌汚染	18
(5) 地下水	20
(6) 廃棄物	23
(7) 快適環境づくり	29
(8) その他	31
2 自然環境の現況	35
(1) 植 生	36
(2) 鳥 獣	40
(3) 自然公園	44
第2節 環境行政の歩みと今後の展開	51
1 環境行政の歩み	51
2 今後の環境行政の展開	53
第2章 環境の現況及び環境保全に関して講じた施策	57
第1節 大気汚染の現況と対策	57
1 大気汚染の現況	57
(1) 汚染物質別の大気汚染の状況	57
(2) 燃料使用量等の推移	73
2 大気汚染防止に関して講じた施策	77
(1) 法令等に基づく規制の概要	77

(2) 監視測定体制の整備	84
(3) 監視取締りと行政指導	88
(4) 大気環境の各種調査	89
第2節 水質汚濁の現況と対策	107
1 水質汚濁の現況	107
(1) 河川の汚濁状況	107
(2) 海域の汚濁状況	114
2 水質汚濁防止に関して講じた施策	117
(1) 法令に基づく規制の概要	117
(2) 監視測定体制の整備	120
(3) 監視取締りと行政指導	121
(4) 水質環境の各種調査	122
第3節 騒音及び振動の現況と対策	132
1 騒音及び振動の現況	132
(1) 騒音の状況	132
(2) 振動の状況	140
2 騒音及び振動防止に関して講じた施策	141
(1) 騒音の規制	141
(2) 環境基準の地域指定	145
(3) 振動の規制	145
第4節 悪臭の現況と対策	148
1 悪臭の現況	148
2 悪臭防止に関して講じた施策	148
(1) 法令等に基づく規制の概要	148
(2) 悪臭実態調査	150
第5節 土壌汚染の現況と対策	151
1 土壌汚染の現況	151
(1) 神通川流域	151
(2) 黒部地域	152

2	土壌汚染防止に関して講じた施策	153
(1)	神通川流域	153
(2)	黒部地域	158
第6節	地下水の現況と対策	159
1	地下水の現況	159
(1)	地下水位の変動	159
(2)	地下水の塩水化	161
2	地下水に関して講じた施策	162
(1)	地下水採取条例に基づく規制の概要	162
(2)	監視測定体制の整備	166
第7節	廃棄物の現況と対策	168
1	廃棄物処理の現況	168
(1)	一般廃棄物の処理	168
(2)	産業廃棄物の処理	172
2	廃棄物に関して講じた施策	175
(1)	法令に基づく対策の概要	175
(2)	一般廃棄物	176
(3)	産業廃棄物	177
第8節	快適環境づくりの展開	179
1	県土美化推進運動の実施	179
2	名水等調査	181
3	「環境週間」の実施	183
第9節	その他の環境保全対策	184
1	公害防止計画の推進	184
2	県民公園新港の森管理事業	185
3	畜産環境保全対策	188
4	漁業環境保全対策	189
5	環境保健対策	193
6	食品等の汚染対策	196

7	公害に関する紛争と苦情	197
8	公害防止協定と事前協議	203
第10節	環境保全に関する試験研究	206
第11節	民間における公害防止体制の整備	210
1	県の助成	210
2	公害防止管理者制度	214
第12節	自然環境保全の現況と対策	215
1	自然環境保全の現況	215
(1)	自然環境保全地域等	215
(2)	自然公園等	217
(3)	県民公園	221
(4)	立山山麓家族旅行村	224
2	自然環境保全に関して講じた施策	225
(1)	自然環境保全地域の保全及び管理	225
(2)	自然公園等の保護及び管理	225
(3)	自然公園等の施設整備	229
(4)	県民公園の整備	230
(5)	立山山麓家族旅行村の整備	230
(6)	野生鳥獣の管理	231
(7)	自然保護思想の普及啓もう	237
(8)	自然環境の各種調査	241
(9)	自然環境保全地域等の公有地化	241

第3章 昭和60年度において講じようとする

	環境保全に関する施策	243
第1節	環境保全施策の重点	243
1	快適な環境づくりの推進	243
2	環境汚染の未然防止	243
3	監視体制の整備と指導の強化	244

4	自然の保護と利用の増進	245
第2節	環境保全の具体策	245
1	大気汚染防止対策	245
2	水質汚濁防止対策	246
3	騒音・振動防止対策	247
4	悪臭防止対策	247
5	土壌汚染対策	248
6	地下水対策	248
7	産業廃棄物対策	249
8	快適環境の形成	249
9	その他の環境保全対策	251
10	環境保全に関する試験研究	253
11	公害防止事業に対する助成	255
12	自然環境保全対策	256

資料

第1	年表(昭和36年度～58年度)	261
第2	日誌(昭和59年度)	279
第3	富山県生活環境部行政組織図	281
第4	富山県環境行政関係付属機関	282
第5	富山県環境関係分掌事務	283
第6	市町村環境関係担当課(係)一覧	286
第7	市町村の環境関係条例制定状況	287
第8	市町村の公害防止協定締結状況	288
第9	最近の環境用語	292
第10	国の環境基準	301
第11	県の環境基準	310
第12	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	311
第13	鳥獣保護区一覧	313
第14	自然公園の主な施設の内容	314

第1章 総論

第1章 総論



県の鳥 ライチョウ

北と南の両アルプスにすむ鳥で、
古来より歌にも詠まれ愛されてき
ました。特に、雷鳥の衣がえは有
名で、冬には尾羽の一部を残して
純白の姿になります。(昭和30年、
国の特別天然記念物に指定)

第1章 総論

富山県は、緑と水に恵まれた美しい自然のうえに、先人の英知とたゆまぬ努力によって、特色ある伝統産業と近代工業が発展し、今日の繁栄が築かれてきました。

30年代後半からの経済の高度成長の過程で、化学、鉄鋼などの基礎素材型産業を中心に目覚ましい進展をとげ、それに伴い、県民の生活水準も著しく向上しましたが、その反面で、大気汚染や水質汚濁などの公害の発生や自然の改変など、環境汚染が進んだことも否めない事実です。

このような状況から、公害を防止し、美しい自然環境を保全していくため、40年代には、法律や条例の整備をはじめ、本県独自のブルースカイ計画を策定するなど各種の環境対策が強化されたことや、また、経済の安定成長や省資源・省エネルギーの普及により、産業活動に起因する環境汚染は著しく改善されました。

しかしながら、近年、都市化が進み、生活様式が高度化したことなどを背景に日常生活の身近なところから発生する生活騒音や生活排水による河川の汚濁、自動車等による交通騒音、道路や公園における空き缶の散乱、ごみの処理など都市・生活型公害が課題となってきたほか、身近な自然とのふれあいの機会も少なくなってきました。

また、最近のエネルギーの多様化や先端技術の開発など産業構造の高度化に伴う新たな対応など、環境問題はますます複雑・多様化してきています。

さらに、生活水準の向上に伴って県民の環境に対するニーズも、単に公害の防止にとどまらず、心にうるおいとやすらぎを与えてくれる、快適な環境づくりへと向けられてきております。

このような状況をふまえ、今後の環境行政を進めるにあたっては、公害

防止対策を拡充することはもとより、複雑・多様化する環境問題に適切に対応するため、環境汚染の未然防止を図る環境アセスメントの実施体制の整備や、地域の特性に応じた望ましいあり方を定める地域環境管理計画の策定に努めていく必要があります。

また、自然を適切に保護するとともに適正な利用を図るため、自然の現況についての各種調査を実施して県内の自然環境を十分把握しながら、総合的な自然環境保全の施策を推進する必要があります。

さらに、よりよい快適さを求める県民のニーズに応えるためには、県民総ぐるみの県土美化運動をさらに展開するとともに、行政・事業者・住民がそれぞれの役割をはたし、相互に調整しながら一体となって静けさや落ち着きのある街並み、うるおいとやすらぎのある水辺、小鳥のさえずる身近な自然などの快適な環境づくりを進め、魅力ある郷土づくりをめざして「活力にあふれ、温かい心に満ちた美しいふるさと」の実現に努めていかなければなりません。

第1節 環境の現況

1 公害の現況

59年度における県内の公害の状況は、これまで実施してきた各種の対策により、全般的には改善の傾向を示しています。

大気の汚染については、ブルースカイ計画などを推進してきたことにより、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は改善され、県内のすべての観測局で、環境基準を達成しています。しかし、浮遊粉じんや光化学オキシダントは、環境基準をこえています。これは全国的な傾向であり、今後、必要な調査を進めていくこととしております。

水質の汚濁については、小矢部川や神通川などの主な川では、著しく

改善されてきましたが、市街地を流れる一部の川では、生活排水などの影響により、まだ汚れがみられるため、今後さらに下水道の整備や、川へ浄化水を導入するほか、親しみのもてる水辺の環境を整備するなど、総合的に対策を進める必要があります。

騒音、振動については、苦情件数は最近、減少する傾向にあり、その内容は多種・多様であります。また、悪臭についての苦情件数も横ばいから減少傾向にあります。

農用地のカドミウムによる土壤汚染については、神通川流域において55年度から実施した第1次地区96haについては59年度で復元事業を完了し、引き続き第2次地区450haについての事業に着手しております。

地下水については、地下水条例によるくみあげ量の規制や工場における水利用の合理化が進み、地下水位の状況は、全体的にみて、おおむね横ばいの傾向にあります。しかし、最近、道路融雪などに利用される地下水が増加する傾向にあるので、引き続き監視するとともに、必要な調査を進めることにしております。

日常生活に伴って発生するごみや、し尿など一般廃棄物の処理施設については、逐次整備されてきており、工場から発生する産業廃棄物については、省資源化を反映し、減量化と有効利用が進んでおります。

一方、最近問題となっている道路や公園などにすてられている空き缶やごみについては、県土美化推進県民会議を中心に、関係団体の協力やボランティア活動により、県民の美化意識の高揚や、清掃・緑化活動を進めていますが、今後、県民総ぐるみの運動としてさらに展開していく必要があります。

(1) 大 気 汚 染 一きれいな空を守るために、

ブルースカイ計画を進める一

大気は、水とともに、生きていくうえで、その基盤となる不可欠なものであり、きれいな大気を守り維持していくことは、誰しものが望んでい

ることです。

近年における産業や交通の発達は、豊かで文化的な生活をもたらした反面、石油や石炭などの燃料を多く消費するようになったため、工場や自動車からの排出ガスが増え、大気を汚染するようになりました。

このため、本県では、大気汚染防止法による規制やブルースカイ計画^{*1}の推進により、大気の保全に努めてきた結果、主な汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物は、全観測局において環境基準^{*2}が達成されるなど、きれいな空になってきています。

このような、大気の状態を監視するために、図1のとおり、現在、県内38か所に観測局を設け、常時、環境の濃度を測定しています。また、このうち主な17局については、汚染の状況が直ちにわかるように、各観測局と県庁内の中央監視室をテレメーター装置で結び、光化学スモッグなど、大気汚染の状況が悪化した場合に備えています。

主な汚染物質の環境基準の達成率と環境濃度の推移は、表1と図2に示すとおりです。

表1 主な大気汚染物質の環境基準達成率 (%)

項目	48年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度
硫黄酸化物	50	100	100	100	100	100
窒素酸化物	100	100	100	100	100	100
浮遊粉じん	45	58	79	76	97	74

注 環境基準達成率 (%) = 環境基準達成観測局数 / 全観測局数 × 100

- ^{*1} [ブルースカイ計画] 工場などから出る硫黄酸化物や窒素酸化物の量を削減し、きれいな空を守っていくため、県が47年度から進めている計画です。
- ^{*2} [環境基準] 人の健康や生活環境を守っていく上で、維持されることが望ましい環境の目標となる基準で、公害対策基本法に基づき、現在、大気、水質及び騒音について定められています。

図1 59年度における大気汚染の監視網と環境濃度(日平均値)

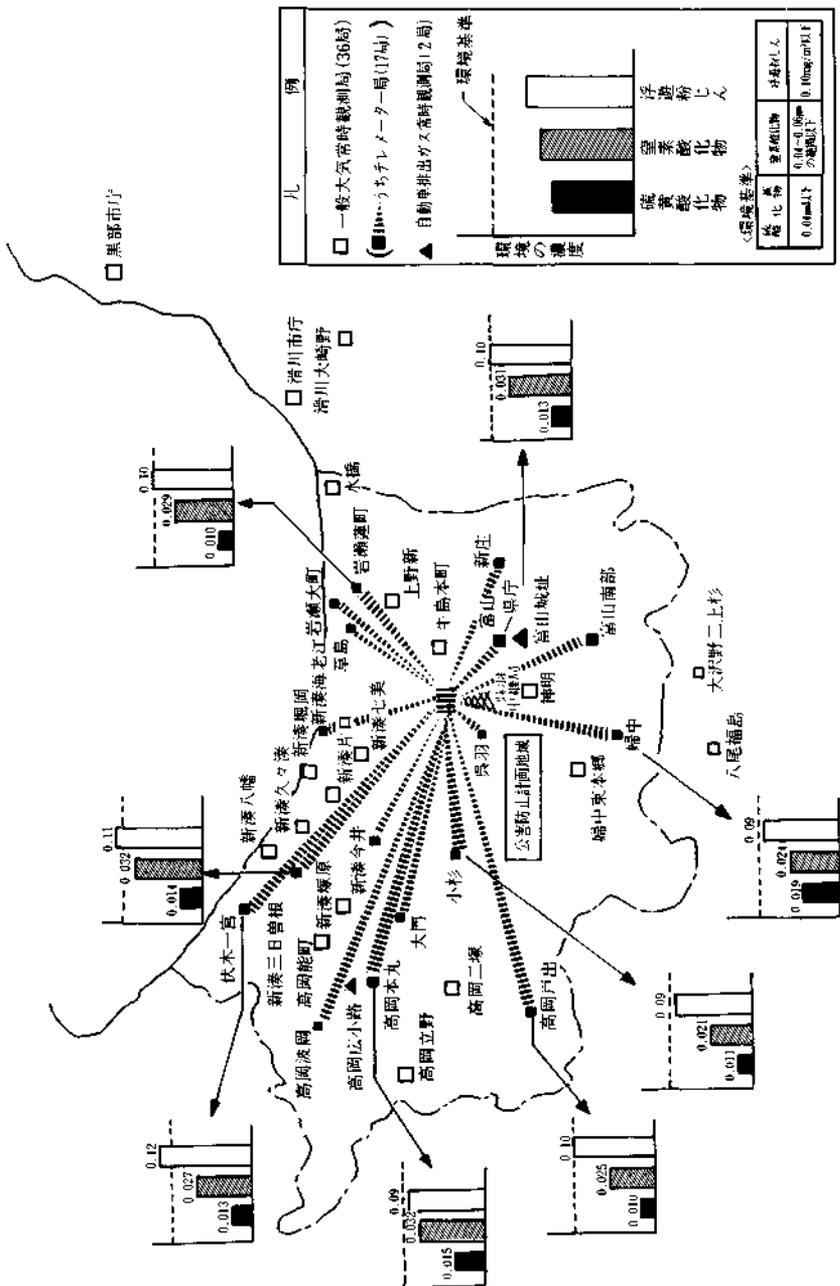


図2 主な大気汚染物質の環境濃度(日平均値)の推移

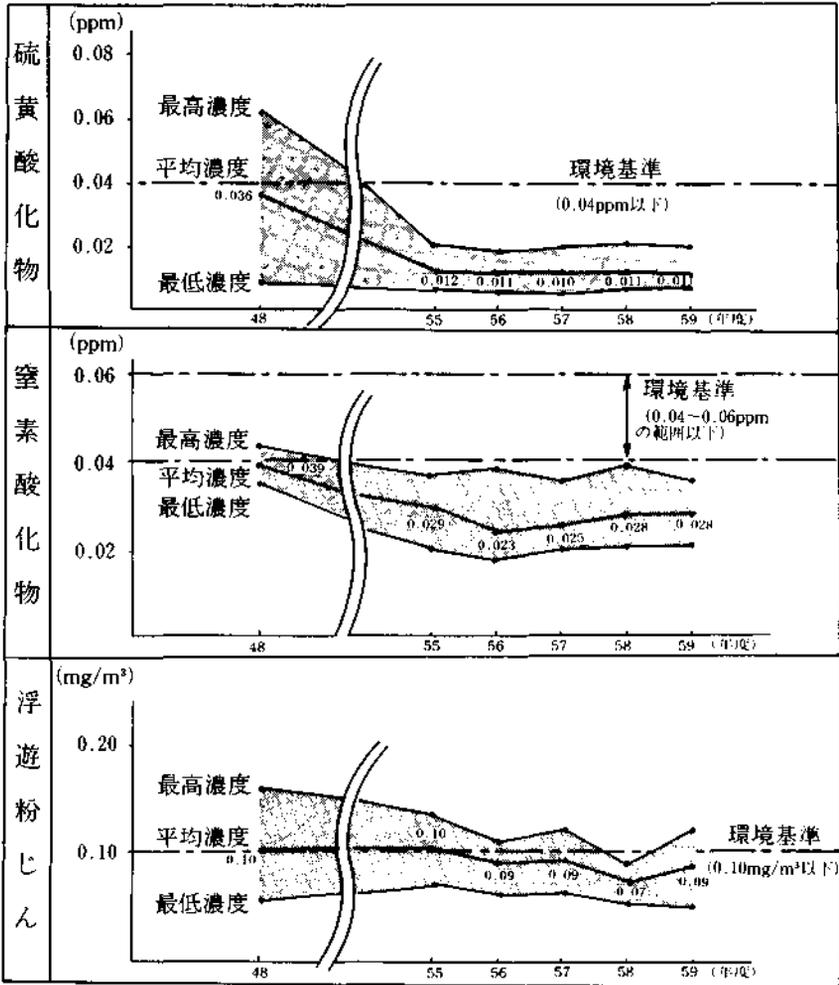
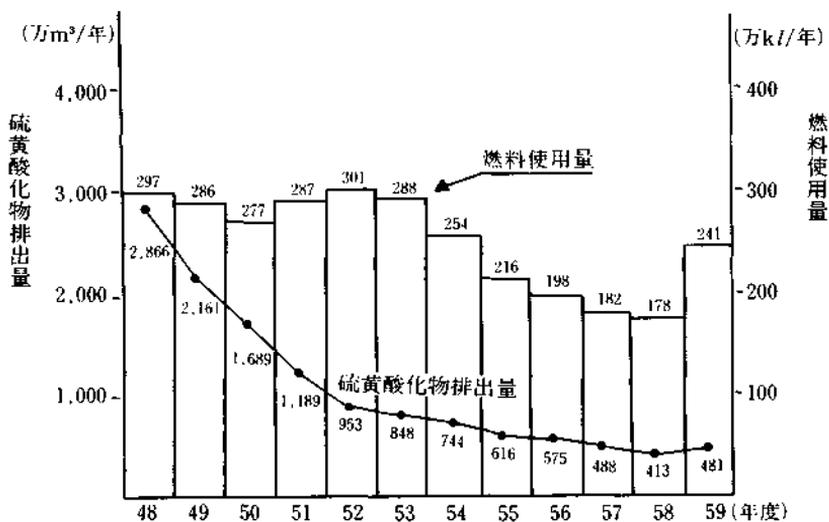
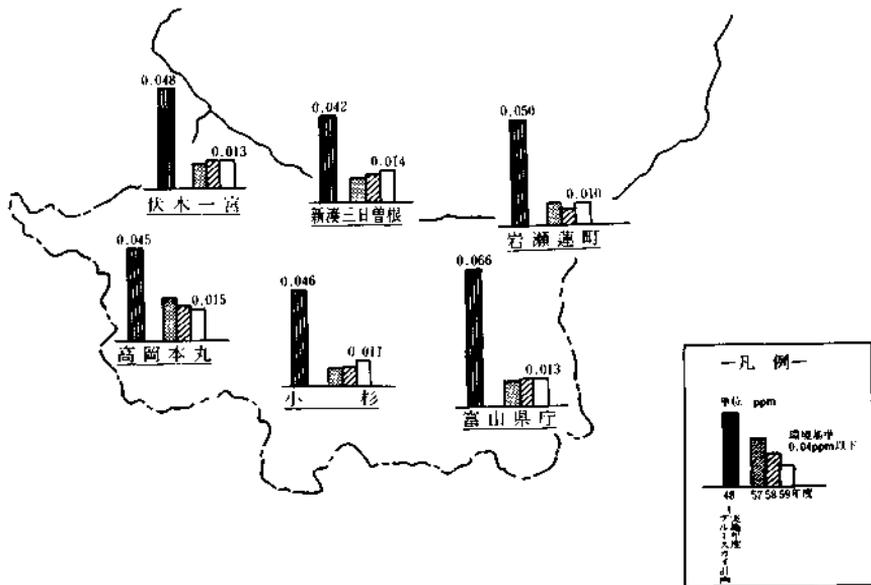


図3 燃料使用量及び硫黄酸化物排出量の経年変化



注 燃料使用量は重油、原油及び石炭の使用量の合計である。

図4 主な観測局における硫黄酸化物濃度(日平均値)の経年変化



硫黄酸化物については、大気汚染防止法の規制にあわせて、本県では、47年度にブルースカイ計画をつくり、工場に対し、硫黄分の少ない良質燃料の使用や排煙中の硫黄分を取り除く装置の設置を指導してきました。

また、一方では、省エネルギーなどの影響で燃料使用量が減少したこともあって、図3のとおり、59年度の硫黄酸化物の排出量は、48年度に比べて5分の1以下に減少しました。

その結果、環境の濃度は、48年度の平均0.036ppmに比べて、59年度は平均0.011ppmと3分の1以下になり、高いところと低いところの差が縮まっているのが目につきます。また、主な観測局についてみると、図4のとおり、48年度に比べて最近は著しく改善されており、濃度はほぼ横ばいで推移しています。

また、環境基準については、48年度には全観測局の半数が基準をこえていましたが、51年度以降は全観測局において達成しており、59年度も環境基準の0.04ppmよりずっと低い濃度でこれを維持しています。

窒素酸化物については、大気汚染防止法の規制にあわせて、49年度からブルースカイ計画により、工場等に対し、燃焼方法の改善や良質な燃料の使用などを指導してきました。

その結果、環境の濃度は、48年度には平均0.039ppmでしたが、その後は0.025ppm前後になり、59年度も0.028ppmと近年はほぼ横ばいの状況です。

また、環境基準は、0.04～0.06ppmの範囲内又はそれ以下となっており、従来から全観測局においてこの基準を達成しています。特に、51年度以降は全観測局で0.04ppm以下となり、59年度もこれを維持しています。

硫黄酸化物及び窒素酸化物については、引き続き環境基準を維持するようブルースカイ計画を推進していきます。

浮遊粉じんについては、高性能な集じん機の設置や燃焼方法の改善などを指導してきました。

その結果、環境の濃度は、従来から $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 程度でほとんど変わらず、59年度も $0.09\text{mg}/\text{m}^3$ とほぼ横ばいの状況です。

また、環境基準については、59年度の達成率が74%であり、今後とも工場などから出る粉じんが環境に及ぼす影響を調査し、対策を進めることにしています。

光化学オキシダントについては、ここ数年、注意報を発令するような状況には至っていませんが、各観測局とも、春先から夏場にかけて、年間わずかに（総測定時間の0.4～3.9%）環境基準をこえることがありますので、今後さらに、原因物質や発生メカニズムを把握するため、調査を進めることにしています。

一酸化炭素については、全観測局において環境基準を達成しています。

また、近年、積雪寒冷地において、スパイクタイヤの使用によって、道路損傷や道路粉じんの発生等生活環境への影響が社会問題になっています。

このようなことから、県では、要綱を定め、3月15日から12月10日までの期間をスパイクタイヤの使用を自粛するよう広く県民に呼びかけています。

(2) 水質汚濁 一もどりつつある清流

都市河川では生活排水が課題一

水は、健康で文化的な生活を営むために必要であるばかりでなく、工業、農業、水産業等の産業活動にもなくてはならないものです。

また、きれいな川、緑豊かな水辺などは、散策、水浴その他のレクリエーションや憩いの場として、私たちをはぐくんでいます。

このように、水は暮らしに重要な役割を果たしていますが、水を利用する人の活動が逆に水質の汚濁をもたらしました。

このため、水質汚濁防止法によって工場排水を厳しく規制したり、あるいは下水道の整備によって生活排水の処理をするなどの措置がとられています。

その結果、県内の川や海の水質の状況は、全体としてきれいになってきていますが、街の中を流れている一部の川では、まだ、生活排水などによる汚れがみられます。

このような川や海の水質の状況を監視するため、図5のとおり、現在27の川で89地点、富山湾で30地点の合計119地点で、定期的に測定を行っています。

これらの地点では、それぞれ環境基準が定められており、その達成状況は、水銀やカドミウムなどの人の健康に関する項目では、46年度以降すべての川や海で環境基準を達成維持しています。

また、水の汚れを表わすBODやCODの項目についての環境基準の達成状況は、表2のとおり、川では90%前後を、また海では100%近い状態を近年維持しており、きれいな水質が保たれています。

つぎに、県内の川や海の水質の推移をBODまたはCODで見ますと、図6、7のとおり、従来汚れがみられた小矢部川やその支川の千保川あるいは神通川などは、環境基準をあてはめた時と比べて著しく改善され、近年はきれいになってきています。また、庄川や黒部川などは現在もその清流を保っています。

しかし、中小の川のうち、家庭からの生活排水の影響が主にみられる

表2 河川、海域における環境基準達成率 (%)

水域区分		55年度	56年度	57年度	58年度	59年度
河川	主要5河川	100	96	96	92	96
	中小22河川	87	80	83	83	80
	合計	93	87	89	87	87
海域	富山湾	96	100	96	100	100
	富山新港	100	100	100	100	100
	合計	96	100	96	100	100

注1 環境基準達成率は、河川BOD、海域CODによる。

2 環境基準達成率 (%) = 基準達成点数 / 環境基準点数 × 100

湖田川では、徐々に改善を遂げ、平成10年度の水質は、BOD5が2.5mg/L以下に改善され、

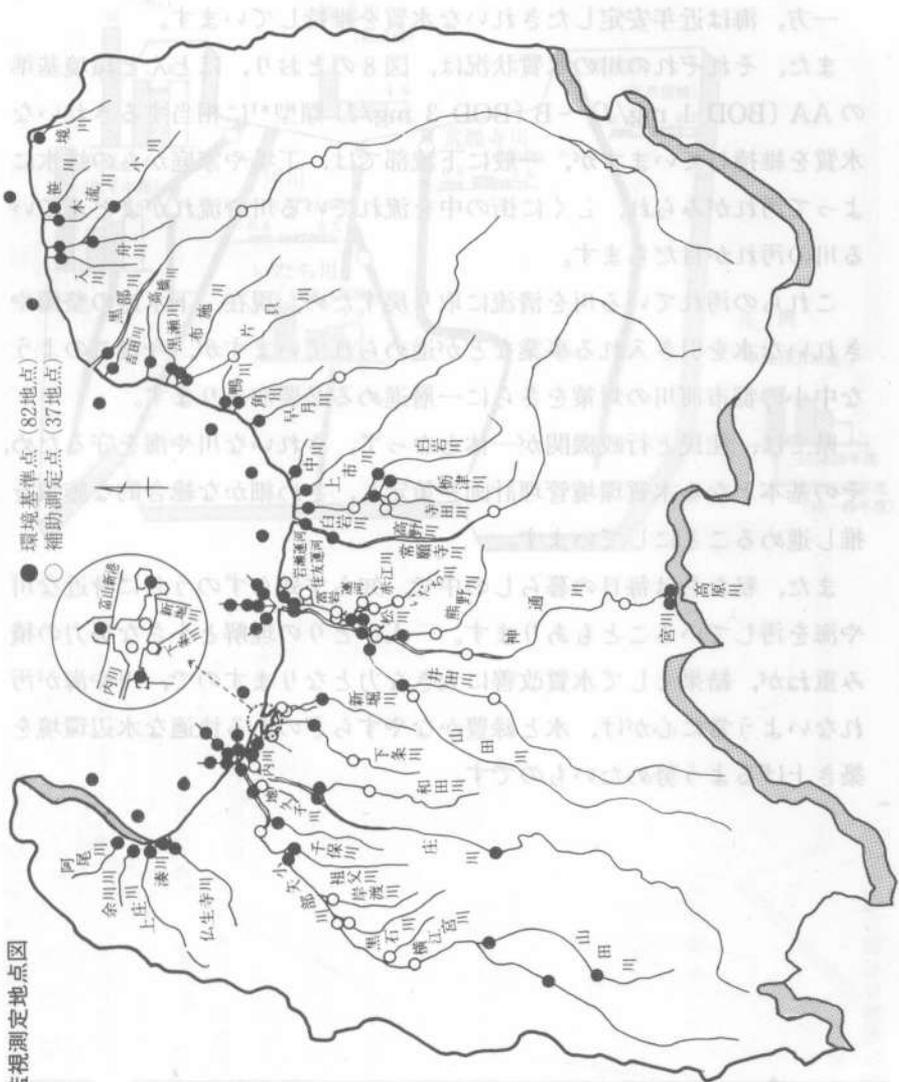


図5 水質監視測定地点図

都市河川では、徐々に改善されてきているものの、いまだに汚れています。

一方、海は近年安定したきれいな水質を維持しています。

また、それぞれの川の水質状況は、図8のとおり、ほとんど環境基準のAA (BOD 1 mg/l) ~B (BOD 3 mg/l) 類型*1に相当するきれいな水質を維持していますが、一般に下流部では、工場や家庭からの排水によって汚れがみられ、とくに街の中を流れている川や流れがよどんでいる川の汚れが目立ちます。

これらの汚れている川を清流に取り戻すため、現在、下水道の整備やきれいな水を引き入れる事業などが進められていますが、今後このような中小の都市河川の対策をさらに一層進める必要があります。

県では、住民と行政機関が一体となって、きれいな川や海を守るため、その基本となる水質環境管理計画を策定し、きめ細かな総合的な施策を推し進めることにしています。

また、私たちは毎日の暮らしの中で、知らず知らずのうちに身近な川や海を汚していることもあります。一人ひとりの理解と小さな努力の積み重ねが、結果として水質改善に大きな力となりますので、川や海が汚れないよう常に心がけ、水と緑豊かなやすらぎのある快適な水辺環境を築き上げるよう努めたいものです。

*1 [水質の環境基準の類型] 川や海の水質の環境基準は、水の利用目的に応じて、川の場合はAA~E 類型の6つに、また海の場合はA~C 類型の3つに分類されています。

川のAA 類型とか、海のA 類型はもっともきれいな水質です。

図6 主要河川末端の水質(BOD)経年変化

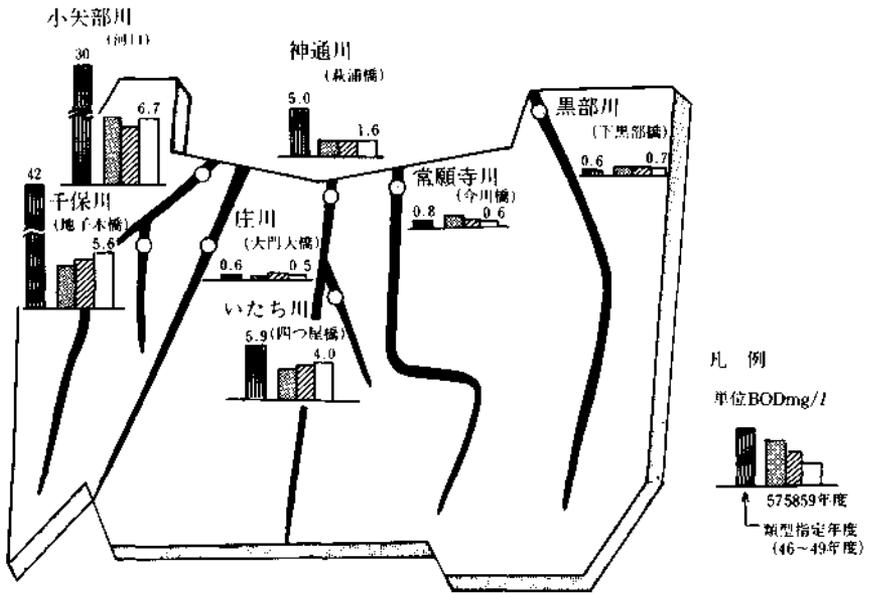
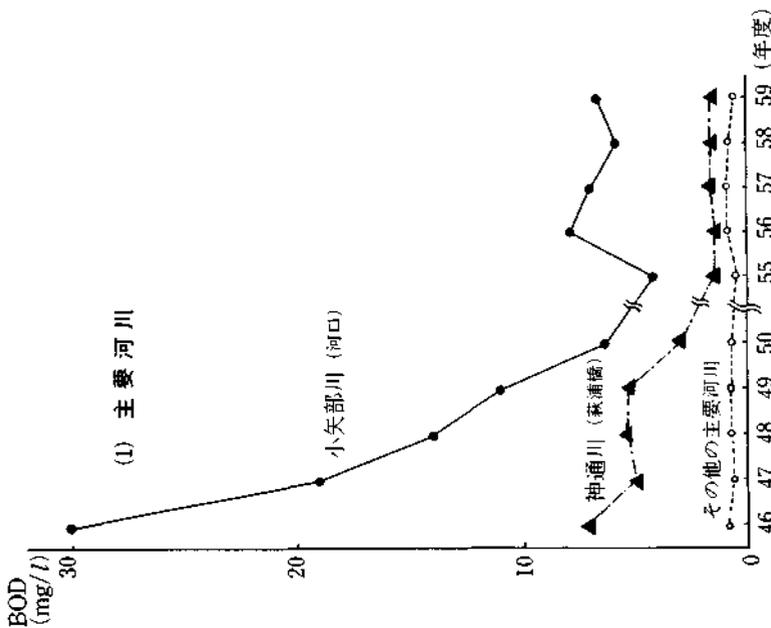


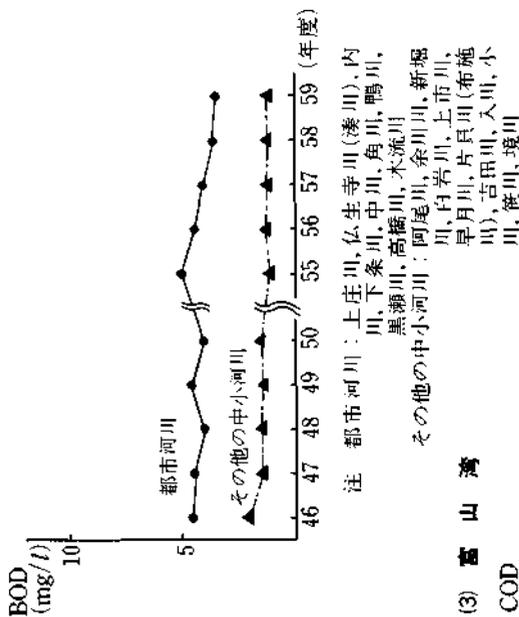
図7 河川及び海域の水質の経年変化

(1) 主要河川



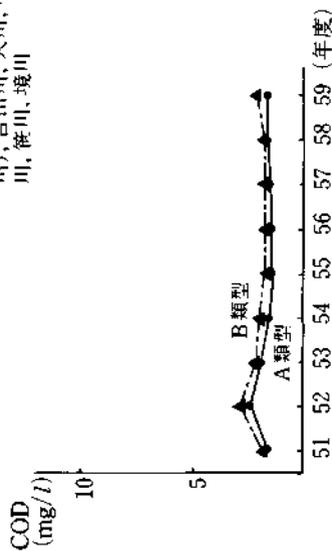
注 その他の主要河川：庄川，常願寺川，黒部川

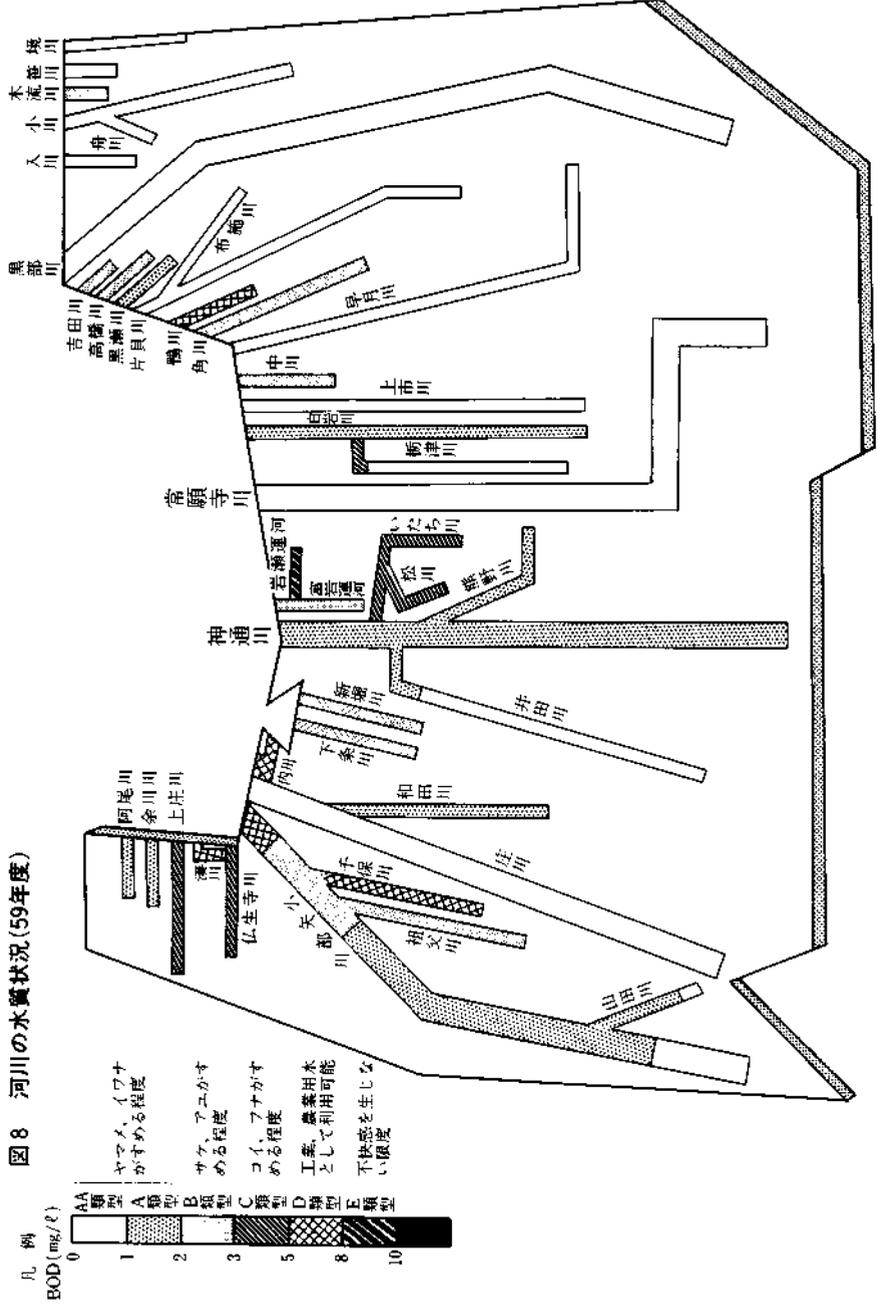
(2) 中小河川



注 都市河川：上庄川，仏生寺川(湊川)，内川，下条川，中川，角川，鴨川，黒瀬川，高橋川，木流川
 その他の中小河川：阿尾川，奈川川，新堀川，白岩川，上市川，早月川，片貝川(布施川)，古田川，入川，小川，笹川，境川

(3) 富山湾





(3) 騒音、振動、悪臭 ー多様化する騒音の苦情ー

日常生活で体験するさまざまな音やにおいの中には「迷惑な音(騒音)」や「不快なにおい(悪臭)」があります。

県では、これら身近な公害(騒音・振動・悪臭)について、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法や公害防止条例により工場・事業場を規制しています。

騒音、振動や悪臭の状況を、県や市町村で受けつけた苦情件数からみますと、騒音や振動については、図9のとおり47年度をピークに大幅に減少し、最近はさらに減少する傾向にあります。59年度では、特に商店・飲食店等の苦情が減少しましたが、発生源については、多様化する傾向にあります。また、工場・事業場の苦情は、防音工事や工場移転などの指導により漸次減少しています。

一方、悪臭については、図10のとおり47年度が最も多く近年横ばいから減少傾向にあり、59年度では特に畜産業の苦情が少なくなっています。

なお、近年の生活水準の向上や都市化の進展にともなって騒音の発生源が多様化するなかにあつて、生活環境を保全するため、騒音の環境基準のあてはめを行うことにしています。

また、59年3月に富山空港にジェット機が就航したことから、航空機騒音の環境基準についてもあてはめを行うことにしています。

図9 騒音・振動苦情の内訳

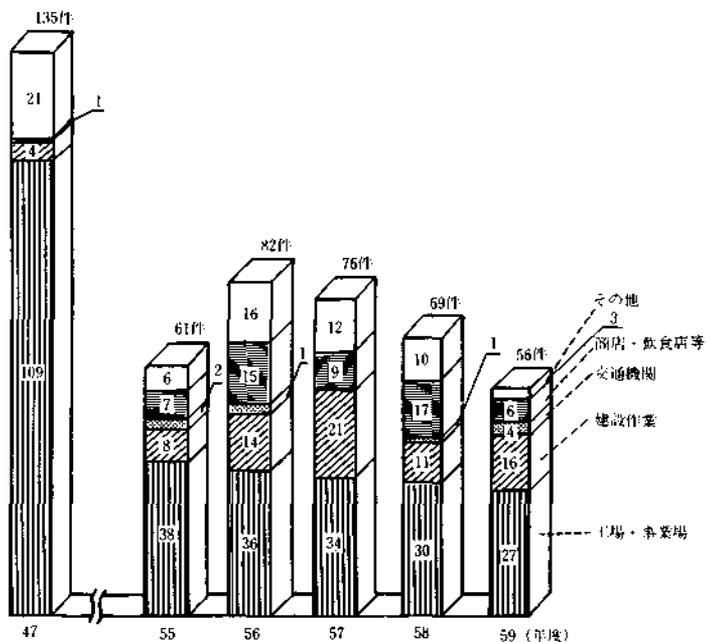
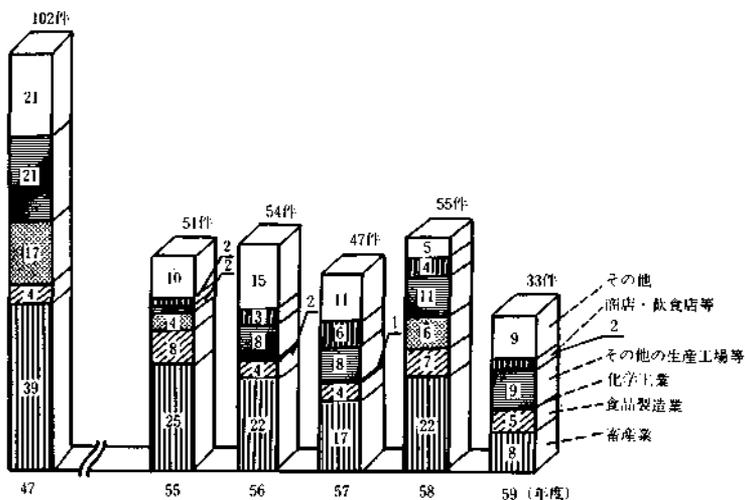


図10 悪臭苦情の内訳



(4) 土 壌 汚 染 一第2次地区の土壤復元が進められる一

農用地の汚染原因となる物質として、土壤汚染防止法ではカドミウム、
ひ素、銅の3物質が定められています。

本県では、このうちカドミウムにより汚染された農用地として、表3

表3 対策地域の指定状況

地 域 名			対策地域の積 面	指 定 年 月 日	汚 染 物 質
①神通川流域	左岸地域	富山市	21.1ha	49年8月27日	カドミウム
		婦中町	912.0	52年1月28日(区域変更)	
		八尾町	85.3	52年11月30日(区域変更)	
		小計	1,018.4		
	右岸地域	富山市	437.6	50年10月17日	
		大沢野町	44.6	52年11月30日(区域変更)	
		小計	482.2		
計		1,500.6			
②黒部地域	黒部市	129.5	48年8月9日 49年11月28日(区域変更)	カドミウム	

表4 神通川流域における農用地の土壤復元計画

計 画 の 内 容		地 区			
		第 1 次 地 区	第 2 次 地 区		
公 告 年 月 日		55年2月6日		59年1月20日	
計 画 面 積	左岸地域	婦中町	12.5ha	婦中町	219.6ha
		八尾町		八尾町	85.3
		小計	12.5	小計	304.9
	右岸地域	富山市	54.2	富山市	130.7
		大沢野町	29.7	大沢野町	14.9
		小計	83.9	小計	145.6
合 計		96.4(108.0)	合 計	450.5(481.1)	
復 旧 方 式		区画整理方式		区画整理方式及び現状回復方式	
対 策 工 法		埋込客土及び上のせ客土		埋込客土及び上のせ客土	
総 事 業 費		1,793,000千円		10,940,000千円	

注 実数は台帳面積、()内は実測面積である。

及び図11のとおり、神通川流域で1,500.6ha、黒部地域で129.5haが土壌汚染対策地域に指定されています。

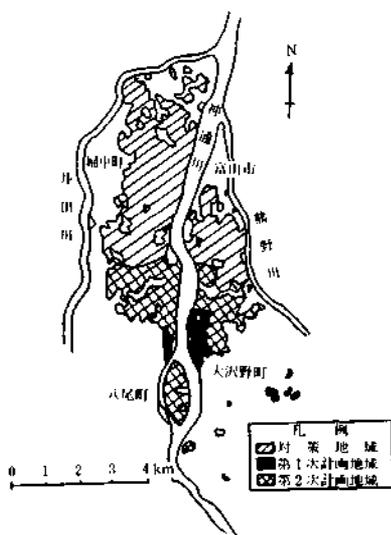
このうち、神通川流域の上流部96.4haの第1次地区については、きれいな土壌に復元するための工事が完了し、この復元田で水稻の作付が行われております。

また、59年1月には第1次地区に隣接した第2次地区の450.5haについても、復元工事を進めるため表4のとおり計画をつくり、59年6月から工事を実施しております。

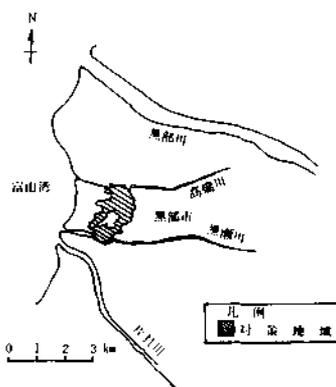
なお、黒部地域については、農用地の土地利用について地元調整を終えたうえで、対策計画を策定することにしてあります。

図11 土壌汚染対策地域

1 神通川流域



2 黒部地域



(5) 地下水 —地下水位は横ばい—

本県は、全国的にも降水量が多く、地下水のかん養に適した地形、地質にあることから、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大の恩恵を受けております。

県では、この地下水を適正に利用するため、地下水条例により、富山市、高岡市、新湊市およびその周辺地域について規制しています。

また、現在、図12のとおり、富山、高岡、黒部の各地域で計20か所の井戸により地下水位を観測しております。図13のとおり、全体的にみて大幅な変動はなく、おおむね横ばいに推移していますが、最近、豪雪による地下水利用の影響により、一部の地点では低下の傾向がみられます。

地域別にみると、富山地域では全体的にみてほぼ横ばいで、高岡地域では、ゆるやかな上昇傾向にあったが、最近、一部の地点では低下がみられます。黒部地域では、全体的にみてほぼ横ばいであったが、最近、一部の地点では低下がみられます。

なお、地下水への海水の混入は、富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近にみられますが、ここ数年、変化はみられません。

図12 定点地下水位観測位置図

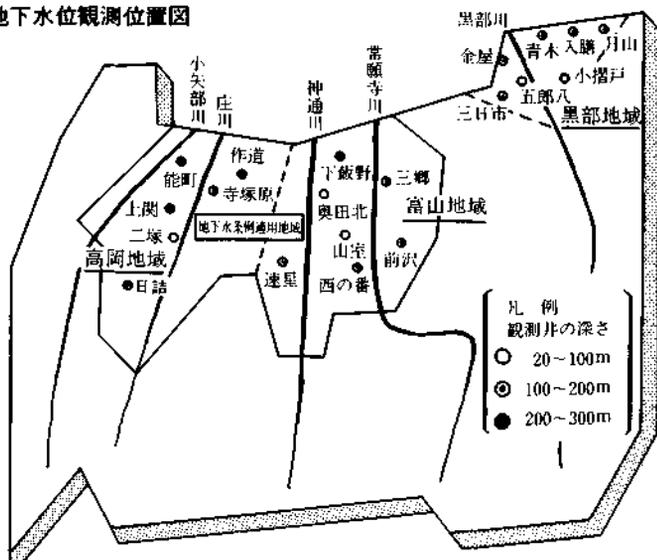
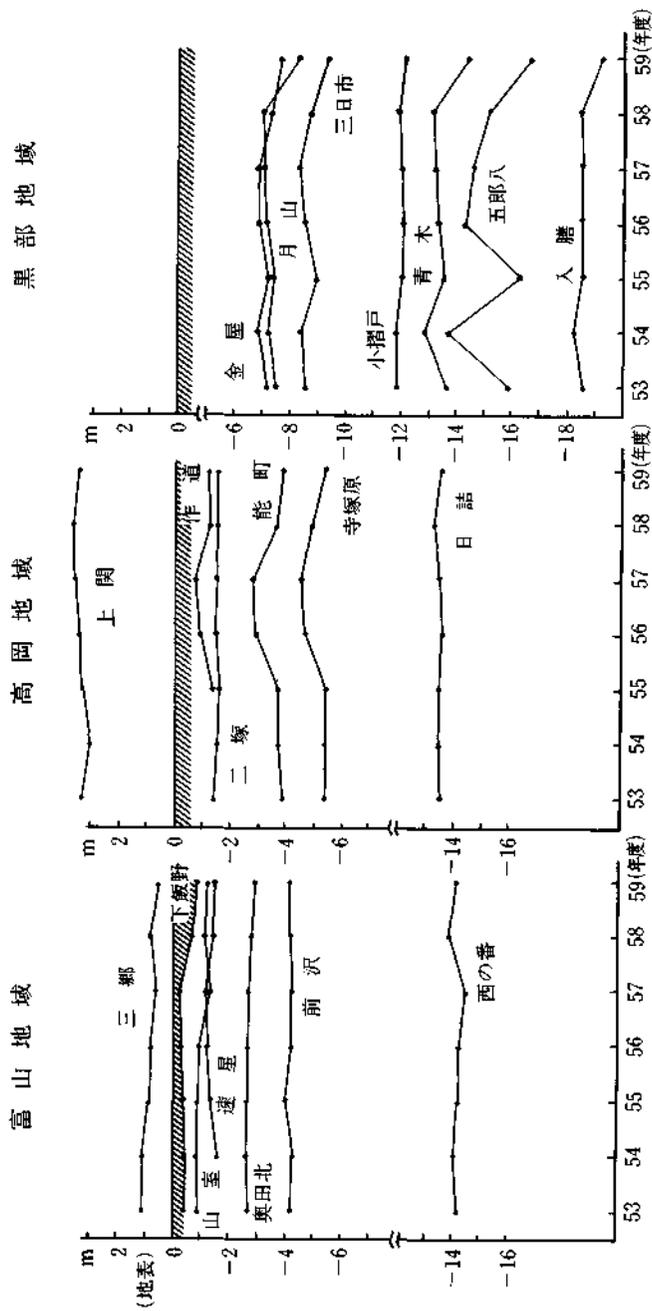
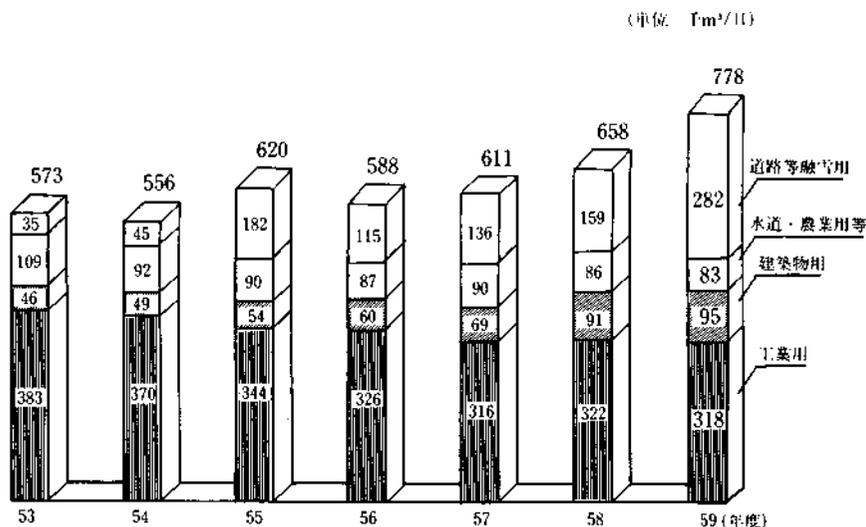


図13 地下水位の経年変化



地下水条例適用地域における地下水の採取量は、図14のとおり最も多い工業用が、条例による規制や合理的な利用により、年々減少していますが、近年、道路等の融雪用は増加する傾向にあります。このため、引き続き監視を行うとともに、必要な調査を実施し、地下水障害の未然防止に努めることにしています。

図14 地下水採取状況の用途別推移
(地下水条例適用地域)



(6) 廃棄物 —さらに有効利用をすすめる—

廃棄物は、近年の経済の安定成長と省資源・省エネルギーが進むなかで、量的には横ばいの状況であります。生活水準の向上や産業活動の高度化に伴って、質的には多種・多様になってきています。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる燃えがら、汚でい、廃プラスチック類などの産業廃棄物に大別され、一般廃棄物については市町村が収集・処理し、産業廃棄物はそれを排出した者が責任をもって処理することが原則となっています。

一般廃棄物の処理については、最近、用地の確保や効率的な処理を行うため広域圏を中心とした整備がなされており、また、廃熱を利用した発電、温水プールや金属回収、肥料化など、再資源やエネルギーとしての有効利用が進められています。

ごみやし尿の処理は、図15のとおり最近ほとんど横ばいに推移しており、58年度のごみ処理量は、35万tで図16のとおり、市町村による収集分が79%、直接搬入される分が21%となっています。その大部分は、図

図15 ごみ及びし尿処理量の推移

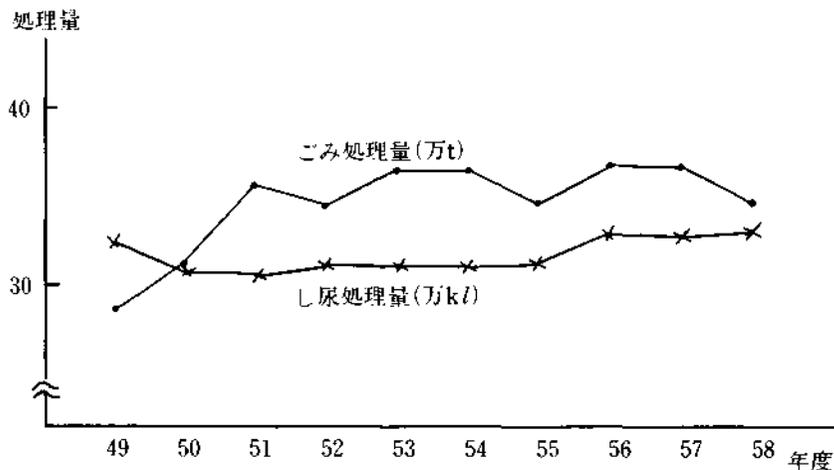


図16 ごみの処理状況(58年度)

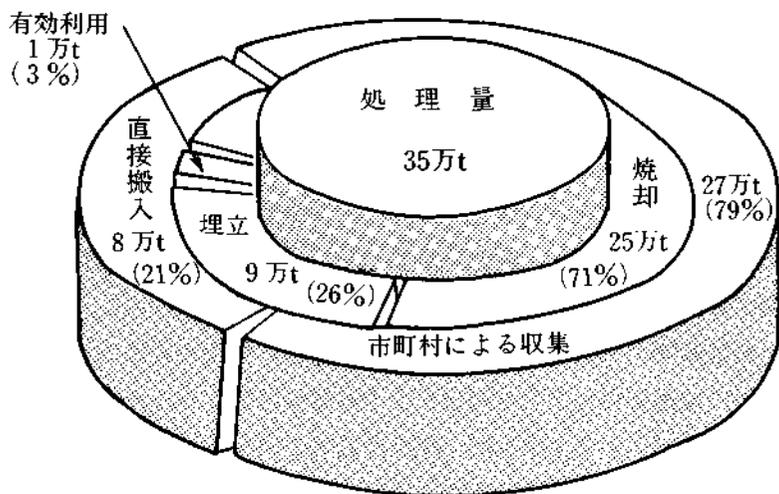


図17 ごみ処理施設の状況

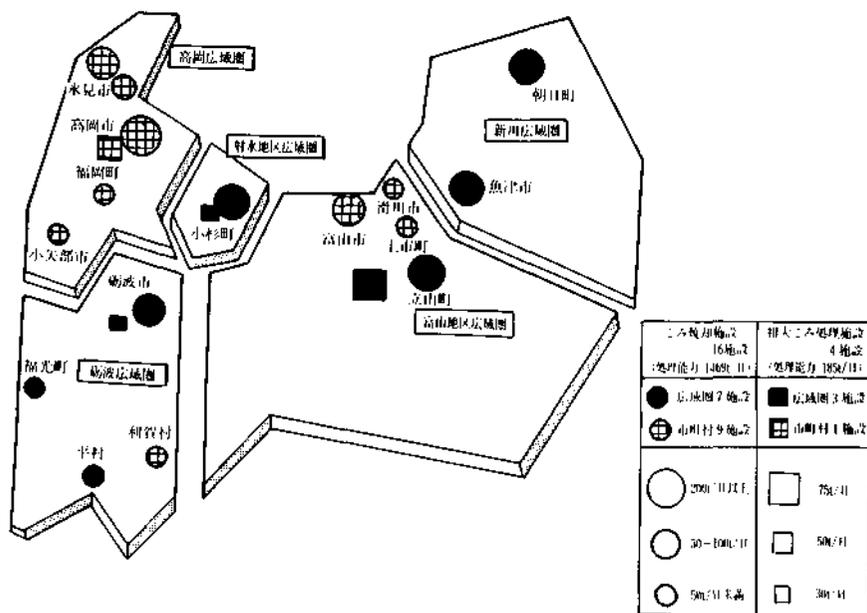
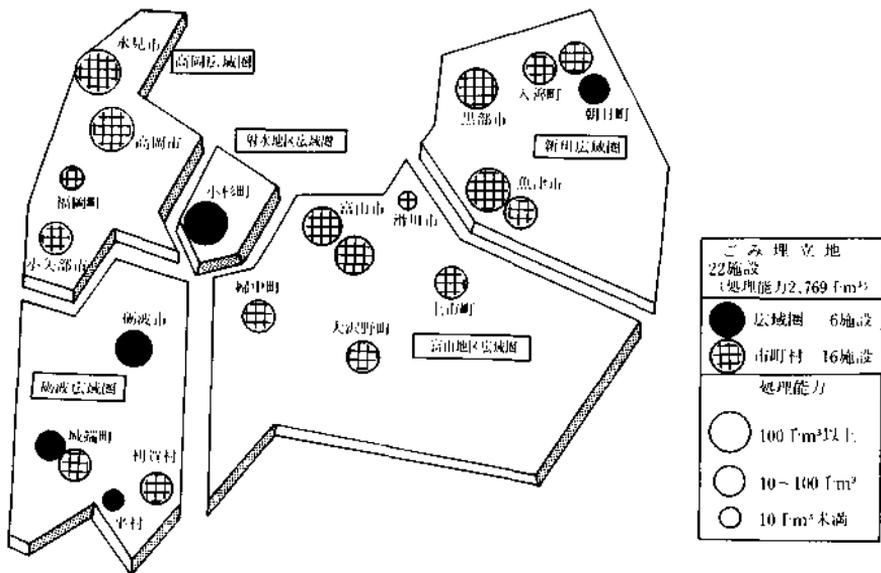


図18 ごみ埋立地の状況



17, 図18のとおり市町村や広域圏で設置されている16か所のごみ焼却施設と22か所のごみ埋立地で処理されています。また、冷蔵庫や家具などの粗大ごみは4か所に設置されている専用の処理施設で処理されているほか、乾電池については、市町村において分別収集し、保管する措置がすすめられています。

一方、し尿の収集及び処理の状況は、図19及び図20のとおりで、くみ取りによる収集人口は57万人(総人口比51%)、下水道やし尿浄化槽によって水洗化されている人口は41万人(同36%)となっており、残りは自家処理されています。また、くみ取りにより収集されたし尿と、し尿浄化槽で生じる汚水は33万klで、そのほとんどは図21のとおり市町村や広域圏などで設置されている11か所の処理施設で処理されています。

図19 し尿収集状況(58年度)

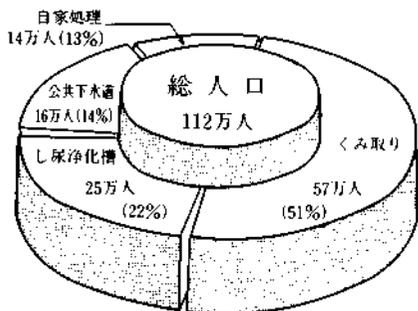


図20 し尿処理状況(58年度)

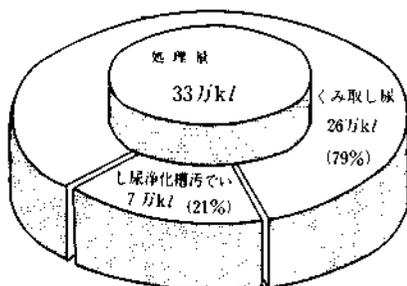
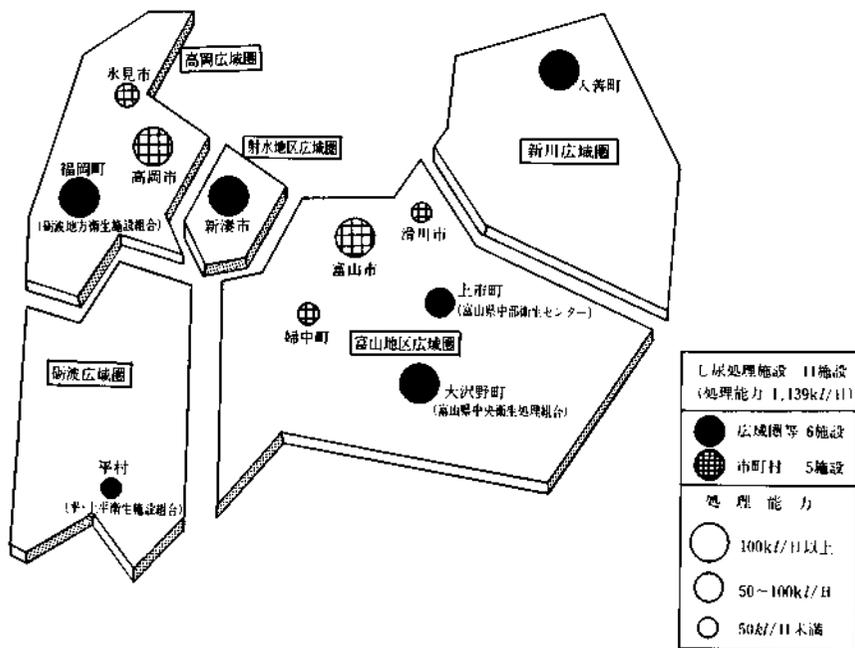
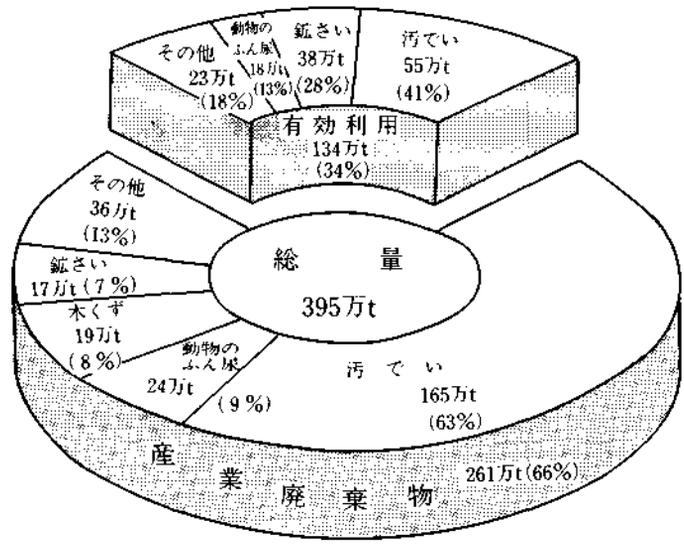


図21 し尿処理施設の状況



産業廃棄物については、55年度の実績にもとづいて58年度に排出された総量を推計すると、図22のとおり395万tとなっています。このうち自社で再利用したり、燃料や路盤材として売却されるなど、資源として有効利用されたものは134万tで、残りの261万tが汚でいを主とする産業廃棄物となっています。

図22 事業活動に伴う排出状況(58年度)

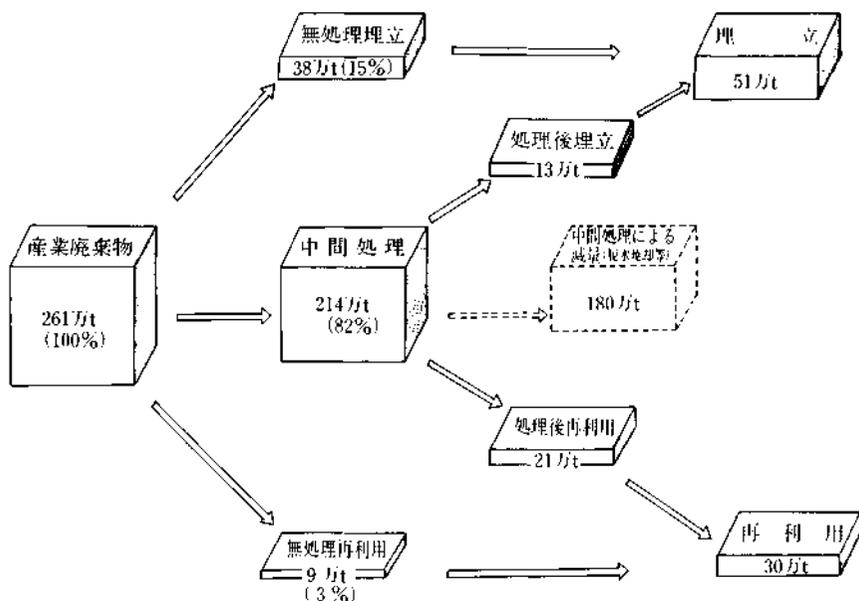


産業廃棄物の処理については、図23のとおり、焼却、脱水などの中間処理がなされ、最終的には51万tが埋立され、30万tが再利用されています。

産業廃棄物はできる限り減量化し、有効利用を図ることが重要で、本県では、従来から有効利用を促進するため、県内の事業者間で廃棄物が相互に利用されるよう情報の交換に努めてきましたが、59年度からはさらに新潟県、長野県及び山梨県の情報も整備し、広域的な情報の提供にも努めています。

また、小規模事業所では、自社のみで埋立処分場を確保することが困難になってきていることから、富山新港東部埋立地の一部に埋立処分場を建設中であり、60年度中には埋立を開始することにしております。

図23 産業廃棄物の処理状況



(7) 快適環境づくり —快適環境づくりをすすめる—

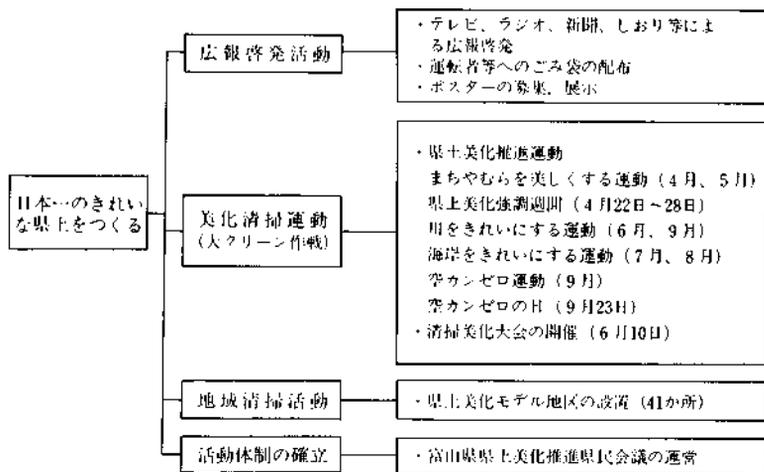
近年、県民生活の向上に伴って、生活環境に対する要望も多様で高度なものになり、緑や水のある自然、歴史的雰囲気のある落ち着いたたたずまい、機能的で美しい街並等、やすらぎやうるおいのある快適な環境のもとに生活することを望むようになってきています。

このため県ではこれまで行ってきた公害防止や自然環境の保全に加えて、県土美化運動や名水の選定にみられるように、さらに一歩進んだ快適環境づくりの施策に取りかかっています。

県土美化運動は、58年3月に制定した、富山県県土美化推進運動要綱に基づいて、婦人会、青年団、ボランティア団体等101団体で構成する富山県県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして県民総ぐるみの運動として展開されています。

この運動では「まちやむらを美しくする運動」「川をきれいにする運動」「海岸をきれいにする運動」及び「空カンゼロ運動」の四つの美化運動を柱として、ポスターの提示やしおりの配布、公共の場所の清掃など図24のとおり各種の事業を実施しているほか、県土美化モデル地区を市町

図24 県土美化推進運動の概要



村にそれぞれ指定し、清掃や緑化活動の輪がこれらの地区を核として、全県的に波及するよう事業の推進を図っており、清掃活動への参加者も年々増加してきています。

また富山県が全国にほこる豊富できれいな水は産業活動をはぐくみ、県民の心をうるおし、生活に多大な恩恵を与えてきました。

これらの水の中にはいわゆる名水として古くから引き継がれてきた自然水やきれいな水環境が含まれており、59年度に環境庁が実施した「全国名水百選」には本県から表5のとおり、「黒部川扇状地の湧水群」をはじめ4点が選定されました。

これを契機に県内にある名水をほりおこし、県内外に紹介するとともに優良な水環境の保全を積極的に進めることにしています。

さらに、60年2月には「日本一の花と緑の県づくり」をめざして、「富山県グリーンプラン」が策定され、緑化団体、文化団体、市町村等で構成する富山県緑花推進県民会議を中心として、緑化事業の推進、緑化思想の啓発等各種の事業が実施されることになっております。

その他「魅力あるまちづくり事業」「文化性導入事業」等もそれぞれ実施されているところであり、これらの事業について総合的、計画的な充実を図りながら、今後とも快適環境づくりの事業に積極的に取り組んでいくことにしています。

表5 全国名水百選の選定を受けた名水

名 称	種 類	所 在 地
黒部川扇状地の湧水群 (生地の共同洗い場、清水の里、杉沢)	湧 水	黒部市及び入善町
<small>あなんたん</small> 穴の谷の霊水	湧 水	上 市 町
<small>うりわり しようず</small> 瓜裂の清水	湧 水	庄 川 町
<small>たまごの</small> 立山玉殿の湧水	湧 水	立 山 町

注 上記のほか「片貝川の清流」(魚津市)が準名水百選扱いとなった。

(8) その他

ア 公害に関する苦情

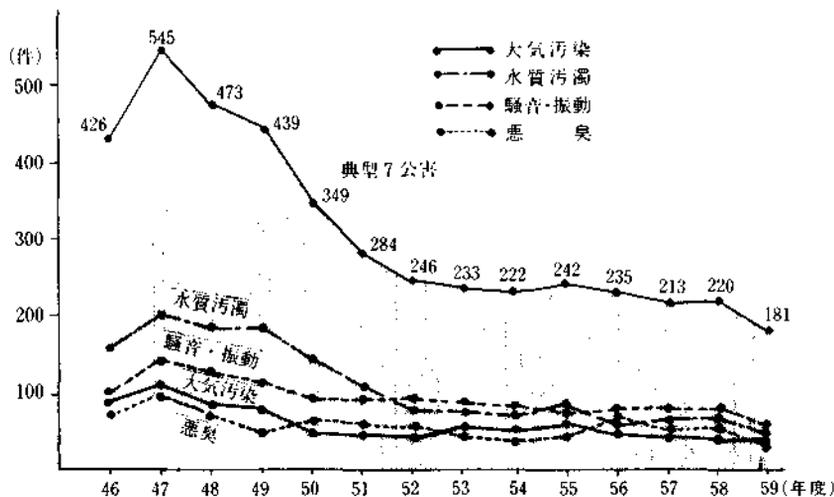
公害の苦情を処理するために、公害審査会や、公害苦情相談員を設けて、すみやかで適切な解決に努めています。

県や市町村で受付けた大気汚染や水質汚濁などの典型7公害^{*1}についての苦情の件数は、図25のとおり、47年度の545件をピークに年々減少しており、59年度は、181件と多いときの3分の1以下になっています。

これらの苦情の発生は、図26のとおり、生産工場によるものがもっとも多く、次いで建築土木、商店・飲食店などとなっていますが、近年は生産工場によるものが減少してきている反面、苦情の内容は多種・多様になっています。

さらに、人口100万人当たりの苦情の発生状況は、図27のとおり、本県は全国に比べて2分の1以下で、苦情の少ない県となっています。

図25 公害苦情受理件数の経年変化



*1〔典型7公害〕大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭のことをいいます。

図26 苦情の内訳 (典型7公害)

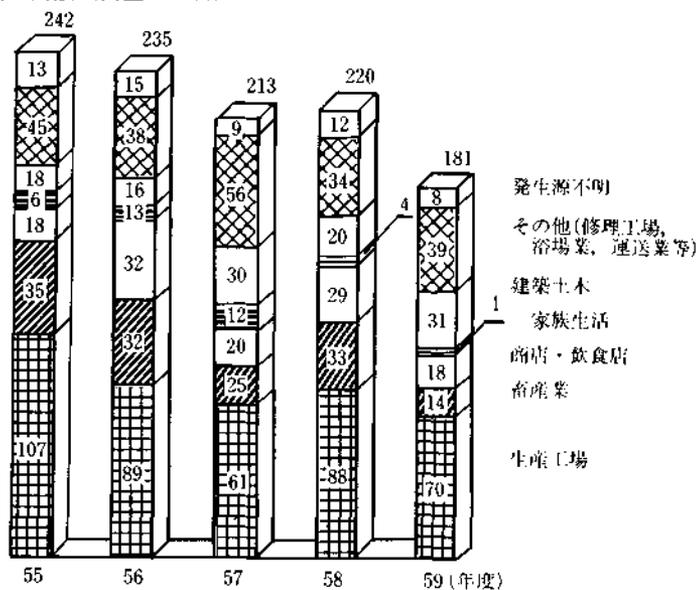
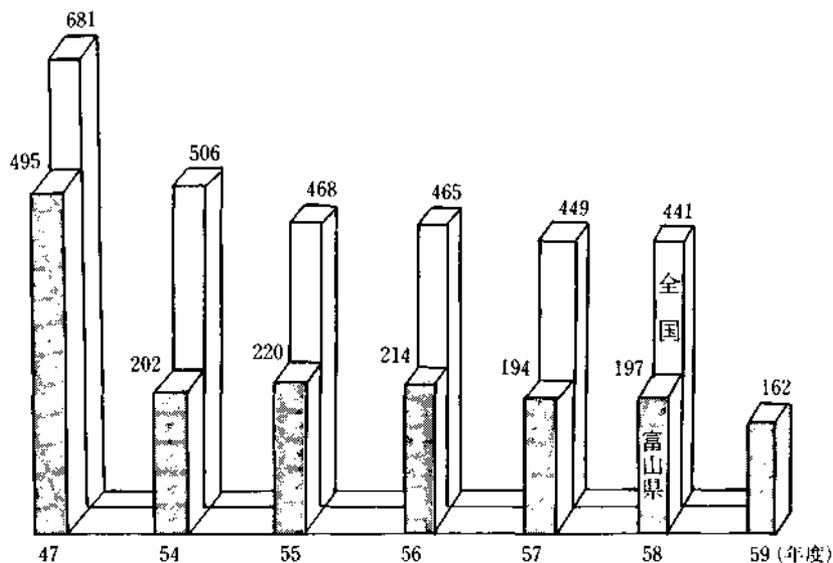


図27 人口100万人当たりの苦情発生状況 (典型7公害)



注 本県及び全国の件数は、苦情件数/人口×100万人

イ 富山・高岡地域の公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害のおそれのある地域について、総合的かつ計画的に公害防止の対策を進めるものであります。

本県では、富山・高岡地域について、49年度以来2回（49年度～53年度、54年度～58年度）にわたり国の承認を受けて、公害防止計画をつくり、各種の公害防止対策を進めてきました。

その結果、硫酸化物による大気汚染や主な河川の水質汚濁は大幅に改善されてきましたが、浮遊粉じんや光化学オキシダントによる大気汚染、都市河川の水質汚濁、カドミウム汚染田の復元事業など本地域には、なおいくつかの課題が残されていたことから、59年度に旧計画の見直しを行ない、表6のとおり63年度を目標とする新しい5か年計画を策定し、さらに対策を進めることにしています。

表6 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区 分	内 容
地域範囲	富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町
承認年月日	60年3月8日
計画期間	59年度～63年度
計画事業費	1,065億円（地方公共団体 993億円、事業者 72億円）
主 な 計 画 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の整備 ・ 富山空港周辺の緩衝緑地 ・ 河川のしゅんせつ、導水 ・ し尿・ごみ処理施設の整備 ・ カドミウム汚染田の復元 ・ 監視機器の整備 ・ 公害防止施設の整備

ウ 公害防止のための融資制度

中小企業における公害防止施設の整備を円滑に進めるために、金融機関と協力して、中小企業公害防止資金融資制度を設けています。

この資金は、個別処理施設については2,000万円、共同処理施設については4,000万円を貸付限度額として、返済期間は7年以内、利率は5.0%と低利なものとなっています。

このほか、中小企業の公害防止施設整備の融資制度としては、中小企業設備近代化資金、農業近代化資金などがあり、これらを含めた融資状況は表7のとおりとなっています。

表7 公害防止施設への融資状況

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	55	56	57	58	59
中小企業公害防止資金	484,774 (43)	417,000 (39)	308,730 (27)	324,450 (30)	345,400 (26)
中小企業 設備近代化 設備貸与 高度化 振興融資 資金	145,200 (10)	230,360 (17)	268,280 (14)	273,360 (16)	133,100 (8)
農業近代化資金	111,190 (25)	92,140 (19)	49,260 (9)	11,990 (5)	5,200 (2)
合 計	741,164 (78)	739,500 (75)	626,270 (50)	609,800 (51)	483,720 (36)

注()は融資件数

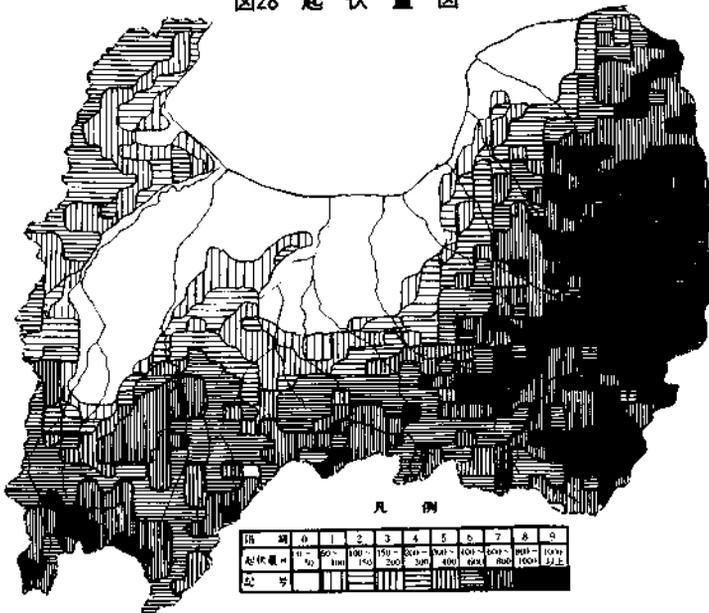
2 自然環境の現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨高原山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これら立山連峰などの山々を源として流れ出す各河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

地形のけわしさの目やすとなる起伏量^{*1}は、図28のとおり本県特有のけわしさがあり、それが県東部で大きくなっていることから東部を中心にすぐれた自然がよく保存されています。

このことは、環境庁の行った「緑の国勢調査」^{*2}において、自然度の高

図28 起伏量図



注 1区画は約4km²
「富山の地形と地質」1976より

- ^{*1}〔起伏量〕一定面積内の最高地点と最低地点の標高差のことで、起伏量が高いほど平均傾斜も大きくなります。
- ^{*2}〔緑の国勢調査〕わが国の自然環境の現況を把握し、自然環境保全の基礎資料とするため、48年度に環境庁が実施した調査です。

い原生的な植生区域（自然度10・9）の県土面積に占める割合が本州第一位にランクされていることからわかります。

このように、本県にはすぐれた自然環境の残されている地域が多く、野生鳥獣も豊富で、鳥類では290種、獣類では41種がそれぞれ確認されています。なお、ライチョウとカモシカは、特別天然記念物であり、それぞれ県鳥、県獣に指定されています。県では、自然の現況を把握するために植生、鳥獣など自然に関する各種調査を行うとともに、自然環境保全地域を9か所、県立自然公園を5か所指定し、国立公園及び国定公園とあわせて、これらの貴重ですぐれた自然環境の保全と適正な利用を図っています。また、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト*1などの活動によって、自然保護思想の普及を図っています。

(1) 植 生 ー高い本県の植生自然度ー

ア 植生の概況

本県は、地形的に非常に標高差が大きいため、高さ別の植物の分市状況は複雑で興味あるものになっています。

(ア) 高山帯、亜高山帯（標高1,600m以上）

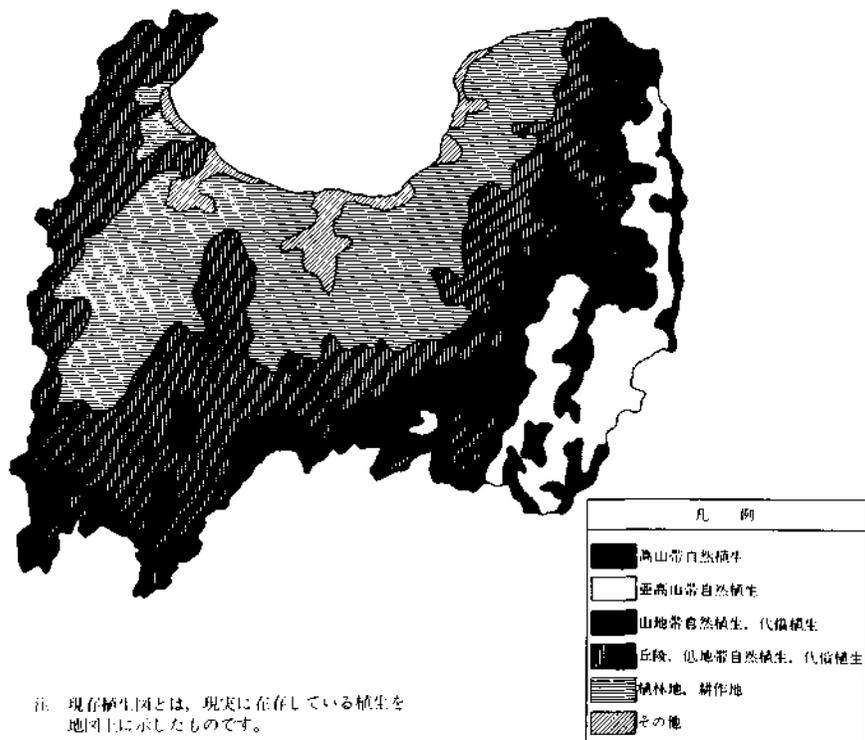
高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原がみられるだけです。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの森林限界地帯の植生となっています。

(イ) 山地帯（標高1,600m～500m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえからいって重要な地域です。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域には

*1 [ナチュラリスト] 県が自然保護の重要性を広くPRするために設けている富山県自然解説員をいいます。

図29 現存植生図



注 現存植生図とは、現実には存在している植生を地図上に示したものです。

クロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生しています。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用され、現在ではミズナラの二次林^{*)}やスギの植林地になっています。

(ウ) 丘陵帯 (標高500m以下)

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する丘陵帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林になっています。また、谷筋や斜面部はスギの

^{*)} [二次林] ミズナラ林、コナラ林など、伐採や火災などにより森林が破壊されたあとに、自然に生じた森林のことです。

造林地になっており、林業生産の重要な場所になっています。このため、自然植生は一部の社寺林等に残されているにすぎません。

(エ) 平野地帯、海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などになっていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ林のみられるところもあります。

クロマツに代表される海岸林はおおむね保安林として管理されており、県東部の園家山には砂丘植生が残されています。

また、水見海岸や宮崎海岸の一部には、シイやタブノキなど暖帯性の樹林がみられるところもあります。

図30 植物の垂直分布

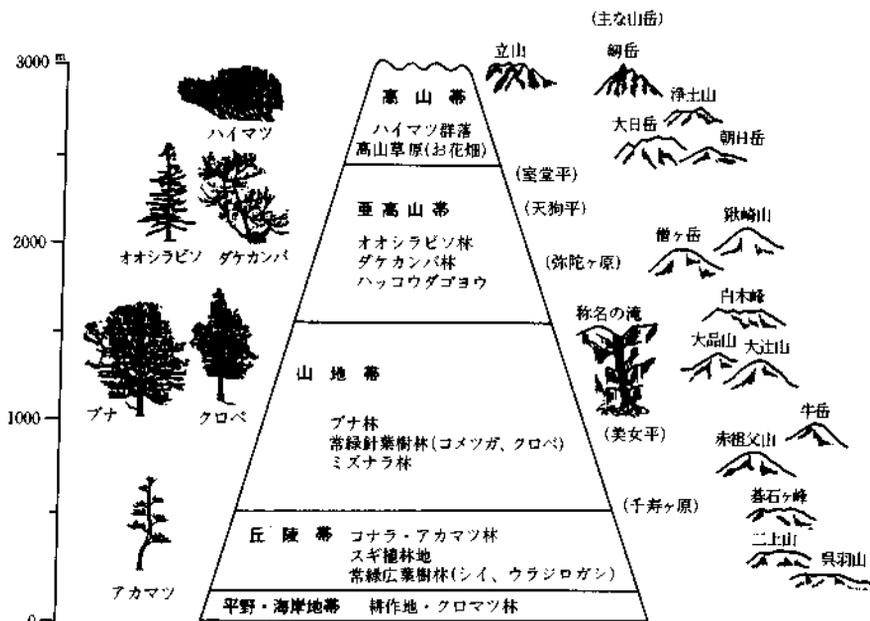
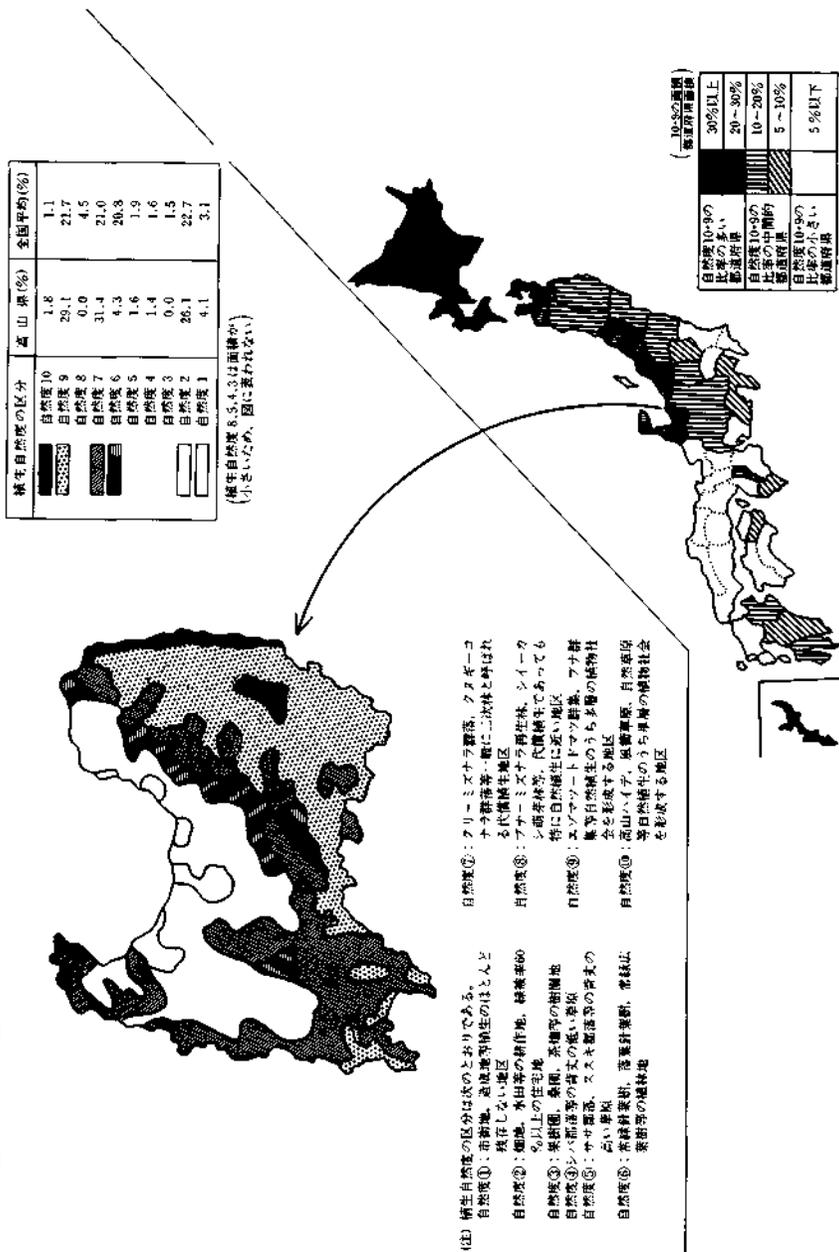


図31 都道府県別の植生自然度比率図と富山県の植生自然度図



イ 植生自然度

環境庁が実施した自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）によると、図31のとおり、自然度の高い原生的な植生区域（自然度10・9）の県土面積に占める割合は30.9%と全国平均22.8%よりも高く、北海道、沖縄に次いで全国第3位、本州では第1位にランクされており、貴重な自然がよく保存されていることがわかります。

特に県東部の山岳地帯では、自然度10・9のすぐれた自然がそこなわれることなく現在まで引き継がれてきています。

(2) 鳥 獣 —多様な自然と多種類の野生鳥獣—

本県は、標高0 mの海岸地帯から3,000m級の北アルプスを望むことができる日本有数の大きな標高差を持っています。この垂直な広がりの中には、海岸、河川、湖沼、田畑、原野、丘陵、森林、高山など、多様な自然が含まれています。このため県土面積の割には豊富な野生鳥獣がすんでいます。

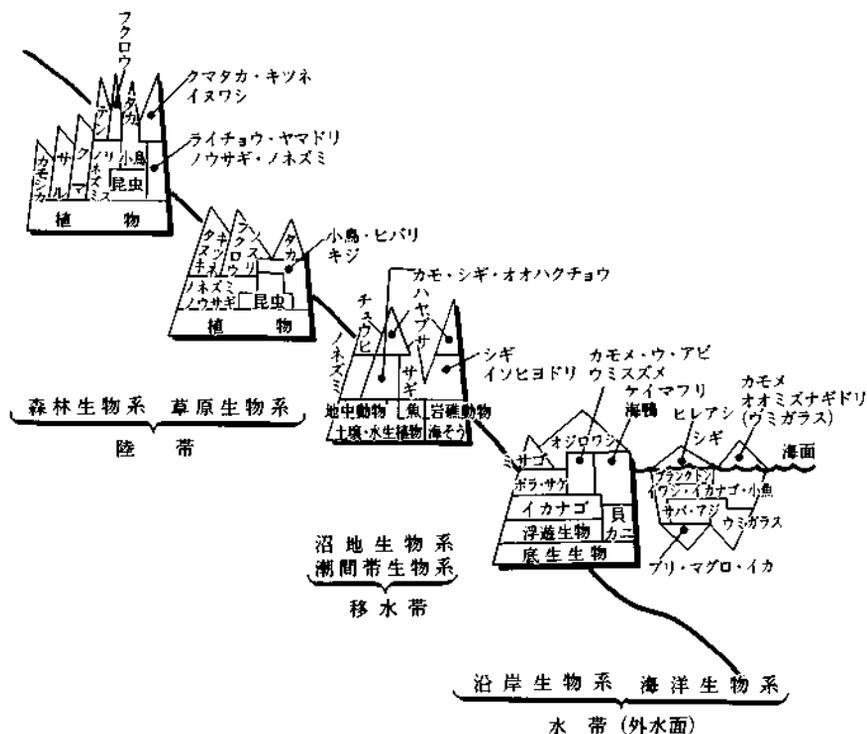
ア 鳥 類

海洋には、氷見海岸周辺等にウミガラス、ウミウなどが冬鳥としてやってくるほか、マガモやカルガモなどの水面でえさをとるカモ類も休息しています。

沿岸部各地には、クロガモなどの水にもぐって食物をとるカモ類やオジロワシやミサゴのように海辺で食物をとっているワシタカ類もしばしばみられます。なお、太平洋岸のように干満潮の差が大きいので、シギ類やチドリ類は海辺の砂礫地のほか、河口部、海岸付近の埋立地にすんでいます。ことに、黒部川と常願寺川の河口部や新湊の海岸埋立地には、春と秋の渡り鳥の季節に多種類の鳥が訪れ、休息します。

内陸部の河川には、カワセミ、セキレイ類、サギ類や陸ガモ類、溪流にはヤマセミ、キセキレイやオシドリ、湖沼には陸ガモ類やカイツ

図32 富山県にみられる鳥獣の生態的地位
(食物及び天敵関係)



ブリがすんでいます。小杉町の恩坊池、富山新港付近は、カモ類の休息水面となっており、富山市の田尻池には、毎年オオハクチョウが飛来します。また、河原、湿田やアシのはえているところには、タゲリ、ヨシキリ類やシギ類が集まってきます。殊に常願寺川河口付近には、県下最大のサギのコロニー（集団営巣地）があり、4月～8月頃には県内全域からアオサギやゴイサギなどが繁殖のため集まってきます。

農耕地や草原には、いろいろな野鳥がすんでいます。このうち、カラス、スズメ、キジバト、トビなどは都市部にもすんでいます。

本県では、キジが大河川の河川敷を繁殖地としており、全国的にも生息密度が高いことで知られています。

森林のうち低山帯や山地帯は、多くの種類の鳥が生息・繁殖するところで、カラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類やワシタカ類などがすんでいます。また、本県は、ツグミなど冬鳥の主要な通り道や越冬地となっており、これら渡り鳥を研究するため国設1級婦中鳥類観測ステーションが婦中町高塚に設置されています。

亜高山帯には、ウソやホシガラスなどがすんでいます。

高山帯には、ライチョウ、イワヒバリなどがすんでおり、イヌワシ、アマツバメなども姿を見ることがあります。

イ 獣 類

平野部には、イタチやアカネズミなどがすんでいます。森林には、多くの種類の獣がすんでおり、その主な種類は、サル、ノウサギ、タヌキ、ヤマネ、カモシカなどです。しかしながら、冬に雪が多く積もるため、本県にはイノシシやシカはすんでいません。亜高山帯から高山帯にかけて、オコジョがすんでいます。

ウ 鳥獣保護区の設定

本県は、良好な自然環境を有しており多種類で多数の野生鳥獣が生息しているため、鳥獣保護の観点から図33のとおり30か所の鳥獣保護区を設定しており、その面積は102,877haと県土面積の約25%を占めています。

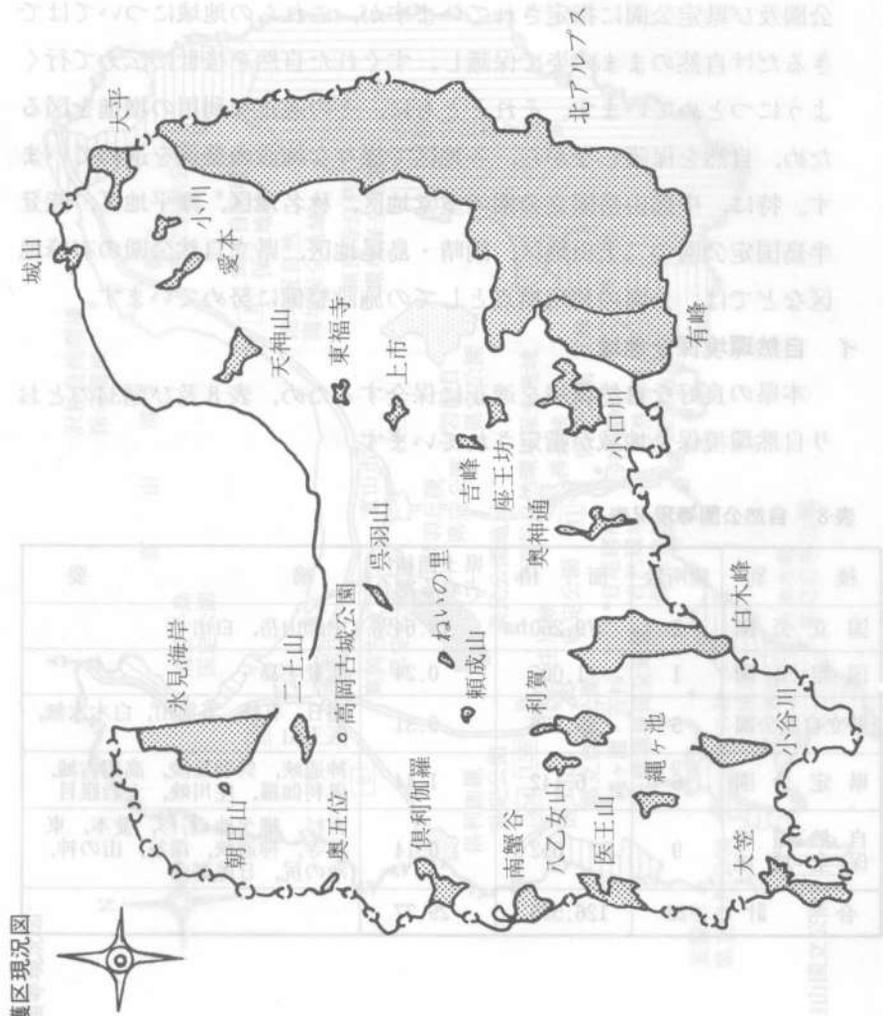


図33 鳥獣保護区現況図

(3) 自然公園 —自然を守り利用するために—

ア 自然公園等

本県のすぐれた自然の風景地について、図34及び表8のとおり自然公園及び県定公園に指定されていますが、これらの地域についてはできるだけ自然のままの姿で保護し、すぐれた自然を後世に伝えて行くようにつとめています。それとともに、その適正な利用の増進を図るため、自然を保護しながら、各地区で様々な施設の整備を進めています。特に、中部山岳国立公園の室堂地区、称名地区、樺平地区、能登半島国定公園の二上山地区、雨晴・島尾地区、県立自然公園の有峰地区などでは、公園の利用拠点としての施設整備に努めています。

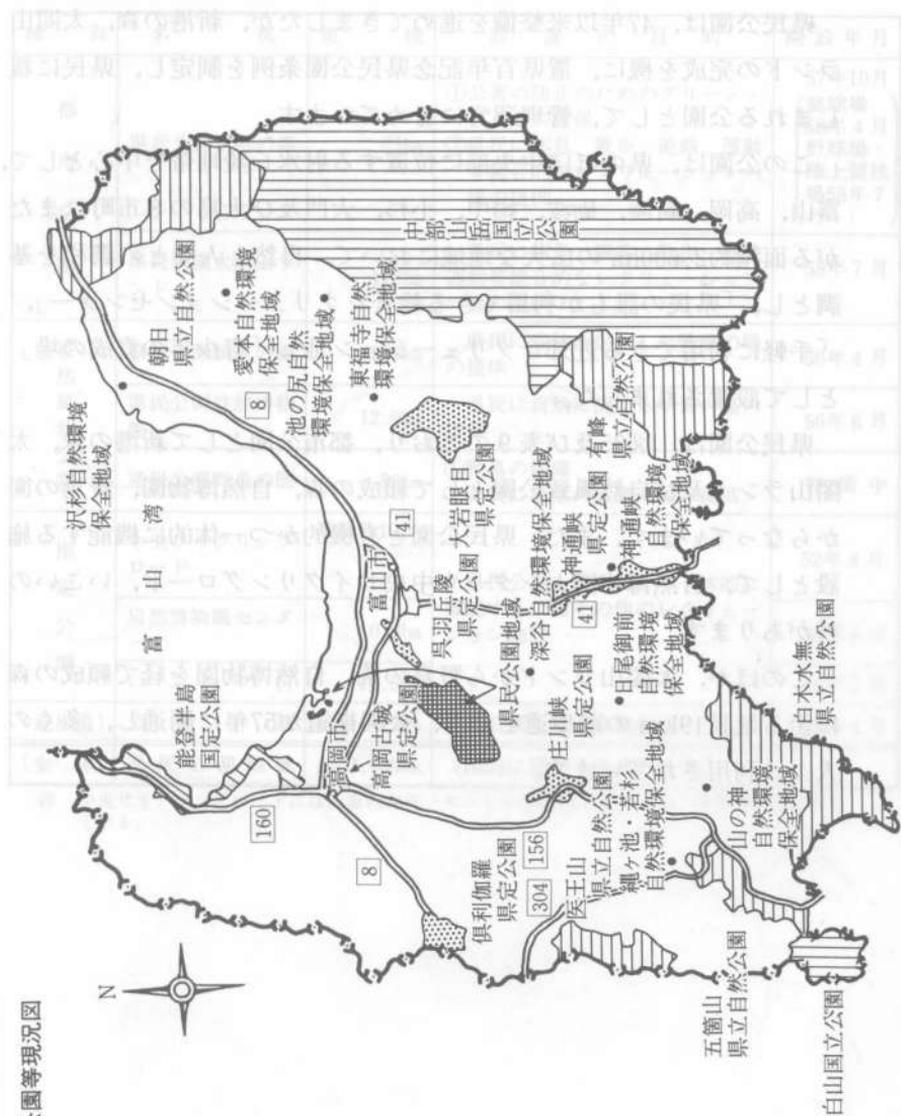
イ 自然環境保全地域

本県の良好な自然環境を適正に保全するため、表8及び図34のとおり自然環境保全地域が指定されています。

表8 自然公園等現況表

種 別	箇所数	面 積	県土面積に 占める割合	摘 要
国 立 公 園	2	79,260ha	18.64%	中部山岳, 白山
国 定 公 園	1	1,005	0.24	能登半島
県立自然公園	5	39,576	9.31	朝日, 有峰, 五箇山, 白木水無, 医王山
県 定 公 園	6	6,142	1.44	神通峡, 呉羽丘陵, 高岡古城, 俱利伽羅, 庄川峡, 大岩眼目
自 然 環 境 地 域	9	612	0.14	沢杉, 縄ヶ池・若杉, 愛本, 東福寺, 神通峡, 深谷, 山の神, 池の尻, 日尾御前
合 計	23	126,595	29.77	

图34 自然公園等現況図



ウ 県民公園

県民公園は、47年以来整備を進めてきましたが、新港の森、太閤山ランドの完成を機に、置県百年記念県民公園条例を制定し、県民に親しまれる公園として、管理運営に努めています。

この公園は、県のほぼ中央部に位置する射水丘陵地帯を中心として、富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの広大な地域において、自然と人間との調和を基調とし、「県民の誰もが利用できる総合レクリエーションセンター」、「手軽に利用できる近郊レクリエーション地」、「青少年の育成の場」として設置されました。

県民公園は、図35及び表9のとおり、都市公園として新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園として頼成の森、自然博物館、野鳥の園からなっています。また、県民公園と有機的かつ一体的に機能する施設として、自然博物館センターや中央サイクリングロード、いこいの村があります。

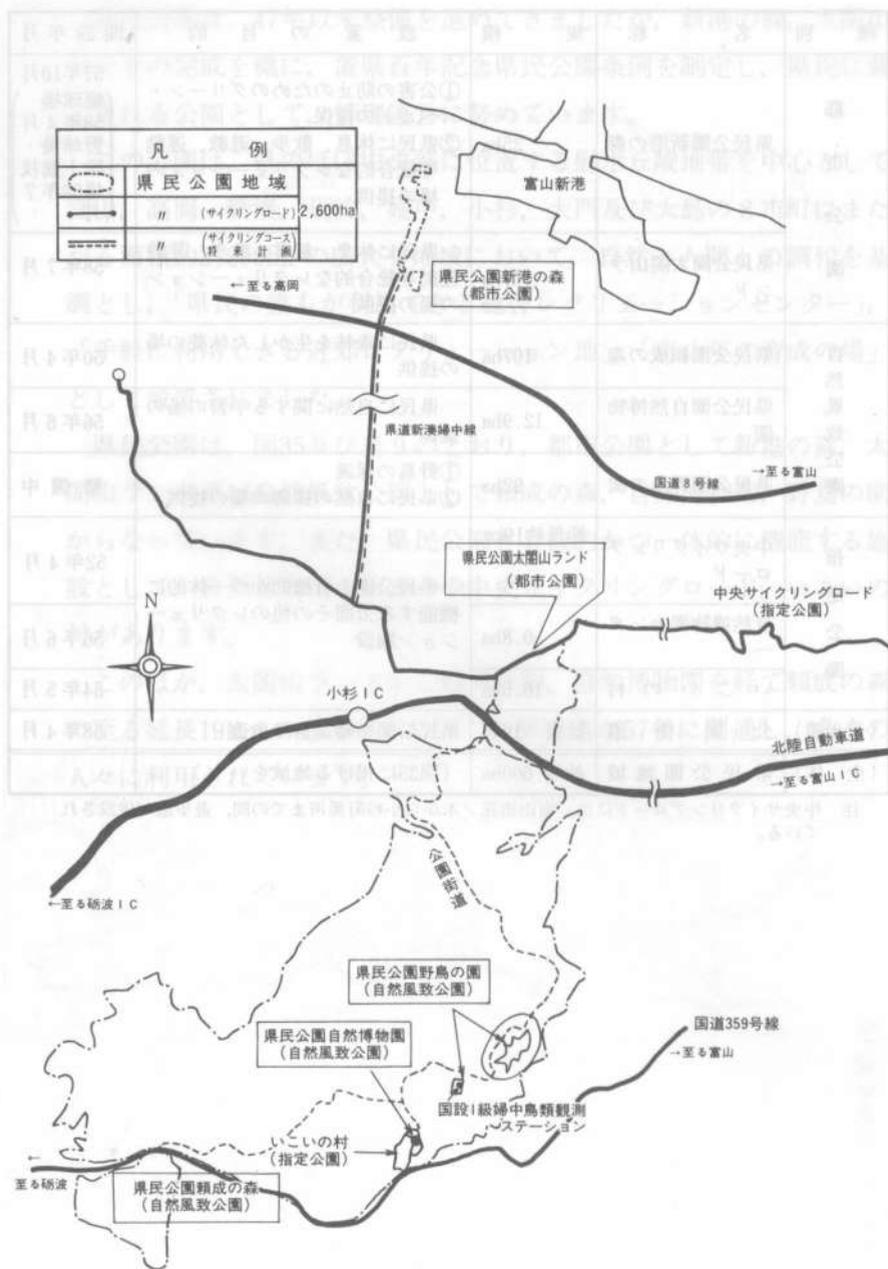
このほか、太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館を経て頼成の森に至る延長19kmの遊歩道として、公園街道が57年に開通し、多くの人々に利用されています。

表9 県民公園の概要

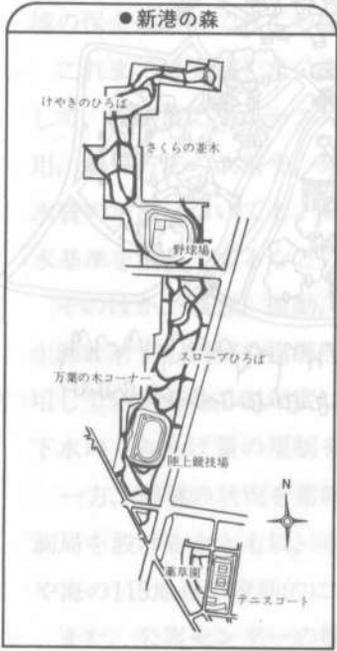
種 別	名 称	規 模	設 置 の 目 的	開 設 年 月
都 市 公 園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のためのグリーン・ベルトの確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月 (庭球場) 58年4月 野球場・ 陸上競技場58年7月
	県民公園大岡山ランド	117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然 風 致 公 園	県民公園頼成の森	107ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館	12.9ha	県民に自然に関する学習の場の提供	56年6月
	県民公園野鳥の園	92ha	①野鳥の保護 ②県民に自然の探勝の場の提供	整備中
指 定 公 園	中央サイクリングロード	延長約19km	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設	52年4月
	自然博物館センター	0.8ha		56年6月
	いこいの村	16.5ha		54年5月
(遊歩道)	公園街道	延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月
(全体)	県民公園地域	約 2,600ha	(図35に掲げる地域をいう。)	

注 中央サイクリングロードには、富山市花ノ木から小浜町黒河までの間、遊歩道が併設されている。

図35 富山県置県百年記念県民公園概要図



林行飛遊寒麓山山立 エ

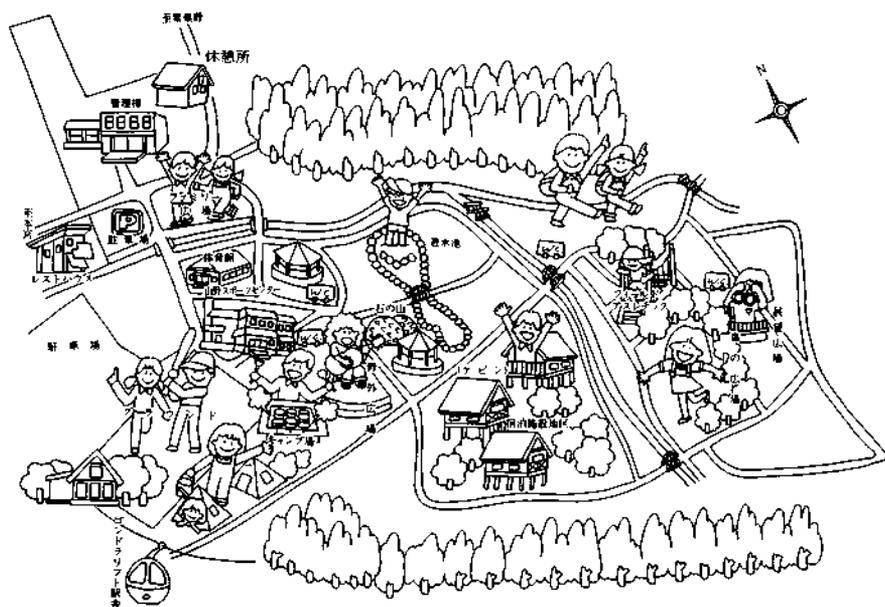


エ 立山山麓家族旅行村

家族づれや若者たちが、恵まれた自然の中で健全なレクリエーション活動を楽しむ場として、立山山麓の大山町あわすの平に立山山麓家族旅行村が設置されています。

この家族旅行村は、山小屋のふん囲気が味わえるケビンや自然の中で思い切り遊べる芝生広場、フィールドアスレチックなどの施設が整備されており、四季を通じて多くの人々に利用されています。

図36 立山山麓家族旅行村概要図



第2節 環境行政の歩みと今後の展開

1 環境行政の歩み —高度経済成長から安定成長下の環境行政—

本県では、神通川流域の、イタイイタイ病が早くから問題となっていたほか、高度経済成長期には、臨海部の工業地帯を中心に、産業公害が急速に広まり、生活環境が悪化しました。

このため、県では42年度に総合計画部に、公害課を設けるとともに、公害防止条例を制定するなど公害防止の施策を進めてきました。

さらに、45年度には、公害センターを設置し、公害防止条例を改正するとともに、全国に先がけて、公害部を設置し、49年度には、自然保護の部門も含めて、行政機構の整備を図り、公害防止対策の推進と自然環境の保全に努めてきています。

これまでに実施した公害防止の諸施策については、大気の汚染対策として、47年度にブルースカイ計画を定めて、工場に対し良質な燃料の使用、燃焼方法の改善や、効果的な防除技術の導入を指導するとともに、水質の汚濁についても、46年度から主な河川に環境基準をあてはめ、排水基準を厳しくするなどの対策を進めてきています。

そのほか、騒音、振動、悪臭については、順次規制地域を拡大し、発生源に対する規制や指導を進めてきました。地下水については適正に利用していくため、51年度に地下水条例を制定し、地域の特性に応じた地下水のくみあげ量の規制を実施してきています。

一方、環境の状況を常時把握するため、県や市町で38か所に大気の観測局を設けるとともに、小矢部川に水質監視所を設けたほか、主な河川や海の119地点で定期的に水質の測定を行っています。

また、公害センターの機構を逐次拡充し、各種の試験機器や測定車を配備するなど、試験や研究のための体制も整備してきています。

さらに、54年度に定めた富山・高岡地域の公害防止計画を59年度に改定し公害防止施策を進めているほか、富山空港周辺の緩衝緑地の整備事業や、神通川流域でのカドミウム汚染田の復元事業を進めるなど、環境の整備面についても、各種の事業を展開しております。

自然環境の保全については、46年度の県立自然公園条例の制定をはじめとして、47年度に自然環境保全条例を、48年度には自然環境保全基本方針を策定し、県立自然公園や自然環境保全地域を順次指定するとともに、野生鳥獣を保護するため、鳥獣保護区の設定、拡大を図ってきました。

また、自然保護思想の普及啓もうを図るため、立山自然保護センター、自然博物館センター並びに鳥獣保護センターを開設し、自然保護指導員、鳥獣保護員、ナチュラリスト(自然解説員)を配置するとともに、各種の自然保護読本の作成・配布に努めてきました。

その他、自然環境の健全利用を推進するため、国立、国定、県立の自然公園、県定公園並びに国民休養地の各種利用施設を整備するとともに、新港の森、太閤山ランド、頼成の森、自然博物館、野鳥の園や中央サイクリングロードなどを置県百年記念県民公園条例により、県民公園に位置付けし、整備に努めてきました。また、立山山麓家族旅行村の整備等の施策も併せて進めています。

さらに、58年度に設立した県土美化推進県民会議を中心に、日本一の美しい県土をめざし、県民総ぐるみの運動を展開したほか、環境週間や愛鳥週間、緑化週間には、各種の行事を行うなど、環境の保全思想の高揚に努めてきました。

59年度に環境保全のため実施した主な施策は次のとおりです。

- (1) 54年度から進めてきた「富山・高岡地域公害防止計画」について、さらに総合的・計画的な公害対策を進めることが必要と認められたことから、新たに63年度を目標とする5か年計画を策定しました。
- (2) 騒音による影響から生活環境を保全するため、「騒音に係る環境基

準」並びに富山空港周辺地域における「航空機騒音に係る環境基準」の地域指定に当たっての基本的な考え方について、公害対策審議会から答申を得ました。

- (3) 野生鳥獣の救護と鳥獣愛護思想の普及を図るため、県民公園「ねいの里」の自然博物館センターに隣接して、新たに鳥獣保護センターを設置しました。
- (4) 自然公園や県民公園の利用者に対する自然解説の一層の充実を図るため、新たにナチュラリスト61名を養成しました（認定者総数286名）。
- (5) 中部山岳国立公園樺平地区において、自然に親しむ野外レクリエーション活動の拠点として、園路の整備や猿飛休憩所の修景などの公園施設の整備に着手しました。

なお、環境影響評価の実施、地下水の合理的利用、名水の保存と活用及び水質環境管理計画の策定についての調査、研究のため、それぞれ研究会や検討会を発足させました。

2 今後の環境行政の展開

本県としては、緑豊かな自然に恵まれた県土をより適切に保全し、うるおいとやすらぎのある住みよい環境の確保をめざし、引き続き、これまで実施してきた公害の防止や自然環境の保全などの基本的な対策はもとより、地域の特性を踏まえた快適な環境づくりの推進、環境影響評価実施体制の整備や地域環境管理計画の策定による環境汚染の未然防止、大気や水質などの環境基準の達成維持、自然保護思想の普及や自然環境管理計画の策定による自然環境の保全などの施策を推進していくこととしております。

(1) 快適な環境づくりの推進

近年、生活水準の向上や余暇の増大に伴い、県民の環境に対する関心

は、きれいな空気、静けさ、身近な緑や水辺、美しい街並みなど心にゆとりとやすらぎを与えてくれるより快適な環境を求める気運が次第に高まってきています。

これらのニーズに応え、快適な環境づくりを進めるにあたっては、それぞれの地域の持つ特性を踏まえ、地域住民の幅広い理解と協力を得て、豊かな自然、文化的歴史的雰囲気を生かしつつ、個性にあふれた、魅力あるまちづくりを積極的に進めるなど、より幅の広い環境対策を展開していかなければなりません。

このため、県土美化推進県民会議を中心に進めている清掃や緑化活動などの美化運動がさらに地域に深く根ざした運動となるよう県民総ぐるみで、美しい郷土づくりを進めるとともに、「花と緑のグリーンプラン」や「文化性の導入」「魅力あるまちづくり」等の施策もあわせて、総合的かつ計画的に快適な環境づくりに努めることとしております。

(2) 環境汚染の未然防止

大規模な開発事業による環境汚染を未然に防止するため、環境アセスメントを実施することの必要性については、広く認識されているところであります。

このため、国では環境影響評価実施要綱を定め、国が関与する大規模な開発事業については、統一されたルールに基づき環境影響評価を実施することにしております。

県では、これまで工場の新設や各種開発行為に当たっては、公害防止条例や土地対策要綱による事前審査の制度の活用により対応してきましたが、今後とも、環境アセスメントを適正に実施していくため、環境アセスメントの実施体制について、さらに整備していくこととしております。

また、今後とも長期的な展望にたつて県民の生活水準の向上を図りながら、よりよい環境を次の世代に伝えていくためには、環境の保全とと

もに、環境の健全な利用を図るため、地域環境管理計画を策定していかなければなりません。そのためには、まず地域ごとの環境の情報を体系的に整備し、大気、水、緑などの限りある環境資源を計画的に保全し、かつ適正に活用するため、長期的な展望にたった地域の望ましい環境のあり方を定め、総合的かつ計画的に環境保全施策を推進していかなければなりません。

(3) 環境基準の達成維持

県民の健康と生活環境を守り、さらに快適な環境づくりを進めるには、まず、環境基準を達成し、維持していく必要があります。

既に、環境基準を達成している大気のスルホン酸化物や窒素酸化物、主な河川のBODなどについては、引き続き良好な環境の維持に努めるとともに、環境基準を達成していない浮遊粉じんや光化学オキシダントについては、発生機構の解明に努め、基準の達成に向けて、改善策をさらに検討するほか、生活排水による汚濁のみられる都市河川については、下水道の整備や浄化水の導入などの対策をさらに進め、基準の早期達成を図っていくことにしています。

また、航空機、新幹線による騒音や日常生活による騒音から生活環境を保全するため、新たに環境基準のあてはめを行っていくことにしております。

なお、今後とも、石炭などにみられるエネルギーの多様化や、メカトロニクスや新素材などの先端技術の開発など産業構造の高度化が進む中において、ブルースカイ計画の推進や水質環境管理計画を策定するなど、経済社会の変化に対応した適切な環境対策を推進することにより、環境基準の維持・達成に努めていくことにしております。

(4) 自然環境の保全

本県は、豊かな自然に恵まれており、これらを適切に保全し、後世に

引き継いでいかなければなりません。

このため、ライチョウの生息状況をはじめ植生、地形、地質、昆虫など各種の調査を実施して県内の自然環境を十分把握し、この成果をもとに、自然環境管理計画を策定することにより、総合的かつ計画的な自然保護施策を推進していきます。

また、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、国立公園、国定公園、県立自然公園等において、ビジターセンター、休憩所、登山道、野営場など、地域の特性を踏まえた公園利用施設の適正配置を図るとともに、ナチュラリスト(自然解説員)、自然保護指導員、鳥獣保護員及びバードマスター(野鳥観察指導員)制度の充実や積極的な活用により、自然保護思想の普及教育活動をいっそう推進していくことにしています。

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策

1 大気汚染の現況

山 汚染物質別の大気汚染の現況

ア 大気汚染一般指標の測定結果

大気汚染一般指標の測定結果を次の表に示す。硫酸化合物、硝酸化合物、有機物等、オゾン生成量を測定している。その結果は、次のとおりであった。

イ 硫酸化合物

二酸化硫黄の測定は、一般家庭用

新渚地区7局、イオン館の地区5局

測定結果の年度別推移（年平均）

より、5年平均を地区別とみると、

（富山地区）

年平均値は、4.00ppm（富山）

富山地区は、年平均値は、4.00ppm

富山地区は、年平均値は、4.00ppm

富山地区は、年平均値は、4.00ppm

富山地区は、年平均値は、4.00ppm

富山地区は、年平均値は、4.00ppm

富山地区は、年平均値は、4.00ppm

（その他の地区）

年平均値は、0.003ppm（八尾橋島観測所）～0.00ppm



県の花 チューリップ

4月下旬から5月の連休にかけて、砺波地方を中心に県内各地で色とりどりのチューリップが咲きそろいます。その球根は富山県の特産品の一つで、輸出量も全国第一位を誇っています。

第2章 環境の現況及び環境保全 に関して講じた施策

第1節 大気汚染の現況と対策

1 大気汚染の現況

(1) 汚染物質別の大気汚染の状況

ア 大気汚染一般常時観測局測定結果

大気汚染一般常時観測局を県内36か所に設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じん、オキシダント等を測定している。その結果は、次のとおりであった。

イ 硫黄酸化物

二酸化硫黄の測定は、一般常時観測局35局（富山地区13局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表10及び図37のとおりであり、59年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.004ppm（草島、水橋観測局）～0.009ppm（岩瀬大町観測局）で、58年度と比べると、わずかに高い値を示したのは13局中9局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.005ppm（高岡能町、新湊片口等9観測局）～0.008ppm（高岡本丸観測局）で、58年度と比べると、わずかに高い値を示したのは17局中9局で、他の局は横ばいの値を示した。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.003ppm（八尾福島観測局）～0.006ppm（大沢野上

表10 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年度		55	56	57	58	59
		55	56					
富山地 区	富山市	岩瀬大町		0.006	0.007	0.006	0.007	0.009
		岩瀬蓮町		0.005	0.005	0.005	0.004	0.005
		草島		0.003	0.006	0.004	0.003	0.004
		上野新		0.005	0.005	0.005	0.004	0.005
		牛島本町		0.006	0.005	0.005	0.005	0.006
		富山県庁		0.006	0.006	0.007	0.007	0.007
		呉羽		0.007	0.005	0.005	0.004	0.005
		新庄		0.005	0.005	0.004	0.004	0.005
		富山南部		0.004	0.004	0.003	0.004	0.005
		神明		0.005	0.006	0.004	0.005	0.006
	水橋		0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	
婦中町	婦中		0.006	0.008	0.009	0.006	0.005	
	婦中東本郷		0.006	0.007	0.006	0.005	0.005	
高岡・新湊 地区	高岡市	伏木一宮		0.005	0.005	0.006	0.006	0.007
		高岡能町		0.007	0.007	0.005	0.005	0.005
		高岡本丸		0.008	0.008	0.009	0.008	0.008
		高岡波岡		0.006	0.008	0.008	0.005	0.005
		高岡戸出		0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
		高岡二塚		0.004	0.005	0.004	0.004	0.005
		高岡立野		0.004	0.005	0.004	0.004	0.005
		新湊三日曾根		0.006	0.004	0.005	0.006	0.006
	新湊市	新湊塚原		0.005	0.005	0.006	0.006	0.006
		新湊今井		0.005	0.005	0.005	0.005	0.006
		新湊片口		0.004	0.005	0.005	0.004	0.005
		新湊堀岡		0.005	0.005	0.004	0.005	0.005
		新湊海老江		0.004	0.004	0.004	0.004	0.005
		新湊七美		0.005	0.004	0.004	0.004	0.005
		新湊八幡			0.006	0.005	0.005	0.007
		小杉町	小杉		0.004	0.003	0.004	0.004
	大門町	大門		0.006	0.005	0.005	0.006	0.006
その他の 地区	滑川市	滑川市庁		0.009	0.002	0.002	0.003	0.004
		滑川大崎野		0.005	0.006	0.004	0.003	0.005
	黒部市	黒部市庁		0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
	大沢野町	大沢野上二杉※						0.006
八尾町	八尾福島※						0.003	

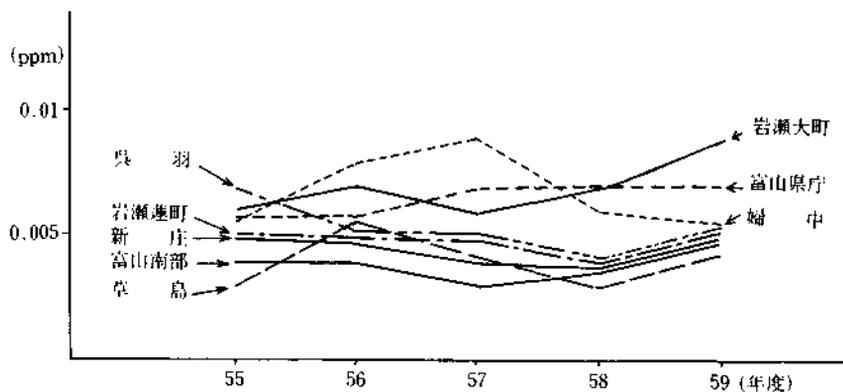
注1 測定は、導電率法による。

2 ※は、コンテナ式観測局である。

3 滑川市庁観測局は、59年度に移設した。

図37 主な常時観測局における二酸化硫黄濃度の年度別推移(年平均値)

富山地区



高岡・新湊地区

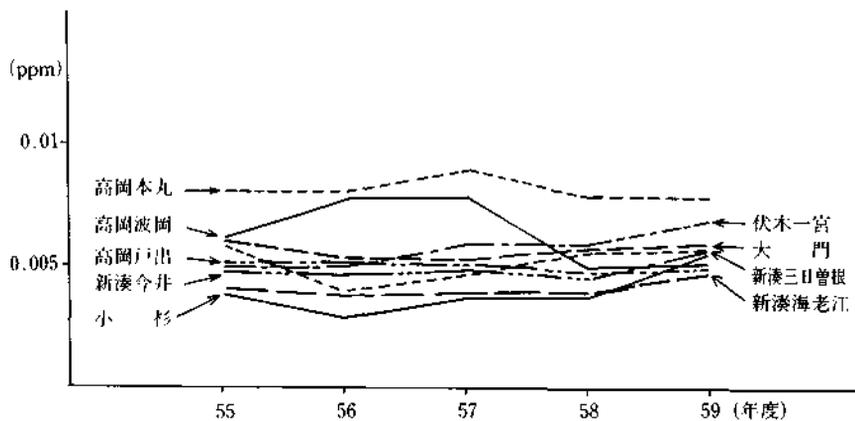


表11 二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

観測局	項目 年度 基準	1日平均値の2%除外値 (ppm)					1日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による適合(○)、否(×)の区分					
		0.04ppm以下であること					無										
		55	56	57	58	59	55	56	57	58	59	55	56	57	58	59	
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.016	0.017	0.012	0.013	0.018	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		岩瀬蓮町	0.014	0.009	0.010	0.008	0.010	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		草島	0.007	0.012	0.012	0.007	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		上野新	0.010	0.009	0.009	0.009	0.011	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		牛島本町	0.013	0.010	0.010	0.011	0.012	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		富山泉庁	0.013	0.012	0.012	0.013	0.013	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		泉羽	0.017	0.011	0.010	0.009	0.010	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新庄	0.010	0.009	0.008	0.008	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		富山南部	0.009	0.011	0.007	0.008	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	神明	0.018	0.013	0.007	0.008	0.010	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
榑中町	水橋	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
	榑中	0.017	0.015	0.018	0.021	0.019	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
高岡地区	高岡市	榑中東本郷	0.015	0.017	0.017	0.012	0.011	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		伏木一宮	0.012	0.011	0.012	0.013	0.013	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.017	0.016	0.014	0.011	0.011	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.019	0.015	0.019	0.016	0.015	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡流岡	0.018	0.018	0.019	0.010	0.009	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡口出	0.010	0.009	0.009	0.019	0.010	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	新湊市	高岡二塚	0.010	0.010	0.008	0.008	0.010	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		高岡立野	0.011	0.009	0.008	0.009	0.011	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新湊三日曾根	0.013	0.009	0.011	0.013	0.014	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		新湊塚原	0.011	0.010	0.013	0.012	0.012	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
小杉町	新湊今井	0.010	0.009	0.009	0.011	0.011	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
	新湊片口	0.009	0.009	0.009	0.008	0.010	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
	新湊堀岡	0.012	0.010	0.009	0.010	0.011	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
	新湊海老江	0.007	0.007	0.008	0.008	0.010	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
大門町	新湊七美	0.008	0.007	0.006	0.007	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
	新湊八幡		0.012	0.012	0.012	0.015		無	無	無	無	○	○	○	○	○	
その他の地区	滑川市	小杉	0.009	0.008	0.008	0.009	0.011	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
		大門	0.012	0.009	0.009	0.011	0.011	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○
	滑川市庁	0.020	0.005	0.005	0.007	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
	滑川大崎野	0.010	0.011	0.010	0.007	0.012	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
黒部市	黒部市庁	0.011	0.012	0.011	0.010	0.008	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
大沢野町	大沢野上二杉*					0.011									○		
八尾町	八尾福島*					0.007									○		

注1 測定は、導電率法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値のエラー等から考慮して測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

3 *は、コンテナ式観測局である。

4 滑川市庁観測局は、59年度に移設した。

二杉観測局)で、継続して測定している2局を58年度と比べると、1局はわずかに高い値を示したが、他の1局はわずかに低い値を示した。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると表11のとおり59年度もすべての観測局がこれに適合していた。

(イ) 窒素酸化物

二酸化窒素の測定は、一般常時観測局27局(富山地区9局、高岡・新湊地区15局、その他の地区3局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表12及び図38のとおりであり、59年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、0.009ppm(富山南部観測局)～0.016ppm(富山県庁観測局)で、58年度と比べると、わずかに高い値を示したのは9局中3局で、他の局は横ばいの値を示した。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、0.008ppm(新湊片川観測局)～0.017ppm(新湊塚原観測局)で、58年度と比べると、わずかに高い値を示したのは15局中3局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔その他の地区〕

年平均値は、0.004ppm(八尾福島観測局)～0.006ppm(滑川市庁、大沢野上二杉観測局)であった。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると、表13のとおり59年度もすべての観測局がこれに適合していた。

表12 二酸化窒素濃度の年度別推移 (年平均値)

(単位: ppm)

観測局		年度					
		55	56	57	58	59	
富 山 地 区	富山市	岩瀬大町	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
		岩瀬蓮町	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012
		草島	0.009	0.010	0.011	0.011	0.011
		富山県庁	0.015	0.015	0.017	0.016	0.016
		呉羽	0.013	0.011	0.011	0.009	0.010
		新庄	0.011	0.012	0.011	0.011	0.012
		富山南部	0.009	0.008	0.008	0.009	0.009
		神明	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010
	婦中町	婦中	0.009	0.009	0.008	0.008	0.010
高 岡 ・ 新 湊 地 区	高岡市	伏木一宮	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
		高岡能町	0.014	0.013	0.014	0.014	0.013
		高岡本丸	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015
		高岡波岡	0.010	0.008	0.011	0.012	0.011
		高岡戸出	0.009	0.009	0.009	0.008	0.009
		高岡二塚	0.011	0.010	0.008	0.011	0.012
		高岡立野	0.009	0.008	0.011	0.011	0.011
	新湊市	新湊三日曾根	0.015	0.012	0.012	0.013	0.012
		新湊塚原		0.019	0.017	0.017	0.017
		新湊今井	0.012	0.008	0.008	0.010	0.011
		新湊片口	0.011	0.009	0.011	0.013	0.008
		新湊海老江	(0.016)	0.010	0.010	0.010	0.010
		新湊八幡			(0.016)	0.012	0.011
	小杉町	小杉	0.007	0.010	0.010	0.010	0.009
	大門町	大門	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012
そ の 他 の 地 区	滑川市	滑川市庁	0.013	0.007	0.012	0.008	0.006
	大沢野町	大沢野上二杉※					0.006
	八尾町	八尾福島※					0.004

注1 測定は、ザルツマン比色法による。

2 () は、6,000時間未満の観測局を示す。(詳細は、原則として6,000時間以上の測定値をもつてすることになっている。)

3 ※は、コンテナ式観測局である。

4 滑川市庁観測局は、59年度に移設した。

図38 主な常時観測局における二酸化窒素濃度の年度別推移(年平均値)

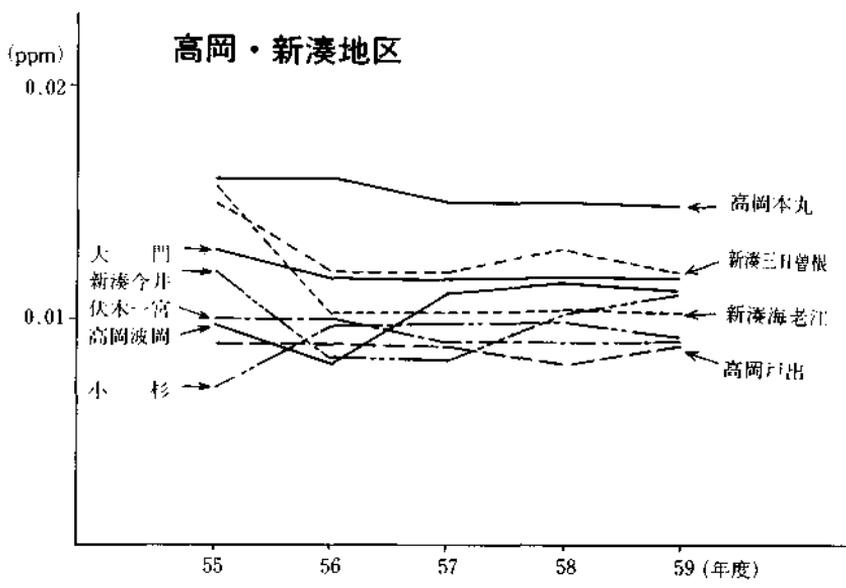
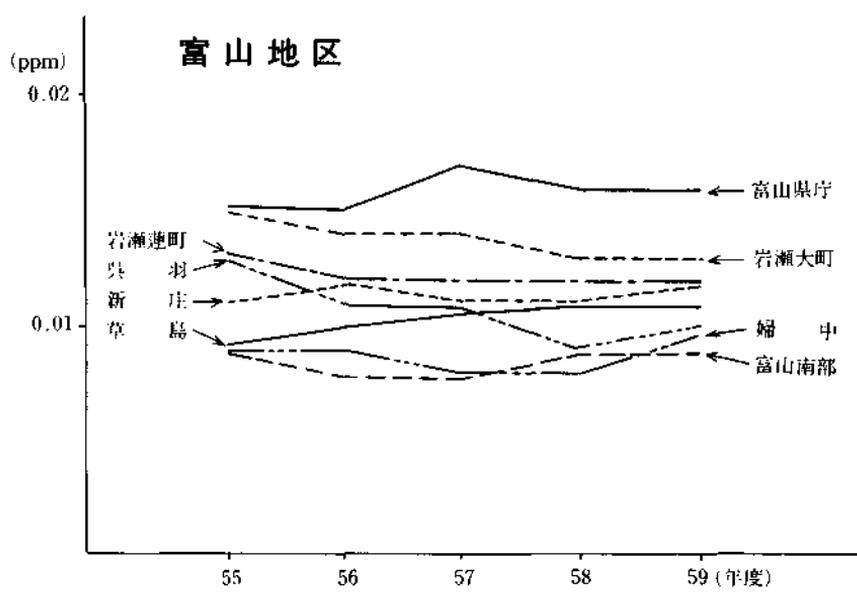


表13 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

観測局	年度	項目 基準	1日平均値の98%値 (ppm)					長期的評価による 適(O)、否(X)の区分				
			0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又は、 それ以下であること					55	56	57	58	59
			55	56	57	58	59					
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.034	0.029	0.028	0.030	0.031	○	○	○	○	○
		岩瀬蓮町	0.033	0.028	0.026	0.028	0.029	○	○	○	○	○
		草島	0.026	0.025	0.025	0.025	0.030	○	○	○	○	○
		富山県庁	0.028	0.026	0.029	0.032	0.031	○	○	○	○	○
		羽	0.028	0.022	0.021	0.020	0.024	○	○	○	○	○
		新庄	0.028	0.023	0.025	0.025	0.030	○	○	○	○	○
		富山南部	0.025	0.019	0.020	0.021	0.025	○	○	○	○	○
	綿中町	福中	0.022	0.019	0.019	0.021	0.024	○	○	○	○	○
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.027	0.021	0.020	0.025	0.027	○	○	○	○	○
		高岡能町	0.033	0.026	0.033	0.033	0.032	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.035	0.030	0.029	0.033	0.032	○	○	○	○	○
		高岡波岡	0.027	0.019	0.028	0.029	0.027	○	○	○	○	○
		高岡戸出	0.025	0.020	0.022	0.026	0.025	○	○	○	○	○
		高岡二塚	0.029	0.022	0.022	0.029	0.030	○	○	○	○	○
		高岡立野	0.024	0.020	0.026	0.028	0.026	○	○	○	○	○
	新湊市	新湊三日曾根	0.037	0.028	0.031	0.034	0.032	○	○	○	○	○
		新湊塚原		0.038	0.035	0.039	0.036		○	○	○	○
		新湊今井	0.032	0.017	0.024	0.028	0.030	○	○	○	○	○
		新湊片口	0.034	0.023	0.028	0.034	0.024	○	○	○	○	○
		新湊海老江	(0.037)	0.021	0.025	0.027	0.030	(○)	○	○	○	○
		新湊八幡			(0.030)	0.031	0.031			(○)	○	○
	小杉町	小杉	0.019	0.026	0.024	0.022	0.021	○	○	○	○	○
大門町	大門	0.032	0.027	0.028	0.031	0.027	○	○	○	○	○	
その他の地区	滑川市	滑川市庁	0.025	0.022	0.024	0.020	0.014	○	○	○	○	○
	大沢野町	大沢野上二杉*					0.017				○	
	八尾町	八尾福島*					0.009				○	

注1 測定は、サルツマン比色法による。
 2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値のエラー等から考慮して測定値の98%値をもって評価したものである。
 3 () は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)
 4 *は、コンテナ式観測局である。
 5 滑川市庁観測局は、59年度に移設した。

(ウ) 浮遊粉じん

浮遊粉じんの測定は、一般常時観測局34局（富山地区12局、高岡・新湊地区17局、その他の地区5局）において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表14のとおりであり、59年度を地区別にみると、次のとおりであった。

〔富山地区〕

年平均値は、 $0.03\text{mg}/\text{m}^3$ （草島，婦中等5観測局）～ $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ （上野新観測局）で、58年度と比べると、わずかに高い値を示したのは12局中8局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔高岡・新湊地区〕

年平均値は、 $0.03\text{mg}/\text{m}^3$ （高岡本丸，新湊片口等6観測局）～ $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ （大門観測局）で、58年度と比べると、わずかに高い値を示したのは17局中12局で、他の局は横ばい又は低い値を示した。

〔その他の地区〕

年平均値は、 $0.02\text{mg}/\text{m}^3$ （八尾福島観測局）～ $0.03\text{mg}/\text{m}^3$ （滑川市庁等4観測局）で、継続している2局を58年度と比べると、わずかに高い値又は横ばいの値を示した。

これらの測定値を経年的にみると、ここ数年ほぼ横ばいで、環境基準と比べると、表15のとおり、富山地区9局、高岡・新湊地区11局、その他の地区5局の合計25局がこの基準に適合し、全観測局（34局）に対する適合率は、74%であった。

表14 浮遊粉じん濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：mg/m³）

観測局		年度					
		55	56	57	58	59	
富 山 地 区	富山市	岩瀬大町	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04
		岩瀬蓮町	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04
		草島	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		上野新	0.04	0.04	0.03	0.03	0.05
		牛島本町	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04
		富山県庁	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04
		呉羽	0.03	0.03	0.04	0.03	0.04
		新庄	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04
		富山南部	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03
	神明橋	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	
婦中町	婦中	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	
高岡 ・ 新湊 地 区	高岡市	伏木一宮	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04
		高岡能町	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04
		高岡本丸	0.05	0.04	0.04	0.04	0.03
		高岡波岡	0.04	0.03	0.03	0.02	0.03
		高岡戸出	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04
		高岡二塚	0.03	0.03	0.04	0.03	0.04
		高岡立野	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03
	新湊市	新湊三日曾根	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04
		新湊塚原	0.05	0.04	0.04	0.03	0.04
		新湊今井	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04
		新湊片口	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		新湊堀岡	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04
		新湊海老江	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04
		新湊七美	0.03	0.02	0.05	0.03	0.03
	新湊八幡		0.04	0.03	0.03	0.04	
	小杉町	小杉	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
	大門町	大門	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05
その 他の 地 区	滑川市	滑川市庁	0.04	0.04	0.03	0.02	0.03
		滑川大崎野	0.03	0.03	(0.03)	0.02	0.03
	黒部市	黒部市庁	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	大沢野町	大沢野上二杉※					0.03
	八尾町	八尾福島※					0.02

注1 測定は、光散乱法で行い、測定値は、ローボリウム・エア・サンプラーにより校正した値である。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原測として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 ※は、コンテナ式観測局である。

4 滑川市庁観測局は、59年度に移設した。

表15 浮遊粉じんに係る環境基準の適合状況

観測局	項目 基準 年度	1日平均値の2%除外値 (mg/m ³)					1日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無					長期的評価による 適(○)、否(×)の 区 分						
		0.10mg/m ³ 以下であること					無											
		55	56	57	58	59	55	56	57	58	59	55	56	57	58	59		
富山地 区	富山市	岩瀬大町	0.09	0.08	0.09	0.08	0.10	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
		岩瀬連町	0.09	0.10	0.07	0.08	0.10	無	無	無	無	有	○	○	○	○	×	
		草島	0.10	0.09	0.08	0.08	0.09	有	無	無	無	無	×	○	○	○	○	
		上野新	0.09	0.09	0.07	0.07	0.12	無	無	無	無	有	○	○	○	○	×	
		牛島本町	0.09	0.09	0.09	0.06	0.09	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
		富山聖序	0.12	0.10	0.09	0.09	0.10	有	有	無	有	有	×	×	○	○	×	
		富山	0.10	0.08	0.10	0.07	0.09	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
		新庄	0.11	0.07	0.07	0.09	0.09	有	無	無	無	無	×	○	○	○	○	
		富山南部	0.11	0.09	0.08	0.07	0.08	有	無	無	無	無	×	○	○	○	○	
		神橋	0.10	0.10	0.09	0.08	0.08	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
富山地 区	富山南橋	0.09	0.09	0.07	0.06	0.07	有	有	無	無	無	×	×	○	○	○		
		富山南橋	0.11	0.11	0.09	0.08	0.09	有	有	無	無	無	×	×	○	○	○	
高岡地 区	高岡市	伏木一宮	0.10	0.10	0.09	0.07	0.12	無	無	無	無	有	○	○	○	○	×	
		高岡能町	0.09	0.08	0.07	0.07	0.09	有	無	無	無	有	×	○	○	○	×	
		高岡本丸	0.11	0.11	0.09	0.09	0.09	有	無	無	無	無	×	×	○	○	○	
		高岡波岡	0.09	0.08	0.06	0.06	0.07	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
		高岡日出	0.11	0.09	0.11	0.09	0.10	有	無	有	無	無	×	○	×	○	○	
		高岡二塚	0.09	0.09	0.10	0.08	0.10	無	無	有	無	無	○	○	×	○	○	
	高岡立野	0.08	0.06	0.07	0.07	0.08	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○		
	新湊地 区	新湊市	新湊三竹管根	0.12	0.10	0.10	0.08	0.11	有	無	無	無	有	×	○	○	○	×
			新湊塚原	0.12	0.08	0.10	0.08	0.10	有	無	有	無	無	×	○	×	○	○
			新湊今井	0.13	0.10	0.12	0.07	0.10	有	無	有	無	有	×	○	×	○	×
新湊片口			0.08	0.08	0.08	0.07	0.09	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
新湊堀岡			0.08	0.07	0.07	0.07	0.10	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
新湊市	新湊海老江	0.10	0.10	0.11	0.08	0.10	無	無	有	無	有	○	○	×	○	×		
	新湊七美	0.10	0.06	0.12	0.07	0.06	無	無	有	無	無	○	○	×	○	○		
	新湊八幡		0.10	0.08	0.07	0.10		無	無	無	無		○	○	○	○		
新湊市	小杉	0.10	0.10	0.09	0.07	0.09	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○		
	大門	0.11	0.11	0.12	0.09	0.12	有	有	有	無	有	×	×	×	○	×		
その他の 地区	滑川市	滑川市庁	0.08	0.10	0.08	0.05	0.09	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○	
		滑川大崎野	0.07	0.06	(0.07)	0.06	0.07	無	無	(無)	無	無	○	○	○	○	○	
	黒部市	0.07	0.08	0.07	0.06	0.07	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○		
	大沢野町															○		
八尾町	八尾福島															○		

注1 測定は、光散乱法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値のエラー等から考慮して、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

3 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

4 ※は、コンテナ式観測局である。

5 滑川市庁観測局は、59年度に移設した。

(エ) オキシダント

オキシダントの測定は、一般常時観測局12局(富山地区5局、高岡・新湊地区5局、その他の地区2局)において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表16のとおりであり、59年度は、0.018ppm(富山県庁観測局)～0.029ppm(八尾福島観測局)で、58年度と比べると、ほぼ横ばいであった。

また、環境基準の適合状況は、表17のとおりであり、各観測局における適合時間数でみると、総測定時間の96.1～99.6%がこの基準を満足していた。

なお、情報、注意報など大気汚染緊急時を発令するような状況には至らなかった。

表16 オキシダント濃度の年度別推移(年平均値)

(単位: ppm)

観測局		年 度					
		55	56	57	58	59	
富山地区	富山市	岩瀬大町	0.018	0.022	0.023	0.024	0.025
		岩瀬蓮町	0.015	0.020	0.023	0.024	0.028
		富山県庁	0.020	0.020	0.023	0.023	0.018
		呉羽	0.026	0.026	0.028	0.027	0.027
		新庄	0.021	0.021	0.020	0.023	0.027
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.028	0.027	0.026	0.025	0.021
		高岡本丸	0.020	0.022	0.022	0.025	0.020
		高岡波岡	0.023	0.019	0.024	0.027	0.021
	新湊市	新湊三日曾根	0.023	0.023	0.027	0.024	0.021
	小杉町	小杉	0.023	0.026	0.028	0.026	0.024
その他の地区	大沢野町	大沢野上二杉※					0.026
	八尾町	八尾福島※					0.029

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 ※は、コンテナ式観測局である。

表17 オキシダントに係る環境基準の適合状況

観測局		項目 基準	1時間値の最高値 (ppm)					1時間値が0.06ppmを超えない時間数の割合 (%)				
			0.06ppm以下であること									
			55	56	57	58	59	55	56	57	58	59
富山地区	富山市	岩瀬大明	0.074	0.072	0.082	0.072	0.083	99.9	99.7	98.5	99.5	98.2
		岩瀬蓮町	0.051	0.076	0.080	0.090	0.099	100	99.4	97.7	98.3	96.1
		富山翠亨	0.106	0.084	0.080	0.098	0.084	98.3	99.4	98.4	98.4	98.9
		奥羽	0.090	0.090	0.094	0.091	0.083	99.5	98.1	96.7	97.9	98.0
		新庄	0.079	0.074	0.078	0.096	0.088	99.6	99.5	99.4	98.5	96.6
高岡・新湊地区	高岡市	伏木一宮	0.097	0.078	0.079	0.081	0.071	98.7	97.7	98.8	98.8	99.6
		高岡本丸	0.074	0.082	0.069	0.095	0.080	99.8	99.1	99.7	98.7	99.1
		高岡波岡	0.087	0.070	0.084	0.110	0.076	99.0	99.7	98.0	97.0	99.4
	新湊市	新湊三日堂根	0.104	0.075	0.090	0.082	0.088	98.3	99.2	97.2	98.6	97.5
小杉町	小杉	0.090	0.090	0.091	0.097	0.091	99.2	98.4	97.1	98.4	99.0	
その他地区	大沢野町	大沢野上二杉森					0.086					98.0
	八尾町	八尾福島森					0.093					97.6

注1 測定は、ヨードカリ比色法による。

2 ※は、コンテナ式観測局である。

(オ) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定は、富山、高岡の主要な一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移(年平均値)は、表18のとおりであり、59年度は、富山県庁観測局で1.0ppm、高岡本丸観測局で0.6ppmと58年度と比べると、富山県庁観測局はやや高く、また、高岡本丸観測局は横ばいの値を示した。

また、測定結果を一酸化炭素に係る環境基準と比べると、表19のとおり、両局ともに適合していた。

表18 一酸化炭素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年度				
		55	56	57	58	59
富山市	富山県庁	0.9	0.9	1.0	0.7	1.0
高岡市	高岡本丸	1.1	0.7	0.6	0.6	0.6

注 測定は、赤外線吸収法による。

表19 一酸化炭素に係る環境基準の適合状況

観測局		項目		1日平均値の2%除外値(ppm)					1日平均値が10ppmを 超えた日が2日以上 連続の有無					長期的評価による 適(O), 否(X)の 区分				
		基準	年度	10ppm以下であること					無									
				55	56	57	58	59	55	56	57	58	59					
富山市	富山県庁	1.8	1.5	1.5	1.4	1.8	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○		
高岡市	高岡本丸	1.9	1.4	1.3	1.3	1.2	無	無	無	無	無	○	○	○	○	○		

注1 測定は、赤外線吸収法による。

2 この表は、国の指示に基づく長期的評価によるもので、測定値のエラー等から考慮して、測定値の高い値から2%除外した値をもって評価したものである。

(カ) 炭化水素

炭化水素の測定は、富山、高岡両市の主要な一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表20のとおりであり、59年度は、富山県庁観測局で非メタン炭化水素0.3ppm、メタン1.8ppm、全炭化水素2.1ppm、また、高岡本丸観測局で非メタン炭化水素0.4ppm、メタン1.7ppm、全炭化水素2.1ppmであり、58年度と比べると、両局の3項目ともほぼ横ばいであった。

また、非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値は、富山県庁観測局で0.3ppm、高岡本丸観測局で0.5ppmであり、これを国の炭化水素に係る環境基準専門委員会の指針値（6～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppm）と比べると、富山県庁観測局はこの範囲内にあり、高岡本丸観測局は、これを超えていた。

表20 炭化水素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年度		55	56	57	58	59
		項目	年間					
富山市	富山県庁	非メタン	年間		(0.2)	0.3	0.2	0.3
		炭化水素	6時～9時		(0.2)	0.3	0.2	0.3
		メタン			(1.7)	1.7	1.7	1.8
		全炭化水素			(1.9)	2.0	2.0	2.1
高岡市	高岡本丸	非メタン	年間	0.4	0.4	0.5	0.6	0.4
		炭化水素	6時～9時	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5
		メタン		1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
		全炭化水素		2.1	2.2	2.1	2.2	2.1

注1 測定は、水素炎イオン化法による。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。(評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。)

3 非メタン炭化水素及び全炭化水素は、メタン換算値である。

4 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものである。

(キ) ふっ素化合物

ふっ素化合物の測定は、新湊今井及び新湊久々湊の一般常時観測局2局において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表21のとおりで、59年度は、2局とも0.1ppbであり、58年度と比べると、新湊久々湊観測局はわずかに高い値を示したが、新湊今井観測局は横ばいの値を示した。

表21 ふっ素化合物濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppb）

観測局		年度				
		55	56	57	58	59
新湊市	新湊今井	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	新湊久々湊	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1

注 測定は、イオン電極法による。

イ 自動車排出ガス常時観測局測定結果

自動車排出ガス（浮遊粉じん、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素）の測定は、富山、高岡両市の主要交差点付近に設置している2常時観測局において実施した。

測定結果の年度別推移（年平均値）は、表22のとおりで、59年度は富山城址観測局では、浮遊粉じん0.04mg/m³、一酸化炭素1.2ppm、一酸化窒素0.023ppm、二酸化窒素0.024ppm、窒素酸化物0.047ppm、非メタン

表22 自動車排出ガス濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観 測 局		項 目	年 度				
			55	56	57	58	59
富 山 市	富山城址	浮遊粉じん					*(0.04)
		一酸化炭素	1.4	1.5	1.4	1.4	1.2
		一酸化窒素	0.029	0.025	0.025	0.025	0.023
		二酸化窒素	0.026	0.023	0.024	0.022	0.024
		窒素酸化物	0.055	0.048	0.048	0.047	0.047
		非メタン炭化水素			(0.3)	0.3	0.3
		メ タ ン			(1.7)	1.7	1.7
		全炭化水素	2.1	1.9	2.1	2.0	2.1
高 岡 市	高岡広小路	浮遊粉じん					*(0.03)
		一酸化炭素	1.3	1.0	1.1	1.1	1.0
		一酸化窒素	0.025	0.021	0.018	0.019	0.017
		二酸化窒素	0.023	0.023	0.020	0.022	0.023
		窒素酸化物	0.048	0.043	0.038	0.041	0.040
		非メタン炭化水素			0.5	0.4	0.4
		メ タ ン			1.7	1.7	1.7
		全炭化水素	2.4	2.3	2.2	2.1	2.1

注1 測定は、浮遊粉じんはβ線吸収法、その他の項目は一般常時観測局の測定方法と同じである。

2 ()は、測定時間6,000時間未満の観測局を示す。（評価は、原則として6,000時間以上の測定値をもってすることになっている。）

3 *は、単位mg/m³である。

4 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素を加えたものである。

5 非メタン炭化水素及び全炭化水素は、メタン換算値である。

6 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンを加えたものである。

炭化水素0.3ppm, メタン1.7ppm, 全炭化水素2.1ppm, 高岡広小路観測局では, 浮遊粉じん0.03mg/m³, 一酸化炭素1.0ppm, 一酸化窒素0.017ppm, 二酸化窒素0.023ppm, 窒素酸化物0.040ppm, 非メタン炭化水素0.4ppm, メタン1.7ppm, 全炭化水素2.1ppmであり, 59年度から測定を開始した浮遊粉じんを除く他の項目について58年度と比べると, 両局ともほぼ横ばいの値を示した。

(2) 燃料使用量等の推移

ア 燃料使用量の推移

県内における最近5か年の重油, 原油, 石炭, 灯油, 軽油及びガソリンの使用量の年度別推移は, 表23のとおりである。

表23 燃料使用量(推定)の年度別推移

(単位:千k)

燃料の種類		年 度				
		55	56	57	58	59
重油・原油・石炭	A 重油	211 (100)	192 (91)	171 (81)	177 (84)	179 (85)
	B 重油	46 (100)	37 (80)	30 (65)	21 (46)	18 (39)
	C 重油	1,065 (100)	1,045 (98)	769 (72)	836 (78)	990 (93)
	原油	835 (100)	701 (84)	846 (101)	745 (89)	757 (91)
	石炭*	—	—	—	—	461 (—)
	合 計	2,157 (100)	1,975 (92)	1,816 (84)	1,779 (82)	2,405 (111)
灯油	327 (100)	329 (101)	310 (95)	320 (98)	305 (93)	
軽油	261 (100)	277 (106)	269 (103)	283 (108)	287 (110)	
ガソリン	358 (100)	370 (103)	370 (103)	361 (101)	338 (94)	

注1 ()は, 55年度を100とした指数である。

2 *は, 重油換算した使用量である。

主に工場・事業場で使用される重油、原油及び石炭の使用量は、58年度まで減少傾向にあったが、59年度は増加し、240万5千kIであった。

なお、石炭については、59年度に一部の火力発電所が石炭への燃料転換を実施したため、46万1千kI使用された。

また、灯油及びガソリンについては、ここ数年ほぼ横ばい状況にあり、軽油については、わずかであるが増加傾向にある。

イ 硫黄酸化物排出量の推移

55年度から59年度までの県内における重油、原油などの燃焼に伴う硫黄酸化物の推定排出量は、表24のとおりで、58年度までは年々減少の傾向を示したが59年度は増加した。

59年度の推定排出量は481万1千m³で、55年度の616万2千m³に比べ約22%の減少となっている。

これは、硫黄酸化物環境管理計画（ブルースカイ計画）に基づく低硫黄燃料使用や省エネルギー等の影響によるものと考えられる。

表24 硫黄酸化物排出量(推定)の年度別推移

(単位：千m³)

燃料の種類		年 度				
		55	56	57	58	59
重 油	A 重 油	1,116 (100)	1,018 (91)	906 (81)	843 (76)	853 (76)
	B 重 油	530 (100)	428 (81)	348 (66)	222 (42)	190 (36)
	C 重 油	3,536 (100)	3,470 (98)	2,554 (72)	2,177 (62)	2,578 (73)
原	油	980 (100)	837 (85)	1,070 (109)	892 (91)	806 (82)
石	炭	—	—	—	—	384 (—)
合	計	6,162 (100)	5,753 (93)	4,878 (79)	4,134 (67)	4,811 (78)

注 ()は、55年度を100とした指数である。

ウ ばい煙発生施設数の推移

工場等に設置されているばい煙発生施設数の年度別推移は表25のとおりで、総施設数は、ここ数年ほとんど変わらず、59年度は3,027施設であった。

表25 ばい煙発生施設数の年度別推移

種 類 \ 年 度	55	56	57	58	59
ボ イ ラ ー	1,472	1,487	1,455	1,474	1,479
金 属 溶 解 炉	133	140	148	159	160
金 属 加 熱 炉	197	191	186	179	180
焼 成 炉・溶 融 炉	102	94	81	83	84
乾 燥 炉	126	125	129	132	124
電 気 炉	38	32	33	32	31
焼 却 炉	147	145	145	143	137
銅・鉛・亜鉛精錬用施設	57	57	58	58	58
塩素・塩化水素反応施設	43	44	41	42	62
アルミ精錬用電解炉	661	661	661	661	660
そ の 他	51	51	53	51	52
合 計	3,027 (100)	3,027 (100)	2,990 (99)	3,014 (100)	3,027 (100)

注 ()は、55年度を100とした指数である。

エ 自動車保有台数の推移

移動発生源の大部分を占める自動車の保有台数の年度別推移は、表26のとおりである。

59年度の総保有台数は50万台で、55年度の42万4千台と比べて18%の伸びであり、年間4～5%の増加を示している。

また、55年度から59年度の増加台数を車種別にみると、軽自動車が4万7千台と最も多く、次いで小型乗用車の3万1千台であった。

表26 自動車保有台数の年度別推移

(単位：台)

種 類		年 度				
		55	56	57	58	59
貨物用	普 通	17,315	17,291	18,023	18,631	19,013
	小 型	81,321	80,847	79,152	77,385	75,337
乗合用	普 通	993	995	998	1,010	1,026
	小 型	2,051	1,989	1,936	1,884	1,804
乗 用	普 通	2,369	2,648	2,876	3,226	3,473
	小 型	232,045	241,341	249,472	257,191	262,711
大 型 特 殊 車		2,867	3,115	3,342	3,537	3,796
軽 自 動 車		79,677	89,197	100,779	113,182	127,144
特 種	普 通	4,540	4,705	4,759	4,900	5,017
	小 型	991	1,003	988	1,069	1,104
合 計		424,169 (100)	443,131 (104)	462,325 (109)	482,015 (114)	500,425 (118)

注 ()は、55年度を100とした指数である。

2 大気汚染防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 大気汚染防止法による規制

(ア) 規制地域

県内全域

(イ) 規制対象物質

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）及び粉じん。

(ウ) 規制対象施設

a ばい煙発生施設

ボイラー、金属加熱炉、廃棄物焼却炉等28種施設

b 粉じん発生施設

堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア等5種施設

(エ) 排出基準等

a 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、 $q=K \times 10^{-3} \cdot He^2$ （ q は硫黄酸化物排出量、 He は有効煙突高さ）で表されており、規制は K 値で行われている。

K 値は、富山市、高岡市等の公害防止計画地域で5.0(49年4月1日以降に設置された施設は2.34)、その他の地域では17.5となっている。

b ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

c 有害物質

有害物質の排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口

から大気中に排出される有害物質の濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

なお、県では、これら有害物質のうち、カドミウム、塩素、塩化水素及びふっ素については、条例により、更に厳しい上乘せ排出基準を設定している。

d 粉じん

粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。

(オ) 届出施設

a ばい煙発生施設

59年度末のばい煙発生施設の届出状況は、表27のとおり、総施設数は3,027施設（工場・事業場数1,061）となっている。

種類別では、ボイラーが1,479施設（構成比49%）で最も多く、次いでアルミニウム製錬用電解炉660施設（同22%）、金属加熱炉180施設（同6%）、金属溶解炉160施設（同5%）、廃棄物焼却炉137施設（同5%）、乾燥炉124施設（同4%）、焼成炉・溶融炉84施設（同3%）の順となっている。

また、地域別では、富山市に648施設（構成比21%）、高岡市に521施設（同17%）、新湊市に793施設（同26%）と3市で全施設の65%にあたる、1,962施設が設置されている。

b 粉じん発生施設

59年度末の粉じん発生施設の届出状況は、表28のとおり、総施設数は581施設（工場・事業場数135）であり、種類別では、堆積場が221施設（構成比38%）で最も多く、次いでベルトコンベア・パケットコンベア195施設（同34%）、破碎機・摩砕機135施設（同23%）の順となっている。

イ 硫黄酸化物環境管理計画（ブルースカイ計画）による指導

県では、47年度に硫黄酸化物環境管理計画（ブルースカイ計画）を策定し、その後5回にわたり強化改定して環境基準の達成維持を図ってきた。

計画に基づく指導の結果、51年度以降は環境基準を維持しており、今後も適宜、計画の見直しを図り、引き続き対策を推進していくこととしている。計画の概要は次のとおりである。

(ア) 環境管理計画の適用期間

59年度から60年度までの2年間

(イ) 環境管理目標値

環境基準を維持するため表29のとおり設定した。

表 29 環境管理目標値

環境管理目標値	年平均値	0.016ppm以下
	1日平均値の98%値	0.040ppm以下
	1時間値	0.100ppm以下

(ウ) 環境管理目標値の維持方策

a 対象地域

県内全域

b 対象工場・事業場

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有する工場・事業場で重油等燃料の最大使用量が0.3kl/時以上に該当するもの。

c 指導硫黄酸化物排出量

地域別に表30のとおり設定した。

表 30 指導硫黄酸化物排出量

地 域 区 分		最大燃料使用量0.3kl/時以上の工場・事業場
公害防止計画地域	北地 部区	富山市、高岡市、新湊市及び射水郡のうち国道8号線以北でかつ、国道160号線以東の地区 $Q = 5.0W^{0.87}$
	中地 部区	北部地区及び南部地区以外の地区 $Q = 5.5W^{0.87}$
	南地 部区	富山市、高岡市、射水郡及び婦中町のうち北陸高速自動車道以南の地区 $Q = 6.0W^{0.87}$
その他の地域		$Q = 6.5W^{0.87}$

注: Qは指導硫黄酸化物排出量(N m³/時)で、対象施設から排出される硫黄酸化物排出量の合計量を示す。Wは工場等の燃料使用量(Kl/時)である。

ウ 窒素酸化物環境管理計画(ブルースカイ計画)による指導

県では、49年度に窒素酸化物環境管理計画(ブルースカイ計画)を策定し、その後3回にわたり改定し環境基準の達成維持を図ってきた。

計画に基づく指導の結果、硫黄酸化物と同様に良好な環境を維持しており、今後も適宜、計画の見直しを図り引き続き対策を推進していくこととしている。計画の概要は次のとおりである。

(ア) 環境管理計画の適用期間

59年度から60年度までの2年間

(イ) 環境管理目標値

環境基準を維持するため、表31のとおり設定した。

表 31 環境管理目標値

環境管理目標値	年平均値	0.020 ppm以下
	1日平均値の98%値	0.040 ppm以下

(ウ) 環境管理目標値の維持方策

工場・事業場に対する指導は、法の排出基準による。

エ 大気汚染緊急時対策

大気汚染防止法には、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずる恐れのある場合に、その対策として大気汚染緊急時の措置をとることが規定されている。

これに基づき県では、46年度には硫黄酸化物について、49年度にはオキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素を追加して緊急時対策要綱を制定した。要綱の概要は次のとおりである。

(ア) 対象地域

富山地区（富山市、婦中町）

高岡・新湊地区（高岡市、新湊市、射水郡）

(イ) 対象物質

硫黄酸化物、オキシダント、浮遊粉じん、二酸化窒素

(ウ) 緊急時の種類

情報、注意報、警報、重大警報

(エ) 緊急時の発令基準

緊急時の発令基準は表32のとおりであり、発令は対象地区ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状態が継続すると認められる場合に行う。

表 32 緊急時の発令基準

対象物質	発 令 基 準			
	情 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
硫黄酸化物	0.2ppm 2時間 0.3ppm	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm 48時間平均値 0.15ppm	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
オキシダント	0.10ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粉じん	2mg/m ³	2mg/m ³ 2時間	—	3mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注 表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

(オ) 緊急時の措置

- ・緊急時協力工場に対しては、緊急時の種類に応じて表33のとおり、ばい煙排出量を削減させる。

表 33 緊急時協力工場の緊急時措置

対象物質	緊急時の措置			
	情報	注意報	警報	重大警報
硫黄酸化物	工場へ通報し、不要不急の燃焼の自粛による協力を要請	通常硫黄酸化物排出量の20%以上削減勧告	通常硫黄酸化物排出量の50%以上削減勧告	硫黄酸化物許容量の80%以上削減命令
オキシダント	同上	通常燃料使用量の20%以上削減勧告	通常燃料使用量の30%以上削減勧告	通常燃料使用量の40%以上削減命令
浮遊粉じん	同上	同上	—	同上
二酸化窒素	同上	同上	—	同上

- ・一般住民に対しては、テレビ、ラジオ等により、緊急時が発令されたことを知らせる。
- ・学校に対しては、県庁関係課、市町村を通じて連絡する。
- ・自動車の運転者に対しては、オキシダント等自動車排出ガスに起因する物質による発令の場合は、発令地区内の自動車の運行を差し控えるよう協力を求める。
- ・健康被害があった場合は、保健所、市町村の公害又は衛生担当課が直ちに対策をとる。

オ スパイクタイヤ使用自粛要綱に基づく指導

スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん、道路損傷等の問題に対処するため、県では、59年1月にスパイクタイヤ使用自粛要綱を制定した。要綱の概要及び使用自粛等の推進状況は次のとおりである。

(ア) 要綱の概要

a 使用自粛期間等

- ・3月15日から12月10日までの期間は、スパイクタイヤの使用を自

肅する。

- ・使用自肅期間以外においても、できるだけその使用を自肅する。

b 県及び市町村の役割

- ・運転者や一般住民に対する広報活動
- ・冬期における交通安全対策の充実
- ・道路の除雪、タイヤチェーン等の脱着場所の確保など道路環境の整備
- ・関係業界、関係団体に対する要望、要請

c 住民の協力

スパイクタイヤの使用自肅に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力する。

(i) 使用自肅等の推進状況

a 使用自肅の啓蒙等

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による使用自肅の周知徹底
- ・自動車関係業界に対する協力要請
- ・冬期の交通安全講習会等による指導
- ・タイヤチェーン等の脱着場所の拡充整備

b 道路粉じん調査

- ・スパイクタイヤ装着前後における道路粉じん及び道路端堆積物の成分調査
- ・自動車排出ガス観測局における浮遊粉じんの連続測定

c 装着率調査等

- ・冬期における走行車輦と駐車車輦のスパイクタイヤ装着率調査
- ・耐久区画線の調査・研究

(2) 監視測定体制の整備

ア 大気汚染常時観測局の整備状況

(ア) 一般常時観測局

一般環境の大気汚染を常時測定する観測局は、表34のとおり、固定

表34 大気汚染常時観測局の概要

(60年3月31日現在)

区	市	観測局	所在地	設置年度	測定項目										予観測局 テレメーター局			
					硫酸化物 標準率	黄粉電 法	浮遊塵 計測法	遊離放 散法	窒素化合物 ザルマ ン比色	業務用 ツツ比 色法	オキシ ン ア ン ド ヨ リ カ 色 法	一酸化 炭素 赤外線 分析法	炭水 素イ オン 化	化学 炭素 イ オン 電極 法		ふっ 素 イ オン 電極 法	風速 自 動 計 測	向 速 計 測
富山地	富山	岩瀬大町	東岩瀬町	47	市	○	○	○	○							○	○	
		岩瀬蓮島	蓮島町	42	市	○	○	○	○							○	○	
		草野新	草野新	47	市	○	○	○	○							○	○	
		上野新	上野新	44	市	○	○	○	○							○	○	
		牛島本町	牛島本町	44	市	○	○	○	○							○	○	
		富山県庁	新穂曲輪	49	県	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
		興羽	興羽	46	市	○	○	○	○	○	○					○	○	
		新庄	新庄	48	市	○	○	○	○	○	○					○	○	
		富山南部	赤田	48	市	○	○	○	○							○	○	
		神岡	高田	48	市	○	○	○	○							○	○	
富山	富山	水橋	水橋島等	50	市	○	○	○	○						○	○		
		婦中	連星	48	県	○	○	○	○						○	○		
		婦中東本郷	東本郷	45	町	○										○	○	
高岡	高岡	伏木一宮	伏木一宮	42	県	○	○	○	○	○					○	○		
		高岡能町	能町	51	市	○	○	○	○							○	○	
		高岡本丸	本丸町	43	県	○	○	○	○	○	○					○	○	
		高岡波田	美幸町	47	市	○	○	○	○	○						○	○	
		高岡戸出	戸出大清水	47	県	○	○	○	○							○	○	
		高岡塚	塚	53	市	○	○	○	○							○	○	
		高岡立野	立野	53	市	○	○	○	○							○	○	
		新湊三曾根	三曾根	42	市	○	○	○	○	○						○	○	
		新湊塚原	塚原	47	市	○	○	○	○							○	○	
		新湊今井	今井	45	県	○	○	○	○					○		○	○	
新湊	新湊	新湊片口	片口	48	市	○	○	○	○						○	○		
		新湊雁岡	雁岡	47	市	○	○	○	○							○	○	
		新湊海老江	海老江	48	県	○	○	○	○							○	○	
		新湊七美	七美	50	市	○	○	○	○							○	○	
		新湊久々湊	久々湊	48	市											○	○	
		新湊八幡	八幡町	56	市	○	○	○	○							○	○	
		小杉町	小杉	47	県	○	○	○	○	○						○	○	
		大門町	大門	48	県	○	○	○	○							○	○	
その他の地区	富山	滑川市	滑川市	47	市	○	○	○	○						○	○		
		滑川大崎野	大崎野	50	市	○	○	○	○						○	○		
		黒部市	黒部市	45	市	○	○	○	○							○	○	
		大野町	コンテナ1号	49	県	○	○	○	○	○						○	○	
		コンテナ2号	50	県	○	○	○	○	○						○	○		
計					36			34		27		12		2	2	2	32	17

注 滑川市庁観測局は59年度に移設した。

観測局34局(県10局, 市町24局), コンテナ式2局(県2局)の合計36局である。この固定観測局のうち17局(県10局, 市7局)をテレメーター化している。

(イ) 自動車排出ガス常時観測局

自動車排出ガスを常時測定する観測局は, 表35のとおり, 主要交差点付近に2局設置している。

表35 自動車排出ガス常時観測局の概要

(60年3月31日現在)

市	観測局	所在地	設置年度	設置者	測定項目			
					一酸化炭素	窒素酸化物	炭化水素	浮遊粉じん
					赤外線分析法	ザルツマン比色法	水素炎イオン化法	β線吸収法
富山市	富山城址	富山城址公園	47	市	○	○	○	○
高岡市	高岡広小路	広小路	49	県	○	○	○	○

(ウ) 大気測定車

常時観測局が整備されていない地域の大気汚染の調査等各種調査を実施するため, 表36のとおり大気測定車(1台)を公害センターに配備している。

なお, 大気測定車の測定項目等は, 表36のとおりである。

表36 大気測定車の概要

(60年3月31日現在)

測定項目 測定法 区分	硫黄酸化物	浮遊粉じん	窒素酸化物	オキシゲン	一酸化炭素	炭化水素	風向風速	日射	整備年度
	導電率法	光散乱法	ザルツマン比色法	ヨードリ比色法	赤外線分析法	水素炎イオン化法	発信機式 受信機式	熱電対式	
大気測定車	○	○	○	○	○	○	○	○	52

イ 大気汚染補助測定点の整備状況

大気汚染常時観測局を補完する測定網として, 市町村の協力を得て, 延べ256ヵ所において表37のとおり硫黄酸化物等4項目について測定を行っている。

表37 市町村別大気汚染補助測定点の設置状況

(60年3月31日現在)

項目 測定法 市町村	硫黄酸化物	降ばいじん	下	窒素化合物	ふっ素化合物	計	項目 測定法 市町村	硫黄酸化物	降ばいじん	下	窒素化合物	ふっ素化合物	計
	二酸化鉛	アーストジャー法	アースト	トリエタノールアミン法	ATP法			二酸化鉛	アーストジャー法	アースト	トリエタノールアミン法	ATP法	
富山市	10	10	10			30	入善町	3	3	3			9
高岡市	7	7	7			21	朝日町	2	2	2			6
新湊市	3	3	3		10	19	八尾町	3	3	3			9
魚津市	3	3	3			9	塚中町	3	3	3		5	14
水見市	5	5	5		1	16	小杉町	2	2	2			6
滑川市	4	4	4			12	大門町	1	1	1			3
黒部市	5	5	5			15	下村	1	1	1			3
橋波市	5	5	5			15	大島町	1	1	1			3
小矢部市	4	4	4			12	城端町	1	1	1			3
大沢野町	1	1	1			3	埴川町	1	1	1			3
大山町	2	2	2			6	井波町	1	1	1			3
上市町	2	2	2			6	福野町	2	2	2			6
立山町	3	3	3			9	福光町	3	3	3			9
宇奈月町	1	1	1			3	福洞町	1	1	1			3
合 計						28	80	80	80	16	256		

(3) 監視取締りと行政指導

大気汚染防止法及び公害防止条例の対象工場・事業場について立入検査を実施し、排出基準の適合状況及び対象施設の維持・管理状況を調査するとともに技術指導を行った。

また、硫黄酸化物環境管理計画に基づく対象工場・事業場について、燃料中の硫黄分の適合状況を調査した。

立入検査状況は表38のとおりであるが、排出基準値及び指導値を超える施設は認められなかった。

表38 59年度大気関係立入検査状況

業種 区分	食料品製造業	繊維業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	石油・石炭製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電気業	保健及び廃棄物処理業	その他	合計
	立入件数	ばいじん	3 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)				1 (1)	19 (4)					7 (4)	2 (2)	
	有害物質及び有害ガス	2 (2)	4 (3)	6 (5)	75 (7)				1 (1)	6 (3)					10 (4)	6 (4)		110 (39)
	燃料中の硫黄	29 (9)		28 (5)	33 (8)	10 (7)	2 (1)	12 (2)	39 (6)	73 (6)	24 (5)	10 (1)	4 (1)	2 (1)	7 (4)	2 (1)	38 (7)	313 (74)
	堆積場等でのばいじん					3 (1)		23 (6)									10 (3)	236 (60)
指導件数		3	1		8	7	1	23	1								5	49

注 () は、工場・事業場数を示す。

(4) 大気環境の各種調査

ア 環境大気基礎調査

(ア) 調査目的

大気汚染常時観測局の補助測定網として、県内平野部全域において硫黄酸化物、降下ばいじん及び窒素酸化物による大気汚染の状況を広域的に把握するため調査を実施した。

(イ) 調査概要

調査地点は、図39のとおり、県内平野部80地点（約4 kmメッシュに1地点）において実施した。

(ウ) 調査結果

調査結果は、表39のとおりである。

a 硫黄酸化物（二酸化鉛法）

各調査地点の年平均値は、 $0.03\sim 0.21\text{SO}_3\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ であり、これを地域的にみると、富山地区の臨海工業地帯、高岡・新湊地区の市街地でやや高い傾向がみられた。

b 降下ばいじん（ダストジャー法）

各調査地点の年平均値は、 $2\sim 8\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ であり、地域間には、ほとんど差異はみられなかった。

c 窒素酸化物（トリエタノールアミン法）

各調査地点の年平均値は、 $0.019\sim 0.13\text{NO}_2\text{mg}/100\text{cm}^2/\text{日}$ であり、これを地域的にみると、富山地区の臨海工業地帯及び市街地、高岡・新湊地区の市街地でやや高い傾向がみられた。

図39 環境大気基礎調査測定点一覧図

(○)印は、調査地点
(メッシュは、4km×4km)

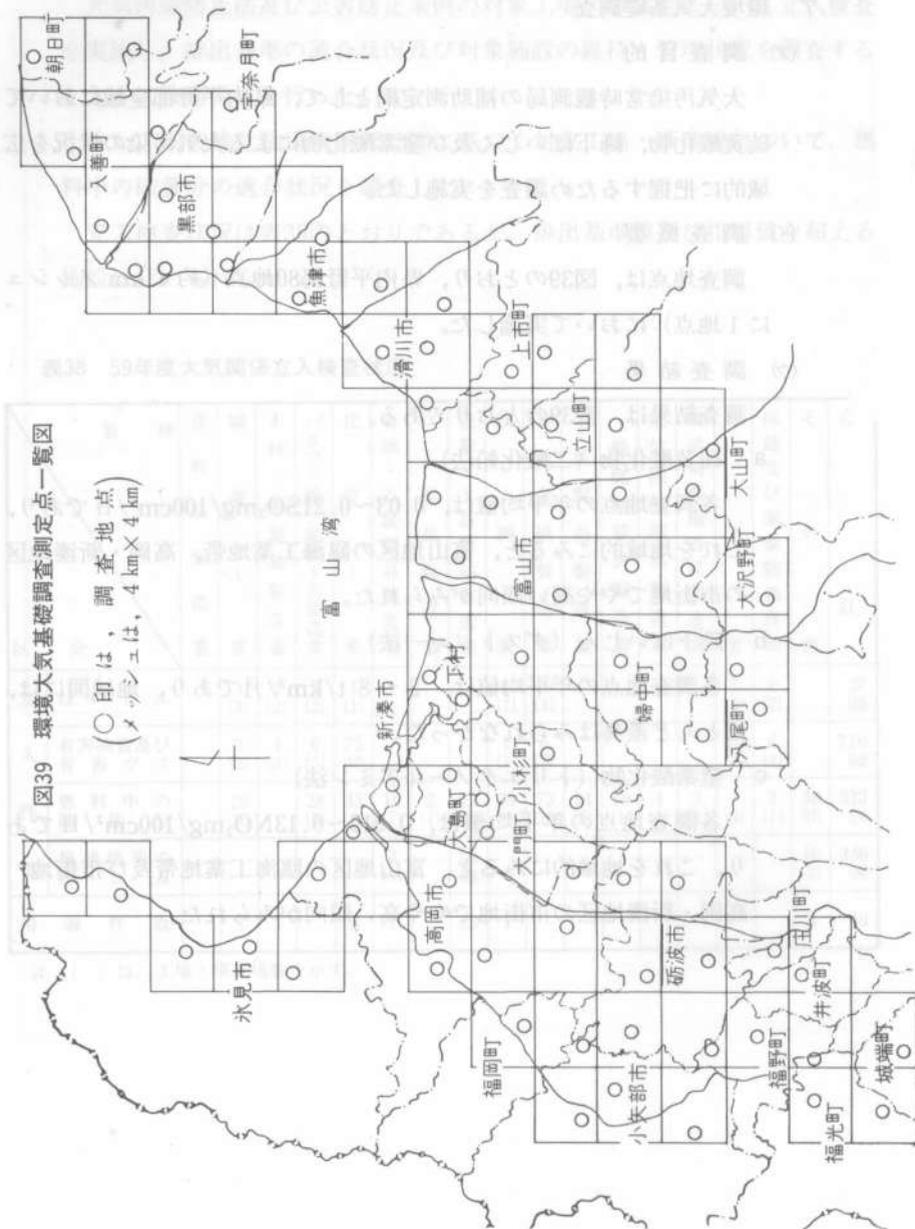


表39 59年度環境大気基礎調査(市町村別)測定結果

項目 (単位)		年平均値	地点数	硫黄酸化物	降下ばいじん	窒素酸化物
				(SO ₂ mg/100cm ² /日)	(t/km ² /月)	(NO _x mg/100cm ² /日)
山町村				最小～最大	最小～最大	最小～最大
富地	富山市	10		0.05～0.16	2～5	0.049～0.13
	中町	3		0.04～0.06	4～6	0.034～0.066
高岡・新湊地区	高岡市	7		0.06～0.21	3～7	0.042～0.13
	新湊市	3		0.07～0.09	3～4	0.080～0.096
	小杉町	2		0.04～0.07	3～4	0.050～0.089
	大門町	1		0.14	4	0.090
	下村	1		0.09	3	0.067
	大島町	1		0.11	4	0.096
	魚津市	3		0.05～0.12	4～6	0.047～0.097
その他の地区	氷見市	5		0.03～0.09	3～4	0.019～0.056
	滑川市	4		0.05～0.09	3～4	0.031～0.080
	黒部市	5		0.04～0.13	4～8	0.053～0.089
	砺波市	5		0.05～0.07	3～5	0.050～0.082
	小矢部市	4		0.07～0.19	4～5	0.061～0.086
	大沢野町	1		0.11	8	0.050
	大田町	2		0.04～0.06	2	0.024～0.027
	上市町	2		0.06～0.07	3	0.045～0.050
	立山町	3		0.05～0.13	3～6	0.032～0.075
	宇奈月町	1		0.09	3	0.029
	入善町	3		0.07～0.09	3～4	0.028～0.056
	朝日町	2		0.04～0.11	2～3	0.019～0.070
	八尾町	3		0.04～0.05	3～7	0.032～0.045
	城端町	1		0.04	3	0.034
	庄川町	1		0.07	4	0.044
	井波町	1		0.06	3	0.045
	福野町	2		0.07～0.12	4	0.060～0.066
	福光町	3		0.05～0.06	4	0.031～0.054
	福岡町	1		0.09	4	0.061

イ 浮遊粉じん調査

(ア) 調査目的

大気汚染常時観測局における浮遊粉じんの常時測定を補完するとともに、浮遊粉じん中の重金属成分の実態を把握するため、調査を実施した。

(イ) 調査概要

59年4月～6月及び9月の年2回、富山・高岡公害防止計画地域の
大気汚染常時観測局13局及びその他の地域7地点の合計20地点において、ハイボリウム・エア・サンプラーにより浮遊粉じんを採取し、浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について測定した。

(ウ) 調査結果

調査結果は、表40のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

浮遊粉じん濃度は、 $0.032\text{mg}/\text{m}^3$ （小杉観測局及び氷見市役所）
～ $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ （富山南部観測局）であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

浮遊粉じん中のカドミウム濃度は、すべての地点で定量限界
($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満であった。

(b) 鉛

鉛については、定量限界 ($0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満～ $0.05\mu\text{g}/\text{m}^3$ （小矢部市役所及び大沢野町役場）であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値（ $1\sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比べると、いずれもこれを下回る極めて低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分は、判断基準として特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度（労働衛生許容濃度の1/100）と比べると、いずれも低い値であった。

表40 59年度一般環境の浮遊粉じん調査結果

測定地点	回	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の重金属成分濃度 (μg/m ³)										
			クロム	マンガ ン	鉄	ニッケ ル	銅	亜鉛	カド ミウム	鉛	コバ ルト	バ ナ ジウム	
高山地区	岩手産町観測局	1	0.061	ND	0.06	0.4	ND	0.05	0.12	ND	ND	ND	ND
		2	0.046	ND	ND	ND	ND	0.05	0.05	ND	ND	ND	ND
	富山県庁観測局	1	0.058	ND	0.05	0.4	ND	0.03	0.11	ND	ND	ND	ND
		2	0.045	ND	ND	ND	ND	0.07	0.05	ND	ND	ND	ND
	奥羽観測局	1	0.049	ND	0.03	ND	ND	0.04	0.07	ND	ND	ND	ND
		2	0.041	ND	ND	ND	ND	0.12	0.04	ND	ND	ND	ND
	富山南部観測局	1	0.13	ND	0.05	1.4	ND	0.05	0.17	ND	0.04	ND	ND
		2	0.070	ND	0.02	ND	ND	0.02	0.07	ND	ND	ND	ND
婦中観測局	1	0.12	ND	0.13	1.1	ND	0.16	0.27	ND	0.04	ND	ND	
	2	0.075	ND	0.04	0.3	ND	0.05	0.07	ND	ND	ND	ND	
高山・新湊地区	伏木一宮観測局	1	0.060	ND	0.05	0.4	ND	0.12	0.07	ND	ND	ND	ND
		2	0.033	ND	0.11	ND	ND	0.08	0.10	ND	ND	ND	ND
	高岡本丸観測局	1	0.077	ND	0.66	0.6	ND	0.04	0.17	ND	0.04	ND	ND
		2	0.052	ND	0.18	ND	ND	0.05	0.20	ND	ND	ND	ND
	高岡・出観測局	1	0.070	ND	0.03	0.3	ND	0.02	0.05	ND	ND	ND	ND
		2	0.054	ND	0.03	ND	ND	0.04	0.11	ND	ND	ND	ND
	新湊三日宮根観測局	1	0.049	ND	1.4	0.6	ND	0.03	0.10	ND	ND	ND	ND
		2	0.059	ND	0.73	0.5	ND	0.06	0.15	ND	0.04	ND	ND
	新湊今井観測局	1	0.052	ND	0.05	0.3	ND	0.04	0.10	ND	ND	ND	ND
		2	0.060	ND	ND	ND	ND	0.03	0.08	ND	0.04	ND	ND
	新湊海老江観測局	1	0.049	ND	0.06	ND	ND	0.07	0.07	ND	ND	ND	ND
		2	0.046	ND	ND	ND	ND	0.03	0.06	ND	ND	ND	ND
	小杉観測局	1	0.066	ND	0.11	0.4	ND	0.08	0.09	ND	ND	ND	ND
		2	0.032	ND	ND	ND	ND	0.03	0.04	ND	ND	ND	ND
	大門観測局	1	0.079	ND	0.24	0.6	ND	0.16	0.10	ND	ND	ND	ND
		2	0.053	ND	0.04	0.4	ND	0.15	0.08	ND	ND	ND	ND
その他の地区	魚津市役所	1	0.10	ND	0.05	1.0	ND	0.03	0.23	ND	0.04	ND	ND
		2	0.068	ND	0.04	0.4	ND	0.04	0.09	ND	ND	ND	ND
	水見市役所	1	0.061	ND	0.03	0.4	ND	0.04	0.07	ND	ND	ND	ND
		2	0.032	ND	ND	ND	ND	0.04	ND	ND	ND	ND	ND
	小矢部市役所	1	0.062	ND	0.02	ND	ND	0.05	0.04	ND	ND	ND	ND
		2	0.052	ND	0.03	0.4	ND	0.03	0.18	ND	0.05	ND	ND
	大沢野町役場	1	0.12	ND	0.05	1.1	ND	0.06	0.14	ND	0.05	ND	ND
		2	0.043	ND	ND	ND	ND	0.05	0.06	ND	ND	ND	ND
	立山町役場	1	0.047	ND	ND	0.5	ND	0.02	0.04	ND	ND	ND	ND
		2	0.057	ND	0.02	0.3	ND	0.02	0.05	ND	ND	ND	ND
	入善町役場	1	0.12	ND	0.06	1.2	ND	0.07	0.25	ND	0.04	ND	ND
		2	0.068	ND	0.08	0.6	ND	0.04	0.25	ND	ND	ND	ND
	福野町役場	1	0.064	ND	0.02	0.3	ND	0.11	0.05	ND	ND	ND	ND
		2	0.047	ND	0.03	ND	ND	0.11	0.05	ND	ND	ND	ND
	定量限界			0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05

注: ND (検出されず) とは, 定量限界未満をいう。

ウ 工場周辺浮遊粉じん調査

(ア) 調査目的

主な電気炉設置工場の周辺における大気汚染の実態を把握するため、浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について調査を実施した。

(イ) 調査概要

工場周辺4地区において主風向を考慮し、各地区2から4地点を選定して、3日間にわたりハイボリウム・エア・サンプラーにより浮遊粉じんを採取し、浮遊粉じん及び浮遊粉じん中の重金属成分について測定した。

(ロ) 調査結果

調査地区、調査期間及び調査結果は、表41のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

工場周辺の地区平均値は、 $0.031\text{mg}/\text{m}^3$ （黒部市三日市地区）～ $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ （高岡市吉久・新湊市中伏木地区）であった。

b 浮遊粉じん中の重金属成分濃度

(a) カドミウム

工場周辺の地区平均値は、定量限界($0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$)未満～ $0.012\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の暫定指導値($0.88\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)と比べると、いずれもこれを下回る極めて低い値であった。

(b) 鉛

工場周辺の地区平均値は、 $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ ～ $0.07\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値（ $1\sim 3\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比べると、いずれもこれを下回る極めて低い値であった。

(c) その他の重金属成分

その他の重金属成分は、判断基準として特に定められていないが、一般に問題がないとされている環境濃度（労働衛生許容濃度の1/100）と比べると、いずれの地区も低い値であった。

表41 59年度工場周辺の浮遊粉じん調査結果

調査地区	調査地点数	調査期間	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の重金属成分 (μg/m ³)									
				クロム	マンガ	鉄	ニッケル	銅	亜鉛	カドミウム	鉛	コバルト	バナジウム
黒都市三日市 (日鉱重鉛周辺)	4	5月15日	0.043	ND	0.05	0.5	ND	0.07	1.4	0.037	0.05	ND	ND
		5月18日	0.031	ND	0.4	ND	0.04	0.39	0.012	0.04	ND	ND	
富山市岩瀬 (富山昭和電工・大平洋 ランダム周辺)	3	6月5日	0.16	ND	0.06	2.3	ND	0.06	0.20	ND	0.08	ND	ND
		6月8日	0.11	ND	0.05	1.6	ND	0.04	0.17	ND	0.06	ND	ND
大島町小島・大島町北野 (日本電工周辺)	2	5月8日	0.16	ND	0.07	2.0	ND	0.05	0.14	ND	0.05	ND	ND
		5月11日	0.11	ND	0.06	1.6	ND	0.05	0.13	ND	0.05	ND	ND
高岡市吉久・新湊市中伏木 (日本鋼管・日本重化学周辺)	4	5月8日	0.26	0.06	6.1	2.8	ND	0.07	0.36	ND	0.08	ND	ND
		5月11日	0.13	0.05	2.6	2.4	ND	0.06	0.27	ND	0.07	ND	ND
定 量 限 界			0.04	0.02	0.3	0.03	0.01	0.04	0.004	0.04	0.01	0.05	

注1 ND(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

2 平均値は、NDを定量限界値として算出した。

エ 特定ガス環境大気調査

(7) 調査目的

県内のアルミニウム製錬工場及び化学工場から排出されるふっ素化合物による大気汚染の実態と推移を把握するため、調査を実施した。

(i) 調査概要

調査概要は、表42のとおりである。

表42 59年度特定ガス環境大気調査の概要

対象物質	地区	調査	調査地点数	調査回数	
ふっ素化合物	富山新港地区	発生源	4地点	1回	
		環境大気	アルカリろ紙法 ATP法	7地点 10地点	1回 12回
	婦中地区	発生源	5地点	1回	
		環境大気	アルカリろ紙法 ATP法	5地点 5地点	1回 12回
	対照地区	環境大気	アルカリろ紙法	2地点	1回
			ATP法	1地点	12回

(7) 調査結果

調査結果は、表43のとおりである。

a 発生源調査結果

(a) 住友アルミニウム製錬(株)富山製造所(富山新港地区)

ふっ素化合物の排出濃度は、煙突で定量限界(0.05mg/Nm³)未満～0.08mg/Nm³、建屋で0.07～0.15mg/Nm³であり、いずれも大気汚染防止法の排出基準(煙突2.5mg/Nm³、建屋1.0mg/Nm³)をかなり下回っていた。

(b) 日産化学工業(株)富山工場(婦中地区)

ふっ素化合物の排出濃度は、いずれも定量限界(0.1mg/Nm³)未満であり、大気汚染防止法の排出基準(5.0mg/Nm³)をかなり下回っていた。

b 環境大気調査結果

(a) アルカリろ紙（大喜多）法

アルカリろ紙法によるふっ素化合物の測定結果は、富山新港地区、婦中地区ともに、58年度と同様すべての測定地点で定量限界（ $0.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）未満であり、県の定める環境基準（ $7\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比べても極めて低い値であった。

表43 59年度特定ガス環境大気調査結果

1 発生源調査結果

地 区	工 場 名	ふ っ 素 化 合 物 ($\text{mg}/\text{N m}^3$)		
		アルミ製錬煙突	アルミ製錬建屋	そ の 他
富山新港地区	住友アルミニウム製錬(株)富山製造所	ND~0.08	0.07~0.15	
婦中地区	日産化学工業(株)富山工場			ND
排出基準(大気汚染防止法)		2.5	1.0	5.0
定 量 限 界		0.05		0.1

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

2 環境大気調査結果

地 区		ふ っ 素 化 合 物			
		アルカリろ紙法 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ATP法 ($\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$)	
		測 定 値	平 均	測 定 値	平 均
富山新港地区	58年度	ND	ND	ND ~ 38	21
	59年度	ND	ND	ND ~ 77	33
婦中地区	58年度	ND	ND	ND ~ 34	21
	59年度	ND	ND	ND ~ 26	23
対照地区	58年度	ND	ND	ND	ND
	59年度	ND	ND	ND	ND
定 量 限 界		0.3		20	

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

(b) ATP (ばく露) 法

ATP 法によるふっ素化合物の測定結果は、富山新港地区では定量限界 ($20\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$) 未満 $\sim 77\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ で、地区平均は $33\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ 、また、婦中地区では、定量限界未満 $\sim 26\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ で、地区平均は $23\mu\text{g}/100\text{cm}^2/\text{月}$ であった。

この調査結果を58年度と比べると、富山新港地区では、やや上回ったが、婦中地区ではほぼ同等の値であった。

オ 水銀等環境調査

(7) 調査目的

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境の実態を把握するため大気中の水銀等及び土壌・玄米中の水銀について調査を実施した。

(i) 調査概要

調査概要は、表44のとおりである。

表44 59年度水銀等環境調査の概要

対象物質	調査地域	調査地点数			調査回数	分析方法
大気中 水銀、ひ素 ベンゾ(a)ピレン	富山市	3 (大気常時観測局)			2回/年 (5月、9月)	水銀：全アマルガム採取— 原子吸光法 ひ素：ハイボリウム・エ ア・サンフラ—採取—原 子吸光法 ベンゾ(a)ピレン：ハイボリ ウム・エア・サンフラ —採取—蛍光光度法
	高岡市	2 (")				
	新湊市	4 (")				
	小杉町	1 (")				
	計	10				
土壌(農用地、非 農用地)中水銀 玄米中水銀	新湊市	農用地	非農用地	玄米	1回/年 (9月)	水銀(土壌)：底質調査法 (原子吸光法) 水銀(玄米)：全アマルガム 吸着—原子吸光法
		6	7	6		

(7) 調査結果

a 大気中の水銀等濃度

大気中の水銀等濃度は表45のとおりである。水銀濃度は定量限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.004\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、平均 $0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ひ素濃度は定量限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満 $\sim 0.020\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、平均 $0.008\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ベンゾ(a)ピレン濃度は $0.00006 \sim 0.00075\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、平均 0.00023

$\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

このうち、水銀の調査結果は、世界保健機構 (WHO) の一般環境濃度におけるガイドライン値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ と比べると、極めて低い値であった。

また、これらの物質を測定するため、採取した浮遊粉じん量は、 $0.025\sim 0.089\text{mg}/\text{m}^3$ 、平均 $0.052\text{mg}/\text{m}^3$ であった。

b 土壌及び玄米中の水銀濃度

土壌及び玄米中の水銀濃度は表46のとおりである。農用地の土壌は $0.09\sim 0.84\mu\text{g}/\text{g}$ 、非農用地の土壌は $0.02\sim 0.52\mu\text{g}/\text{g}$ 、玄米は $0.003\sim 0.006\mu\text{g}/\text{g}$ であった。

表45 59年度大気中の水銀等調査結果

調査項目	水 銀($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ひ 素($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		ベンゾ(a)ピレン($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		浮遊粉じん(mg/m^3)	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値
第1回(5月)	ND~0.004	0.001	0.002~0.008	0.004	0.00006~0.00043	0.00015	0.032~0.089	0.057
第2回(9月)	ND~0.002	0.001	ND~0.020	0.012	0.00013~0.00075	0.00030	0.025~0.071	0.047
全 体	ND~0.004	0.001	ND~0.020	0.008	0.00006~0.00075	0.00023	0.025~0.089	0.052
定 量 限 界	0.001		0.001		0.00005			

注: ND (検出されず) とは、定量限界 ($0.001\mu\text{g}/\text{m}^3$) 未満をいう。

表46 59年度土壌及び玄米中の水銀調査結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{g}$)

項目	区分	土 壤(農用地)	土 壤(非農用地)	玄 米
	測 定 値		0.09~0.84	0.02~0.52
定 量 限 界		0.01	0.01	0.001

カ 自動車排出ガス環境調査

(ア) 調査目的

県内の主要交差点において、自動車排出ガスによる大気汚染の実態を把握するため調査を実施した。

(イ) 調査概要

県内の主要交差点3地点を選定し、それぞれの地点に大気測定車を配置し、これに搭載した各種自動測定機により、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、硫黄酸化物、オキシダント等について、連続72時間（3日間）の測定を実施した。

(ウ) 調査結果

調査地点、調査期間及び調査結果は、表47のとおりである。

a 一酸化炭素

8時間平均値の最大は、0.7（富山市金泉寺）～1.9ppm（新湊市坂東）であり、1日平均値の最大は、0.5（富山市金泉寺）～1.4ppm（新湊市坂東）であった。

これを一酸化炭素に係る環境基準（8時間平均値20ppm以下、1日平均値10ppm以下）と比べると、いずれの地点もこれをかなり下回っていた。

b 窒素酸化物

二酸化窒素の1日平均値の最大は、0.014（富山市金泉寺）～0.032ppm（新湊市坂東）であり、これを二酸化窒素に係る環境基準（1日平均値0.04～0.06ppmまでの範囲内又はそれ以下）と比べると、いずれの地点もこれを下回っていた。

c 炭化水素

非メタン炭化水素の午前6時～9時における3時間平均値の最大は、0.5（富山市金泉寺）～0.8ppm（新湊市坂東）であり、これを非メタン炭化水素濃度の指針値（0.20～0.31ppm）と比べると、いずれの地点もこれを超えていた。

表47 59年度自動車排出ガス環境調査結果

調査地点	調査期間	項目		窒素酸化物			炭化水素		オキシダント	浮遊粉じん	硫酸化物	鉛	交差点自動車通過台数	
		単位	区分	一酸化窒素	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	メタン						非メタン炭化水素
富山市金泉寺	8月22日 ～ 8月24日	最高値	1時間値	1.9	0.041	0.037	0.078	2.2	0.8	2.8	0.024		2,699	
				1日平均値	0.5 (0.7)	0.009	0.014	0.023	1.9	0.4 (0.5)	2.3	0.007		0.017
		平均値	1.8	0.046	0.048	0.071	1.9	1.6	3.3	0.034	0.080	0.027	4,636	
														0.8 (1.4)
高岡市麻野	8月29日 ～ 8月31日	平均値	0.7	0.009	0.017	0.027	1.8	1.8	0.5	2.2	0.010	0.038	0.008	1,943
新湊市坂東	9月5日 ～ 9月7日	最高値	1時間値	1.4 (1.9)	0.029	0.032	0.061	1.9	0.7 (0.8)	2.6	0.015	0.066	0.021	2,001
				1.1	0.020	0.024	0.044	1.9	0.6	2.5	0.010	0.039	0.014	0.09
		平均値	1.1	0.020	0.024	0.044	1.9	0.6	2.5	0.010	0.039	0.014	0.09	1,972

注1 一酸化炭素の欄中の()は、8時間平均値である。
 注2 非メタン炭化水素、全炭化水素は、メタン換算値である。
 注3 非メタン炭化水素の欄中の()は、午前6時～9時までの3時間平均値である。

d 硫黄酸化物

1時間値の最大は、0.024（富山市金泉寺）～0.034ppm（高岡市熊野及び新湊市坂東）であり、1日平均値の最大は、0.007ppm（富山市金泉寺）～0.015ppm（新湊市坂東）であった。

これを二酸化硫黄に係る環境基準（1時間値0.1ppm以下、1日平均値0.04ppm以下）と比べると、いずれの地点もこれをかなり下回っていた。

e 浮遊粉じん

1時間値の最大は、0.050（富山市金泉寺）～0.115mg/m³（新湊市坂東）であり、1日平均値の最大は、0.017（富山市金泉寺）～0.066mg/m³（新湊市坂東）であった。

これを浮遊粉じんに係る環境基準（1時間値0.20mg/m³以下、1日平均値0.10mg/m³以下）と比べると、いずれの地点もこれを下回っていた。

f オキシダント

1時間値の最大は、0.027（高岡市熊野）～0.043ppm（新湊市坂東）であり、これを光化学オキシダントに係る環境基準（1時間値0.06ppm以下）と比べると、いずれの地点もこれを下回っていた。

g 鉛

24時間値の最大は、0.05（富山市金泉寺）～0.15μg/m³（新湊市坂東）であり、これを国の鉛に係る環境基準専門委員会報告の値（1～3 μg/m³）と比べると、いずれの地点もこれをかなり下回っていた。

キ 工場ばいじん原単位調査

(ア) 調査目的

工場ばいじんの環境への影響を把握するため、ばい煙発生施設のばいじんの排出実態について調査を実施した。

(イ) 調査概要

県内のボイラー、金属溶解炉、焼却炉等の主要ばい煙発生施設について、ばいじんの排出実態を調査し、排出量の原単位を表す排出係数

を算出した。

(ウ) 調査結果

調査結果は表48のとおりで、排出ガス中のばいじん濃度は0.0006~0.16g/Nm³であった。また、排出係数はボイラー、焼成炉、乾燥炉が0.068~52kg/10⁶kcal、金属溶解炉が2.0kg/10⁶kcal、0.0038kg/MWH、焼却炉が0.23~2.2kg/tで、施設の構造や使用燃料の違いにより大きく異なっていた。

表48 59年度ばい煙発生施設のばいじん排出係数

施設	使用燃料	施設数	処理施設	ばいじん濃度	排出係数	
ホ イ ラ ー	発電用	C 重油 石油コークス	1	電気集じん機 スクラパー	0.016 g/Nm ³	9.5 kg/10 ⁶ kcal
		行 炭	1	電気集じん機 湿式脱硫装置	0.006 "	0.86 "
	工業用	A 重油	1	—	0.002 "	0.42 "
		C 重油	3	—	0.048~0.16 "	4.6~52 "
		石油コークス	1	マルチクロン バグフィルター	0.004 "	0.46 "
		廃タイヤ	1	サイクロン	0.13 "	1.7 "
	木くず	1	マルチクロン	0.052 "	26 "	
金属溶解炉	A 重油	1	バグフィルター	0.001 "	2.0 "	
	電 気	1	バグフィルター	0.0006 "	0.0038 kg/MWH	
焼成炉	C 重油	1	バグフィルター スクラパー	0.002 "	0.068 kg/10 ⁶ kcal	
乾燥炉	C 重油	1	バグフィルター	0.037 "	49 "	
焼却炉	灯 油	1	電気集じん機	0.027 "	0.23 kg/t	
	灯 油	1	サイクロン 二次燃焼	0.082 "	2.2 "	

ク スバイクタイヤの使用に伴う道路粉じん等調査

(ア) 調査目的

スバイクタイヤの使用に伴い発生する道路粉じん等の実態を把握するため、幹線道路近傍で調査を実施した。

(イ) 調査概要

a 調査時期

- ・ スバイクタイヤ装着時期 (60年3月4日~9日)
- ・ スバイクタイヤ非装着時期 (59年10月23日~29日)
- ・ スバイクタイヤ装着率調査時期 (59年12月21日~60年3月19日)

b 調査地点

- ・ 幹線道路近傍（富山市2地点，高岡市2地点）

c 調査項目

- ・ 浮遊粉じん濃度
- ・ 浮遊粉じん中の金属成分等（アルミニウム，カルシウム，チタン，バナジウム，マンガン，鉄，ニッケル，亜鉛，鉛，ベンゼン抽出物，ベンゾ(a)ピレン）の含有率
- ・ 浮遊粒子状物質濃度
- ・ 降下ばいじん量
- ・ 道路端堆積物中の金属成分等の濃度
- ・ スパイクタイヤ装着率

d 調査方法

「スパイクタイヤによる浮遊粉じん中の各成分濃度等測定方法指針（環境庁）」による。

(ウ) 調査結果

調査結果は，表49及び図40のとおりである。

a 浮遊粉じん濃度

幹線道路近傍における浮遊粉じん濃度は，スパイクタイヤ装着時期において $0.20\sim 0.79\text{mg}/\text{m}^3$ であり，非装着時期の $0.088\sim 0.14\text{mg}/\text{m}^3$ と比べ高かった。

b 浮遊粉じん中の金属成分等の含有率

幹線道路近傍における浮遊粉じん中の金属成分等の含有率のうち，スパイクタイヤ装着時期に高くなったのは，アルミニウム，カルシウム，チタン，マンガン，鉄であり，逆に低くなったのは，亜鉛，鉛，ベンゾ(a)ピレンであり，アスファルトや土壤に多い成分が増加した。

c 浮遊粒子状物質濃度

幹線道路近傍における浮遊粒子状物質濃度は，浮遊粉じん濃度と同様，スパイクタイヤ装着時期に高くなった。

また、幹線道路近傍の調査地点のうち、59年11月から60年3月までの富山市、高岡市の自動車排出ガス観測局における浮遊粒子状物質濃度の連続測定結果は、表49のとおり、路面の乾燥状態が続いた2月が高かった。

d 降下ばいじん量

幹線道路近傍における降下ばいじん量は、図40のとおりであり、浮遊粉子状物質と同様、2月に最も高かった。

e 道路端堆積物中の金属成分等の濃度

道路端堆積物中金属成分等の濃度のうち、スパイクタイヤ装着時期に高くなったものは、タングステン、ベンゼン抽出物であり、アスファルトの損傷やスパイクピンの摩耗の影響がみられた。

f スパイクタイヤ装着率

県内の国道・主要地方道におけるスパイクタイヤ装着率調査結果は、表49のとおりであった。

表49 59年度スパイクタイヤの使用に伴う道路粉じん等調査結果

1 浮遊粉じん、浮遊粉じん中金属成分等及び浮遊粒子状物質の調査結果

項目 調査時期	浮遊粉じん濃度 (mg/m ³)	浮遊粉じん中の金属成分等の含有率(%)											浮遊粒子状物質濃度 (mg/m ³)
		アルミニウム	カルシウム	チタン	バナジウム	マンガン	鉄	ニッケル	亜鉛	鉛	ベンゼン抽出物	ベンゾ(a)ピレン	
スパイクタイヤ装着時期	0.20 ~0.79	4.3 ~4.9	4.2 ~6.3	0.21 ~0.29	0.01 未満	0.06 ~0.32	2.1 ~2.6	0.03 未満	0.12 ~0.62	0.02 ~0.07	7 ~8	0.00057 ~0.0012	0.057 ~0.11
スパイクタイヤ非装着時期	0.088 ~0.14	3.0 ~3.4	2.4 ~4.2	0.14 ~0.19	0.01 未満	0.06 ~0.17	1.4 ~2.1	0.03 未満	0.36 ~0.90	0.07 ~0.11	8 ~11	0.0014 ~0.0021	0.043 ~0.054

2 浮遊粒子状物質の測定結果

(単位: mg/m³)

観測局	項目	年 月				
		59年11月	59年12月	60年1月	60年2月	60年3月
富山城址	月の平均値	0.03	0.03	0.02	0.05	0.04
	日平均値の範囲	0.02~0.07	0.01~0.07	0.01~0.05	0.01~0.12	0.02~0.07
高岡広小路	月の平均値	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04
	日平均値の範囲	0.02~0.08	0.01~0.07	0.01~0.06	0.01~0.13	0.02~0.06

3 道路端堆積物の調査結果

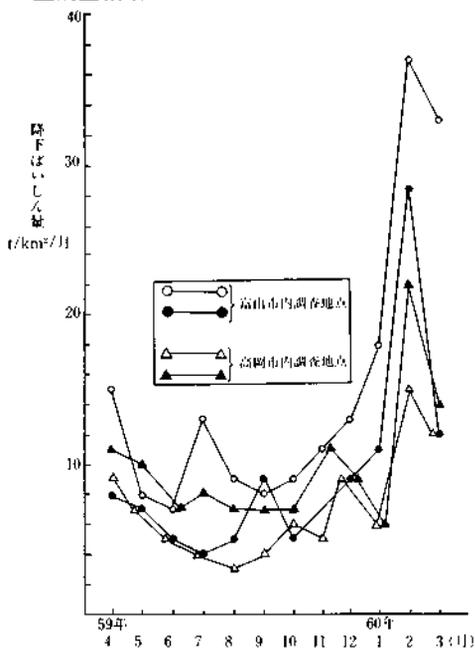
項目	道路端堆積物中の金属成分等の濃度										
	アルミニウム (%)	カルシウム (%)	ナタン ($\mu\text{g/g}$)	バナジウム ($\mu\text{g/g}$)	マンガン ($\mu\text{g/g}$)	鉄 (%)	ニッケル ($\mu\text{g/g}$)	亜鉛 ($\mu\text{g/g}$)	鉛 ($\mu\text{g/g}$)	タンブステン ($\mu\text{g/g}$)	ベンゼン抽出物 (%)
スパイクタイヤ 装着時期	5.4	6.1	3,400	77	820	2.8	16	250	59	19	4.2
	~6.7	~6.8	~4,100	~85	~1,600	~3.1	~24	~380	~77	~27	~7.4
スパイクタイヤ 非装着時期	5.6	5.1	4,100	84	1,100	4.0	26	580	120	6.3	1.7
	~6.8	~5.6	~6,200	~100	~4,300	~4.5	~44	~1,000	~150	~12	~1.8

4 スパイクタイヤ装着率の調査結果

調査地点数	調査日		59年12月21日		60年1月23日		60年3月8日		60年3月19日	
	項目	交通量	装着率 (%)	交通量	装着率 (%)	交通量	装着率 (%)	交通量	装着率 (%)	
9 地点 (国道、主要地方道等)		40,287	32	44,525	57	53,329	32	51,654	4	

注 交通量は12時間交通量である。(単位:台・12時間)

図40 降下ばいじん量調査結果



第2節 水質汚濁の現況と対策

1 水質汚濁の現況

(1) 河川の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、59年度に調査した河川の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表50のとおりであった。

環境基準の適合状況を BOD でみると、55地点中48地点が適合（適合率87％）しており、不適合地点は、従来から汚濁のみられる中小都市河川であった。

また、河川末端における経年変化をみると、表51のとおり全体として横ばい傾向にあり、中小22河川のうち、都市河川では、依然として生活排水の流入や流況の停滞による汚濁がみられる。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、すべての河川で環境基準に適合していた。

表50 59年度河川の主要測定地点（環境基準点）の水質測定結果

水 域	調査地点	該 当 類 型	pH	DO (mg/l)	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	適 否
阿 尾 川	阿 尾 橋	A	7.2	10	13	1.4	○
余 川	間 島 橋	A	7.1	9.5	11	1.8	○
上 庄 川	北 の 橋	B	6.9	8.8	16	3.5	×
仏 生 寺 川	八 幡 橋	C	7.2	8.5	13	4.3	○
	湊 川	中 の 橋	C	7.1	7.0	16	6.9
小 矢 部 川	河 口	D	7.1	8.2	12	6.7	○
	城 光 寺 橋	C	7.0	8.9	11	2.2	○
	国 条 橋	A	7.0	10	12	1.6	○
	太 美 橋	AA	6.8	11	7	0.6	○
下 保 川	地 子 木 橋	D	6.9	9.3	12	5.6	○
祖 父 川	新 祖 父 川 橋	B	6.9	9.9	10	2.4	○

	山田川	福野橋	A	7.0	10	9	1.1	○
		ニヶ湖えん堤	AA	6.8	11	2	0.5	○
庄	川	大門大橋	A	7.4	11	6	0.5	○
		雄神橋	AA	7.3	11	6	0.5	○
	和田川	末端	A	6.8	11	6	1.1	○
内	川	山王橋	C	7.5	5.8	5	5.6	×
		西橋	C	7.6	7.6	8	6.6	×
下	条川	稻積橋	B	6.8	8.9	13	2.7	○
新	堀川	白石橋	B	6.7	8.9	7	2.2	○
神	通川	萩浦橋	C	7.2	10	9	1.6	○
		神通大橋	A	7.2	11	8	1.4	○
	宮川	新国境橋	A	6.9	11	5	0.7	○
	高原川	新猪谷橋	A	7.1	11	3	0.7	○
	いたち川	四つ屋橋	C	6.9	9.7	17	4.0	○
	松川	桜橋	B	7.2	9.1	20	5.0	×
	井山川	高田橋	B	7.3	11	16	1.7	○
		落合橋	A	7.4	11	12	0.6	○
	熊野川	八幡橋	A	7.3	11	11	1.3	○
	岩瀬運河	岩瀬橋	E	7.1	5.6	8	9.5	○
	富岩運河	昭電水路橋	E	6.9	7.8	8	2.9	○
常願寺川	今川橋	A	7.4	10	15	0.6	○	
	常願寺橋	AA	7.3	11	11	0.6	○	
白岩川	川	東西橋	B	7.1	9.9	12	1.6	○
		泉正橋	A	6.9	11	7	1.6	○
	枹津川	流観橋	D	6.9	10	11	4.2	○
		寺田橋	A	7.0	11	8	0.7	○
上	市川	魚躬橋	A	6.9	10	10	0.7	○
中	川	落合橋	B	6.7	10	11	2.4	○
早	月川	早月橋	AA	7.0	11	4	0.5	○
角	川	角川橋	A	6.8	11	13	2.4	×
鶴	川	港橋	B	7.0	10	11	5.7	×
片貝川	川	落合橋	AA	7.1	11	5	0.7	○
	布施川	落合橋	A	7.1	11	12	0.8	○
黒	瀬川	石田橋	A	6.8	10	20	1.6	○

高	橋	川	堀	切	橋	B	6.8	10	12	2.9	○	
吉	川	川	吉	川	橋	B	6.8	9.8	13	2.9	○	
黒	部	川	下	黒	部	橋	AA	7.7	11	9	0.7	○
入	川	末			端	A	6.8	11	10	0.9	○	
小	川	赤	川		橋	A	6.9	11	7	1.0	○	
		上	朝	日	橋	AA	6.9	11	4	0.5	○	
	舟	川	舟	川	橋	A	6.9	11	8	0.9	○	
木	流	川	末		端	B	6.8	10	21	2.1	○	
笹	川	笹	川		橋	A	6.8	10	8	0.6	○	
境	川	境			橋	A	6.9	10	3	0.5	○	

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は、75%水質値である。)

2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n はデータ数)の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○印)とした。

3 「該当類型」のAA, A, B, C, D, Eは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「河川」の類型をいう。

表51 河川末端水質(BOD)の経年変化

(単位: mg/l)

水	域	環境基準		55年度	56年度	57年度	58年度	59年度				
		類	型						基準値			
主要5河川	小	矢	部	川	D	8	4.2	7.9	7.0	5.8	6.8	
	神	通	川	C	5	1.5	1.4	1.6	1.6	1.6		
	庄		川	A	2	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5		
	常	願	寺	川	A	2	0.6	1.6	1.2	0.9	0.6	
	黒	部	川	AA	1	0.5	0.7	0.9	0.8	0.7		
中小河川	都	上	庄	川	B	3	2.7	2.9	2.9	3.3	3.5	
		仏	生	寺	川	(濠川)	C	5	12	10	9.6	6.4
	市	内		川	C	5	35	22	12	10	6.6	
		下	糸	川	B	3	2.5	3.5	2.8	2.8	2.7	
		中		川	B	3	3.0	2.3	2.5	2.7	2.4	
		角		川	A	2	1.8	1.8	2.0	2.0	2.4	
		鴨		川	B	3	4.9	6.2	6.2	5.4	5.7	
		黒	瀬	川	A	2	1.2	1.2	1.3	1.4	1.6	
高	橋	川	B	3	3.0	1.9	3.6	3.0	2.9			

22 河 の 他 川 の 河 川	木流川	B	3	2.8	2.1	1.9	2.1	2.1
	阿尾川	A	2	1.3	1.4	1.7	1.5	1.4
	余川	A	2	1.3	1.6	1.4	1.5	1.8
	新堀川	B	3	2.4	3.6	2.3	2.5	2.2
	白岩川	B	3	1.5	1.6	1.8	2.0	1.6
	上市川	A	2	0.6	0.6	0.8	0.6	0.7
	早月川	AA	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	片貝川(布施川)	A	2	0.5	0.5	0.9	0.6	0.8
	吉山川	B	3	2.9	2.9	2.2	2.7	2.9
	入川	A	2	0.8	1.0	0.7	0.8	0.9
	小川	A	2	0.7	0.8	0.9	0.9	1.0
	笹川	A	2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
	境川	A	2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

ア 小矢部川水域

本水域については、46年度に県下で初めて環境基準の水域類型が指定されたことに伴い、上乘せ排水基準を設定したが、50年度に環境基準の見直しを行い、本川下流部及び千保川をE類型(BOD10mg/l)からD類型(BOD 8 mg/l)に格上げするとともに上乘せ排水基準を強化した。

主要地点における水質の経年変化は、表52及び図41のとおりであり、本川河口部及び千保川(地子木橋)のBODについてみると、46年度以降急激に汚濁が減少し、59年度では、河口部6.7mg/l、地子木橋5.6mg/lでいずれも環境基準に適合していた。

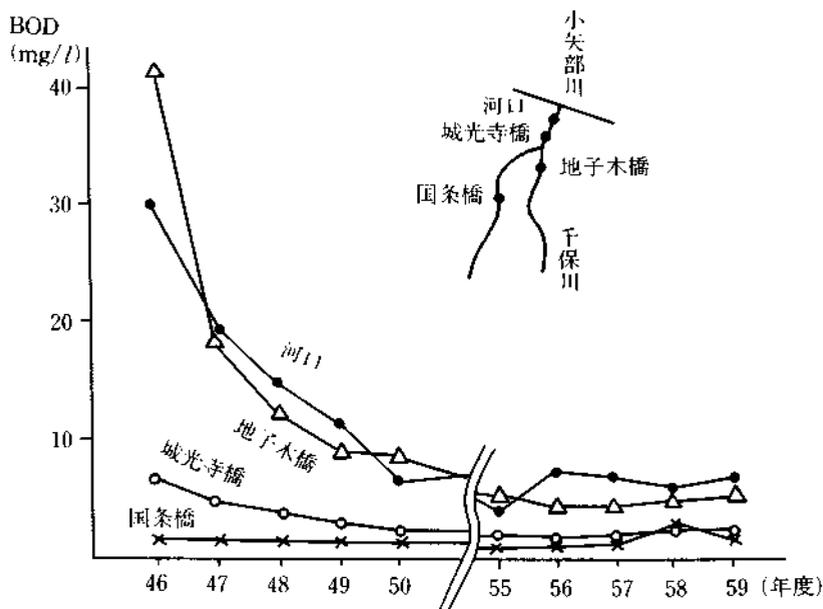
表52 小矢部川主要地点の水質の経年変化

測定項目 \ 測定地点	河 口					城 光 寺 橋				
	55	56	57	58	59	55	56	57	58	59
pH	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.2	7.1	7.0
DO (mg/l)	8.9	8.5	7.7	8.5	8.2	9.1	9.5	8.5	9.1	8.9
BOD (mg/l)	4.2	7.9	7.0	5.8	6.7	2.2	1.9	1.7	2.2	2.2
SS (mg/l)	13	14	11	11	12	14	14	10	13	11

測定項目 \ 測定地点	国 条 橋					地 子 木 橋				
	55	56	57	58	59	55	56	57	58	59
pH	7.2	7.2	7.3	7.2	7.0	6.9	6.8	7.0	7.0	6.9
DO (mg/l)	10	10	9.7	10	11	8.7	9.0	8.9	9.9	9.3
BOD (mg/l)	1.4	1.3	1.3	2.2	1.6	5.3	4.6	4.3	5.0	5.6
SS (mg/l)	15	33	14	17	12	12	12	12	14	12

注：測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は75%水質値である。)

図41 小矢部川主要地点の水質(BOD)の経年変化



イ 神通川水域

本水域については、47年度に小矢部川に次いで環境基準の水域類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

更に、56年度には、松川についても水域類型の指定を行い、浄化用水の導入、下水道の整備等により水質の改善を図ることとした。

主要地点における水質の経年変化は表53及び図42のとおりであり、本川（萩浦橋）及びいたち川（四つ屋橋）のBODについてみると、59年度では、萩浦橋が1.6mg/l、四つ屋橋が4.0mg/lでいずれも環境基準のC類型〔5 mg/l〕に適合していた。

なお、三井金属鉱業㈱との「環境保全等に関する基本協定」に基づき、カドミウムについて神通川第一発電所ダムで毎月、1日5回の測定を実施しており、その結果はすべて不検出であった。

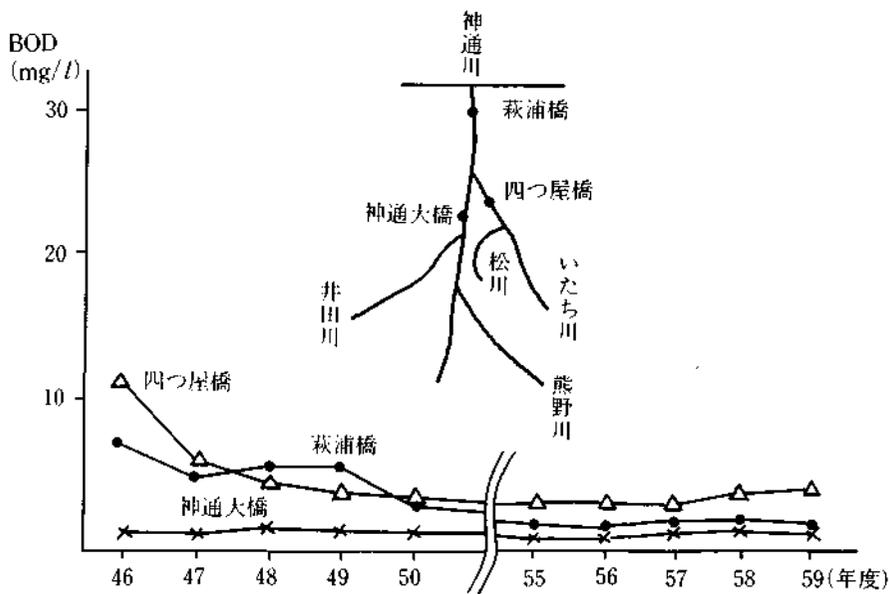
表53 神通川主要地点の水質の経年変化

測定項目 \ 年度	萩 浦 橋					神 通 大 橋				
	55	56	57	58	59	55	56	57	58	59
pH	7.4	7.5	7.4	7.4	7.2	7.6	7.6	7.5	7.5	7.2
DO (mg/l)	10	10	9.6	9.9	10	11	11	11	11	11
BOD (mg/l)	1.5	1.4	1.6	1.6	1.6	0.9	0.9	1.3	1.2	1.4
SS (mg/l)	10	8	8	32	9	9	7	7	44	8

測定項目 \ 年度	四 つ 屋 橋				
	55	56	57	58	59
pH	7.0	7.1	7.2	7.2	6.9
DO (mg/l)	9.5	9.9	9.9	9.7	9.7
BOD (mg/l)	3.2	3.4	3.2	3.6	4.0
SS (mg/l)	20	15	13	16	17

注 測定値は、年平均値である。(ただし、BODの測定値は75%水質値である。)

図42 神通川主要地点の水質(BOD)の経年変化



ウ その他の河川

小矢部川、神通川以外の25河川についても、50年度までにすべて環境基準の水質類型を指定し、併せて上乗せ排水基準を設定した。

これらの河川の汚濁状況をBODについてみると、主要河川の黒部川、常願寺川及び庄川については、いずれも環境基準のAA類型(1 mg/l)に相当する清浄な水質が保たれていた。

また、他の中小22河川については、17河川が環境基準に適合していたが、上庄川、湊川、内川、鴨川及び角川の5河川では適合していなかった。これらは都市河川であり、依然として生活排水等による汚濁がみられた。

(2) 海域の汚濁状況

公共用水域の水質測定計画に基づいて、59年度に調査した海域の主要測定地点（環境基準点）における水質測定結果は、表54のとおりであった。

環境基準の適合状況を COD についてみると、59年度は、すべての地点で適合していた。

また、海域における経年変化をみると、表55のとおり、特に大きな水質変化はみられない。

なお、カドミウム、水銀等の人の健康に係る項目については、河川と同様すべての地点で環境基準に適合していた。

表54 59年度海域の主要測定地点(環境基準点)の水質測定結果

水 域	調査地点	該当類型	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	適 否	
						○	
富 山 湾 海 域	小 矢 部 川 河 口 海 域	No. 1	B	8.2	7.9	2.1	○
		No. 2	B	8.1	8.1	2.9	○
		No. 3	B	8.1	8.2	2.2	○
		No. 4	A	8.3	8.0	1.4	○
		No. 5	A	8.3	8.2	1.9	○
		No. 6	A	8.2	8.3	1.4	○
		No. 7	A	8.3	8.0	1.6	○
	神 通 川 河 口 海 域	No. 1	B	8.3	8.2	1.8	○
		No. 2	B	8.2	8.5	1.8	○
		No. 3	B	8.3	8.2	1.7	○
No. 4		A	8.3	8.2	1.6	○	
No. 5		A	8.3	8.2	1.7	○	
No. 6		A	8.2	8.2	1.7	○	
No. 7		A	8.3	8.1	1.6	○	
そ の 他 地 先 海 域	No. 1	A	8.3	7.7	1.1	○	
	No. 2	A	8.3	7.8	1.4	○	
	No. 3	A	8.3	7.9	1.3	○	
	No. 4	A	8.3	8.0	1.9	○	
	No. 5	A	8.3	8.3	2.0	○	
	No. 6	A	8.3	8.3	1.9	○	
	No. 7	A	8.3	8.2	1.8	○	
	No. 8	A	8.3	8.1	1.7	○	
	No. 9	A	8.3	8.2	1.7	○	
	No. 10	A	8.3	8.1	1.6	○	
富 山 新 港 海 域	港 口	B	7.9	8.3	0.5	○	
	第一貯木場	姫野橋	C	7.1	7.0	0.7	○
	中野整理場	中 央	C	7.4	6.3	0.6	○

注1 測定値は、年平均値である。(ただし、CODの測定値は、75%水質値である。)
 2 「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目(nはデータ数)の値であり、適否は、全データのうち75%以上のデータが環境基準を満足しているものを適(○)とした。
 3 「該当類型」のA、B及びCは、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)」に示された「海域」の類型をいう。

表55 海域水質(COD)経年変化

(単位:mg/l)

水 域	環境基準 類 型	基準値	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度
富山湾沿岸海域 (下記を除く富山湾全域)	A	2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6
小矢部川	B	3	2.0	2.0	2.0	2.0	2.4
河口海域	A	2	1.5	1.3	1.5	1.8	1.6
神通川	B	3	1.3	1.3	1.6	1.5	1.8
河口海域	A	2	1.3	1.3	1.5	1.6	1.7
富山新港	C	8	2.1	2.6	1.9	1.6	0.7
海 域	B	3	1.5	1.8	1.5	1.4	0.5

ア 富山湾海域

本水域は、50年度に環境基準の水域類型を指定するとともに上乗せ排水基準を設定した。

59年度における汚濁状況をCODについてみると、環境基準点24地点の測定値は、1.1~2.9mg/lで全地点が環境基準のA類型〔2 mg/l〕又はB類型〔3 mg/l〕に適合し、良好な水質であった。

イ 富山新港海域

本水域については、48年度に環境基準の水域類型を指定するとともに上乗せ排水基準を設定した。

59年度における環境基準点3地点のCODは0.5~0.7mg/lで49年度から引き続き、環境基準のB類型〔3 mg/l〕又はC類型〔8 mg/l〕に適合していた。

2 水質汚濁防止に関して講じた施策

(1) 法令に基づく規制の概要

水質汚濁防止法による規制

ア 規制水域

県下全公共用水域

イ 規制対象物質及び項目

(ア) 有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、PCB等8物質

(イ) 生活環境項目

pH、BOD、SS等12項目

ウ 規制対象工場・事業場

規制対象工場・事業場は、特定施設を設置し公共用水域に汚水又は廃液を排出する工場・事業場（特定事業場）で、法に基づき届出が義務付けられている。

エ 排水基準

水質汚濁防止法では、全国一律の排水基準を定めているが、環境基準の達成が困難な水域については、都道府県が条例により更に厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を設定できることになっている。

本県では、現在まで主要公共用水域について、環境基準のあてはめに際し、上乘せ排水基準の設定を行っている。

オ 届出状況

法に基づく届出状況は表56のとおりで、県下全体の特定事業場は、3,342であり、これを地域別にみると富山市が557（構成比17%）、高岡市が377（同11%）と両市で全体の28%を占めている。

業種別では、食料品製造業が804（構成比24%）、旅館業が752（同23%）、畜産業が462（同14%）となっており、この3業種で全体の61%を占めている。

また、法に基づく排水基準が適用される特定事業場（排水量が50m³/日

以上又は有害物質を排出するもの)数は、表57のとおり519で全体の16%を占めている。

これを水域別にみると、小矢部川水域が139(構成比27%)、神通川水域が116(同22%)と、両水域で排水基準の適用特定事業場の49%を占めている。

業種別では、し尿処理・下水道終末処理が85(構成比16%)、表面処理・電気めっき施設が75(同14%)、食料品製造業が62(同12%)、旅館業が60(同12%)と、これらで排水基準の適用特定事業場の54%を占めている。

表56 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(昭和60年3月31日現在)

地域	畜産業	食料品製造業	繊維工業	木製材・造木製品業	加工品製造業 (パルプ・紙・紙)	化学工業	窯業・製土石業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	表面処理・電気めっき施設	旅館業	洗たく業	自動車洗浄施設	試験研究機関	下水道終末処理	その他	合計
富山市	36	117		3	7	26	26	18	4	1	22	57	119	40	11	38	32	557
高岡市	30	48		12	9	11	17	7	4	8	40	68	40	44	4	11	24	377
新湊市		36		8		3	4		2	4	7	10	13	3		4		94
魚津市	17	80	1	2	2	3	1	4			4	25	21	3	6	7	4	180
水見市	61	87		2			4	1	1		3	98	16	5	3	5	4	290
清川市	9	40	2	1		2	4	2			7	7	8	2	3	3	3	93
黒部市	50	42		1		1	6	5		1	4	17	8	7	2	1	7	152
砺波市	49	37	2		1		10	4			3	8	10	7	5	3	5	144
小矢部市	16	43	6		1		10	10	1		3	20	16	11	4	2	5	148
上新川郡	5	18					9	1			2	73	8	2	3	3	1	125
中新川郡	55	38	1		1	4	8	13			2	61	13	2	4	7	5	214
下新川郡	49	63		2	1		14	3	1		3	92	27	2	2	3	3	265
婦負郡	26	43			1	2	14	3			4	34	25		4	5	8	169
射水郡	7	19	1		1	2	9	2			2	13	17	9	5	4	6	97
東砺波郡	34	53	6	6	2	1	11	7			4	142	17	10	4	2	7	306
西砺波郡	18	40	2	1		1	1	1			7	27	12	13	1	4	3	131
計	462	804	21	38	26	56	118	81	13	14	117	752	370	160	61	102	117	3,342

表57 水域別排水基準適用特定事業場数

(昭和60年3月31日現在)

業種等 水域	畜産業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品業	パルプ・紙・紙造業	化学工業	窯業・土石業	砂利採取業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	表面処理・電気	旅館業	洗たく業	車両洗浄施設	試験研究機関	下水道終末処理	その他	合計
小矢部川	4	16	9	1	8	10	3		3	1	31	4			18	13	18	139
神通川		14		1	5	12	6	2	3	1	11	5	1	1	14	27	13	116
白岩川	1	8	1	1	1	2	1				3				4	7	3	32
庄川			1			1		1			1	4				5	1	14
内川・下桑川 新山新港	1	6		1		4	1			4	8	3	1		6	6	5	46
常願寺川		1				1		3			5	11				7	1	29
黒部川							4				1	19				2	1	27
その他	1	17	2	2		7	6	1	3	1	15	14	2		17	18	10	116
計	7	62	13	6	14	37	21	7	9	7	75	60	4	1	59	85	52	519

(2) 監視測定体制の整備

ア 水質測定計画

(7) 測定地点

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画を作成し、表58のとおり、27河川及び富山湾海域（富山新港を含む。）の119地点について水質の監視を実施した。

表58 59年度水域別測定地点数

水 域	地点数	調 査 機 関	水 域	地点数	調 査 機 関
阿尾川	1	富 山 県	角 川	1	富 山 県
余川川	1	"	鴨 川	1	"
上庄川	1	"	片貝川	3	"
仏生寺川	2	"	黒瀬川	1	"
小矢部川	15	富山県、建設省	高橋川	1	"
庄川	5	"	吉田川	1	"
内川等	4	富 山 県	黒部川	3	建 設 省
下条川	2	"	入川	1	富 山 県
新堀川	2	"	小川	3	"
神通川等	24	富山県、富山市、建設省	木流川	1	"
常願寺川	3	建 設 省	笹川	1	"
白岩川	7	富山県、富山市	境川	1	"
上市川	1	富 山 県	富山湾	30	富 山 県
中川	1	"	計	119	
早月川	2	"			

(イ) 測定項目

・健康項目

カドミウム、シアン、有機りん、鉛、6価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB

・生活環境項目

pH、BOD（海域はCOD）、SS、DO、大腸菌群数

・特殊項目

油分、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、ふっ素

イ 水質常時監視所

河川の水質を常時監視するため、小矢部川の城光寺橋(県)、国条橋(建設省)、神通川の萩浦橋(建設省)及び内川の西橋(建設省)の監視所で、それぞれ水質測定を実施している。

表59 水質常時監視所の概要

測定地点		測定項目	設置年度
小矢部川	城光寺橋	水温、pH、DO、COD、濁度	46年度(55年度更新)
	国条橋	水温、pH、DO、導電率、濁度	51年度
神通川	萩浦橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、シアン、アンモニア	48年度
内川	西橋	水温、pH、DO、導電率、濁度、TOC	55年度

(3) 監視取締りと行政指導

水質汚濁防止法及び富山県公害防止条例に基づく規制対象工場・事業場について、排水基準の適合状況及び汚水処理施設の維持管理状況を表60のとおり調査し、改善を要する工場・事業場については、汚水処理施設等の改善指導を行った。

表60 59年度水質関係立入調査状況

業種等 区分	畜産業	非金属鉱業	食料品製造業	繊維工業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	旅館・その他の宿泊所	し尿処理・下水道終末処理場	と畜場	その他	合計
	立入調査件数	14 (14)	19 (19)	76 (50)	23 (14)	19 (10)	44 (24)	23 (22)	13 (8)	14 (9)	67 (48)	10 (6)	13 (9)	33 (31)	26 (24)	15 (6)	46 (34)
指導件数			2													1	3

注 () 内は、工場・事業場数である。

(4) 水質環境の各種調査

ア 窒素、りん及び合成洗剤（LAS）の水質調査

(ア) 調査目的

窒素、りん及び合成洗剤（LAS）について県下の河川や海域における実態を把握するため、調査を実施した。

(イ) 調査概要

調査地点は、図43のとおりである。

窒素、りん……………河川57地点、海域13地点

LAS……………河川15地点、海域5地点

(ウ) 調査結果

調査結果は表61のとおりであった。

窒素、りんについてみると、27河川末端の平均値は、窒素1.1mg/l、りん0.087mg/lであった。これを河川別にみると主要5河川のうち小矢部川では窒素0.37～2.1mg/l、りん0.019～0.10mg/l、神通川では窒素1.4～1.8mg/l、りん0.083～0.13mg/lで、その他の庄川、常願寺川及び黒部川では、窒素0.35～0.53mg/l、りん0.009～0.042mg/lであった。

また、中小河川を平均的にみると、都市河川では、窒素1.5mg/l、りん0.14mg/l、その他の中小河川では、窒素0.95mg/l、りん0.056mg/lであった。

一方、富山湾においては、窒素0.12～0.23mg/l（平均0.17mg/l）、りん0.011～0.018mg/l（平均0.015mg/l）であった。

現在、河川及び海域における窒素、りんの判断基準はないが、その濃度は一般に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁とは類似した傾向を示していた。

なお、LASについては、河川及び海域のいずれにおいても0.10mg/l未満であった。

表61 59年度窒素、りん及びLASの測定結果

(単位: mg/l)

水域区分	水域名	地点数	窒素	りん	地点数	L A S		
河川	主要5河川	小矢部川	4	0.37~2.1	0.019~0.10	1	ND	
		神通川	2	1.4~1.8	0.083~0.13	1	ND	
		庄川	2	0.35~0.37	0.009~0.010	1	ND	
		常願寺川	2	0.50~0.53	0.036~0.042	1	ND	
		黒部川	1	0.40	0.035	1	ND	
	中小河川	都市河川	上庄川	1	0.93	0.097		
			仏生寺川(湊川)	2	3.9~6.0	0.28~0.66	1	ND
			内川	2	1.2~1.6	0.11~0.15	1	ND
			下条川	1	1.5	0.10	1	ND
			中川	1	0.93	0.084	1	ND
			角川	1	1.0	0.093	1	ND
			鴨川	1	1.2	0.13	1	ND
			黒瀬川	1	0.98	0.066		
			高橋川	1	1.2	0.14	1	ND
			木流川	1	0.72	0.070		
		平均	(12)	1.5	0.14			
		その他の河川	阿尾川	1	0.95	0.091		
			余川	1	1.1	0.063		
	新堀川		1	3.7	0.099			
	白岩川		2	0.89~1.0	0.058~0.13			
	上市川		1	0.70	0.036			
	早月川		1	0.31	0.007			
	片貝川(布施川)		2	0.35~0.63	0.029~0.050			
	吉田川		1	1.8	0.17			
	支川等	小川	2	0.40~0.41	0.020~0.035			
		笹川	1	0.35	0.019			
		境川	1	0.33	0.011			
平均(河川末端)		(13)	0.95	0.056				
27河川末端平均		(30)	1.1	0.087				
千保川		1	0.74	0.039	1	ND		
祖父川		1	1.3	0.090				
山田川(小矢部川水系)		2	0.34~0.82	0.012~0.065				
いたち川		1	1.1	0.089	1	ND		
松川		1	1.3	0.077				
井田川	2	0.57~2.4	0.16~0.26					
熊野川	1	1.3	0.090					
宮川	1	0.62	0.032					
高原川	1	0.48	0.015					
和田川(庄川水系)	1	0.48	0.042					
栃津川	2	0.70~0.91	0.094~0.13					
舟川	1	0.45	0.026					
岩瀬運河	1	9.8	0.057					

海 域	富 山	富 岩 運 河	1	0.99	0.15	1	ND
		東 部 主 幹 排 水 路	1	1.6	0.19		
		西 部 主 幹 排 水 路	1	1.8	0.20		
	平 均	12 (12)	0.12~0.23 0.17	0.011~0.018 0.015	5	ND	
	富 山 新 港	1	0.95	0.076			

- 注 1. 窒素は、全窒素として測定。
 2. リンは、全りんとして測定。
 3. LASは、スルホン酸型陰イオン界面活性剤として測定。
 4. ND（検出されず。）とは、定量限界（LAS0.10mg/l）未満をいう。

イ 底 質 調 査

(ア) 重 金 属 底 質 調 査

a 調 査 目 的

公共用水域における底質の重金属の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため調査を実施した。

b 調 査 概 要

・ 調 査 地 点

図44のとおり港湾12地点，河川36地点の合計48地点

・ 調 査 項 目

カドミウム，鉛，ひ素，総水銀，クロム

c 調 査 結 果

調査結果は、表62のとおりで総水銀については、暫定除去基準〔港湾（運河を含む。）30ppm，河川25ppm〕を超える地点はなかった。

その他の項目については、判断基準はないが、港湾が全般的に高く、河川では内川で比較的高い傾向がみられた。

表62 59年度重金属底質調査結果

(単位: ppm)

水域区分	水 域	調査地点数	カドミウム		鉛		び 素		総 水 銀		ク ロ ム		
			平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	
			港	伏木港	3	0.6	0.5~0.7	29	26~34	9.2	8.0~9.8	0.28	0.24~0.32
湾	富山新港	4	0.4	0.2~0.6	32	19~49	16	12~20	0.22	0.13~0.37	160	62~400	
	富山港	3	0.7	0.3~0.9	78	15~120	12	4.9~16	1.0	0.05~1.7	130	24~210	
河	岩瀬運河	1	6.1		500		9.0		15		1300		
	富岩運河	1	2.8		170		11		6.2		4700		
	庄	小矢部川	1	0.5		28		7.6		0.21		53	
		千保川	1	0.3		42		4.0		0.08		37	
		祖文川	1	ND		6		3.9		0.01		26	
	内	山田川	2	0.1	ND~0.1	9	7~10	2.9	2.8~2.9	0.04	ND~0.07	29	16~41
		川	1	0.1		8		3.1		ND		11	
		相田川	1	0.1		13		6.1		0.06		41	
	内	川	2	3.1	2.8~3.3	180	170~190	19	17~21	1.3	1.2~1.3	470	370~570
	下	糸川	1	0.5		24		10		0.39		100	
	新	堀川	1	0.8		40		9.5		0.39		83	
	神	通川	1	0.7		44		11		0.06		49	
		いたち川	1	0.5		41		4.2		0.32		35	
		松川	1	1.2		130		6.2		0.97		79	
		井田川	2	0.1	ND~0.1	7	6~7	4.1	3.5~4.6	0.03	0.02~0.03	26	21~30
		熊野川	1	0.1		6		2.0		0.02		18	
		宮川	1	ND		5		1.4		0.02		21	
		高原川	1	0.9		270		17		0.01		49	
		常願寺川	2	ND	ND	4	4	2	1.5~2.5	ND	ND	17	11~23
	石	宮川	2	0.1	ND~0.2	15	7~22	2.3	2.2~2.3	0.04	0.01~0.06	28	20~35
		橋計川	2	ND	ND	5	5	2.0	1.7~2.3	0.02	0.02	14	10~17
	上	市川	1	ND		2		1.2		ND		ND	
	中	川	1	0.2		11		2.2		0.11		18	
	早	日川	1	ND		5		2.2		ND		ND	
	鴨	川	1	0.2		24		4.5		0.07		29	
	片	貝川	1	ND		3		2.4		0.01		ND	
		布施川	1	0.1		4		4.6		0.03		23	
黒	瀬川	1	1.1		31		7.1		0.04		47		
吉	川川	1	0.2		9		2.8		0.01		56		
黒	部川	1	0.1		4		2.9		ND		68		
小	川	1	ND		5		8.5		0.02		25		
	母川	1	ND		3		3.8		0.05		23		

注 ND (検出されず。)とは、定量限界(カドミウム0.1ppm, 総水銀0.01ppm, クロム10ppm)未満をいう。

(i) PCB底質調査

a 調査目的

PCBによる環境汚染の実態を把握するため、河川及び工場排水口の周辺について調査を実施した。

b 調査概要

小矢部川、神通川等の13地点及び故紙再生工場7工場の排水口周辺について調査を実施した。

c 調査結果

調査結果は表63、表64のとおりでいずれも暫定除去基準(10ppm)以下であった。

表63 59年度河川底質PCB調査結果

(単位：ppm)

水 域 名	調 査 地 点	調 査 組 果	
小 矢 部 川	城 光 寺 橋	ND	
	守 山 橋	ND	
	国 条 橋	ND	
	千 保 川	地 子 木 橋	ND
	祖 父 川	新 祖 父 川 橋	ND
白 岩 川	萩 浦 橋	ND	
	成 子 橋	ND	
	い たち 川	四 つ 屋 橋	ND
神 通 川	東 西 橋	ND	
	泉 正 橋	ND	
	栃 津 川	流 観 橋	ND
中 川	落 合 橋	ND	
	法 花 寺 用 水	末 端	ND

注：ND（検出されず。）とは、定量限界（0.1ppm）未満をいう。

表64 59年度工場周辺底質PCB調査結果

(単位：ppm)

工 場 数	調 査 結 果
7	ND~2.0

注：ND（検出されず。）とは、定量限界（0.1ppm）未満をいう。

ウ 海水浴場水質調査

(ア) 調査目的

海水浴シーズンを迎えるに当たり、あらかじめ海水浴場の水質実態を把握するため、調査を実施した。

(イ) 調査概要

・調査時期

5月下旬

・調査海水浴場

島尾(氷見市)、雨晴(高岡市)、八重津浜(富山市)

岩瀬浜(富山市)、石田浜(黒部市)、宮崎浜(朝日町)

・調査項目

COD、ふん便性大腸菌群数、油分、油膜、透明度

(ウ) 調査結果

調査結果は、表65のとおりであった。

すべての海水浴場が、水浴に適している良好な水質であり、環境庁の判定基準によれば、八重津浜が「適」で、その他はすべて「快適」であった。

表65 海水浴場水質調査結果

海水浴場	判定	判 定 項 目				
		ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	C O D (mg/l)	油 分 (mg/l)	油 膜	透 明 度 (m)
島 尾	快適	26	1.8	検出されず	な し	1 m以上
雨 晴	"	7	1.7	"	"	"
八重津浜	適	13	2.8	"	"	"
岩 瀬 浜	快適	50	2.0	"	"	"
石 田 浜	"	29	1.6	"	"	"
宮 崎 浜	"	1	1.5	"	"	"

エ 地下水汚染実態調査

(ア) 調査目的

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化学物質による地下水汚染の実態を把握するため、地下水及び河川水について調査を実施した。

(イ) 調査概要

a 調査対象物質

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム、トリクロロエタン、四塩化炭素

b 調査対象

- ・ 地下水 60井 (富山市、高岡市等9市7町)
- ・ 河川水 14地点 (庄川、神通川等7河川)

(ロ) 調査結果

a 地下水

調査結果は、表66のとおりであり、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びクロロホルムは、一部の地点で検出されたが、いずれも、水道水の暫定基準または世界保健機構(WHO)の飲料水のガイドライン値以下であった。

b 河川水

調査結果は、表66のとおりであり、一部の地点でわずかに検出されたが、いずれも地下水と同様、低い値であった。

表66 地下水汚染実態調査結果

1 地下水

(単位: $\mu\text{g/l}$)

調査区分	調査地点数	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロム	トリクロロエタン	四塩化炭素
富山市	12	ND~2.1	ND	ND	ND	ND
高岡市	10	ND	ND	ND	ND	ND
新湊市	2	ND	ND	ND	ND	ND
魚津市	4	ND	ND	ND	ND	ND
氷見市	2	ND	ND	ND	ND	ND
滑川市	4	ND~0.7	ND	ND	ND	ND
黒部市	4	ND~0.6	ND~1.6	ND	ND	ND
砺波市	4	ND	ND	ND	ND~0.2	ND
小矢部市	4	ND	ND	ND	ND	ND
上市町	2	ND	ND	ND~0.7	ND	ND
立山町	2	ND	ND	ND	ND	ND
入善町	2	ND	ND	ND	ND	ND
婦中町	2	ND	ND	ND	ND~0.3	ND
小杉町	2	ND	ND	ND	ND	ND
大門町	2	ND	ND	ND	ND	ND
福岡町	2	ND	ND	ND	ND	ND
水道水の暫定基準		30	10		300	
WHOのガイドライン		30	10	30		3
定量限界		0.5	0.2	0.5	0.2	0.05

注 NDとは、定量限界未満(検出されず)を示す。

2 河川水

(単位: $\mu\text{g/l}$)

調査区分	調査地点	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	クロロム	トリクロロエタン	四塩化炭素
小矢部川	津沢大橋	ND	ND	ND	ND	ND
	国条橋	ND	ND~0.2	ND	ND	ND
	城光寺橋	1.3~1.4	ND~0.2	0.5~0.8	0.3	ND~0.06
庄川	雄神橋	ND	ND	ND	ND	ND
	新庄川橋	ND	ND	ND	ND	ND
神通川	神一ダム	ND	ND	ND	ND	ND
	神通大橋	ND	ND	ND	ND	ND
	萩浦橋	ND	ND	ND	ND	ND
常願寺川	立山橋	ND	ND	ND	ND	ND
	今川橋	ND	ND	ND	ND	ND~0.20
早月川	早月橋	ND	ND	ND	ND	ND
片貝川	落合橋	ND	ND	ND	ND	ND
黒部川	愛本橋	ND	ND	ND	ND	ND
	下黒部橋	ND	ND	ND	ND	ND
定量限界		0.5	0.2	0.5	0.2	0.05

注 NDとは、定量限界未満(検出されず)を示す。

第3節 騒音及び振動の現況と対策

1 騒音及び振動の現況

(1) 騒音の状況

ア 環境騒音

県下の環境騒音の実態を把握するため、27市町村、416地点において調査を実施した。

調査結果を地域類型別に対比すると表67のとおりであり、平均的な騒音レベルは、いずれの地域においても、環境基準以下であった。

また、年度別推移は図45のとおり、近年ほぼ横ばいとなっている。

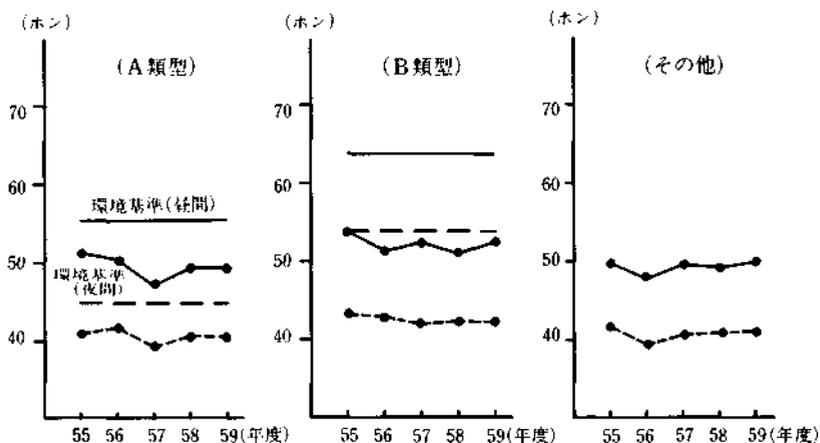
表67 59年度環境騒音調査結果

(単位：ホン)

地域類型	用途区分		車線区分	時間区分			
				朝	昼間	夕	夜間
A	主として住居の用に供される地域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域	2車線未満の道路に面する地域及び道路に面しない地域	42 (45)	45 (50)	42 (45)	39 (40)
			2車線の道路に面する地域	45 (50)	49 (55)	45 (50)	41 (45)
			2車線を超える道路に面する地域	49 (55)	61 (60)	57 (55)	49 (50)
B	相当数の住居とあわせ商業工業等の用に供される地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	道路に面しない地域	45 (55)	48 (60)	45 (55)	42 (50)
			2車線以下の道路に面する地域	47 (60)	54 (65)	50 (60)	44 (55)
			2車線を超える道路に面する地域	49 (65)	63 (65)	58 (65)	47 (60)
その他	その他の地域	未指定地域	2車線未満の道路に面する地域及び道路に面しない地域	42	45	42	38
			2車線の道路に面する地域	48	52	48	43
			2車線を超える道路に面する地域	60	66	60	47

注 () は、環境基準である。

図45 環境騒音(昼間、夜間)の年度別推移



注 年度別推移は次の地域のものである。
 A及びその他の類型……2車線の道路に面する地域
 B類型……2車線以下の道路に面する地域

イ 自動車騒音

県下の主要道路における自動車騒音の実態を把握するため、27市町、182地点において調査を実施した。

調査結果を区域別に対比すると表68のとおりであり、平均的な騒音レベルは、いずれの区域においても、自動車騒音に係る公安委員会のへ要請基準を超えるものはみられなかった。

また、年度別推移は図46のとおり、近年はほぼ横ばいとなっている。

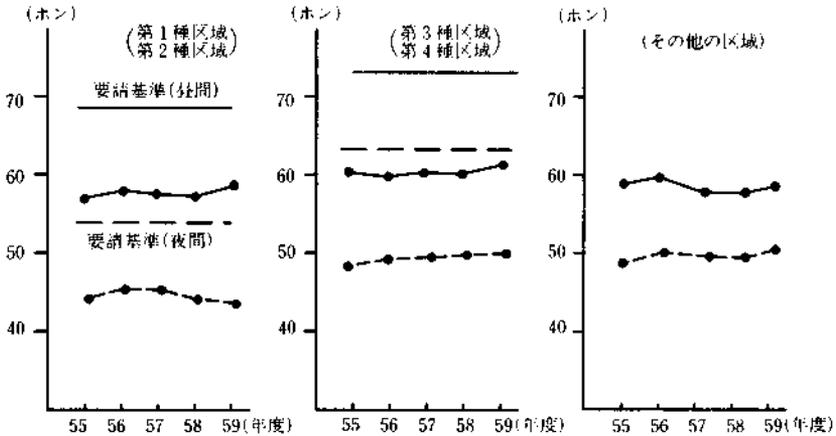
表68 59年度自動車騒音調査結果

(単位：ホン)

区域区分	用途区分 車線区分		時間区分			
			朝	昼間	夕	夜間
第2種区域	第2種住居専用地域 住居地域	1車線の道路に面する区域	55(55)	55(60)	55(55)	44(50)
第1種区域 第2種区域	第1種住居専用地域 第2種住居専用地域 住居地域	2車線の道路に面する区域	54(65)	60(70)	57(65)	47(55)
第3種区域 第4種区域	近隣商業地域 工業地域	2車線の道路に面する区域	58(70)	63(75)	59(70)	51(65)
		2車線を超える道路に面する区域	63(75)	68(80)	65(75)	55(65)
その他の区域	未指定地域	2車線の道路に面する区域	56	59	55	51
		2車線を超える道路に面する区域	57	62	55	53

注 () は、要請基準である。

図46 自動車騒音(昼間、夜間)の年度別推移



注 年度別推移は、2車線の道路に面する区域のものである。

ウ 高速道路騒音

高速道路における自動車騒音の実態を把握するため、北陸自動車道下り線の庄川バス停付近（小杉・礪波 I・C間）、池多バス停付近（富山・小杉 I・C間）及び滑川市横道地内（滑川・魚津 I・C間）の3地点で調査を実施した。

調査結果は表69のとおりで、道路端での騒音レベルは、自動車騒音に係る公安委員会への要請基準を超えるものは、ほとんどみられなかった。

表69 59年度高速道路騒音調査結果

庄川バス停	時 刻(午前)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	騒音レベル (ホン)	道路端	55	62	60	54	62	59	66	69	66	65	63	58
		道路付近								57			56	
	自動車交通量(台/10分間)									81			152	
	時 刻(午後)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	騒音レベル (ホン)	道路端	61	63	65	68	65	65	66	60	63	58	48	52
		道路付近		55								57	54	
自動車交通量(台/10分間)			115								61	43		

池多バス停	時 刻(午前)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	騒音レベル (ホン)	道路端	60	47	59	52	65	55	64	69	66	68	66	62
		道路付近								50			55	
	自動車交通量(台/10分間)									78			148	
	時 刻(午後)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	騒音レベル (ホン)	道路端	63	64	64	66	65	68	67	61	61	61	57	48
		道路付近		52								51	50	
自動車交通量(台/10分間)			98								44	34		

滑 川 市 横 道 地 内	時 刻(午前)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	騒音レベル (ホン)	道 路 端	58	59	54	52	51	62	62	62	61	65	59	55	
		道 路 付 近								52			52		
	自動車交通量(台/10分間)									40			87		
	時 刻(午後)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	騒音レベル (ホン)	道 路 端	50	59	59	52	61	63	61	57	61	55	58	58	
		道 路 付 近		46								51	46		
自動車交通量(台/10分間)			66								33	25			

- 注 1 道路端は、バス停または電話ボックスである。道路付近は道路端から100m地点である。
 2 自動車交通量は、上下線の合計である。
 3 公安委員会への要請基準は、昼間75ホン、朝・夕70ホン、夜間60ホン

エ 工 場 騒 音

業種別の騒音発生状況を把握するため、繊維工業、金属製品製造業等の9工場について調査を実施した。

調査結果は表70のとおりで、昼間における騒音レベルは、木材・木製品製造業、金属製品製造業が他の業種に比べてやや高い値を示したものの、全体としては低い値であった。

表70 59年度工場騒音調査結果

(単位：ホン)

業 種	工場数	騒音レベル (昼間)	業 種	工場数	騒音レベル (昼間)
織 維 工 業	2	50	窯業・土石製品製造業	2	55
木材・木製品製造業	1	60	金属製品製造業	1	61
化 学 工 業	1	55	電気機械器具製造業	1	47
食 料 品 製 造 業	1	57			

注 騒音レベルは平均値である。

オ 航空機騒音

(ア) 調査概要

59年3月、富山空港にジェット機が就航したことにより、空港周辺の生活環境を保全する必要があることから航空機騒音に係る環境基準の地域指定を行うための基礎資料を得ることを目的として、航空機騒音実態調査を実施した。

調査は、59年7月24日から8月3日のうちの7日間、航空機騒音、環境騒音、飛行コース等について図47の16地点で行った。

なお、この調査のほか、8月23日から30日のうちの3日間、航空機騒音、環境騒音について20地点で補完調査を行った。

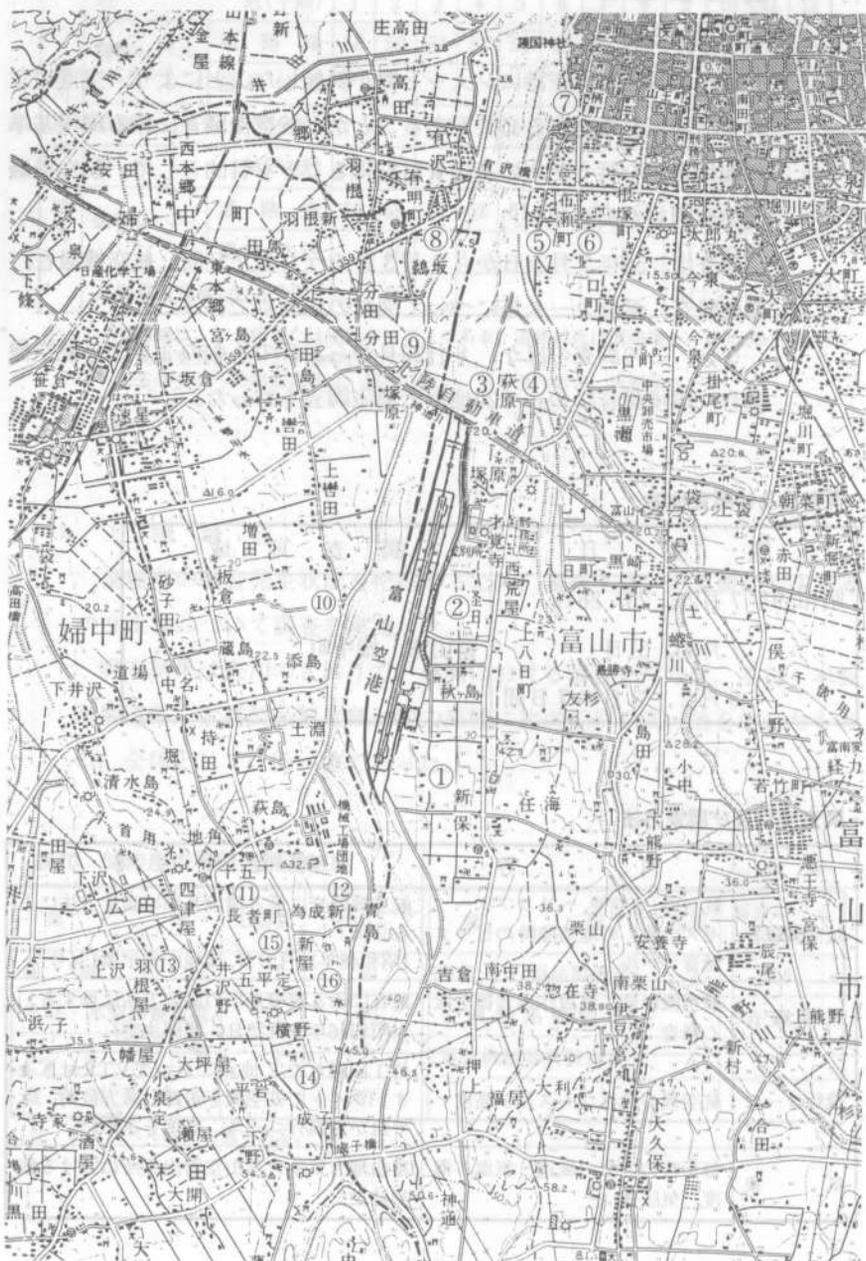
・調査日及び調査地域

調 査 日	調 査 地 域
昭和59年7月24, 25, 26日 7月30, 31日 8月2, 3日の7日間	富山市、婦中町

・調査項目及び調査方法

項 目	内 容	調 査 方 法 等
航空機騒音	航空機(定期便、ヘリコプターセスナ機)の離着陸時のピーク騒音レベル	航空機騒音に係る環境基準の測定方法による。 (昭和48年12月27日、環境庁告示第154号)
環 境 騒 音	航空機騒音、建設作業音等を除く騒音	騒音に係る環境基準の測定方法に準ずる。 (昭和46年5月25日、閣議決定)
飛行コース	航空機の飛行コース及び高度	約1km離れた2地点においてVTR付きセオドライトで航空機を追跡し、方位角、水平角から飛行コース、高度を求めた。
気 象	毎正時の天気、風速、気温、湿度、気圧等	富山地方気象台富山空港出張所における観測結果

図47 航空機騒音実態調査地点



(イ) 調査結果

調査結果は表71のとおりで、定期便の騒音レベルを最大値でみると、離陸コース直下のNo.3及びNo.12でそれぞれ103ホン、102ホンであった。

なお、着陸時の騒音レベルは、離陸時に比べて小さい傾向にあった。

また、低騒音型機のB-767型機は、B-737型機と比較すると、離陸時で約10ホン程度小さかった。

表71 航空機騒音実態調査結果 (単位:ホン)

地点番号	住 所	騒 音 レ ベ ル	
		離 陸 時	着 陸 時
1	富山市新保	69 ~ 97	60未満~77
2	" 経田	79 ~ 94	66 ~85
3	" 萩原	66 ~103	60未満~91
4	" 黒瀬	62 ~ 94	60未満~79
5	" 布瀬1区	63 ~ 94	60未満~86
6	" 布瀬1区	66 ~ 91	60未満~80
7	" 布瀬2区	65 ~ 87	60未満~85
8	" 有沢	68 ~ 91	60未満~78
9	婦中町塚原	69 ~ 95	60未満~77
10	" 上樽田	60未満~ 83	60未満~78
11	" 十五丁	60未満~ 92	60未満~70
12	" 萩島	60未満~102	60未満~95
13	" 広田	60未満~ 90	60未満~74
14	" 横野	60未満~ 85	60未満~90
15	" 十五丁	60未満~ 95	60未満~74
16	" 横野	60未満~ 92	60未満~91

(注) 測定値は7月24日から8月3日のうちの7日間の数値

なお、これらの調査結果や航空機の機種、年間の平均的風向風速、滑走路利用割合等にもとづきシミュレーションを行いWECPNL(うるささ指数)の解析を行った。

(2) 振動の状況

ア 道路交通振動

県下の主要道路における道路交通振動の実態を把握するため、19市町、131地点において調査を実施した。

調査結果を区域別に対比すると表72のとおりであり、平均的な振動レベルは、いずれの区域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請基準と比較して極めて低い値であった。

表72 59年度道路交通振動調査結果

(単位：デシベル)

区域区分	用途区分	時間区分	
		昼 間	夜 間
第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域 住居地域	42(65)	40(60)
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	44(70)	42(65)
その他の区域	未指定地域	42	41

注1 ()は、要請基準である。

2 振動レベルは40未満を40として計算した平均値である。

イ 工場振動

業種別の振動発生状況を把握するため、繊維工業、金属製品製造業等の9工場について調査を実施した。

調査結果は表73のとおりで、昼間における振動レベルは、全体としては低い値であった。

表73 59年度工場振動調査結果

(単位：デシベル)

業 種	工場数	振動レベル (昼間)	業 種	工場数	振動レベル (昼間)
織 維 工 業	2	40未満	窯業・土石製品製造業	2	40未満
木材・木製品製造業	1	45	金属製品製造業	1	40未満
化 学 工 業	1	40未満	電気機械器具製造業	1	40未満
食 料 品 製 造 業	1	40未満			

注 振動レベルは40未満を40として計算した平均値である。

2 騒音及び振動防止に関して講じた施策

(1) 騒音の規制

ア 騒音規制法による規制

(1) 規制地域（9市14町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大山町、立山町、入善町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市14町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象騒音

工場騒音，特定建設作業騒音及び自動車騒音

(ウ) 規制対象施設・作業

a 工場騒音

金属加工機械（機械プレス，鍛造機等），織機等20種類の施設

b 特定建設作業騒音

くい打機を使用する作業等8種類の作業

(エ) 規制基準

a 工場騒音

工場騒音の規制基準は，区域及び時間帯ごとに表74のとおり定められている。

b 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は，作業の種類に応じて75ホンから85ホンまでとなっている。

なお，日曜・祭日の作業禁止及び一日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

c 自動車騒音

自動車の走行によって発生する騒音については，定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め，規制されている。

なお、指定地域内の道路周辺部における自動車走行騒音の限度は表75のとおりで、この値を超える場合には市町村長が公衆委員会等に対して、交通規制や道路構造の改良等について要請することができることになっている。

表74 工場等において発生する騒音の規制基準

(単位：ホン)

区域区分	おおむね該当する用途地域	適用区域		一般区域	1種又は2種に隣接する50m内区域	3種又は4種及びその他の区域に隣接する50m内区域	学校病院等周辺50m内区域
		時間区分					
第1種区域	第1種住居専用地域	昼間	45	同	左	同	左
		朝夕	40				
		夜間	40				
第2種区域	第2種住居専用地域 住居地域	昼間	55	同	左	同	左
		朝夕	45				
		夜間	40				
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	昼間	65	同	左	同	左
		朝夕	60				
		夜間	50				
第4種区域	工業地域 工業専用地域の境界から50m以内	昼間	70	65	60	70	65
		朝夕	65				
		夜間	63				

基準値(第2種区域の夜間を除く)から、5ホン減じた値

表75 指定地域内における自動車騒音の要請基準

(単位：ホン)

区域区分	時間区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	55	50	45
第2種区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	60	55	50
第1種区域及び第2種区域のうち、2車線を有する道路に面する区域	70	65	55
第1種区域及び第2種区域のうち、2車線を有する道路に面する区域	75	70	60
第3種区域及び第4種区域のうち、1車線を有する道路に面する区域	70	65	60
第3種区域及び第4種区域のうち、2車線を有する道路に面する区域	75	70	65
第3種区域及び第4種区域のうち、2車線を有する道路に面する区域	80	75	65

(オ) 届出状況

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は、表76のとおり1,459工場・事業場、18,304施設となっている。

表76 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(60年3月31日現在)

市・町	特定施設 工場・事業場	金属加工機械	空送気圧風縮機械	土石用破砕機	織機	建製造用資材機械	殺物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機	射出成型機	鋳造型機	計
富山市	451	774	1,218	158	2,165	18	2	287	4	454	110	14	5,204
高岡市	542	761	1,268	57	426	11		345	23	124	54	135	3,204
新湊市	71	225	435	48		2	1	167		17	6		901
魚津市	43	22	173	20	1,159			25		18	13		1,430
氷見市	31	23	69	3	102	2		8		5		5	217
滑川市	32	57	108	10		3		11	1	2	20		212
黒部市	21	531	666	22	1,832			14		33	592		3,690
砺波市	20	9	13	4	215	1		7		12	20		281
小矢部市	35	20	60	7	16	3	16	27		23	5		177
大山村	0												0
立山町	16	10	46					4	2	3			65
入善町	9	5	48	5	4					7		4	73
八尾町	19	5	18	1						11	6		41
榑中町	13	2	263	3		1				17	7		293
小杉町	20	42	19		21			13		2	2		99
大門町	14	31	9	16	1,078	2		9		4	18		1,167
大島町	14	15	45	22		11		7					100
城端町	6		1		321			1			1		324
庄川町	16		91					14			33		138
井波町	20		50		50			46		7			153
福野町	25	14	58		186			24		7	11		300
福光町	23	8	45		46			41		10	18		168
福岡町	18	26	24	2		2		8		5			67
計	1,459	2,580	4,727	378	7,621	56	19	1,058	37	754	324	750	18,304

イ 条例による規制

条例による規制は、騒音規制法による規制を補充するものであり、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（フアスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県下全域にわたって規制している。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

なお、条例に基づく届出状況は、表77のとおり、1,638工場・事業場となっている。

表77 条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況 (60年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富山市	196	上市町	41	大島町	8
高岡市	309	立山町	44	城端町	58
新湊市	32	宇奈月町	22	平村	8
魚津市	61	入善町	25	上平村	15
氷見市	82	朝日町	31	利賀村	9
滑川市	57	八尾町	37	庄川町	10
黒部市	65	婦中町	58	井波町	7
砺波市	105	山田村	1	井口村	2
小矢部市	129	細入村	6	福野町	61
大沢野町	23	小杉町	6	福光町	60
大山町	27	大門町	9	福岡町	31
舟橋村	3	下村	0	計	1,638

(2) 環境基準の地域指定

ア 指定の必要性

近年、生活様式が高度化し騒音の発生源が多様化する傾向にあることや富山空港にジェット機が就航したことにより、騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定を行い、騒音に係る生活環境の保全を図ることとした。

イ 経 緯

59年6月11日 「騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定について」県公害対策審議会に諮問、同日、騒音振動専門部に付託

(騒音振動専門部会を4回開催、航空機騒音実態調査を含めて調査、審議)

60年3月26日 騒音振動専門部会より公害対策審議会に「騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定について」の基本的考え方を報告。

公害対策審議会から、同部会報告をもとに地域指定の基本的考え方を答申(60年度に告示予定)

(3) 振 動 の 規 制

振動規制法による規制

ア 規制地域(9市14町)

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、大山町、立山町、入善町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市14町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域(ただし工業専用地域を除く。)を規制している。

イ 規制対象施設

工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動

ウ 規制対象施設・作業

(ア) 工場振動

金属加工機械（機械プレス、鍛造機等）、織機等20種類の施設

(イ) 特定建設作業振動

くい打機を使用する作業等6種類の作業

エ 規制基準

工場振動に係る規制基準及び道路交通振動に係る公安委員会等への要請基準は、それぞれ表78、表79のとおりである。

また、特定建設作業振動の規制基準は75デシベルで、日曜・祭日の作業の禁止及び1日当たりの作業時間の制限等も併せて実施している。

表78 工場振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

区域区分		おおむね 該当する 用途地域	時間区分	
			昼 間 (午前8時 ↓ 午後7時)	夜 間 (午後7時 ↓ 午前8時)
第1種区域		第1種住居専用地域 第2種住居専用地域 住居地域	60	55
第2種区域	(1)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
	(2)	工業地域	70	65

学校、病院等の周辺50m以内及び第1種区域と隣接する第2種区域(2)の境界線から50m以内は、更に5dB厳しくする。

表79 道路交通振動に係る要請基準

(単位：デシベル)

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
第1種区域		65	60
第2種区域		70	65

オ 届 出 状 況

振動規制法に基づく届出状況は、表80のとおり756工場・事業場、9,513施設となっている。

表80 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(60年3月31日現在)

市・町	特定施設 工場・事業場	金属加工機械	圧縮機	破碎機等	織機	建設用資材製造機	木材加工機械	印刷機	樹脂練用又は合成機	合射出樹脂型用機	鋳造型機	計
富山市	225	658	328	65	1,545	8	27	148	1	108	11	2,899
高岡市	279	1,055	503	59	298		37	37		47	130	2,166
新湊市	38	49	40	43			28	3		6		169
魚津市	17	28	78	5	1,159		3			9		1,282
氷見市	13	9	16		102						3	130
滑川市	18	60	51				3	3				117
黒部市	15	95	46	22	80			3	15	14	149	424
砺波市	9	14		4	168			20		19		225
小矢部市	22	31	32	7	16	6	1	4	8	5		110
大山町	0											0
立山町	10	8	30					3				41
入善町	7	5	31	1	4			1			3	45
八尾町	17	5	20	1						6		32
輪中町	4	4	105									109
小杉町	17	22						3				25
大門町	3			1	841	1						843
大島町	4	4	12	15								31
城端町	6		1		321		1			1		324
庄川町	8		12							33		45
片波町	7		10		50		2					62
福野町	13	17	49		186			4		11		267
福光町	12	8	13		46		3			18		88
福岡町	12	51	14	3		8		3				79
計	756	2,123	1,286	331	4,816	25	106	244	23	412	147	9,513

第4節 悪臭の現況と対策

1 悪臭の現況

悪臭は、感覚公害として、日常生活に身近なものであり、発生源が化学工業、畜産業からサービス業にいたるまで多種多様であるため、実態の把握や防止対策については、困難な面がある。

本県では、従来から問題にされていたパルプ工業の悪臭については、かなり改善されてきているが、一般に苦情の多い畜産業や化製場については、防止対策を指導しているものの依然として苦情がみられる。

2 悪臭防止に関して講じた施策

(1) 法令等に基づく規制の概要

ア 悪臭防止法に基づく規制

(ア) 規制地域（9市14町）

富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、礪波市、小矢部市、大山町、立山町、入善町、八尾町、婦中町、小杉町、大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、福野町、福光町及び福岡町の9市14町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を規制している。

(イ) 規制対象物質

アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの8物質

(ウ) 規制基準

本県では、表81のとおり、工業専用地域とその他の地域に区分し、規制基準を設定している。

表81 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準 (ppm)			
	工 業 専 用 地 域	3.0	その他の地域	第一種及び第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域
ア ン モ ニ ア	2	臭 気 強 度	1	臭 気 強 度
メチルメルカプタン	0.004		0.002	
硫 化 水 素	0.06		0.02	
硫 化 メ チ ル	0.05		0.01	
二 硫 化 メ チ ル	0.03		0.009	
トリメチルアミン	0.02		0.005	
アセトアルデヒド	0.1		0.05	
ス チ レ ン	0.8		0.4	

イ 条例に基づく規制

公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けている。

条例による届出状況は表82のとおり、1,194工場・事業場で、ほとんど養豚等の家畜飼養施設である。

表82 条例に基づく悪臭の届出工場・事業場

(60年3月31日現在)

市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数	市 町 村	工場・事業場数
富 山 市	115	上 市 町	34	大 島 町	1
高 岡 市	144	立 山 町	74	城 端 町	35
新 湊 市	2	宇 奈 月 町	13	平 村	2
魚 津 市	90	入 善 町	77	上 平 村	0
水 見 市	83	朝 日 町	24	利 賀 村	1
滑 川 市	48	八 尾 町	16	庄 川 町	3
黒 部 市	70	婦 中 町	27	井 波 町	23
礪 波 市	97	山 田 村	3	井 口 村	11
小 矢 部 市	55	細 入 村	1	福 野 町	44
大 沢 野 町	25	小 杉 町	14	福 光 町	31
大 山 町	12	大 門 町	4	福 岡 町	7
舟 橋 村	7	下 村	1	計	1,194

(2) 悪臭実態調査

ア 調査概要

悪臭の実態を把握し、悪臭防止法に基づく規制地域の指定や悪臭防止対策等の基礎資料を得ることを目的として、発生源とみられる畜産業等7工場・事業場の敷地境界及びその周辺環境において、悪臭7物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、二硫化メチル、スチレン）を対象に調査を実施した。

イ 調査結果

調査結果は表83のとおりで、敷地境界における測定値を臭気強度と比較すると、アンモニア等7物質については、いずれも臭気強度2.5以下であった。

表83 悪臭実態調査結果

(単位：ppm)

悪臭物質	事業所数	業種	畜産業	一般廃棄物処理業	プラスチック製品製造業	定量限界
			4	2	1	
アンモニア	境界		ND~0.9	ND	-	0.1
	環境		ND~0.1	ND~0.2	-	
メチルメルカプタン	境界		ND~0.001	ND	-	0.001
	環境		ND	ND	-	
硫化水素	境界		ND~0.003	ND~0.001	-	0.001
	環境		ND	ND	-	
硫化メチル	境界		ND	ND	-	0.001
	環境		ND	ND	-	
二硫化メチル	境界		ND	ND	-	0.001
	環境		ND	ND	-	
トリメチルアミン	境界		ND	ND	-	0.001
	環境		ND	ND	-	
スチレン	境界		-	-	ND~0.24	0.002
	環境		-	-	ND	

注 ND（検出されず。）とは、定量限界未満をいう。

第5節 土壤汚染の現況と対策

1 土壤汚染の現況

(1) 神通川流域

神通川流域では、43年にイタイイタイ病に対する厚生省見解が発表されてから、土壤汚染の問題が表面化してきた。46年に「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、神通川流域の農用地のカドミウム汚染調査を開始した。46～51年度の6年間にわたって、両岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壤1,667点について調査した結果の概要は、表84及び表85のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は230地点で、汚染米発生地域の面積は、およそ500haであった。これらの地域では水稻の作付が停止され、企業から休耕補償金が支払われている。

この調査結果に基づき、汚染米発生地域と、その近傍地域のうち汚染米が発生するおそれがある地域を合わせた1,500.6haを農用地土壤汚染対策地域（以下、「対策地域」として指定した。対策地域内の汚染状況は表86のとおりで、玄米中平均カドミウム濃度は0.99ppm、土壤中平均カドミウム濃度は、作土で1.12ppm、次層土で0.68ppmであった。

表84 玄米中カドミウム濃度(神通川流域)

玄米中のカドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.40 未 満	729	52	860	74	1,589	62
0.40～0.99	523	37	228	20	751	29
1.00～1.99	133	9	65	6	198	8
2.00 以 上	26	2	6	0	32	1
計	1,411	100	1,159	100	2,570	100

表85 土壌中のカドミウム濃度(神通川流域)

土壌中のカドミウム濃度 (ppm)	左 岸		右 岸		全 体	
	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)	点 数	比率(%)
0.50 未 満	135	16	50	6	185	11
0.50~0.99	447	52	278	34	725	44
1.00~1.99	219	26	281	35	500	30
2.00 以 上	52	6	205	25	257	15
計	853	100	814	100	1,667	100

表86 対策地域内の玄米および土壌中カドミウム濃度(神通川流域)

地域区分	玄 米 中 (ppm)				土 壌 中 (ppm)							
	点数	最高	最低	平均	作 土				次 層 土			
					点数	最高	最低	平均	点数	最高	最低	平均
左 岸	362	4.23	0.25	1.02	362	4.50	0.46	1.09	334	4.86	0.06	0.65
右 岸	182	2.74	0.25	0.93	182	4.85	0.47	1.16	172	5.17	0.09	0.74
全 体	544	4.23	0.25	0.99	544	4.85	0.46	1.12	506	5.17	0.06	0.68

(2) 黒 部 地 域

45年に黒部市の日本鋳業(株)三日市製錬所周辺地域の農用地がカドミウムによって汚染されていることが判明し、カドミウム環境汚染要観察地域に指定された。このため、46年~48年の3年間にわたって同製錬所周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壌(作土)225点についてカドミウム濃度を調査した。調査結果の概要は、表87及び表88のとおりである。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8haであった。

この調査結果に基づき、汚染米発生地域と近傍地域を合わせた129.5haを対策地域として指定した。

表87 玄米中のカドミウム濃度
(黒部地域)

玄米中のカドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
0.40 未満	80	26
0.40~0.99	229	72
1.00~1.99	7	2
2.00 以上	0	0
計	316	100

表88 土壌中のカドミウム濃度
(黒部地域)

土壌中のカドミウム濃度 (ppm)	点 数	比 率 (%)
2.00 未満	29	13
2.00~5.99	130	58
6.00~9.99	45	20
10.00 以上	21	9
計	225	100

2 土壌汚染防止に関して講じた施策

(1) 神通川流域

ア 対策計画の策定

神通川流域の対策地域面積は約1,500haで、1市3町の広大な地域におよび、流域全体の対策計画を一括して策定することは種々の問題があり困難である。このため、対策計画を分割策定することとし、土壌汚染対策事業の促進を図ることとした。

土壌汚染防止法に基づき、第1次地区は上流部96.4ha(台帳)について55年2月に、第2次地区は第1次地区に隣接した上流部450.5ha(台帳)について59年1月に農用地土壌汚染対策計画を策定した。

(ア) 第1次地区・第2次地区の区域、面積及び利用区分

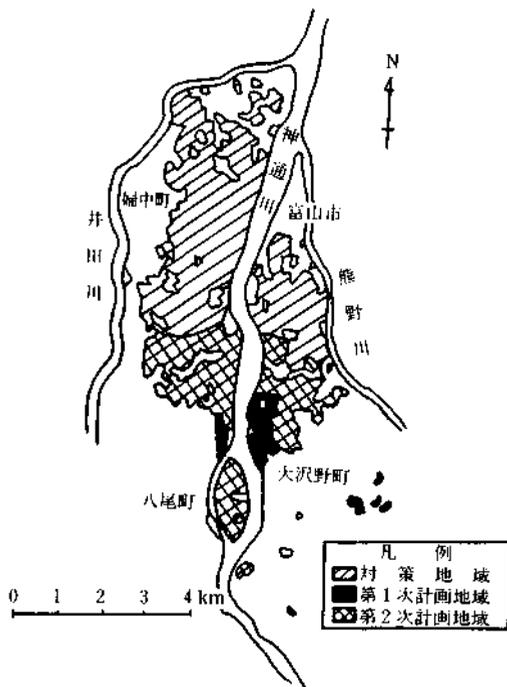
対策計画策定地区は図48に示すとおりであり、これらの面積と土地利用区分は表89のとおりである。

表89 土地利用区分と面積(実測)

(単位:ha)

計画区分	地域区分	市町名	対策地域の面積			①のうち農用地として利用する面積				①のうち農用地以外として利用する面積	
			①農用地(田)	農用地以外		事業対象面積		事業対象外面積(砂利採取)田	計		
				計	畑	田	計				
第1次地区	左岸地域	婦中町	13.5	1.8	15.3	12.5	0.1	12.6	-	12.6	0.9
		小計	13.5	1.8	15.3	12.5	0.1	12.6	-	12.6	0.9
	右岸地域	富山市	54.7	6.3	61.0	40.0	0.5	40.5	11.8	52.3	2.4
		大沢野町	28.5	3.2	31.7	23.7	-	23.7	-	23.7	4.8
	小計	83.2	9.5	92.7	63.7	0.5	64.2	-	76.0	7.2	
	計	96.7	11.3	108.0	76.2	0.6	76.8	11.8	88.6	8.1	
第2次地区	左岸地域	婦中町	208.8	26.1	234.9	143.5	1.6	145.1	49.4	194.5	14.3
		八尾町	78.5	11.1	89.6	55.8	0.2	56.0	21.0	77.0	1.5
	小計	287.3	37.2	324.5	199.3	1.8	201.1	70.4	271.5	15.8	
	右岸地域	富山市	123.8	15.5	139.3	112.7	3.9	116.6	3.3	119.9	3.9
		大沢野町	16.1	1.2	17.3	14.6	0.2	14.8	-	14.8	1.3
	小計	139.9	16.7	156.6	127.3	4.1	131.4	3.3	134.7	5.2	
計	427.2	53.9	481.1	326.6	5.9	332.5	73.7	406.2	21.0		

図48 第1次、第2次対策計画策定地域位置図



(i) 事業の内容

第1次地区及び第2次地区の復旧方式等は表90のとおりである。

表90 第1次地区及び第2次地区の復旧方式等

区 分	第1次地区	第2次地区
復 旧 方 式	区画整理方式	区画整理方式 現状回復方式
村 策 工 法	埋込客土 上のせ客土	埋込客土 上のせ客土
客土母材の採土地	大沢野町市場地内の山林	大沢野町市場内の山林 八尾町横ノ手地内の山林

(ウ) 事業費の概算等

第1次地区及び第2次地区の事業費はそれぞれ1,783,000千円、10,940,000千円（それぞれ53年4月、58年4月現在の物価及び賃金水準を積算基礎として算定したもの。）として対策計画を策定しているが、59年1月に対策計画と同時に策定した第2次地区に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画は、表91のとおりである。

表91 公害防止事業に係る費用負担計画の概要(第2次地区)

告示年月日		59年1月20日(富山県告示第42号)
公害防止事業の種類		農用地の土壌の特定有害物質による汚染を除去するための客土 その他の事業
費用を負担させる事業者の名称		三井金属鉱業㈱
負 担 総 額 及 び 礎	公害防止事業費①	10,940,000千円
	汚染奇与度②	0.5908
	概 定 割 合 ③	2/3
	負 担 率 ②×③	0.3939
	負担総額 ①×②×③	4,309,266千円
そ の 他		物価等の変動により、事業費に変更が生じた時は、変更後の事業費に上記の負担率を乗じて得た額を負担総額とする。

イ 公害防除特別土地改良事業の実施

対策計画が策定されると、「土地改良法」等に基づき公害防除特別土地改良事業（公特事業）が実施されることになる。第1次地区については、55年10月、県営公特事業神通川流域地区として事業計画が確定し、同月から工事に着工し、58年度には面工事が完了した。

また、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、6月から工事に着工した。

(フ) 事業計画

公特事業では、指定地域の他、隣接する地域でこれに準じて一体的に施行することが必要な地域、及びこれらと併せて事業を行うことが必要かつ妥当な地域についても区画整理を施行している。

第1次地区、第2次地区の事業実施面積は表92のとおりである。

表92 神通川流域における公特事業の計画面積

(単位: ha)

区 分	全 体	内 訳			
		指定地域	隣接地域	併せ地域	
第1次地区	富山市	41.3	38.5	1.4	1.4
	婦中町	13.0	11.8	0.5	0.7
	大沢野町	36.9	23.1	4.3	9.5
	計	91.2	73.4	6.2	11.6
第2次地区	富山市	173.0	116.6	8.4	48.0
	大沢野町	18.8	14.8	2.8	1.2
	婦中町	190.9	145.1	5.3	40.5
	八尾町	58.8	56.0	—	2.8
	計	441.5	332.5	16.5	92.5

(イ) 土壌復元工事の実施状況

第1次地区では表93に示すとおり、全面積において水稻の作付が可能になった。

59年度に作付した客土水田(76ha)においてカドミウム濃度調査を実施したところ、玄米中カドミウム濃度は0.00~0.16ppm、土壌中カドミウム濃度は0.10~0.21ppmであった。

表93 59年度作付地区の面積(第1次地区)

(単位: ha)

地域 区分	区 分 市町名	指 定 地 域			隣 接 地 域			併 せ 地 域	合 計		
		客 上	非客上	計	客 土	非客土	計		客 土	非客土	計
左岸地域	婦中町	11.23	0.04	11.27	0.29	0.08	0.37	0.29	11.52	0.41	11.93
	小 計	11.23	0.04	11.27	0.29	0.08	0.37	0.29	11.52	0.41	11.93
右岸地域	富山市	39.36	—	39.36	1.11	0.21	1.32	1.02	40.47	1.23	41.70
	大沢野町	22.76	0.29	23.05	2.27	1.83	4.10	9.49	25.03	11.61	36.64
	小 計	62.12	0.29	62.41	3.38	2.04	5.42	10.51	65.50	12.84	78.34
計		73.35	0.33	73.68	3.67	2.12	5.79	10.80	77.02	13.25	90.27

(2) 黒部地域

本地域は、黒部市の中心部の近くに位置しているため、対策地域農用地113.7haのうち約45haが都市計画の用途地域（54年9月決定）の中に取り込まれた。さらに、対策地域内で市企業団地の造成や住宅団地の造成等、他用途へ転用されるものが出てきた。

このため、対策地域内農用地の土地利用区分について、地元との調整作業を行っている市と協議をするとともに、対策計画策定のための諸準備を進めている。

第6節 地下水の現況と対策

1 地下水の現況

(1) 地下水位の変動

本県における地下水位の観測は、高岡地域6か所、富山地域7か所及び黒部地域7か所の合計20観測井において実施した。

最近5年間の地下水位の変動は、表のとおりで、全体的にみて、大幅な変動はなく、おおむね横ばいに推移しているが、最近、豪雪による地下水利用の影響により、一部の地点では低下の傾向にある。

地域別にみると次のとおりである。

ア 高岡地域

能町、寺塚原、作道の観測井では、ゆるやかな上昇傾向にあったが、最近低下の傾向にある。他の上関、二塚、日詰の観測井は、ほぼ横ばいの傾向にある。

イ 富山地域

下飯野、奥田北の観測井では、最近低下の傾向にあるが、他の山室、西の番、三郷、前沢、速星の観測井は、ほぼ横ばいの傾向にある。

ウ 黒部地域

金屋、三日市、月山の観測井では、最近低下の傾向にある。五郎八観測井は年による変動が大きい。他の入膳、小摺戸の観測井はほぼ横ばいの傾向にある。

表94 地下水位観測結果

(単位: cm)

地域名	観測井 の名称	所在地	井戸の 種類	平均地下水位				
				55年度	56年度	57年度	58年度	59年度
高岡地域	能町	高岡市	深井戸	-360	-283	-277	-356	-389
	上関	"	"	+342	+349	+369	+369	+354
	二塚	"	浅井戸	-142	-137	-136	-137	-133
	寺塚原	新湊市	深井戸	-539	-468	-449	-498	-534
	作道	"	"	-128	-85	-78	-121	-123
	日詰	砺波市	"	-1,338	-1,349	-1,339	-1,324	-1,350
富山地域	下飯野	富山市	"	-32	-19	-18	-60	-80
	奥田北	"	"	-253	-244	-246	-281	-294
	山室	"	浅井戸	-83	-99	-129	-114	-125
	西の番	"	深井戸	-1,428	-1,423	-1,441	-1,397	-1,413
	三郷	"	"	+91	+98	+83	+95	+77
	前沢	立山町	"	-394	-408	-404	-402	-404
黒部地域	速星	婦中町	"	-125	-119	-119	-128	-132
	金屋	黒部市	"	-715	-694	-683	-721	-766
	三日市	"	"	-899	-846	-820	-864	-936
	五郎八	"	"	-1,623	-1,427	-1,456	-1,519	-1,775
	青木	入善町	"	-1,357	-1,334	-1,329	-1,310	-1,431
	入膳	"	"	-1,853	-1,852	-1,852	-1,854	-1,915
	小摺戸	"	"	-1,207	-1,206	-1,203	-1,199	-1,213
	月山	朝日町	"	-730	-710	-704	-708	-825

注1 地下水位は、地表面を基準として地上を+、地下を-と表わす。

2 山室観測井について57年度以降は移設後の値である。

(2) 地下水の塩水化

地下水の塩水化の状況について、高岡地域60地点、富山地域40地点及び黒部地域30地点の計130地点における実態を調査した。塩素濃度分布は図49のとおりであり、ここ数年ほとんど変化はみられなかった。

ア 高岡地域

本地域の塩水化は、小矢部川下流地域から富山新港周辺にかけて比較的広範囲にみられる。

これを地区別にみると、高岡地区では塩素濃度100mg/l以上の地点は小矢部川河口から、約9 km 上流の内陸部までに及んでおり、塩素イオン濃度1,000mg/l以上の地点は伏木港周辺にみられる。

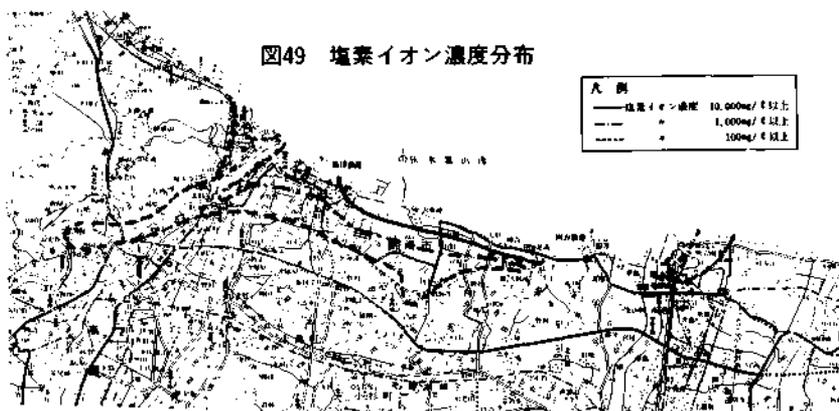
また、新湊地区では塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、海岸線から内陸部約2 km までみられ、富山新港周辺では塩素イオン濃度10,000 mg/l以上の地点も一部みられる。

イ 富山地域

本地域の塩水化は、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点は、富山港から約1.5km 内陸部の東岩瀬地区までの比較的、狭い地域にしかみられず、本地域の塩水化は軽微である。

ウ 黒部地域

本地域では、塩素イオン濃度100mg/l以上の地点はみられない。



2 地下水に関して講じた施策

(1) 地下水採取条例に基づく規制の概要

ア 指定地域

区分 \ 地域	富山地域	高岡地域
規制地域	富山市の一部	高岡市、大門町の一部 新湊市、大島町の全部
観察地域	富山市、大沢野町等 1市6町1村	高岡市、砺波市等 2市3町1村

イ 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が 21cm^2 を超えるもの。ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。

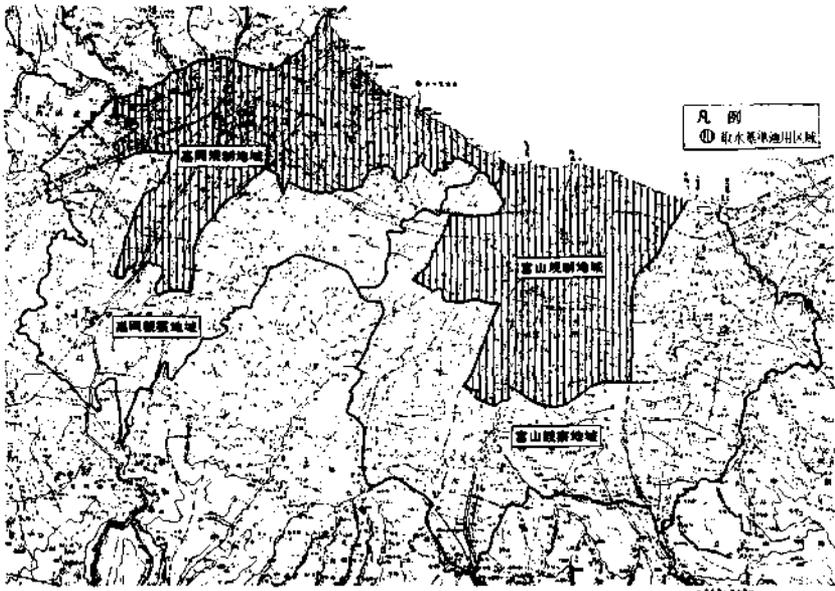
ウ 取水基準

規制地域内の工業用、建築物用の対象揚水設備について、52年4月1日から57年3月31日まで取水基準が段階的に適用されていたが、57年4月1日（ただし、井戸側管面積 $7,500\text{cm}^2$ 以上のものは62年3月31日）から表95のとおり取水基準が適用されている。

表95 取水基準

区分	項目	揚水機の吐出口断面積 (cm^2)	採取する地下水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
既設	52年3月1日までに設置された揚水設備	200以下	1,000以下
新設	52年3月2日以降に設置された揚水設備	150以下	800以下

図50 取水基準適用区域



エ 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業所数1,482、揚水設備数2,015であり、その内訳は表96のとおりである。

市町村別では、富山市が575事業所、781施設、高岡市が392事業所、570施設と両市で全体の3分の2を占めている。

また、用途別では建築物用が最も多く、649事業所、755施設であり、次いで、工業用が364事業所、731施設となっており、近年、融雪用の施設が増加している。

表96 地下水採取条例に基づく揚水設備の届出状況

1 市町村別届出状況

(60年3月31日現在)

市町村		規 制 地 域		観 察 地 域		合 計	
		事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
富 山 地 域	富山市	500	697	75	84	575	781
	大沢野町			40	59	40	59
	大山町			7	10	7	10
	舟橋村			2	2	2	2
	上市町			80	107	80	107
	立山町			48	58	48	58
	八尾町			15	18	15	18
	婦中町			58	88	58	88
	小計	500	697	325	426	825	1,123
	高 岡 地 域	高岡市	381	558	11	12	392
新湊市		64	79			64	79
大門町		24	27	4	6	28	33
大島町		17	29			17	29
砺波市				96	109	96	109
小杉町				23	25	23	25
下村				5	5	5	5
福岡町				32	42	32	42
小計		486	693	171	199	657	892
合 計		986	1,390	496	625	1,482	2,015

2 用途用届出状況

(昭和60年3月31日現在)

用途	規 制 地 域		観 察 地 域		合 計	
	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数	事業所数	揚水設備数
工業用	256	530	108	201	364	731
建築物用	515	607	134	148	649	755
水道用	5	19	35	44	40	63
農業・水産業用	4	4	37	46	41	50
道路等融雪用	205	229	182	186	387	415
その他	1	1	—	—	1	1
計	986	1,390	496	625	1,482	2,015

オ 地下水採取状況

条例に基づき報告された59年度の地下水採取量は778千 m^3 /日（ただし、揚水機稼働日数当たりの平均採取量の集計）で、その内訳は表97のとおりである。

市町村別では、富山市が251千 m^3 /日と最も多く、次いで、高岡市の180千 m^3 /日となっており、両市で全体の55%を占めている。

用途別では、工業用が318千 m^3 /日と最も多く、全体の約41%を占めており、道路等の融雪用は282千 m^3 /日、建築物用は95千 m^3 /日であった。

なお、59年度は、昨年度と同様に、豪雪の影響により、道路等の融雪用に多く利用された。

表97 59年度地下水採取状況

1 市町村別

（単位：千 m^3 /日）

市町村	区 分	規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
富 山 地 域	富 山 市	223	28	251
	大 沢 野 町	—	18	18
	大 山 町	—	6	6
	舟 橋 村	—	1	1
	上 市 町	—	46	46
	立 山 町	—	13	13
	八 尾 町	—	5	5
	婦 中 町	—	64	64
	小 計	223	181	404
高 岡 地 域	高 岡 市	176	4	180
	新 湊 市	42	—	42
	大 門 町	11	11	22
	大 島 町	17	—	17
	礪 波 市	—	69	69
	小 杉 町	—	12	12
	下 村	—	6	6
	福 岡 町	—	26	26
小 計	246	128	374	
合 計	469	309	778	

2 用途別

(単位：Tm³/日)

用途 \ 区分	規制地域	観察地域	合計
工業用	208	110	318
建築物用	72	23	95
水道用	23	43	66
農業・水産業用	1	15	16
道路等融雪用	164	118	282
その他	1	—	1
計	469	309	778

注 1千m³/日未満は1Tm³/日とした。

(2) 監視測定体制の整備

本県における地下水位の観測は、34年度に高岡市二塚及び富山市山室に観測井を設置して以来、通商産業省の地下水利用適正化調査等により逐次増設され、現在、高岡地域6井、富山地域7井、黒部地域7井の計20観測井で監視を行っている。

これらの観測井の位置及び構造は表98のとおりである。

表98 地下水観測井の位置と構造

地域	観測井 の名称	位置	設置 年度	井戸の構造			標高
				深度	口径	ストレーナ 位置	
高岡 地域	能町	高岡市荻布	42	260 ^m	300 ^{mm}	156~178 ^m	3.48 ^m
	上関	高岡市京田	42	240	300	164~175	12.59
	二塚	高岡市二塚	34	40	250	33.7~39.2	11.00
	寺塚原	新湊市塚原	42	150	350	102~124	6.22
	作道	新湊市殿村	54	100	250	39.5~54	2.41
	日詰	砺波市日詰	52	100	250	78~89	41.08
富山 地域	下飯野	富山市下飯野	49	200	250	106~139	5.50
	奥田北	富山市下新北町	49	93	250	65~82	6.44
	山室	富山市山室	57	20	250	15~20	29.05
	西の番	富山市西の番	49	100	250	50~83	88.96
	三郷	富山市三郷	49	150	250	106~139	10.18
	前沢	立山町前沢	49	100	250	23~50	63.18
黒部 地域	速星	婦中町速星	53	100	250	83.5~94.5	14.19
	金屋	黒部市金屋	51	150	250	112~134	15.84
	三日市	黒部市三日市	51	100	250	51~73	18.85
	五郎八	黒部市五郎八	51	50	250	28~45	46.78
	青木	入善町青木	51	150	250	117~145	25.58
	入膳	入善町入膳	51	100	250	73~95	27.63
小摺 地域	小摺戸	入善町小摺戸	51	50	250	34~50	69.67
	月山	朝日町月山新	51	100	250	56~78	23.29

また、地盤沈下の未然防止を図るための監視体制として、国土地理院の協力を得て、48年度から水準測量路線網を整備してきた。

第7節 廃棄物の現況と対策

1 廃棄物処理の現況

(1) 一般廃棄物の処理

日常生活に伴って生じるごみ、し尿などの「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、住民サービスの一環として処理を行っている。

ア ごみ処理

ごみ処理状況の年度別推移及びごみ処理施設の整備状況は、表99及び表100のとおりである。

58年度における収集人口は111万9千人で県人口の99.9%を占めている。収集されたごみは年間34万8千tで、そのうち可燃物24万8千t(構成比71%)は焼却、不燃物9万2千t(同26%)は埋立、その他は再利用されている。

なお、ごみの焼却施設は、59年度射水地区広域圏の施設更新(処理能力100t/日から120t/日)を含め、16施設(処理能力1,489t/日)となっている。

また、粗大ごみ処理施設は、富山、砺波、射水の各広域圏と高岡市の合わせて4施設(能力185t/日)が整備されている。

表99 ごみ処理状況の年度別推移

年 度	総人口(人)	計 画 収 集 区 域							計画収 集人口 率(%)
		人 口(人)	総排出量 (t/年)	収 集 処 理 量 (t/年)				自 家 処 理 量 (t/年)	
				焼 却	埋 立	そ の 他	計		
55	1,109,666	1,107,008	385,126	229,481	108,341	8,781	346,603	38,523	99.8
56	1,112,921	1,112,682	404,645	234,481	126,691	8,259	369,431	35,214	99.9
57	1,115,916	1,115,762	402,669	251,541	107,686	7,480	366,707	35,962	99.9
58	1,118,955	1,118,917	379,734	248,120	91,719	7,801	347,630	32,094	99.9
59 (推計)	1,120,000	1,120,000	392,000	240,000	107,000	8,000	357,000	35,000	100.0

表100 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ焼却施設

(60年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富 山 市	岩瀬清掃工場	機械化バッチ	80
	滑 川 市	衛生センター	〃	35
	上 市 町	清掃センター	〃	16
	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、大沢野町、大山村、此橋村、 宇治町、立山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村)	クリーンセンター	連続	600
高 岡	高 岡 市	環境センター焼却工場	〃	270
	米 見 市	西部清掃センター	機械化バッチ	50
	〃	東部清掃センター	〃	30
	小美部市	環境センター	〃	30
	福 岡 町	清掃センター	〃	10
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、宇奈月町)	西部清掃センター	〃	90
	新川広域圏事務組合 (入善町、朝日町)	東部清掃センター	〃	50
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、庄川町、井波町、福野町)	〃	准連続	60
	砺波広域圏事務組合 (城端町、井口村、福光町)	西部清掃センター	機械化バッチ	40
	砺波広域圏事務組合 (平村、上平村)	平、上平清掃センター	バッチ	5
	利賀村	鹿谷焼却場	〃	3
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村)	射水郷清掃センター	准連続	120
計		16施設		1,489

(2) 粗大ごみ処理施設

(60年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、大沢野町、大山村、八尾町、婦中町、 山田村、細入村、上市町、立山町、舟橋村)	クリーンセンター 南 分 場	破砕・圧縮	75
高 岡	高 岡 市	粗大ごみ処理場	〃	50
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、庄 川町、井口村、福野町、福光町)	東部清掃センター	〃	30
射 水	射水地区広域圏事務組合 (新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村)	清 掃 セ ン タ ー 粗大ごみ処理場	〃	30
計		4 施 設		185

廃棄物

イ し尿処理

し尿処理状況の年度別推移及びし尿処理施設の整備状況は、表101及び表102のとおりである。

58年度における衛生処理人口は、くみ取りし尿収集人口56万5千人と水洗化人口41万4千人をあわせた97万9千人で、県人口の88%を占めている。収集されたし尿(浄化槽汚でい7万2千klを含む)33万2千klはそのほとんどが、し尿処理施設で処理されている。

なお、し尿処理施設は、11施設(処理能力1,139kl/日)である。

また、水洗便所のし尿は公共下水道及びし尿浄化槽で処理されているが、し尿浄化槽については水洗化への強い要望から、急激に増加しており、その設置基数も59年度末には約7万基となり、年間約4千基の増加をみている。

表101 し尿処理状況の年度別推移

年度	総人口(人)	くみ取り 便所 計画収集 人口(人)	水洗便所			衛生処理 人口(人)	収集内訳 (kl/年)			処理内訳 (kl/年)		
			浄化槽		公 共 下 水 道 人口(人)		くみ取り し 尿	浄 化 槽 汚 で い	計	し尿処理 施 設	公共下水道 マンホール投入	農村還元 その他
			基 数(基)	人 口(人)								
55	1,109,666	592,042	50,917	204,164	131,968	928,074	254,576	59,207	313,783	307,231	6,552	0
56	1,112,921	592,378	56,324	219,528	142,418	954,324	268,295	63,812	332,107	323,038	9,069	0
57	1,115,916	566,571	61,343	244,667	149,481	960,719	254,496	73,847	328,343	319,343	9,000	0
58	1,118,955	564,675	65,772	253,760	160,886	979,341	259,374	72,441	331,815	322,060	9,755	0
59 (推定)	1,120,000	551,000	70,160	264,000	165,000	980,000	246,000	79,000	325,000	315,000	10,000	0

表102 し尿処理施設の整備状況

(60年3月31日現在)

広域圏	市町村・事務組合	名称	型式	能力 (kg/日)
富山	富山市	牛島浄化センター	消化・散水ろ床	153
	滑川市	し尿処理場	消化・活性汚でい	27
	婦中町	衛生センター	活性汚でい	40
	富山県中央衛生 処理組合 (富山市(富南地区)・大沢野町・大山町・八尾町・細入村)	方 浄 園	消化・活性汚でい	217
	富山県中部衛生 センター組合 (富山市(水橋地区)・上市町・立山町)	し尿処理場	活性汚でい	80
高岡	高岡市	四屋下水処理場	消化・活性汚でい	150
	永見市	衛生センター	〃	36
新川	新川広域圏 事務組合 (魚津市・黒部市・入善町・朝日町・宇奈月町)	中部清掃センター	活性汚でい	155
砺波	砺波地方衛生 施設組合 (砺波市・小矢部市・城端町・井波町・庄川町・ 福野町・福光町・福岡町・井口村・利資村)	砺波衛生組合	消化・活性汚でい	144
	平・上平 衛生施設組合 (平村・上平村)	平・上平村 衛生センター	酸 化	4
射水	射水地区広域圏 事務組合 (新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町・ 富山市(奥羽地区))	射水郷衛生センター	消化・活性汚でい	133
計		11 施設		1,139

(2) 産業廃棄物の処理

56年度の実態調査結果（55年度実績）から、工業出荷額等の伸びに基づき推計すると、58年度において事業活動に伴って排出された量は、全体として、395万tである。そのうち自社再利用または有償売却等の資源化有効利用量は134万4千tで残りの260万6千tが法に規定する産業廃棄物となっている。

産業廃棄物発生量を種類別にみると、図51のとおり有機汚でいが85万1千t（構成比32.7%）と最も多く、次いで無機汚での79万7千t（同30.6%）、動物のふん尿の23万7千t（同9.1%）の順となっている。

また、業種別にみると、図52のとおり製造業が146万2千t（同56.1%）と最も多く、次いで電気・ガス・水道業の54万2千t（同20.8%）、農業水産業の23万7千t（同9.1%）の順となっている。

地域別にみると、図53のとおり高岡地域123万9千t（同47.6%）、富山地域88万9千t（同34.1%）、射水地域17万2千t（同6.6%）、新川地域15万7千t（同6.0%）、砺波地域14万9千t（同5.7%）の順となっており、富山と高岡両地域で県下の80%以上を占めている。

図51 種類別発生量

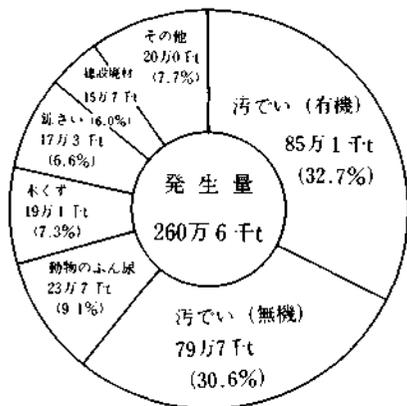


図52 業種別発生量

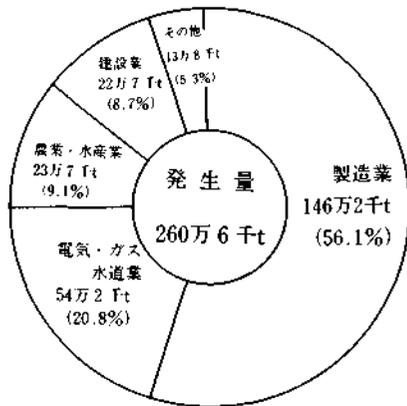
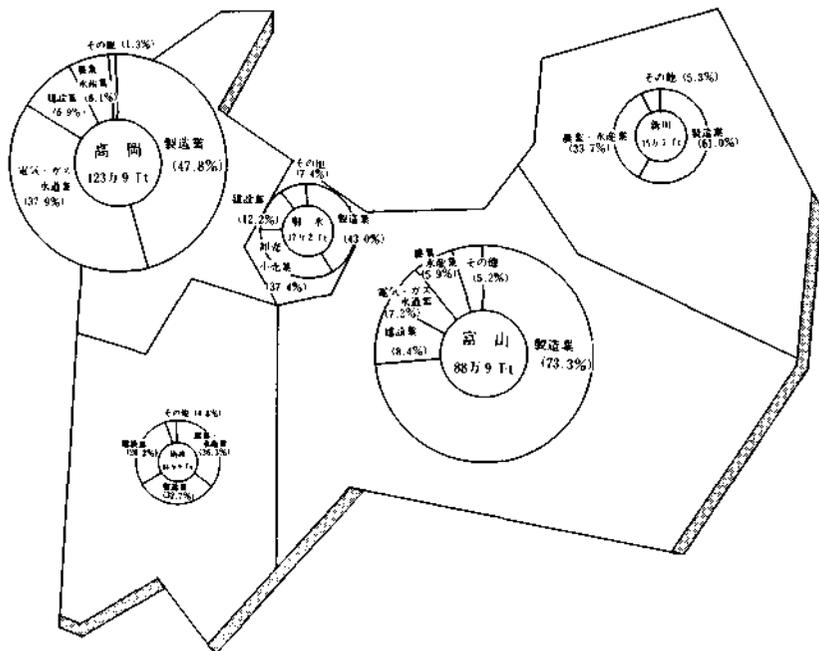


図53 地域別発生量



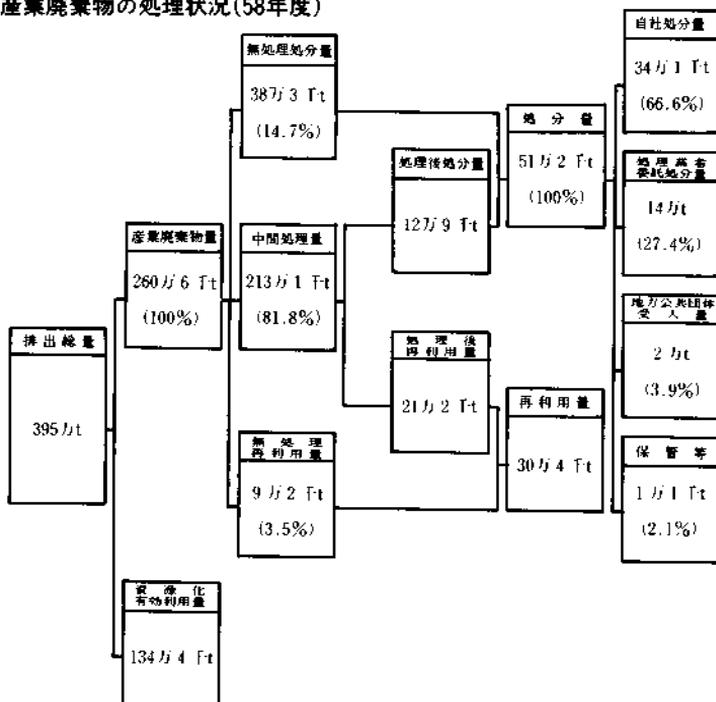
次に処理処分状況については、図54のとおり、発生量260万6千tのうち、中間処理（焼却、脱水、乾燥、中和等）されたものは213万1千t（81.8%）、無処理処分（埋立）されたものは38万3千t（同14.7%）、無処理再利用されたものは9万2千t（同3.5%）となっている。

中間処理されたものは16%に減量され34万1千tになり、このうち21万2千tは再利用され、12万9千tは埋立処分されている。

このように最終的に再利用されたものは、無処理のものと同中間処理後のものとを合わせた30万4千tであり、埋立処分されたものは51万2千tである。

埋立処分されたものを処分先別にみると、自社処分によるものが34万1千t（同66.6%）、処理業者委託によるものが14万t（同27.4%）、地方公共団体が受け入れているものが2万t（同3.9%）の順となっている。

図54 産業廃棄物の処理状況（58年度）



2 廃棄物に関して講じた施策

(1) 法令に基づく対策の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施策

ア 廃棄物の定義

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区別されている。一般廃棄物とはごみ・し尿等産業廃棄物以外の廃棄物をいい、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸等法で規定されている19種類のことをいう。

イ 処理業の許可

一般廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、それぞれ市町村長又は知事の許可を受けなければならない。

ウ 処理基準

廃棄物の処理にあたっては、保管、収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。なお、汚でい、鉾さい等で一定基準以上の有害物質が溶出する有害産業廃棄物については、特別厳しい基準が設定されている。

エ 届出施設

ごみ、し尿の一般廃棄物処理施設及び汚でい処理施設、廃油処理施設等14種類の産業廃棄物処理施設が届出施設となっている。

オ 施設の技術上の基準

廃棄物処理施設について、維持管理等の技術上の基準が規定されている。

(2) 一般廃棄物

市町村における一般廃棄物処理施設の過去3年間の整備状況は、表103のとおりであり、粗大ごみ処理施設を除き施設の整備をほぼ完了し、施設の更新や高度化が中心となっている。

また、処理施設の高度化に伴い、市町村及び一部事務組合の技術者を対象として、ごみ、し尿処理施設維持管理技術研修会を開催し、技術の向上を図った。

し尿浄化槽についても、設置数の急速な増加の反面、放流水による公共用水域の水質汚濁をめぐって、種々トラブルが生じているため、設置者に対し講習会を開催し、し尿浄化槽の構造、維持管理方法等正しい知識の普及に努めるとともに、約2,200基のし尿浄化槽の立入調査を実施し指導の徹底を図った。

また、(社)富山県浄化槽協会では厚生大臣の指定検査機関として500人槽以下の浄化槽について、約3,600基の検査を実施した。

なお、し尿浄化槽指導要綱に基づく登録状況は、表104のとおりであり、これら施工業者及び維持管理業者を対象に講習会を行うことにより、技術の向上を図った。

国では、浄化槽行政の一元化と関係業者の地位の確保等を目的とした浄化槽法を成立させ、58年5月18日に公布し、60年10月1日から施行することとしている。

表103 一般廃棄物処理施設整備状況

年 度	ごみ焼却施設			粗大ごみ処理施設			埋立処分地施設			し尿処理施設		
	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体	施設数	規模	事業主体
57	1	t/d 600	富山地区広域 圏事務組合	1	t/d 75	富山地区広域 圏事務組合	2	㎡ 703	高水 岡見 市	2	k/d 120	福中町 富山県中部衛生 センター組合
58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
59	1	120	射水地区広域 圏事務組合	—	—	—	1	530	富山市	—	—	—

表104 し尿浄化槽関係登録状況

(60年4月1日現在)

区 分	登 録 件 数
構 造 (機種)	87
施 工 業 者	456
維 持 管 理 業 者	72
施 工 技 術 者	718
維 持 管 理 技 術 者	248

(3) 産 業 廃 棄 物

法に基づく産業廃棄物処理業の許可状況は、表105のとおり総許可事業所数は319であり、収集及び運搬業が267（構成比84%）とほとんどを占めているが、他方、最終処分業を営む事業所も年々増加傾向にある。

また、産業廃棄物処理施設の届出状況は、表106のとおりで、全体では144施設であり、内訳は汚水の脱水施設が54（同38%）と最も多く、次いで廃プラスチック類の焼却施設、最終処分場等の順となっている。

これらの産業廃棄物処理業者や産業廃棄物排出事業所等については立入検査を実施し、廃棄物の適正処理を指導するとともに、減量化や再利用の促進及び処理業者の育成を図っている。

59年度の監視指導については、表107のとおりであり、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物の排出事業者等134事業所を立入調査し、そのうち13事業所に対して適正処理処分方法及び排水処理方法等について改善の指導を行った。

表105 産業廃棄物処理業許可状況

(60年3月31日現在)

許可区分	収集及び運搬	中間処理		最終処分				計
		中間処理	収集、運搬及び中間処理	収集、運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集、運搬、中間処理及び最終処分	最終処分のみ	
件数	267	16	21	6	2	5	2	319

表106 産業廃棄物処理施設の届出状況

(60年3月31日現在)

施設	処理能力	施設数	施設	処理能力	施設数
汚ていの脱水施設	10m ³ /日以上	54	廃プラスチック類の焼却施設	0.1t/日以上	31
汚ていの乾燥施設	10m ³ /日以上	3	有害物質等のコンクリート固型化施設	すべてのもの	3
汚ていの焼却施設	5 m ³ /日以上	8	汚てい等に含まれるシアン化合物の分解施設	すべてのもの	1
廃油の油水分離施設	10m ³ /日以上	6	最終処分場	安定型	3,000m ² 以上
廃油の焼却施設	1 m ³ /日以上	4		管理型	1,000m ² 以上
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日以上	4	計		144
廃プラスチック類の破砕施設	5 t/日以上	1			

表107 59年度産業廃棄物関係立入状況

区分	産業廃棄物処理業者	内 訳			排 出 事 業 所	計
		収集及び運搬	中間処理	最終処分		
立入検査数	78	14	28	36	56	134
指導件数	7	2	0	5	6	13

第8節 快適環境づくりの展開

1 県土美化推進運動の実施

県民の生活水準が向上し、生活様式が変化してきたことに伴い、廃棄物の量の増大と種類が多様化し、近年、道路や海岸、観光地等に散乱ごみが目立ち、社会問題化している。

このようなことから、県民の美化意識や公德心の高揚に努めるとともに、県土美化を促進し、「日本一のきれいな県土」をつくるため、県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開した。

(1) 推進期間

年間を通じて本運動を進めたが、特に次の強調期間、強調週間等を設け重点的に実施した。

ア まちやむらを美しくする運動

昭和59年4月1日～5月31日、特に4月22日から28日を「県土美化強調週間」とした。

イ 川をきれいにする運動

昭和59年6月1日～6月30日、9月1日～9月30日、特に6月10日を「県土美化の日」とした。

ウ 海岸をきれいにする運動

昭和59年7月1日～8月31日

エ 空カンゼロ運動

昭和59年9月1日～9月30日、特に9月23日を「空カンゼロの日」とした。

(2) 主な実施事業

ア 啓発活動

県民の美化意識の高揚や清掃実践活動の実施と参加等を呼びかけるため、次の事業を実施した。

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞による啓発……テレビ（６，９月）14日間
ラジオ（６，９月）14日間
新聞（４，９月）
- (イ) ポスターの掲示……２種類各５千枚—公共施設，学校，ガソリンスタンド等（４，９月）
- (ウ) チラシの配布……30万枚—県下全世帯（４月）
- (エ) ゴミ持ち帰り袋，ステッカーの配布……各20万枚—運転者，観光客等（４月～10月）
- (オ) しおりの配布……11万枚—県下全小学生（９月）
- (カ) ポスターの募集及び展示……小中高校生よりポスターの募集，優秀作品の展示
- (キ) 各種広報媒体による啓発……市町村，各種団体の広報紙，チラシ，ポスター，横断幕等

イ 清掃活動

市町村を中心に地域住民，自治会，青年団，婦人会，保健衛生協議会等関係団体や企業，児童生徒等の協力を得て公園，道路，河川，海岸等の清掃，草刈，空き缶回収等を実施した。また，59年6月10日に高岡市二上山で第1回富山県清掃美化大会を開催した。

○参加人員 約29万7千人

ウ 施設等の整備活動

ごみの投げ捨て防止を図るため，市町村が中心となり，ごみ回収容器を道路，公園等に配置するとともに，ごみの不法投棄防止を呼びかける立看板を河川，海岸等に設置した。

○ごみ回収容器の設置 約200個

○立看板の設置 約580個

○空き缶プレス機 6基

エ 県土美化モデル地区の活動

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、58年に県土美化モデル地区を指定し、2年間にわたって地域住民による啓発活動、清掃活動等を実施した。

○県土美化モデル地区 41か所

○主な美化活動 ・看板、回覧板、チラシ等による啓発
・清掃日の設定等による清掃、草刈、空き缶回収
・花壇、フラワーポット等の設置

○参加人員 約5万2千人

オ 推進体制の整備

県土美化推進運動を総合的に推進するため、「富山県県土美化推進県民会議」において、県土美化功労者の表彰や機関紙「クリーンとやま」を発刊した。

○県土美化功労者の表彰 ・5個人、11団体

○機関紙の発刊 ・年2回 各5千部、市町村広報窓口、
小中高校、青年団、婦人会等に配布

2 名水等調査

全国有数の豊かな自然から生まれる本県の水は、産業活動をはぐくみ、県民の心にうるおいや日常生活に多くの恩恵を与えてきた。

この豊富な水資源の中には、いわゆる名水として古くから引き継がれた自然水やきれいな水環境が含まれており、県では、これらの水について、調査を行い、名水マップやガイドブックとして、また水道水についてもおいしい水報告書として県内外に広く紹介することとしている。

59年度に環境庁が行った全国「名水百選」には、本県から表108のとおり全国一の4件が、厚生省が行った水道水のおいしい都市（人口5万人以上）には、富山、高岡、水見及び魚津の4市すべてが選ばれた。

県ではこれを機会に、水に対する関心を高めるとともに、優良な水環境の保全を積極的に進めたいと考えている。

表108 全国「名水百選」に選定された富山県の名水

名 称	種類	説 明
黒部川扇状地湧水群 「黒部市、入善町」	湧水	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部川の扇状地には、多くの湧水があり、生地には、自噴水を住民が共同で管理し、生活用水として利用している「生地の共同洗い場」や生地駅構内において水飲み場となっている「清水の里」がある。 ・入善町の杉沢には、国の天然記念物の沢杉が群生しており、貴重な自然環境を残している。
穴の谷の霊水 「上市町黒川」	湧水	<ul style="list-style-type: none"> ・行者が霊水として飲用していたといわれている。 ・不治（万病）の病に効く霊水として、広く全国に知れわたり、訪れる人が多い。 ・腐らない水として有名である。 ・酒、みそ、しょう油等にも利用されている。
瓜裂の清水 「庄川町金屋」	湧水	<ul style="list-style-type: none"> ・井波の瑞泉寺を建立した純如上人の馬のひずめが陥没してできた清水といわれている。 ・瓜を冷やしたところ冷たくて瓜が裂けたことから命名されたという故事がある。 ・生活用水として利用され、地域住民により保全されている。（庄川町指定文化財）
立山玉殿の湧水 「立山町室堂平」	湧水	<ul style="list-style-type: none"> ・北アルプス立山（3,015m）直下のトンネルからの湧水である。 ・水量が多く、水温も非常に低い。 ・付近のホテル等の生活用水に利用されている。

注 上記のほか、「片貝川の清流」（魚津市）が準名水百選扱いとなった。

3 「環境週間」の実施

国連人間環境会議は、1972年6月、人類とその子孫のため、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その意志を表明するため「人間環境宣言」を採択した。

これを記念し、世界各国では、毎年6月5日を「世界環境デー」として、環境問題の重要性を認識するための諸行事を行ってきている。

わが国では、この日を初日として「環境週間」を設け、環境問題に対する国民の責任と義務の自覚を促すとともに、将来に向けてよりよい環境を創出する努力と決意を新たにす契機とするため、各種の催しを行うなど、全国的な運動を実施している。

本県においても、この趣旨にそって、毎年各種の記念行事を実施している。

59年度は、「よりよい環境を求めて」をテーマとし、各種団体、市町村などの幅広い協力を得て、環境問題について考え、かつ活動するため、表109のとおり記念行事を実施した。

表109 59年度環境週間の主な実施行事

行 事 名	実 施 概 要
環境美化街頭啓蒙活動	街頭PR（富山市、高岡市）
第1回清掃美化大会の開催	・期日 6月10日 場所 高岡市二上山地内 参加者 約500名
ポスター募集	県内小・中学校及び高等学校の児童生徒から募集し、優秀作品を表彰のうえ展示
サイクリングロードの自転車無料貸出し	・期日 6月10日 ・場所 中央サイクリングロード
企業に対する呼びかけ	企業に対し、ばい煙、汚水等の発生施設や処理施設の点検等の呼びかけ
広報等による趣旨のPR	テレビ、ラジオ、新聞による広報及び県、市町村の庁舎での懸垂幕やポスターの掲示

第9節 その他の環境保全対策

1 公害防止計画の推進

公害防止計画は、公害対策基本法に基づき、現に公害が著しいか、又は著しくなるおそれのある地域に対し、公害防止に関する施策を総合的に講じるため内閣総理大臣の承認を得て策定されるものである。

このような公害防止計画は45年以来順次策定され、現在、計画の見直し等を経て、第1次から第7次地域まで全国30都道府県、44地域において策定されている。

本県では、富山・高岡地域について、49年度以来2回（49年度～53年度、54年度～58年度）にわたり公害防止計画を策定し、公害防止に関する諸施策を総合的かつ計画的に進めてきた。

表110 富山・高岡地域公害防止計画の概要

区 分		内 容
地 域 範 囲		富山市、高岡市、新湊市、婦中町、小林町、大門町、大島町
承 認 年 月 日		60年3月8日
計 画 期 間		59年度～63年度
環 境 目 標	大気汚染、水質汚濁、騒音 振動	環境基準 地域住民が日常生活に支障のない程度
	臭	地域住民が日常生活で感知しない程度
	土 壌 汚 染	土壌汚染対策地域の指定要件に該当しない程度
主 な 公 害 防 止 計 画 事 業		<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・富山空港周辺の緩衝緑地 ・河川しゅんせつ、導水 ・し尿処理施設の設置 ・ごみ処理施設の設置 ・農用地土壌汚染対策
計 画 事 業 費	地方公共団体が講じる対策	993億(公害対策796億円、公害関連197億円)
	事業者が講じる対策	79億円
	総 額	1,065億円

その結果、硫黄酸化物による大気汚染や、主要河川の水質汚濁は大幅な改善がみられるなど、一応の成果を取めたが、未だ計画目標を十分に達成していないものも見られたため、59年度に旧計画を見直し、表110のとおり、63年度を目標とする新しい5か年計画を策定し、さらに対策を進めているところである。

2 県民公園新港の森管理事業

県民公園新港の森は、富山高岡地区新産業都市建設の中核である同工業地帯からの公害を防止し、住民に憩いと緑豊かなレクリエーションの場を提供するもので、高岡市姫野・金屋地内、新湊市二の丸・作道地内に及ぶ富山新港臨海工業地帯西側背後地に位置し、平均幅員約150m、総延長約1,700m、面積約25haの公園である。

公園は、57年10月から一般に開放され、運動施設としては表111のとおりテニスコート、野球場、陸上競技場があり、58年7月から供用を開始し、59年度からは、早朝開放（期間5月1日～8月31日まで）を図っているところである。

なお、施設等の利用状況は、表112のとおりである。

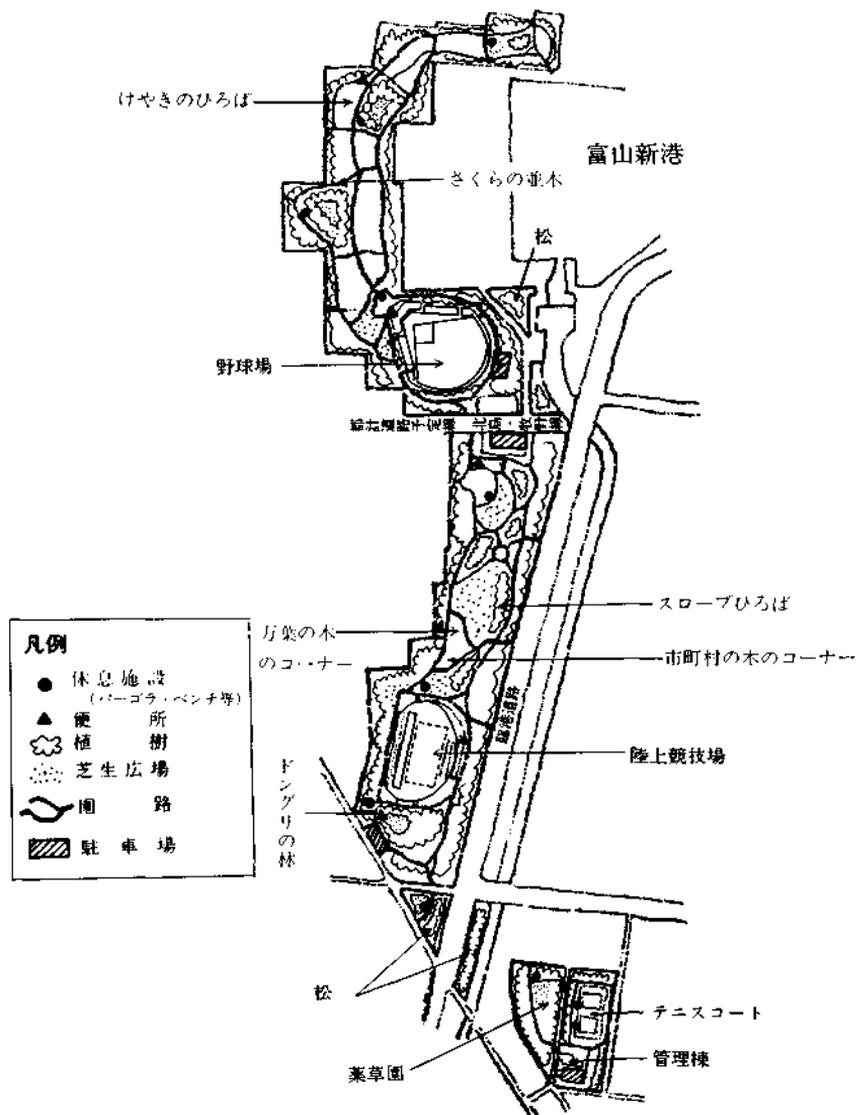
表111 県民公園新港の森

施設名	概要
野球場	1 規模 両翼90m, センター 120m 2 施設 バックスクリーン, 電光式スコアボード, バックネット, グ ッグアウト, 放送設備等
陸上競技場	1 規模 300mトラック(6レーン), 直線コース 125m 2 施設 跳躍, 投てき施設
テニスコート	硬式4面
駐車場	4か所(乗用車約200台駐車)
その他	管理事務所1棟, 園路遊歩道 6,000m, 休養施設3か所, 便所5か所, 公衆電話

表112 県民公園新港の森施設利用状況

年度		57年度	58年度	59年度	
入園者数		11,700人	94,100人	124,667人	
施設 利用 人員	野球場	一般	—	12,151	20,700
		学生	—	12,383	17,280
		計	—	24,584	37,980
	庭球場	一般	—	1,734	2,276
		学生	—	263	379
		計	—	1,997	2,655
	陸上競技場	一般	—	5,850	5,760
		学生	—	250	4,440
		計	—	6,100	10,200
	計	一般	—	19,735	28,736
		学生	—	12,896	22,099
		計	—	32,631	50,835

図55 県民公園新港の森概要図



その他

3 畜産環境保全対策

(1) 指導及び検査

県及び県下東西両地域において、「畜産経営環境保全対策協議会」を開催し、県、市町村及び農業団体を一丸とする総合的な指導体制のもとに、畜産経営環境保全実態調査、巡回指導、研修会の開催、水質検査及び臭気調査を実施し、畜産公害防止に努めた。

ア 畜産環境保全実態調査

畜産農家842戸について、調査した結果は表113のとおりで、ふん尿処理状況は、各畜種とも土壌還元が最も多く89%、次いで施設処理が10%、その他1%であった。

表113 59年度畜産環境保全実態調査結果

(60年3月1日現在)

区 分	調査対象規模	調査戸数	ふん尿処理状況 (%)			施設の環境改善を必要とする戸数
			施設処理	土壌還元	その他	
乳 用 牛	5 頭 以 上	260	—	100	—	11
肉 用 牛	5 頭 以 上	155	10	90	—	2
豚	繁 殖 5 頭 以 上 一 貫 ・ 肥 育 509 頭	264	8	92	—	9
鶏	1,000 羽 以 上	163	23	75	2	16
計		842	10	89	1	38

イ 巡回指導、水質検査及び臭気調査

前述の調査結果に基づき施設の改善を要する畜産農家を重点に巡回指導を行うとともに、水質検査、臭気調査を実施した。

表114 59年度巡回指導、水質検査及び臭気調査状況

(単位：件)

区 分	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	ブロイラー	計
巡回指導(延べ)	77	110	135	71	6	399
衛生害虫指導(延べ)	4	4	12	5	—	25
水質検査(延べ)	—	—	6	1	—	7
悪臭指導(延べ)	9	10	27	23	1	70
臭気検査	—	—	—	1	—	1

注 臭気調査は三点比較式臭袋法による。

(2) 助成及び融資「さわやか畜産」推進事業

家畜の飼養に伴って生ずる環境衛生を害する要因の除去及び改善を図ることにより、地域社会と調和した清潔で、さわやかな畜産経営の育成を旨とした。また、畜産経営群と耕種経営群との有機的な連携を強化し、家畜ふん尿の堆きゅう肥化处理技術の向上に努めるとともに、表115及び116のとおり、土壌還元機械及び施設の設置に助成を行い、制度資金の活用を指導した。

表115 59年度家畜ふん尿処理機械施設の助成状況

(単位：件)

事業区分			内訳				
			計	乳用牛	肉用牛	豚	鶏
堆肥舎等 施設設置 事業	土壌還元 施設機械	堆肥舎	8	1	3	3	1
		ふん尿 処理機	6	2	2	—	2
		自動ふん尿 処理機	1	1	—	—	—
		その他	5	—	—	3	2
		計	20	4	5	6	5

表116 59年度農業制度資金融資実績

区分		件数	承認
農業近代化資金	堆肥舎・その他	7	180,820千円
	公害防止施設	3	2,830

4 漁業環境保全対策

(1) 海水汚染の防止

58年度に引き続き、国の助成を得て、調査指導員による漁業環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行った。

また、漁業者に対し、漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努めた。

(2) 定置漁場における水質調査

ア 調査目的

富山湾沿岸部を漁場とする定置漁場の状況を把握するため水質調査を実施した。

イ 調査概要

58年度に引き続き図56のとおり宮崎から氷見に至る定置漁場を中心とする31地点において、59年4月から60年3月まで各調査地点毎に年5回から11回、pH、塩分、濁度、CODについて測定を行うとともに、海況、水温、主な漁獲量も併せて調査し、その結果を調査時毎に取りまとめ関係者に報告した。

ウ 調査結果

調査結果は表117のとおりであった。測定項目の各調査地点における年間の最大値、最小値、pHについては、8.6(大中瀬、前網)～6.9(小矢部川前)、塩分については、33.97(高峰(沖))～0.52‰(小矢部川前)、濁度については、60.0(黒部川前)～0.1ppm(出茂前、沖住吉、沖の網、茂渕一番、同二番、前網、前網岸)、CODについては、5.4(小矢部川前)～0.3mg/l(黒部川前)の範囲であった。

赤潮は、5～8月にかけて7回、延べ52日確認された。その範囲は、小矢部川河口から黒部市生地地先にかけての沿岸一帯が主であった。

赤潮構成生物は、例年と同様珪藻類のスケルトネーム、キートセロスが主体であった。

表117 昭和59年度漁業公害調査指導事業調査分析結果表(最大値・最小値・平均値)

(表層のみ)

No	調査地点名	調査回数	pH			塩分(‰)			窒素(mg/l)			C O D(mg/l)								
			最大値	最小値	平均値	前年平均	最大値	最小値	平均値	前年平均	最大値	最小値	平均値	前年平均						
1	宮崎(浴)	10	8.4	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	33.70	19.80	17.39	8.0	0.3	1.5	1.1	3.3	2.2	0.6	1.6	1.6
2	宮崎(沖)	10	8.4	8.1	8.2	8.3	8.3	8.3	33.80	17.03	27.94	5.5	0.3	1.2	1.3	2.2	2.5	0.6	1.5	1.5
3	川中(浴)	5	8.2	7.5	8.1	8.3	8.3	8.3	33.51	3.55	33.81	25.08	0.4	4.2	5.6	2.6	1.1	0.7	2.0	2.7
4	川中(沖)	8	8.3	7.5	8.1	8.4	8.3	8.3	33.54	3.67	32.51	24.07	14.0	0.2	2.8	2.4	3.4	0.6	1.5	1.6
5	田茂(前)	7	8.2	7.4	8.1	8.3	8.3	8.3	33.63	3.63	33.40	24.21	16.0	0.1	3.1	2.3	2.1	0.7	1.5	1.7
6	黒部川(前)	8	8.2	7.5	8.0	8.2	8.2	8.2	28.64	3.13	24.81	4.81	60.0	0.3	16.0	5.1	3.0	0.7	1.4	1.1
7	高崎(浴)	6	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	33.10	30.11	33.07	25.33	1.6	0.4	0.7	1.3	2.0	0.8	1.4	1.5
8	高崎(沖)	6	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	33.97	32.66	33.47	27.33	7.5	0.2	1.6	1.3	2.4	0.7	1.7	1.2
9	伊古(場)	5	8.3	7.9	8.2	8.4	8.4	8.4	23.44	5.83	31.87	22.47	7.5	1.5	3.9	2.7	1.0	0.9	1.1	2.2
10	津一(番)	5	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	23.36	8.71	27.70	23.06	7.0	1.3	3.7	2.7	1.6	0.6	1.1	2.1
11	沖住(吉)	7	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	8.3	33.31	17.18	33.26	26.47	10.0	0.1	2.2	1.1	2.5	0.7	1.6	1.2
12	沖住(網)	7	8.3	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	33.41	29.16	33.24	27.45	0.8	0.1	0.3	1.2	1.9	0.7	1.5	1.4
13	大念坊(浴)	9	8.2	7.8	8.1	—	—	—	28.73	7.82	—	—	5.0	0.4	2.3	—	2.3	0.9	1.6	—
14	大念坊(沖)	9	8.3	8.1	8.2	—	—	—	33.39	9.08	—	—	3.6	0.2	1.3	—	2.3	0.7	1.4	—
15	深風(浴)	8	8.3	8.1	8.2	8.3	8.3	8.3	33.85	11.70	33.71	19.70	4.2	0.5	1.7	2.1	2.4	0.8	1.5	1.5
16	深風(沖)	8	8.3	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	33.83	14.19	33.78	17.15	4.3	0.2	1.7	2.1	2.5	0.6	1.6	1.6
17	神通川(前)	8	8.2	7.6	7.8	7.8	7.8	7.8	13.79	0.56	16.63	1.80	14.5	1.0	4.9	10.8	1.3	0.6	0.9	1.1
18	大門(沖)	9	8.3	8.0	8.2	8.3	8.3	8.3	33.26	10.85	33.71	19.20	11.0	0.2	2.2	1.7	2.3	0.8	1.7	1.9
19	酒樽(沖)	11	8.3	7.6	8.1	8.1	8.1	8.1	32.71	6.68	31.49	18.60	10.0	0.5	2.0	2.0	1.2	0.8	1.6	1.8
20	酒樽(浴)	11	8.3	7.7	8.1	8.0	8.0	8.0	31.44	6.37	33.38	18.46	11.0	0.3	2.7	2.4	2.5	0.7	1.6	1.8
21	栗三番・大神楽	5	8.3	8.0	8.1	8.3	8.3	8.3	28.85	8.27	27.02	16.41	16.5	1.6	5.5	6.4	2.5	1.3	1.7	3.8
22	黒山	10	8.3	7.9	8.1	8.2	8.2	8.2	28.42	9.89	32.35	11.71	29.0	1.1	5.0	4.0	3.7	0.9	1.2	1.9
23	庄川(前)	10	8.2	7.5	7.8	7.8	7.8	7.8	17.43	0.73	20.37	2.20	20.0	1.3	4.7	5.2	1.7	0.4	1.1	1.2
24	小矢部川(前)	10	8.0	6.9	7.5	7.3	7.3	7.3	3.04	0.52	8.03	1.30	28.0	2.5	8.4	5.1	5.4	1.5	3.0	4.9
25	小中(前)	10	8.6	8.3	7.7	8.1	8.1	8.1	30.42	4.95	30.54	12.23	9.5	1.2	3.1	3.2	3.6	1.2	2.3	2.5
26	貞塚二番	10	8.4	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	33.23	29.28	33.70	20.01	2.6	0.2	0.9	2.4	3.2	0.6	1.6	1.5
27	茂湖一(番)	11	8.3	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	33.72	17.09	33.60	23.50	6.0	0.1	1.4	2.5	2.6	0.7	1.6	2.2
28	茂湖二番	11	8.4	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	33.87	18.08	33.50	22.49	5.5	0.1	1.3	2.2	2.8	0.7	1.5	1.4
29	茂湖三番	9	8.4	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	33.78	29.16	33.80	24.49	3.6	0.2	1.2	2.0	2.7	0.4	1.5	2.0
30	前網(年)	11	8.5	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3	33.85	28.87	33.90	30.93	3.9	0.1	1.0	1.3	2.5	0.5	1.7	1.7
31	前網	11	8.6	8.3	8.2	8.3	8.3	8.3	33.94	25.13	33.90	30.41	8.0	0.1	1.2	1.5	2.6	0.4	1.7	1.9

()内は、赤潮時を含んだもの

5 環境保健対策

(1) イタイイタイ病対策

ア 経 緯

神通川流域で発生を見ているイタイイタイ病は、30年に学会で発表されてから、県内外の研究者による発表があいついで行われた。36年富山県地方特殊病対策委員会の発足、38年厚生省医療研究イタイイタイ病研究委員会及び文部省イタイイタイ病研究班の発足など、各方面において総合的な研究と調査がなされた。これらの調査結果に基づき、43年5月「イタイイタイ病はカドミウム汚染に起因する公害病」として厚生省見解が発表された。

患者等の救済については、42年、県はイタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱を制定し、43年1月から公費による医療救済を実施した。44年12月、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が公布され、45年2月から同法による医療費等の救済が行われた。

一方、47年8月イタイイタイ病公害訴訟控訴審判決により48年度からは原因者の負担により、患者及び要観察者に対し、医療費等が支給され現在に至っている。

なお、前述した公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法は、原因者責任を踏まえた公害健康被害補償法の施行(49年9月)により廃止された。

表118 イタイイタイ病患者及び要観察者の市町別現在数

(60年3月31日現在)

区 分	富山市	婦中町	大沢野町	八尾町	その他	計
患者(人)	11	13	3	1	1	29
要観察者(人)	6	21	7	1	-	35

イ 家庭訪問指導

43年11月イタイイタイ病患者等に対する指導要領を策定し、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健婦及び栄養士等に

よる家庭訪問指導を実施している。

ウ 要観察者の健康管理

住民健康調査の結果等から経過観察を要する者に対し、42年から毎年管理検診を実施し、健康管理に努めている。

エ 住民健康調査

42年から神通川流域で患者の発生のおそれのある地域に対し、患者の早期発見と住民の健康管理を目的として、年1回の住民検診を実施している。

54年度からは、環境庁から要望のあった検査項目を一部取り入れ、公害健康被害補償法及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に定める地域を6か年計画により実施した。近年の実施状況は、表119のとおりである。

表119 神通川流域住民健康調査実施状況の年度別推移

(単位：人)

区分 年度	第1次検診		精密検診		備 考
	対象者	受診者	対象者	受診者	
55	2,205	2,036	319	246	精密検診受診者のうち、78人について入院検査を実施。
56	2,293	2,146	358	288	精密検診受診者のうち、102人について入院検査を実施。
57	2,009	1,861	319	240	精密検診受診者のうち、42人について入院検査を実施。
58	1,776	1,569	302	188	精密検診受診者のうち、37人について入院検査を実施。
59	628	390	191	145	精密検診受診者のうち、5人について入院検査を実施。

(2) カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の日本鉱業(株)三日市製錬所周辺地域は、45年に実施した環境汚染精密調査の結果に基づき、45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から毎年住民検診を実施し、住民の健康管理に努めている。

(3) 地域住民の健康管理対策

生活環境要因の変化に伴う健康障害を防止し、地域住民の健康管理に資するため、46年環境保健健康調査実施要綱を定めた。これは住民健康調査を実施するにあたって、県又は市町村の実施体制を明らかにするとともに調査結果の評価に関する諮問機関を定めたものである。

また、これを受けて生活環境要因の関連が推定される健康障害者については、積極的に医療救済を行うものとし、45年10月から生活環境要因の変化に伴う健康障害者に対する特別措置要綱を策定し、市町村が認定した健康障害者に対して、当該市町村が医療費を負担した場合、その $\frac{1}{2}$ に相当する額の県費補助を実施している。現在県内における健康障害者は、高岡市4名、大門町1名、富山市44名の計49名（60年3月末現在）となっている。

なお、富山市においては、51年10月から富山市公害健康被害者の救済に関する条例を施行し、関連企業の協力により市が認定する健康被害者に対し、公害健康被害補償法に準じた独自の救済制度を実施している。

6 食品等の汚染対策

(1) 魚介類の水銀調査

氷見、魚津の産地市場で採取した富山湾産魚介類10魚種、30検体について調査を実施した。

その結果は、表120のとおりで、いずれも暫定的規制値（総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm）以下であった。

表120 59年度魚介類の水銀調査結果

魚種	検体採取市場	検体数	総水銀 (ppm)		
			最大	最小	平均
かます	氷見	2	0.03	0.02	0.03
かわはぎ	"	2	0.03	0.03	0.03
うまづらはぎ	"	2	0.01	0.01	0.01
たちうお	"	2	0.08	0.02	0.05
ふくらぎ	"	1	0.03	0.03	0.03
すけそうだら	"	1	0.19	0.19	0.19
かたくちいわし	"	2	0.02	0.02	0.02
かつお	"	3	0.23	0.21	0.22
かます	魚津	3	0.02	0.02	0.02
きす	"	3	0.07	0.04	0.06
ふくらぎ	"	3	0.03	0.02	0.03
かわはぎ	"	3	0.03	0.01	0.02
たら	"	3	0.23	0.04	0.12
計		30	0.23	0.01	0.06

(2) 食品のPCB調査

流通過程における魚介類、食肉、牛乳及び卵について調査したところ表121のとおりで、食品中の残留PCBは、いずれも暫定的規制値以下であった。

表121 59年度食品中のPCB調査結果

対 象		検体数	調 査 結 果 (ppm)	備 考
魚 介 類	遠洋沖合魚介類	3	0.01～ND	すけそうだら、さば、かれい
	内海内湾魚介類	7	0.03～ND	かわはぎ、きす、ふくらぎ、 かます、いわし
	内水面魚介類	9	0.05～0.20	
食	肉	6	ND	
牛	乳	2	ND	
	卵	2	0.01～ND	

注 ND（検出されず）とは定量限界（0.01ppm）未満をいう。

（参考）食品中に残留するPCBの暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾(内水面を含む。)魚介類	3 ppm
食 肉	0.5ppm
牛 乳	0.1ppm
卵	0.2ppm

(3) 食品の残留農薬調査

生産地で採取した米、牛乳、野菜及び果実など18食品（59検体）について17農薬の検査を実施したところ、いずれも基準値以下であった。

7 公害に関する紛争と苦情

(1) 公害紛争処理制度

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の多発化とその態様の特殊性に対応し、紛争の迅速かつ適正な解決を図るため45年6月に設けられたものであり、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会等が設置され、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁等を行っている。

45年11月の本制度の施行から60年3月31日までに、公害等調整委員会及び都道府県の公害審査会に係属した事件数866件で、そのうち778件が終結している。

なお、59年度までに本県の公害審査会に係属した事件数は2件である。

表122 公害審査会に係属した事件

手続の種類	市町名	申請年月	対 象	終結年月	終 結 区 分
調 停	魚津市	52年4月	工場騒音・振動	52年9月	調停成立
	富山市	57年8月	工場騒音・粉じん・悪臭	58年3月	一部取下げ 一部打切り

(2) 公害苦情相談員制度

公害苦情相談員制度は、公害に係る苦情の適切な処理を図るため、公害紛争処理制度の一環として公害紛争処理法に基づき設けられたものである。

公害苦情相談員は、公害苦情について住民の窓口となり、かつ、相談相手となって苦情の処理に当たることを職務としており、都道府県及び人口10万人以上の市に必ず置かれ、その他の市町村については必要に応じて置かれることになっている。

本県では、本庁の公害担当課の各係長及び公害センターの各課長を公害相談員に任命し、県民からの苦情相談に当たっている。

(3) 公害に関する苦情の受理状況

ア 公害種類別

55年度から59年度までの過去5年間において、県及び市町村が受理した苦情は表123のとおりである。

59年度の苦情件数は203件であり、58年度に比べ45件（18%）減少した。

公害の種類別では、水質汚濁が50件（構成比24.6%）と最も多く、次いで騒音の49件（同24.1%）、大気汚染42件（同20.7%）、悪臭33件（同16.3%）などの順であった。

これを58年度に比べると、悪臭で22件、騒音で15件、その他で7件、水質汚濁で6件それぞれ減少し、大気汚染で2件、振動で2件、産業廃棄物で1件それぞれ増加した。

表123 公害種類別苦情受理状況の年度別推移

(単位：件)

種類 年度	典 型 7 公 害							小 計 七 公 害	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
55	55	75	—	54	7	—	51	242	16	12	270
56	47	52	—	73	9	—	54	235	9	16	260
57	41	48	1	65	11	—	47	213	3	18	234
58	40	56	—	64	5	—	55	220	13	15	248
59	42	50	—	49	7	—	33	181	14	8	203

イ 市町村別

59年度における市町村別の苦情受理状況は表124のとおりである。

市部、町村部の苦情件数は、市部では、163件（構成比80.3%）で、町村部では、40件（同19.7%）である。

苦情の内容では、市部は、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭で、苦情件数の87.1%を占めているが、町村部では、水質汚濁、悪臭、産業廃棄物で、70.0%となっている。

また、58年度と比べ、市部では、苦情件数が37件、町村部では、8件それぞれ減少している。

そ
の
他

表124 59年度市町村別苦情受理状況

(単位:件)

種類 市町村	典 型 7 公 害							小 計 7 公 害	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭				
富山市	14	18		26	3		12	73	3	1	77
高岡市	11			5				16			16
新湊市	2				1		2	5		3	8
魚津市	1	1		1	1			4	1		5
氷見市	3	2		6	2		6	19	1	1	21
滑川市	2	6		5			1	14		1	15
黒部市	2	6					3	11	1		12
砺波市		2						2	1		3
小矢部市	2			1			2	5	1		6
市計	37	35		44	7		26	149	8	6	163
大沢野町		1		1			1	3		1	4
大山町									1		1
舟橋村									1		1
上市町	1						1	2			2
立山町									1		1
宇奈月町											
入善町	2							2			2
朝日町											
八尾町											
婦中町		1					2	3	2	1	6
山田村											
細入村											
小杉町	1	1		2			1	5	1		6
大門町		2						2			2
下島町											
大城平村		1						1			1
上平村											
利賀村											
庄川町											
井波町				1				1			1
井口村		1						1			1
福野町		1						1			1
福光町	1	5		1			2	9			9
福岡町		2						2			2
町村計	5	15		5			7	32	6	2	40
合 計	42	50		49	7		33	181	14	8	203

ウ 発生源別

59年度の典型7公害に関する苦情を発生源別に分類すると、表125のとおりである。

発生源別では、生産工場によるものが70件（構成比38.7%）と最も多く、次いで建築・土木工事31件（同17.1%）、商店・飲食店18件（同9.9%）などの順であった。

これを58年度に比べると、畜産業によるものが19件、生産工場による

表125 59年度発生源別苦情受理状況

(単位：件)

業 種		種 類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
生産工場	食料品			5		4			5	14
	繊維・衣服・その他の繊維製品		2							2
	木材・木製品・家具		4			3	1			8
	パルプ・紙製品		2	1		1				4
	化学工業・石油・石炭製品		2	2			1			5
	窯業・土石製品		3			2				5
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品		5	1		8				14
	機械器具		3	3		4				10
その他の生産工場		1	1		3			3	8	
小計			22	13		25	2		8	70
修理工場			1	2					1	4
建築・土木工事			8	2		13	3		5	31
交通機関	自動車		1				1			2
	その他					3				3
畜産業				6					8	14
下水・清掃事業										
娯楽・遊興・スポーツ施設										
家庭生活				1						1
鉱業施設・採石業										
商店・飲食店			3	7		5	1		2	18
事務			1	1						2
クリーニング・理容・美容・浴場業			2	2						4
廃品回収業			1	3					1	5
教育関連施設										
農作業						1			3	4
その他			3	6		2			4	15
不明				7					1	8
合 計			42	50		49	7		33	181

その他

ものが18件、商店・飲食店によるものが11件減少した反面、建築・土木工事によるものが11件増加した。また、近年の特色としては、苦情発生源が多様化しており、その被害範囲は局地化している。

(4) 公害に関する苦情の処理状況

59年度において、県及び市町村が受理した苦情の処理状況は、表126のとおりである。

直接処理（解決）したものは、189件（構成比93.1%）、翌年度へ処理を繰越したもの8件（同3.9%）、その他（原因不明等で処理方法がないもの等）4件（同2.0%）、他機関へ移送したもの2件となっている。

表126 59年度苦情の処理状況

（単位：件）

内 訳	種 類	典 型 7 公 害							（小） 典 型 7 公 害 計	産 業 廃 棄 物	そ の 他	合 計
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	臭 気				
苦 情 件 数		42	50		49	7		33	181	14	8	203
処 理 状 況	直 接 処 理（解決）	41	49		43	7		31	171	13	5	189
	他 機 関 へ 移 送		1					1	2			2
	そ の 他（原因不明等により処理方法のないもの等）				3				3		1	4
	翌 年 度 へ 繰 越	1			3			1	5	1	2	8

8 公害防止協定と事前協議

(1) 公害防止協定の意義

公害防止協定は、地方公共団体又は地域住民と当該地域に立地し、または、立地しようとする企業との間で、企業の操業に伴う公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として、両者の自由意思に基づき締結されるものである。

公害防止協定は、法律や条例による一律的な規制に比べ、企業の地理的な条件、操業形態等の各種の条件に柔軟に対応した個別の公害防止対策を推進することができ、地方公共団体において法令による規制を補う有力な行政手段となっている。

(2) 公害防止協定の締結状況

県及び市町村が当事者として締結している公害防止協定は、表127及び表128のとおりである。

表127 県が当事者の公害防止協定

締結企業（工場）	締結企業の業種	進出・既設の別	締結年月日
住友アルミニウム製錬(株) 富山製造所	非鉄金属	進出	44年2月10日
三井金属工業(株)神岡工業所	鋳業	既設	47年3月20日
日本鋳業(株)三日市製錬所	非鉄金属	〃	48年6月23日
北陸電力(株) 富山共同火力発電(株)	電力	〃	48年8月30日 (54年3月15日改定) (57年7月5日改定)
二上浄化センター	下水処理	進出	58年12月27日

表128 市町村の締結年度・業種別公害防止協定

(60年度3月31日現在)

業種 締結年度	繊維	パルプ 紙	化 学 石 油	窯 業 土 石	鉄 鋼	非 金 鉄 属	金 製 属 品	電 力	その他	計
46以前	1	3	4	1	1	3	5	1	5	24
47	1	—	—	4	3	2	5	—	1	16
48	1	3	5	1	5	1	9	—	4	29
49	1	—	4	—	1	3	1	—	2	12
50	—	—	3	1	—	—	1	—	3	8
51	3	—	—	1	1	—	—	—	—	5
52	1	—	1	—	—	1	1	—	5	9
53	—	—	—	1	—	—	1	—	1	3
54	—	—	—	—	—	1	—	—	2	3
55	—	—	—	—	—	—	2	—	7	9
56	—	1	—	—	—	—	3	—	—	4
57	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
58	—	—	—	—	—	—	2	—	3	5
59	—	—	2	—	—	—	4	—	4	10
計	8	7	20	9	11	11	34	1	37	138

(3) 事前協議

公害防止条例第3条第2項の規定により、公害の発生のおそれのある工場等の新增設等については、公害の未然防止を図るため、あらかじめ公害防止対策について、県及び関係市町と十分協議することになっており、59年度は表129のとおり8件について事前協議を行った。

表129 59年度事前協議の概要

工場名	概要	協議完了年月日	公害防止対策の概要
中越パルプ工業(株) 二塚工場	パルプ原料の転換	59年4月6日	水質汚濁 ・既設総合排水処理装置で処理
立山化成(株) 富山工場	医薬品中間原料製造工場の増設	59年6月19日	大気汚染 ・塩酸、有機溶剤除害塔の設置 水質汚濁 ・既設総合排水処理装置の増強
備北陸富士	半導体製造工場の統合及び増設	59年7月14日	大気汚染 ・良質燃料の使用 ・酸系、有機溶剤除害塔の設置 水質汚濁 ・総合排水処理装置の増設
三菱アセテート(株) 富山工場	オイルコークス焚 充電ボイラーの新設	59年8月31日	大気汚染 ・排煙脱硫装置の増強 ・低NO _x バーナーの採用 水質汚濁 ・接触酸化処理装置の設置
松下電子工業(株) 魚津工場	半導体製造工場の 新設	59年9月4日	大気汚染 ・良質燃料の使用 ・酸系、有機溶剤除害塔の設置 水質汚濁 ・pH、凝集沈殿処理装置の設置
富山日本電気(株)	電子回路板製造工 場の増設	59年9月19日	大気汚染 ・酸系、有機溶剤除害塔の設置 水質汚濁 ・総合排水処理装置の増設
(株)滑川不二越	精密機械製造工場 の新設	60年2月14日	大気汚染 ・良質燃料の使用 水質汚濁 ・浮上分離処理装置の設置
エスエス製薬(株) 富山工場	医薬品製造工場の 新設	60年2月21日	大気汚染 ・良質燃料の使用 水質汚濁 ・総合排水処理装置の設置

第10節 環境保全に関する試験，研究

1 公害センター

課 題	目 的	結 果
環境大気中の有機物質の分析方法の研究	ニトリル類の分析方法の検討	アセトニトリル及びアクリロニトリルについて、ガスクロマトグラフ質量分析装置を使用した精度の高い分析方法を確立した。
環境への各種発生源別粉じん量寄与率の研究	浮遊粉じん濃度の広域的な分布状況の把握及び各種発生源からの粉じん寄与率の検討	県西部地域について、浮遊粉じんの詳細な調査を実施し、浮遊粉じん濃度の広域的な分布状況を把握するとともに、化学成分バランス法等により、各種発生源からの粉じん量寄与率を求めた。
富山県における大気拡散に関する研究	県内各地域における汚染レベルの把握及び気象ブロックの決定並びに大気拡散モデルの検討	上新川、婦負地域について、環境大気調査及び地上風調査を実施し、汚染レベルを把握するとともに、局地気象を含めた精度の高い気象ブロックを決定した。また、大気拡散モデルの精度を高めるため、大気安定度について検討を行った。
水質汚濁物質の分析方法に関する研究	鉱油と植物油の分離定量法の検討	赤外線吸光光度計を用い、排水中の鉱油と動植物油の分離定量法を確立した。
工場排水の合理的処理方法に関する研究	食料品製造業における動物系排水の処理方法の検討	食料品製造業のうち、動物系排水を対象として、処理方法の実態を調査し、排水の特性に応じた処理モデルを確立した。
環境水域の汚濁機構に関する研究	藻類生産能力測定方法についての検討	湖沼など閉鎖性水域における藻類生産能力の測定方法及び調査手法を確立した。
都市河川の底質汚染に関する研究	3次元表示による河川底質の質的汚染度の検討	主要都市周辺地域における河川底質の有機物質等の濃度調査を行い、県内の各流域における汚染パターンを検討した。

2 衛生研究所

課 題	目 的	結 果
不快動物の多発防止対策の調査研究	環境の変化により多発している不快害虫などの発生防止と駆除対策に関する検討	クロバエ、キンバエ類が立山山岳地で多発傾向にあり、初夏に顕著であった。また、これらの発生源はゴミおよび尿の処理の不備が考えられた。 山間地小溪流に発生するブユ、および都市部小河川で発生するユスリカは比較的種類数が少なく貧弱であった。 家畜舎から発生するイエバエ類は春より秋に多いことを再確認した。
農業その他の環境汚染物質に関する調査研究	食品中の農薬等による汚染状況の把握	県内産魚介類について、有機塩素系の殺虫剤、ジフェニルエーテル系・酸アミド系・チオールカーバメート系・タイアジン系の除草剤および水銀等の環境汚染物質の分析を行い、これらの物質による汚染状況の実態を把握した。
イタイイタイ病に関する研究	腎障害の早期診断とイタイイタイ病の予防	イタイイタイ病発生地域住民の蛋白・糖陽性率について、10年間の推移を明らかにし、健康管理に役立つ基礎資料を得た。また昨年引き続き、同地域住民の検診対象全員について、低分子蛋白の測定を中心とした腎機能検査を実施した。
	アミノ酸の排泄に関する臨床的評価の検討	血中アミノ酸濃度を評価するため、イタイイタイ病患者の血中に高値を示すヒスチジンについて腎機能との関連を明らかにした。また、アミノ酸排泄の特異性を見出すため、他の疾患と比較検討中である。
	重金属代謝とその臨床的意義の解明	イタイイタイ病要観察者の血中カドミウムレベルを把握するとともに、マグネシウムについても検討した。
環境汚染物質と生体影響に関する研究	重金属のDose-Response(用量と反応)に関する検討	カドミウムの毒性と生体必須金属への影響を調べるため、低栄養状態でマウスによる長期投与実験を行った。現在実験計画に基づき、採取した試料の分析を行っている。
	重金属汚染指標の確立	汚染指標としての生体内重金属量を評価するために、県内一般住民における血中、尿中重金属の正常域の把握に努めた。
	農薬による危害防止	農作業従事者の農薬散布に伴う健康調査を実施し、健康影響の早期発見に役立つ資料を得た。

3 工業試験場

課 題	目 的	結 果
微細繊維を活用した多孔体セラミックスの研究	製紙企業から多量に発生する微細繊維を活用し、多孔体構造を有するセラミックスの開発を行い、廃油、廃泥などのろ過処理技術の向上をはかる	アルミナ70~90wt%，微細繊維（径10~30 μ m，長さ2~5mm）10~25wt%，バインダー（コロイダルシリカ、テンブロン、SBRなど）数パーセント添加し、成形後、1100 $^{\circ}$ C、30分間、焼成した。得られた多孔体セラミックスの性能は繊維の径、形状、叩解度などにより大きく変動するが、ろ過体材料が考えられる。

4 繊維工業試験場

課 題	目 的	結 果
省エネルギー化のための捺染発色技術に関する研究	省エネルギー化と工程の短縮を目的にポリエステル捺染のマイクロ波発色技術とマイクロ波発色装置の開発の検討	当场開発のマイクロ波発色装置を用いて加熱蒸気とマイクロ波照射を併用して好結果が得られた。そのエネルギーは従来法の重油の消費量の60%、電気の30%の減少となり、大気汚染防止に寄与でき、発色時間が2/5に短縮できた。
合繊の化学加工技術研究	ポリエステルの吸汗、防汚などの機能附与加工における、省エネルギーと排水の汚濁防止の検討	樹脂加工剤溶液に空気を吹込んで発泡させる発泡条件と繊維表面に薄く均一に塗布する加工技術を研究した結果、従来の仕上加工に使用した水量を半減することができ、省エネルギー、省資源化がはかれることが認められた。

5 農業試験場

課 題	目 的	結 果
カドミウム汚染田土地改良後の施肥改善に関する試験	神通川流域公特事業実施地区における水稻栽培指針の実証展示	成子、押上(1)、伊豆の宮、東大久保(3年目)、押上(2)、神通(2年目)及び押上(3)(初年目)地区の7ほ場で、栽培指針に基づいて水稻を栽培したところ、10a

		当たり収量は平均556kgであった。
公特事業に伴う 客土水田の調査	神通川流域公特 事業実施地区の客 土水田における玄 米や土壌中カドミ ウム濃度調査	成子(左岸地域)、押上、伊豆の宮、神 通及び大久保(右岸地域)地区の代表水 田(19地点)で採取した玄米及び土壌中 のカドミウム濃度を分析したところ、玄 米では0.00~0.16ppm、土壌では 0.10~0.21ppmであった。

6 水産試験場

課 題	目 的	結 果
赤潮に関する調 査研究	赤潮発生状況の 把握と漁民への通 報	5月から8月までに、7回の赤潮を確認 した。 発生範囲は、氷見市地先から宮崎地先 にかけての沿岸一帯であった。 赤潮生物は例年と同様、スケルトネー マ、キートセロス等の珪藻類が主体であ り、魚貝類への被害は全くなかった。 赤潮を確認した場合には、県漁連を通 じ漁民に通報した。

7 林業試験場

課 題	目 的	結 果
環境変化に伴う 樹勢衰退調査	平野部における スギの樹勢診断か ら環境緑化に対す る指針を検討する	庄川および小矢部川流域の水田地帯に 生育するスギの樹幹部における最近20年 間の年輪構造解析から、衰退発現時期を 推定し、その原因について解析中である。

第11節 民間における公害防止体制の整備

1 県の助成

(1) 中小企業公害防止資金

この制度は、中小企業を対象として公害防止施設の整備促進を図るため融資を行うものであり、県が金融機関に県費を預託し、これに金融機関の協調融資額を加え融資を行っている。その概要は表130のとおりである。

なお、59年度における融資の実績は表131及び表132のとおりである。

表130 中小企業公害防止資金融資制度の概要

資金の用途	貸付対象者	金利	償還期限	貸付限度額
(1) 公害防止施設の整備 (産業廃棄物の処理施設を含む。)	中小企業者	5.0%以内	7年以内 (据置1年以内)	個別
(2) 公害防止に必要な工場等の移転、工場に隣接する民家等の買収				2,000万円
(3) 公害の防止のために必要な緑地の設置に要する資金				共同
(4) 土砂運搬用トラックによる著しい道路の汚損又は粉じん発生 の防止のために必要な洗車施設 の設置及び路面清掃車の購入				4,000万円

表131 中小企業公害防止資金融資実績(公害の種類別)年度別推移

年 度	公 害 の 種 類										合 計							
	汚 水		ば 粉		い じ		煙 塵		臭 害		騒 音		振 動		産 業 廃 棄 物		そ の 他	
	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
55	22	232,770	6	71,200	2	35,700	1	4,504	6	84,200	6	56,400	—	—	—	—	43	484,774
56	15	199,800	8	63,700	1	10,000	1	2,500	3	38,000	11	103,000	—	—	—	—	39	417,000
57	10	111,980	2	22,500	—	—	2	21,500	10	123,700	3	29,050	—	—	—	—	27	308,730
58	20	190,600	4	74,000	—	—	1	5,900	4	33,950	1	20,000	—	—	—	—	30	324,450
59	10	117,400	5	45,500	1	20,000	2	22,700	6	114,800	2	25,000	—	—	—	—	26	345,400

表132 中小企業公害防止資金融資実績(市町村別)年度別推移

年度 市町村	55		56		57		58		59	
	件数	金額 (千円)								
富山市	4	35,770	6	79,800	6	58,800	7	89,800	4	48,300
高岡市	15	154,200	16	146,200	9	101,050	8	78,700	10	123,600
新湊市	—	—	—	—	2	22,500	2	25,000	1	20,000
魚津市	3	42,400	2	35,000	1	19,500	—	—	—	—
氷見市	2	22,200	1	15,000	1	2,500	—	—	—	—
滑川市	1	9,000	2	21,000	—	—	1	10,000	4	66,000
黒部市	1	4,504	—	—	1	20,000	—	—	—	—
砺波市	6	61,000	3	34,600	1	20,000	2	4,000	—	—
小矢部市	3	39,500	1	4,600	1	18,000	2	25,000	—	—
大沢野町	—	—	1	2,000	—	—	1	20,000	—	—
大山町	—	—	—	—	—	—	—	—	1	20,000
上市町	1	20,000	2	38,000	—	—	1	20,000	—	—
立山町	—	—	—	—	2	22,000	—	—	—	—
宇奈月町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝日町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八尾町	1	8,000	1	5,900	—	—	1	950	1	5,500
婦中町	—	—	—	—	—	—	—	—	1	20,000
小杉町	1	2,200	—	—	—	—	—	—	1	10,000
大門町	—	—	—	—	1	8,680	1	5,000	—	—
大島町	—	—	—	—	—	—	1	6,000	—	—
城端町	—	—	1	10,000	—	—	—	—	—	—
上平村	1	6,000	—	—	—	—	—	—	—	—
庄川町	—	—	—	—	—	—	1	20,000	—	—
福野町	—	—	1	20,000	—	—	1	6,000	—	—
福光町	3	60,000	1	4,000	1	13,000	—	—	1	20,000
福岡町	1	20,000	1	1,700	1	2,700	1	14,000	2	12,000
計	43	484,774	39	417,000	27	308,730	30	324,450	26	345,400

(2) その他の融資制度

公害防止施設等に対するその他の融資制度のうち、県が取り扱っているのは、中小企業設備近代化資金、中小企業設備貸与資金、中小企業高度化資金、中小企業振興融資資金及び農業近代化資金であり、実績は表133のとおりである。

表133 公害防止施設等に対するその他の融資制度の実績

種 類	55 年 度		56 年 度		57 年 度		58 年 度		59 年 度	
	件数	金 額 (千円)								
中小企業設備近代化資金	3	25,270	4	32,360	2	12,920	7	58,360	3	28,100
中小企業設備貸与資金	—	—	1	5,500	1	13,360	—	—	—	—
中小企業高度化資金	2	42,930	—	—	—	—	—	—	—	—
中小企業振興融資資金	5	77,000	12	192,500	11	242,000	9	215,000	5	105,000
農 業 近 代 化 資 金	25	111,190	19	92,140	9	49,260	5	11,990	2	5,220
計	35	256,390	36	322,500	23	317,540	21	285,350	10	138,320

2 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、特定工場には、排出ガス量、排出水量等の規模により公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、公害防止体制の整備を図ることになっている。

公害防止管理者等の選任届出状況は表134のとおりであり、218特定工場に565名の公害防止管理者等が選任されている。

なお、届出事務の一部が富山市ほか22市町に委任されている。

表134 公害防止管理者等の選任届出状況

(60年3月31日現在)

区 分		届 出 状 況
公 害 防 止 統 括 者		190(49)
公 害 防 止 主 任 管 理 者		21
大気関係公害防止管理者	第 1 種	10
	第 2 種	8
	第 3 種	36
	第 4 種	70
水質関係公害防止管理者	第 1 種	10
	第 2 種	42(4)
	第 3 種	19
	第 4 種	49(4)
粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者		14
騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者		41(34)
振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者		55(42)
総 数		565(134)

注 () は市町への委任分で、内数である。

第12節 自然環境保全の現況と対策

1 自然環境保全の現況

「自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるように適正に行われなければならない」という基本的理念に立脚して、法律や条例などに基づき次のような諸施策を講じている。

(1) 自然環境保全地域等

自然環境の適正な保全を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、富山県自然環境保全地域を指定している。48年10月20日に沢杉及び縄ヶ池・若杉地域を指定して以来、現在までの指定状況は表135のとおりである。

また、指定すると同時にその地域の保全計画も併せて策定し、順次保全事業を実施し、その保全を図っている。

表135 自然環境保全地域の指定状況

(60年3月31日現在)

名称	場所	面積 (ha)	指定年月日	特別地区 指定年月日	野生動植物保護 地区指定年月日	主な保全対象
沢杉自然環境 保全地域	下新川郡入善町 吉原	2.7 (2.7)	48年10月20日 県告示 1,037号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川末端扇状地の秋流水 とサワスキ等の植生
縄ヶ池・若杉 自然環境保全 地域	東砺波郡城端町 大鋸屋他	315.7	48年10月20日 県告示 1,037号			低山帯における池沼湿原の ミスバショウ及びブナ、ミ ズナラの天然林
室本自然環境 保全地域	下新川郡宇奈月 町中ノ口他	11.8 (1.9)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		黒部川扇頂部の地形とウラ シロガシ林
東福寺自然環 境保全地域	滑川市東福寺他	21.5	51年6月1日 県告示 548号			河岸段丘等の地形と安山岩 で形成された節理の露頭
神通峡自然環 境保全地域	福負郡細入村片 耕他	152.7 (45.0)	51年6月1日 県告示 548号	51年12月25日 県告示 1,234号		神通川のV字峡谷とウラシ ロガシ、アカシデ林
深谷自然環境 保全地域	福負郡八尾町大 字深谷	8.5 (1.8) (1.8)	53年7月11日 県告示 717号	53年12月14日 県告示 1,305号	53年12月14日 県告示 1,306号	オオミズゴケ、モウセンゴ ケ等の高山植物の群生地と ハナチョウトンボの生息地
山の神自然環 境保全地域	東砺波郡利賀村 阿別当	12.5 (12.5)	54年8月7日 県告示 934号	55年1月5日 県告示 1号		ブナ、ミズナラの天然林
池の尻自然環 境保全地域	魚津市三ヶ	1.4 (1.4)	56年1月17日 県告示23号	56年2月12日 県告示 116号		県内最大のミスバショウの 純群落と、モリアオガエル、 アロサンショウワオの繁殖 地
日尾御前自然 環境保全地域	福負郡八尾町内 名	34.9 (34.9)	56年11月26日 県告示 1,210号	56年11月26日 県告示 1,212号		安山岩質凝灰岩の特異な地 形とすぐれた天然林
計	9地域	611.7 (100.2) (1.8)				

注 ()内は特別地区面積, ()内は野生動植物保護地区面積。

一方、工場の進出や市街地の過密化によって生活環境に影響があると思
われる富山港臨海工業地帯を、50年4月17日に岩瀬環境緑化促進地域とし
て指定し、緑豊かな街づくりをめざし、関係機関の協力を得て、緑化を推
進している。

表136 環境緑化促進地域の指定状況

名称	場所	面積	指定年月日	緑化目標
岩瀬環境緑 化促進地域	富山市岩瀬他	1,160ha	50年4月17日	緑被率を60年度まで に15.0%に引き上げ る。

(2) 自然公園等

本県には、自然公園法に基づいて指定されている国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類の自然公園とこれらに準ずる地域として県の規則に基づいて指定されている県定公園があり、その現況はつぎのとおりである。

ア 自然公園

本県は、平野部が都市や農耕地として開発されているのに対して、これを東、南、西の三方から取り囲む山岳地は標高が高く、特に東部から南部にかけては、地形が峻険であるため、豊かな自然が十分に残されている。また、県東部及び西部の富山湾沿岸一帯も、かなり人手が加わってはいるが、自然景観に恵まれた地域である。

これらの優れた自然風景地を保護し、またこれを国民の保健、休養、教化の場として適正な利用を推進するため、表137のとおり8か所の自然公園が指定されている。

表137 自然公園の概要

(60年3月31日現在)

区分	名称	面積 (ha)	左のうち 特別地域 面積 ※ (ha)	指定年月日	関係市町村	主要な施設
国立公園	中部山岳	76,431	73,837*	9年12月4日	朝日町、宇奈月町、 魚津市、上市町、 立山町、大山町	立山自然保護センター、雷鳥 沢管理休憩所、称名平園地、 千寿ヶ原駐車場、馬場島管理 休憩所
	白山	2,829	2,829*	37年11月12日	上平村	白山・北山稜線歩道
	小計	79,260	76,666*			
国定公園	能登半島	1,005	964*	43年5月1日	高岡市、氷見市	大境ビジターセンター、島尾 駐車場、松太枝浜園地
県立 自然公園	朝日	9,623	9,361	48年3月13日	朝日町	あさひ国民休養地(上の山園 地、城山駐車場)
	有峰	11,600	11,600*	"	大山町	有峰湖ふるさと国民休養地 (多目的広場、猪根平駐車場)
	五箇山	3,856	3,275	"	平村、上平村	五箇山国民休養地(国民宿舎 五箇山荘、相倉運動広場)
	白木水無	11,554	6,473	49年3月30日	八尾町、利賀村、 平村	
	医王山	2,943	1,548	50年2月22日	福光町	
	小計	39,576	32,257			
合計	8か所	119,841	109,887*			

注 ※は、特別保護地区を含む。

(ア) 国立公園

中部山岳国立公園は、劔岳、立山、薬師岳等の山岳、弥陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平等の溶岩台地、黒部に代表される溪谷など地形の変化に富み、地獄谷、祖母谷、黒薙等の温泉なども見られ、これを彩る高山植物群落や原生林、そこに生息する野生鳥獣、昆虫の種類も極めて豊富である。

公園の大半が特別地域に指定（13年）されて景観の保護が図られ、さらに、特別地域のうち主な山稜部、溪谷等は、特別保護地区に指定（40年）され、厳正に保護されている。

白山国立公園には、上平村の西部の一部が含まれており、庄川支流境川の溪谷と、これを取り囲む大門山、大笠山、笈が岳等石川・岐阜県境部の山岳地帯が全域特別地域（特別保護地区を含む。）に指定（37年）され、景観の保護が図られている。

法的には、かなり厳しい保護規制下におかれてはいるが、現実には、国立公園の自然環境保護上、種々の問題が顕在しつつある。特に、中部山岳国立公園のうち、立山黒部アルペンルートの沿線一帯においては、46年6月の同ルートの全線開通以来、利用者の急激な増加に伴い、宿泊施設からの雑排水の流出、利用者によるゴミ、残飯等の投棄や高山植物帯の踏み荒し等の行為がみられるようになった。また、48年頃から室堂や弥陀ヶ原等の車道沿線に外来牧草等のこの地域としてはふさわしくない植物が目立つようになった。これらの現象は、放置すれば立山一帯の自然生態系に悪影響を及ぼすことが考えられる。このようなことから公園利用に伴う自然環境へのインパクトを極力軽減するため、公園管理面で地道な努力を積み重ねる必要がある。また、今後、これら自然環境の変化を的確に把握するための科学的調査を継続し、その結果を踏まえた各種保全対策を積極的に推進する必要がある。

(イ) 国定公園

県北西部富山湾沿岸の二上山、雨晴、鳥尾、灘浦海岸とその地先海面が、能登半島国定公園に指定（43年）されている。陸域は一部を除

いて大半が特別地域(蛇ヶ島特別保護地区を含む。)となっており、自然景観保護と各種行為との調整が図られている。

なお、本国定公園が指定されて以来、社会状況の変化等があり、県は、国の方針にそって公園計画の再検討を行い、環境庁へ申し出たところ、57年1月環境庁が本計画を決定した。今後は、この計画に基づき保護及び利用の適正化を図って行く必要がある。

(ウ) 県立自然公園

朝日、有峰、五箇山、白木水無及び医王山の5地区が、県立自然公園条例に基づき指定されている。区域の大半が特別地域となっており、自然景観保護と各種行為との調整を図っている。

a 朝日県立自然公園

県東部の宮崎海岸、城山から黒部川支流の北又谷に至る海岸、丘陵、山岳、溪谷等の地形と自然景観の変化に富んだ公園である。特に北部城山からの海岸線の眺望及び南部北又谷の溪谷美と原生林の景観は、当公園の圧巻である。利用形態も魚釣、海水浴、温泉、野営、自然探勝、登山と幅広く、あさひ国民休養地を中心に年間約30万人の利用者がある。耕地、集落地を除く大部分が特別地域となっている。

b 有峰県立自然公園

県下最大の湛水面積をもつ有峰湖(発電用人造湖)を取り囲む山地と嶽崎山を含む一帯である。広大な湖水景観と湖畔からの薬師岳等立山連峰の眺望が優れている。ダムサイトの猪根平には青少年の家、森林管理事務所があって、利用基地となっており、全域が特別地域である。また、58年度から有峰ふるさと自然公園国民休養地の整備が5か年計画で着手されたほか、大規模林道高山・大山線の通過が予定されている。

c 五箇山県立自然公園

庄川上流部に臨む平・上平村一帯で、自然環境に恵まれ、庄川の溪谷美と合掌造り集落や民謡、伝説、踊り等有形、無形の文化財が

多い。相倉に国民休養地、菅沼に青少年旅行村が設置され、利用拠点として整備されている。国道の改良で交通の便が良くなり、年間約61万人の利用者がある。集落地、耕地等を除き、大部分が特別地域となっている。

d 白木水無県立自然公園

県南部飛越国境にまたがる1,000mから1,800mの高原性山地とその山ろく部を区域とした公園である。白木峰、金剛堂山、水無山、三ヶ辻山、人形山等の山稜部には亜高山帯の自然景観が展開しており、高茎草原地帯の所々に高層湿原が発達している。各山頂部からは北アルプスや白山々系の眺望に優れ、また、水無山西ろく湿原のミズバショウ群落は貴重である。区域の半分が特別地域となっている。

e 医王山県立自然公園

県西部の県境部にそびえたつ医王山塊東面とその山ろく一帯が区域となっている。最高地点は海拔939mの奥医王山で南北に緩く東西に急傾斜をなしている。山ろく部はスギの造林地が多いが500m付近から上部はナラ類、ツツジ類等の自然林となり、山頂部は風衝現象による変化の多い植生が見られる。日本海の遠望や砺波平野の散居村の眺望に優れている。区域の半分が特別地域に指定されている。

イ 県 定 公 園

県立自然公園に次ぐ県内の優れた風景地のうち、比較的利用者の多い地域6か所が県定公園に指定されている。

県定公園の区域内では、特に行為の規制はなく、関係市町村長がその責任において、公園としての管理を行っている。

各公園の概要は、表138のとおりである。

表138 県定公園の概要

(60年3月31日現在)

名 称	面積(ha)	指定年月日	関係市町村	備 考
神通峡	1,160	42年10月7日	大沢野町, 細入村	
呉羽丘陵	487	"	富山市	一部都市公園と重複
高岡古城	22	"	高岡市	都市公園と重複
俱利伽羅	758	"	小矢部市	
庄川峡	835	43年4月16日	庄川町	
大岩眼目	2,880	44年10月25日	上市町	
計	6,142			

(3) 県民公園

県民公園は、表139のとおり、富山、高岡、新湊、砺波、婦中、小杉、大門及び大島の8市町にまたがる面積約2,600haの県民公園地域内において設置された、都市公園及び自然風致公園である。また、これらの県民公園と有機的かつ一体的に機能を図る公園その他のレクリエーション施設として中央サイクリングロード等が指定公園になっている。

この射水丘陵を中心とする地域の自然環境は、都市地域から近い割には、比較的良好な状態に保たれている。

ア 県民公園新港の森

県民公園新港の森は、公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場として利用されることを目的とした都市公園で、51年度からグリーンベルト造成事業として公害防止事業団が整備を行ない、57年10月に一部開園した。

58年4月に庭球場が、7月に野球場や陸上競技場がオープンした。

表139 県民公園の現況

(60年3月31日現在)

名 称	種 別	規 模	設 置 の 目 的	主 要 施 設	現 況
県民公園新港の森	都市公園	面積 25ha	公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、県民に休息・散歩・遊戯・運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	園路、芝生広場、植栽地、野球場、陸上競技場、庭球場	57年10月開園 庭球場：58年4月供用開始 野球場：陸上競技場、58年7月供用開始
県民公園太閤山ランド	都市公園	面積 117ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。	・シンボルゾーン 入口広場、中央広場(百年の泉)、公園管理センター ・こどもの国ゾーン プール広場、ピクニック広場、おんぼくの丘 ・スポーツゾーン スポーツ広場、多目的体育館、トリムコース	58年7月開園
県民公園鶴成の森	自然風致公園	面積 107ha	県民に森林を生かした休養の場を提供すること。	・樹木園地、遊歩道 ・芝生広場	50年4月開園 年間利用者 12万人
県民公園自然博物館 (自然博物館センター)	自然風致公園 (指定公園)	面積 12.9ha (0.8ha)	県民に自然に関する学習の場を提供すること。	・フィールド 野鳥の庭、かんまつ広場、自然かんまつ路、休けい広場 ・展示館	56年6月開園 年間利用者 5万人
県民公園野鳥の園	自然風致公園	面積 92ha	野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の探勝の場を提供すること。	・遊歩道 ・国益1級鳥類観測ステーション	整備中
中央サイクリングロード	指定公園	延長 15km (3.7km道路除く)	県民公園と有機的かつ一体的に機能する公園その他のレクリエーション施設として指定	サイクリングセンター 休憩所、便所、水呑場	富山～小杉間：49年4月開通 富山市花ノ木から小杉間に遊歩道を併設 小杉～大門間：52年4月開通
いこいの村	指定公園	面積 16.5ha		本館、芝生広場、リンリンコース、こどもの丘、冒険の谷、水生庭苑	54年5月開村 年間利用者 20万人
公園街道		延長 19km	県民公園を結ぶ自然歩道	権道、休けい広場	58年4月開通
県民公園地域		面積 約2,600ha			

イ 県民公園太閤山ランド

県民公園太閤山ランドは、県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションを目的とした都市公園で、「集い楽しむ」をテーマに、北陸最大のプール広場のあるこどもの国ゾーンや、トリムコースやユニークな多目的体育館のあるスポーツゾーンなどの整備が進められ、58年7月に開園した。

ウ 県民公園頼成の森

県民公園頼成の森は、44年に開催された全国植樹祭会場を中心に、保健休養林として整備を行い、50年に開園以来、森林に親しみながら休養する場として年間約12万人の県民に利用されている。

エ 県民公園自然博物館

県民公園自然博物館は、「自然に親しむ、自然に学ぶ、自然を守り育てる」をテーマに、56年に開園し、「ねいの里」の愛称で親しまれており、年間約5万人の利用者が訪れている。この中には、全国的にもユニークな自然博物館センターの展示館や鳥獣保護センター等の施設(指定公園)や自然かんさつ路で巡るフィールドがあり、自然保護教育、環境教育の拠点として活用されている。

オ 県民公園野鳥の園

県民公園野鳥の園は、野鳥の保護を図るとともに、自然探勝の場として利用されることを目的として設置され、富山市三ノ熊地内の古洞池地区及び婦中町高塚地内の国設1級婦中鳥類観測ステーション地区がある。古洞池地区では、58年から小鳥のさえずる森づくりをめざして整備が進められている。

カ 指定公園

指定公園では、自然博物館センターのほか、宿泊施設の整った「いこいの村」が54年に開かれており、年間20万人を越える利用者が訪れ、隣接する県民公園自然博物館との有機的な利用が図られている。

また、中央サイクリングロードは、52年に富山～大門間15kmが開通し、富山、大門の両センターに貸自転車を備え、県民に利用されてきているが、太閤山ランドがオープンしたことに伴い、関係施設が整備され、年間約6万人に利用されている。

キ 公園街道

県民公園の太閤山ランドから野鳥の園、自然博物館を経て頼成の森へ至る延長19kmの「公園街道」が58年開通し、自然観察のための遊歩道として利用が期待される。

(4) 立山山麓家族旅行村

立山山麓家族旅行村は、立山山麓観光レクリエーション地区整備計画の一環として、大山町本宮地内で、恵まれた自然の中で家族連れやグループで手軽にレクリエーション活動を楽しみながら自然に親しむことができるよう施設整備を進めてきたもので、56年7月に開村した。

53年度から55年度までは、運輸省の補助事業を中心に、それ以後は県単独事業で施設の充実に努めているが、59年度までに整備された施設の概要は表140のとおりである。

管理運営は、立山山麓レクリエーション開発株式会社に委託し、利用促進を図っている。

表140 立山山麓家族旅行村の主要施設

地 区	主 要 施 設
中央管理地区	管理棟(鉄筋コンクリート平屋建, 343m ²), 休憩所(合掌造) 駐車場 (60台収容), 芝生広場 (7,890m ²)
ファミリー広場	芝生広場 (5,069m ²), 遊水池
野 外 広 場	テントサイト, 野外ステージ
チビっ子広場	芝生広場 (2,200m ²), 石の山, 遊水池
宿泊施設地区	ケビン (18棟), バーベキュー卓
森 の 広 場	芝生広場 (9,200m ²), フィールドアスレチック, 展望広場, ロックガーデン

2 自然環境保全に関して講じた施策

(1) 自然環境保全地域の保全及び管理

地域指定に際して策定された保全計画に基づき、59年度では、つぎのとおり保全と管理のための事業を実施した。

ア 巡視員の配置

4月から11月まで各自然環境保全地域に巡視員を配置し、各地域の管理を行った。

イ 保全事業

縄ヶ池・若杉及び日尾御前の各自然環境保全地域において、管理のための歩道の新設等を行った。

ウ その他

山の神自然環境保全地域の概要を解説したガイドブックを発行した。

(2) 自然公園等の保護及び管理

ア 国立公園

(ア) 許認可

自然公園法に基づく59年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表141のとおりである。

表141 59年度工作物の新築等に係る許認可取扱状況

(単位：件)

国立公園	許 可		認 可(承認)	計
	大 臣	知 事		
中 部 山 岳	24	31	18	73
白 山	0	0	1	1
計	24	31	19	74

(イ) 現地管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び劔沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4月～11月、劔沢地区6月～10月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者指導を行った。特に室堂については、自然保護センターが現地管理の中核基地としての機能を発揮した。

(ウ) 美化清掃

全国統一の自然公園クリーンデー（8月の第1日曜日）に、立山一帯と黒部峡谷一帯の主要な箇所において、美化清掃の啓蒙活動を行った。

なお、立山黒部環境保全協会は前年度に引き続きゴミ持ち帰り運動を展開した。その中心行事として、8月23日には立山美化清掃大会を開催して利用者に対しても参加を呼びかけ、国立公園の自然保護及び美化意識の高揚に努めた。

(エ) 植生復元事業

弥陀ヶ原及び室堂地区において、現地の植物による植生復元工事を行うとともに、芦峯寺において植生復元材料としての高山植物の育苗を行った。

(オ) 池塘保護対策事業

52年度からの池塘保護対策調査結果に基づき、むしろ箆工を主体とする保護対策工事を前年度に引き続き実施した。

(カ) 山岳遭難防止等

12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間において、劔岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡に当たった。

59年12月1日から60年5月15日までの条例に基づく届出件数及び事故発生状況は、表142のとおりである。

また、春山スキー（4月～5月）、初滑り（11月）の両シーズンに

は、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーによる遭難事故防止や環境保全に努めた。

なお、夏の利用最盛期（7月15日～8月31日）には、剱沢と雷鳥沢に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行った。そのほか、県山岳遭難対策協議会の事業（テレフォンサービス等）に対し、県費助成を行った。

表142 登山届出及び遭難事故の概要

(59年12月1日～60年5月15日)

区 分	12月1日 ～2月15日	2月16日 ～4月15日	4月16日 ～5月15日	合 計
登 山 届	54パーティー (318人)	19パーティー (96人)	155パーティー (825人)	228パーティー (1,239人)
遭 難 事 故	—	—	1人軽傷	1人軽傷

(キ) 立山道路のマイカー規制

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として環境庁の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を従来どおり継続した。

(ク) 高山蝶の保護対策

薬師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ）を保護するため、標識等による啓発やパトロールを行った。

イ 国 定 公 園

(ア) 許 認 可

自然公園法に基づく59年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表143のとおりである。

表143 59年度工作物の新築等に係る許認可取扱状況

(単位：件)

国 定 公 園	許 可(協 議)	認 可(承 認)	計
能 登 半 島	15	1	16

(イ) 美化清掃、施設維持管理等

雨晴野営場、雨晴、島尾、大境駐車場、大境ビジターセンター等の維持管理に努めた。また、8月5日の全国統一の自然公園クリーンデーに呼応し、ゴミの持ち帰り運動の実施など、美化清掃活動を行った。

ウ 県立自然公園

(ア) 許 認 可

県立自然公園条例に基づく59年度中の工作物の新築等に係る許認可取扱状況は、表144のとおりである。

表144 59年度工作物の新築等に係る許認可取扱状況

(単位：件)

県立自然公園	許 可(協 議)	認 可(承 認)	計
朝 日	9	3	12
有 峰	4	—	4
五 箇 山	2	2	4
白 木 水 無	3	4	7
医 王 山	6	—	6
計	24	9	33

(イ) 美化清掃、施設維持管理

8月5日、全国統一自然公園クリーンデーに呼応し、公園区域内の各利用拠点において、ごみの持ち帰り運動を行うとともに、既整備の公園施設等の美化清掃等維持管理を関係町村と協力して実施した。

エ 県 定 公 園

県定公園の管理は、県定公園規則の主旨にのっとり、関係市町村において行った。

(3) 自然公園等の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、自然環境を適正に利用することによって、国民及び県民の保健、休養、教化の場として役立てることを目的としている。

この趣旨に沿って公園事業として各公園で施設の整備を実施してきた。59年度中に整備した施設は、表145のとおりである。

表145 昭和59年度の主たる施設整備実績

1 国立公園，国定公園，国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			剝地	野営場	歩道	駐車場	遊憩小屋	管理事務所	公衆便所
中部山岳国立公園	室堂集団施設地区	室堂剝地	室堂剝地 A=2,910㎡		石張歩道 L=299m アスファルト舗装 L=234m				
	奥黒部地区	太郎山・三保通華岳線歩道			妻の平木道 450m 空石張 100m				
	アルペンルート沿線地区	千尋ヶ原剝地	A=250㎡ 記念碑		歩道橋 RC L=42m				
	細岳地区	細岳遊憩小屋							平蔵公衆便所 A=3.4㎡
	黒部峡谷沿線地区	樺平剝地			猿飛歩道改良 L=800m		猿飛休憩所改築 A=33㎡		樺平公衆便所 A=16.79㎡
白立山公園	西赤尾地区	桂、大笠山線歩道			登山道改良 L=6,480m				
国定公園	高岡市地区	雨晴駐車場				雨晴駐車場 A=780㎡			
	水見市地区	九段兵衛地	ベンチ5基 外構35㎡		歩道舗装 17㎡				
有峰県立自然公園	有峰ふるさと自然公園	有峰湖国民休養地事業	多目的広場 A=18,375㎡ 給水施設1式				備根平駐車場 A=7,714㎡		

2 県立自然公園、県定公園

公園名	事業内容						
	圃地	野営場	歩道	駐車場	遊憩小屋	管理事務所	公衆便所
朝日県立自然公園	上の山園地 アスレチック 石張 案内板						
五箇山県立自然公園		相倉野営場 拡張 A=1,096m ²				上平村新屋 休憩所 A=21m ²	
白木水無県立自然公園			上白瀬木橋 L=8m W=2m	杉ヶ平駐車場舗 装		白木峰休憩所 屋根修繕	
医王山県立自然公園						園土原休憩所 A=18.49m ²	
大岩眼日県定公園						眼月休憩所 A=16m ²	
庄川峡県定公園			舟戸公園 歩道舗装 802m ²				
高岡古城県定公園	古城園地販水欄 L=102.3m						
俱利伽羅県定公園			L=115m W=2.0m				

(4) 県民公園の整備

県民公園太閤山ランドの水辺のゾーン、スポーツゾーン、こどもの国ゾーンを前年度に引き続き整備し、また、共通ネットワークとして園路等の整備も行った。

県民公園野鳥の園では、古洞池を回遊する野鳥観察路を整備し、野鳥の解説板を設置した。

(5) 立山山麓家族旅行村の整備

立山山麓家族旅行村では、利用者のニーズに答えるためキャンプ場の拡張と、自然観察オリエンテーリングのためのコースの設定を行った。

(6) 野生鳥獣の管理

ア 野生鳥獣の保護と生息数調査

(ア) ライチョウの保護対策

特別天然記念物であり、県鳥でもあるライチョウの保護対策には、特に力を入れている。調査と保護事業の実績は、次のとおりである。

a 生息数調査

47年度から、北アルプスの主要山岳において、順次ライチョウの生息数をカウントしているものである。59年度は鬼岳一帯で調査を実施し、80haにおいて18羽の生息を確認した。現在まで12山岳8,920haにおいて806羽を確認している。

b 生息環境調査

生息数調査と同一の山域において、植生、生息、鳥獣、天敵等を調査している。生息数調査と生息環境調査は、万一ライチョウの生息数や生息に変化が起きた場合、調査時の状況とその時の状況とを比較し、保護対策を決定するための資料とするものである。

c 生態調査

51年度から、立山の浄土山から室堂にかけての一帯で、ライチョウの繁殖状況、社会行動等を追跡調査している。

d 冬山調査

夏期に、ライチョウ保護に万全を期しても、冬期の越冬地や採餌場が保全されていなければライチョウは生息できなくなる。

このため、53年度から冬期の植物の露出地や越冬地を調査している。

e 保護柵設置

観光客、登山者の多い立山、薬師岳、朝日岳において、登山道外への踏み込み防止の保護柵（延長9.7km）を48年度から53年度に設置し、この維持管理に努めた。59年度には、前年度に引き続き立山室堂周辺（0.8km）について雪圧による損壊を防ぐため、着脱式の保護柵に改良した。

f スキー規制

50年度から、立山の一部の地域(室堂山周辺100ha)において、ライチョウの繁殖期(5月20日～7月31日)にスキー行為を規制している。

g 病理検査

東部家畜保健衛生所に依頼して、ライチョウの糞便検査による汚染調査を行った。

h その他

ライチョウ保護のため、鳥獣保護員5名を立山、朝日岳、薬師岳、劔岳に配置し、パトロール等を実施した。

(イ) 鳥獣保護員の配置

鳥獣保護員を県内に46名配置し、鳥獣保護の実行と啓発を図った。

(ウ) 鳥獣保護区の管理

県内30カ所の鳥獣保護区における区域表示のための制札の整備や巣箱、給餌台の管理を行った。

(エ) 工作物の許可

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく59年度中の鳥獣保護区特別保護地区の工作物の新築等に係る許可取扱状況は、表146のとおりである。

表146 59年度工作物新築等に係る許可取扱状況

(単位:件)

鳥 獣 保 護 区	許 可
国 設	12
県 設	1
計	13

(オ) 愛鳥思想の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に際し、表147のとおり各種の行事を開催し、愛鳥思想の普及啓発に努めた。

(カ) 鳥獣の保護・増殖

野鳥の多く住んでいる森に小学生の手により巣箱の架設を実施した。

傷病鳥獣や幼令鳥獣の救護と野化訓練を富山県鳥獣救護の会に委託し、実施した。近年、自然保護、鳥獣保護思想の普及とともに、救護事業は増加の一途をたどっている。

また、日米、日ソ、日豪の渡り鳥保護条約の実効を高めるため、カスミ網による渡り鳥の密猟の取締りを実施した。

近年の野生動物の生息状況並びに略奪狩猟から管理狩猟への移行にあわせて、キジの放鳥を休猟区を中心に実施した。

(キ) 生息数の調整（有害鳥獣の駆除）

人と野生鳥獣とが、同じ土地に共存している現状から、人畜や農林業に被害を与える鳥獣の駆除は避けられない事業となっているが、その調整は非常に困難なものがある。59年度には表148のとおり鳥獣を捕獲し、人畜の危害防止と農林作物の被害の軽減を図った。

(ク) 野生鳥獣の調査

ライチョウの各種調査は前述のとおりであるが、このほかに次のような調査を実施している。

愛鳥週間の初日にツバメの調査を実施し、36,265羽の成鳥を確認した。

また、環境庁の全国一斉調査の一環として、ガン、カモ科鳥類の生息数を60年1月16日に調査し、カモ類21,126羽、オオハクチョウ38羽を確認した。これは、過去16回の調査でカモ類は5番目、オオハクチョウは田尻池で過去最高の記録であった。

なお、環境庁では、渡り鳥の生態を把握するため、49年に婦中町高塚地内に1級婦中鳥類観測ステーションを設置し、県内のバンダー（Bander）の協力により標識調査を実施してきている。59年度には、

55種、4,086羽の鳥類を捕獲し、標識（足輪）をつけて放した。

表147 59年度愛鳥週間行事

月日	行事名	場所	行 事 内 容
5月10日(木)	ツバメの日	富山県全域	県下一斉に小学校6年生の豆調査員によるツバメの生息調査を実施し身近な自然環境を調べた。 ツバメの巣がある家に「ツバメのお宿」シール（第5号）を配付した。
5月11日(金)	野鳥相談の日 (テレフォンサービス)	自然博物館センター (おいの里)	野鳥を庭に呼びよせる方法、巣箱や給餌台の作り方、バード・ウォッチングの楽しみ方などについての「野鳥相談所」を開設した。
5月12日(土)	野鳥愛護の日	自然博物館センター (おいの里)	自然博物館センター・おいの里の来館者に巣箱の作成の指導のほか、食餌植物の無料頒布を行った。
5月13日(日)	探鳥の日 (バード・ウォッチング) 全国野鳥保護のつどい(栃木県)	自然博物館センター (おいの里)	愛鳥思想の普及のため、広く一般の方を対象にバード・ウォッチングを催した。
5月14日(月)	野鳥研究の日	八尾町立野積小学校	愛鳥モデル校の野積小学校児童により、巣箱を作成し架設した。
5月15日(火)	野鳥愛護表彰の日	県庁4階大ホール	野生鳥獣保護功労者及び愛鳥ポスター・標語の入選者を表彰した。 野鳥保護体験発表を行った。(野生鳥獣保護功労者等)
5月16日(水)	野鳥観察の日	呉羽山	将来、幼児教育にたずさわる学生を対象に野鳥を中心とした自然教室を開いた。

表148 59年度生息数の調整状況

種 類	捕 獲 数 (羽)	種 類	捕 獲 数 (頭)
カ ラ ス	2,249	ノ ウ サ ギ	1,046
ス ズ メ	9,290	ク マ	30
ド バ ト	789	サ ル	8
ム ク ド リ	697	ノ イ ヌ	4
カ ル ガ モ	295	そ の 他	5
そ の 他	277		
計	13,597	計	1,093

イ 狩 猟 行 政

(ア) 狩猟免許試験, 狩猟者講習会

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき, 新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施し, 44名が合格した。

また, 免許更新をしようとする者には講習会を開き, 30名が受講した。

(イ) 狩猟者登録

狩猟者登録をした者の数は, 表149のとおりである。全国的に減少傾向にある。本県の狩猟登録者は, 沖縄県, 東京都に次いで下位から3番目である。

表149 狩猟者登録の実績

(単位:人)

区 分		県内者(名)	県外者(名)	計(名)
免 許 の 種 類	甲 種	64	—	64
	乙 種	1,504	242	1,746
	丙 種	98	—	98
計		1,666	242	1,908

注) 甲種: 網及びわな
乙種: ライフル銃及び散弾銃
丙種: 空気銃及びガス銃

(ウ) 休猟区の設定

狩猟鳥獣の増殖を図るため、休猟区を表150のとおり設定した。この結果、休猟区は既設のもの合わせて、25か所23,994haとなった。

表150 59年度休猟区の設定状況

名 称	面 積	場 所	期 間
黒部川休猟区	900ha	黒 部 市	59年12月1日から62年11月30日まで
大原台休猟区	1,140	宇奈月町	＃
神通川東休猟区	1,050	大沢野町	＃
城山休猟区	660	婦 中 町	＃
高清水休猟区	500	山 田 村	＃
大門西部休猟区	780	大 門 町	＃
柳瀬休猟区	970	砺波市	＃
赤祖父休猟区	944	城井端口町村	＃
速川休猟区	965	氷見市	＃

(エ) 狩猟事故、狩猟違反の防止

59年度は58年度に引き続き3年連続無事故を目ざし、次の各種施策を講じた。

a 銃猟禁上区域、銃猟制限区域の設定

河川敷を中心として猟場を見直し、危険が予想される地域については、銃猟禁止区域、銃猟制限区域を表151のとおり設定した。

b 狩猟者講習会を開催し、事故防止について特に指導した。

c ㈱富山県猟友会に狩猟者安全実技講習会を委託し、実施した。

d 猟期中は、県警察本部、鳥獣保護員等と連携をとりパトロールの強化を図った。なお、他損事故はなかったが、宇奈月町において東京都のハンターによる自損事故があった。

表151 59年度銃猟禁止区域、銃猟制限区域設定状況

名 称	面積(ha)	場 所	変更内容	期 間
太閤山 銃猟禁止区域	510	小 杉 町	更 新	39年12月1日から 69年11月30日まで
杉 谷 ”	70	富山市・婦中町	”	49年12月1日から 69年11月30日まで
常願寺川 銃猟制限区域	50	富 山 市	新 設	59年11月1日から 62年10月31日まで

(7) 自然保護思想の普及啓もう

自然保護思想についての県民の関心は、近年特に高まってきているものの、まだ十分とは言えない。このため県では、自然を大切にすることが県民日常の行動として定着するよう59年度においては、次の事業を実施し、自然保護思想の普及啓もう活動を積極的に推進した。

ア ナチュラリストの配置

中部山岳国立公園立山地区では49年度から、県民公園頼成の森地区では53年度から、県民公園自然博物館地区では56年度から、また中部山岳国立公園称名地区では58年度から、ナチュラリストを表152のとおり配置し、訪れた人々に自然に対する理解を深めるため解説を行い、自然保護思想の普及を図っている。

また、59年度には新たに61名のナチュラリストを養成した（認定者総数286名）。

(ア) 立山地区

夏山シーズン中（7月20日から8月31日まで）毎日、室堂の立山自然保護センターを基地として、室堂周辺を巡回しながら登山者や観光客に自然解説を行った。また、同センター内の展示室を利用しての解説や、レクチャールームでの映画、スライドを通して自然のしくみについて説明を行った（期間中の入館者9,217人）。

(イ) 頼成の森地区

59年度は、7月29日から11月4日の毎日曜日・祝日に訪れる人々に遊歩道を歩きながら自然解説を行った。

(ウ) 自然博物館地区

58年度は、4月29日から11月4日の間の毎日曜日・祝日に訪れる人々に展示館と自然かんさつ路を使って自然解説を行った。

(エ) 称名地区

59年度は、7月1日から10月28日までの間の毎日曜日・祝日に滝見台園地等において自然解説を行った。

イ 自然保護指導員の配置

37名の自然保護指導員を県内各地に配置し、自然公園等の利用者の指導、自然保護思想の普及に努めるとともに、自然に関する情報を収集した。

ウ 自然保護講演会の開催

59年10月20日、富山市科学文化センターにおいて一般県民を対象に自然保護講演会を開催した。

- 「自然保護を考える」(瀬田信哉)
- 「岩本流探鳥術」(岩本久則)

エ 自然観察読本等の作成

自然観察読本シリーズの第5集として、59年度は「ふるさと歩道をたずねて—俱利伽羅—」を作成するとともに、自然ガイドシリーズの第2集として「朝日県立自然公園—あさひ国民休養地の自然—」を作成し、関係行政機関、小中学校等に配布した。

表152 ナチュラリストの配置状況

年 度	立 山 地 区		称 名 地 区		頼 成 の 森 地 区		自 然 博 物 園 地 区	
	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間	人 数	期 間
49	32人 (延128人)	7/21~8/20						
50	33人 (延158人)	7/20~8/31						
51	44人 (延212人)	"						
52	56人 (延224人)	"						
53	56人 (延224人)	"			38人	7/23~11/5 (日, 祝日)		
54	56人 (延224人)	"			68人	4/30~11/4 (日, 祝日)		
55	56人 (延224人)	"			68人	4/29~11/3 (日, 祝日)		
56	92人 (延218人)	"			25人	"	52人	6/7~11/3 (日, 祝日)
57	56人 (延224人)	"			50人	"	68人	4/29~11/3 (日, 祝日)
58	56人 (延224人)	"	30人	7/24~10/10 (日, 祝日)	44人	4/29~6/19 (日, 祝日) 9/15~11/3 (日, 祝日)	76人	4/29~11/3 (日, 祝日)
59	56人 (延224人)	"	37人	7/1~10/23 (日, 祝日)	19人	7/29~11/4 (日, 祝日)	81人	4/29~11/4 (日, 祝日)

表153 自然観察読本等の発行状況

自然保護読本シリーズ	
①47年度「水はみんなのもの」	(富山県教育委員会)
②49年度「富山の植生」	(大田 弘)
③50年度「富山の地形と地質」	(深井 三郎)
④51年度「富山の昆虫」	(田中 忠次)
⑤52年度「富山の川と魚」	(田中 晋)
⑥53年度「富山の鳥」	(林 梅夫)
⑦54年度「富山の気象」	(中川・山崎・谷出・小鷹)
セルフガイドシリーズ	
①52年度「立山とのふれあい」	(富山県自然保護協会)
②53年度「頼成の森の自然」	(")
自然観察読本シリーズ	
①55年度「ふるさと歩道をたずねて—医王山—」	(堀 与治)
②56年度「ふるさと歩道をたずねて—朝日—」	(長津 嵩尾)
③57年度「ふるさと歩道をたずねて—御前山神通峡—」	(大田 弘・長津嵩尾)
④58年度「ふるさと歩道をたずねて—牛嶽—」	(松 岸 得之助)
⑤59年度「ふるさと歩道をたずねて—倶利伽羅—」	(正印・菊川・泉)
自然ガイドシリーズ	
①58年度「中部山岳国立公園—称名の自然—」	
②59年度「朝日県立自然公園—朝日国民休養地の自然—」	
富山県の自然環境保全地域シリーズ	
①54年度「縄ヶ池・若杉自然環境保全地域」	
②55年度「沢杉自然環境保全地域」	
③56年度「神通峡自然環境保全地域」	
④57年度「愛本自然環境保全地域」	
⑤58年度「深谷自然環境保全地域」	
⑥59年度「山の神自然環境保全地域」	

(8) 自然環境の各種調査

ア 立山道路沿線自然生物定点調査

中部山岳国立公園立山地区の利用者は、46年に立山黒部アルペンルートが開通して以来、急激な増加をみている。このことが高山帯をはじめとした立山の自然にいかに関与をおよぼしているかについて長期的に把握するため、58年度を初年度として62年度までの5か年を第Ⅱ期として調査を実施してきている。59年度は、その第2年次として次のとおり調査を実施した。(第Ⅰ期調査：53～57年度)

(ア) 調査項目

自然生態系の変化を顕著に表わすものとして、植生（主要樹種の活力度の測定等）及び土壌（理化学的性質）の2項目を調査した。

(イ) 調査範囲

柱台～美女平～弥陀ヶ原～室堂～黒部平にわたるアルペンルート沿いに、代表的な植物群落を指標とした調査区を設けた。

調査区数は、合計55か所である。

(ウ) 調査結果

- a アルペンルート沿線では、森林帯の主要構成樹種であるブナの樹勢が、引き続き低下していた。
- b 室堂では、一部の箇所を除いて、緑化は進行していない。土壌の侵食を防止するためには、「礫かます土留工」、「ワラマルチング」と適当な施肥技術を組み合わせた緑化工を行う必要がある。
- c 立山湿原土壌の起源については、弥陀ヶ原と天狗平で約9,000年前の晩氷期に由来することが、炭素年代測定により明らかにされた。

イ 自然環境管理計画策定のための調査

自然環境管理計画策定の基礎資料を得るため、地形・地質及び両生類・爬虫類の調査を行った。

(9) 自然環境保全地域等の公有地化

自然環境の保全を積極的に推進するため、47年度に富山県自然環境保全

基金制度を設置し、市町村と共同して土地の公有化を進めてきている。取得の対象は、自然環境保全地域等の民有地のうち自然環境が極めて優れており、厳正に保全する必要がある土地並びに自然公園の集団施設地区及びその周辺の自然景観が優れており、その環境を保全する必要がある土地等である。

59年度までに公有化した土地は、全部で142.6haとなっている。

表154 富山県自然環境保全基金による土地の公有化実績

(60年3月31日現在)

年 度	買 取 内 訳		所有区分(持分)		買取金負担区分		備 考
	地 域	面 積(m ²)	県	市町村	県(円)	市町村(円)	
48 ・ 49	五箇山県立自然公園 ・平村相倉地内	23,264	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	9,398,822	4,699,410	
"	五箇山県立自然公園 ・上平村西赤尾地内	183,165	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	9,876,624	4,938,308	等価交換 (関西電力) 売却(建設者)
49	縄ヶ池、若杉自然環境保 全地域 ・城端町夫婦滝周辺	126,916	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	14,468,424	4,822,808	
"	白木水無県立自然公園 ・八尾町杉ヶ平地内	378,896	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	10,415,890	4,021,258	保全地区
			$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$			集団施設地区
"	朝日県立自然公園 ・朝日城山地内	24,094	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	5,505,028	2,752,508	
"	医王山県立自然公園 ・福光町祖谷地内外	381,517	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	27,214,946	13,607,378	
"	県民公園野鳥の園 ・婦中町高塚地内	52,394	$\frac{10}{10}$	—	—	—	地上権
49 ・ 50	能登半島国定公園 ・高岡市雨晴地内	10,178	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	18,918,776	9,459,378	
50 ・ 51	能登半島国定公園 ・氷見市九股浜・窪地内	8,362	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	12,994,534	6,497,266	
50 51 52 54 58	県民公園野鳥の園 ・富山市三ノ熊・山本地内 ・小杉町入会地 (古淵池)	237,547	$\frac{10}{10}$	—	160,422,437	—	
	合 計	1,426,333	—	—	269,215,481	50,798,314	
					320,013,795		

第3章 昭和60年度において講じようとする環境保全に関する施策

第3章 昭和60年度において講じようとする環境保全に関する施策

1. 快適な環境づくりの推進

市民の環境に対する関心が、心にとりとやすらぎを求め、快適な環境づくりを求めている。

このため、国土庁北越道県民センターを中心として、

県民センターを核として、

「緑のまちづくり」を推進する。

計画的な緑地の確保を図る。

2. 環境汚染の未然防止

大規模な開発事業による環境汚染の

未然防止を図る。

このため、国では60年度に環境影響

評価制度を導入する。

これは、

環境影響評価法を制定する。

また、

環境影響評価法に基づいて、

環境影響評価の手続き等について



県の木 タテヤマスギ
立山を中心とする山岳地帯に自生。寒さや雪に強いという特徴をもっています。材質も強じんで、建築材として喜ばれるため県内で広く植林されています。

第3章 昭和60年度において講じよう とする環境保全に関する施策

第1節 環境保全施策の重点

昭和60年度においては、第1章、第2章に述べたような環境の現状を踏まえ次の事項に重点をおいて、その積極的な推進を図ることとしている。

1 快適な環境づくりの推進

県民の環境に対する関心が、心にゆとりとやすらぎを与えてくれる快適な環境へと高まっている。

このため、県土美化推進県民会議を中心に進めている県土美化運動をさらに、地域に深く根づく運動となるよう展開するとともに、「花と緑のグリーンプラン」や「文化性の導入」、「魅力あるまちづくり」等の施策とあわせ総合的、計画的な快適な環境づくりに努める。

2 環境汚染の未然防止

大規模な開発事業による環境の汚染を未然に防止していくためには、環境影響評価を実施することが必要である。

このため、国では59年8月に環境影響評価実施要綱を閣議決定し、今後、国が関与する高速道路や公有水面の埋立などの大規模な開発事業の実施にあたっては、事前に環境影響評価を実施することとした。

県では、公害防止条例に基づく事前協議や土地対策要綱に基づく事前審査制度、さらには、各省庁の要綱や指針等を活用し、環境影響評価を実施してきたが、今後は、国の動向を見極めながら、本県の特性を踏まえた環境影響評価制度のあり方と技術的手法等について、さらに、調査、研究を進めてい

くことにしている。

また、これらの施策を進めるに当たっては、地域の社会的・自然的条件や、汚染物質の受容能力等を踏まえた望ましい地域環境のあり方を定める地域環境管理計画を策定していかなければなりません。

このため、各種の環境情報を体系的に収集、整備し、地域開発に当たっての配慮事項等を検討する「環境利用ガイド」を作成するほか、大気については、58年度に改定したブルースカイ計画を見直し改定する。また、水質については59年度から策定に向けて研究を開始した水質環境管理計画についてさらに検討を進める。

3 監視体制の整備と指導の強化

環境の状況を監視し、適切に対策を講ずるため、環境監視体制については逐次、整備を図ってきている。

大気汚染については、一般常時観測局36局及び自動車排出ガス常時観測局2局で常時観測しており、今年度は硫黄酸化物や窒素酸化物等の測定機器について高精度を維持するために、一部の機器を更新する。

水質汚濁の状況については、27河川と富山湾を併せた119地点で、定期的に監視を行う。

また、地下水位の状況を把握するため、富山・高岡・黒部の20か所で、引き続き地下水位の観測を行うとともに、砺波平野地域において地下水適正揚水量調査を実施する。

工場・事業場に対しては、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づく、ばい煙、排水等の排出状況あるいは廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理処分状況の監視に努める。

さらに、公害防止設備の設置、連続測定体制の整備、工程の改善など、よりきめ細かな指導を引き続き実施する。

4 自然の保護と利用の増進

本県の豊かな自然を適切に保全するため、自然保護対策を強化してきた。

自然保護施策については、総合的、計画的に展開するため、自然環境管理計画の策定の調査を継続するとともに、ライチョウの保護対策として、雲の平周辺の生息数調査や厳冬期の生息調査等を引き続き実施する。

立山道路沿線における植物の生育状況の実態調査として、新たに立山植生活力度調査を実施するとともに、室堂地区を中心とした植生復元事業の推進を図る。

また、公園利用者に対し、すぐれた自然の風景地の野外レクリエーションの場を提供するため、有峰地区の整備、新たに黒部峡谷の樺平にビジターセンターを設置するほか、ナチュラリスト(自然解説員)、自然保護指導員、鳥獣保護員制度及びバードマスター(野鳥観察指導員)の充実により自然保護思想の普及を図る。

第2節 環境保全の具体策

1 大気汚染防止対策

(1) 大気環境管理計画(ブルースカイ計画)の改定

硫酸酸化物、窒素酸化物に係る環境基準を今後とも維持するため、現行計画の見直しを行ない、企業の燃料使用計画や交通量をもとに大気汚染の将来予測を行い、環境管理計画を策定する。

(2) 大気汚染の常時監視

環境基準の達成状況等を把握し、適切な対策を講ずるため、一般常時観測局36局及び自動車排出ガス常時観測局2局で、環境濃度を常時監視する。また、測定精度を維持するため、一部の機器を更新する。

(3) 環境大気基礎調査

常時観測局における監視を補完するため、県内平野部80地点で、硫黄酸化物、窒素酸化物及び降下ばいじんを1か月ばく露法により調査するほか、一般環境及び工場周辺における浮遊粉じん濃度等の調査を30地点で実施する。

(4) 特定ガス環境大気調査

石炭利用の拡大等、燃料の多様化に伴う環境影響を把握するため、県内の新規利用燃料を使用する施設について、発生源における窒素酸化物等の有害物質を調査するとともに、公害防止計画地域内で大気中の水銀、ひ素及びベンゾ(a)ピレンを、富山新港地区で、土壌及び玄米中の水銀を調査する。

また、富山新港地区及び婦中地区で、ふっ素化合物による汚染状況について調査を実施する。

(5) 自動車排出ガス等環境調査

自動車排出ガスによる環境影響を把握するため、富山市、高岡市の主要交差点で、大気汚染の実態調査を実施する。

また、スパイクタイヤ使用に伴う道路粉じんの実態を把握するため、県内4か所で、浮遊粉じんや降下ばいじん等の調査を実施する。

2 水質汚濁防止対策

(1) 公共用水域の水質監視

河川及び海域の環境基準達成状況を把握するため、河川89地点、海域30地点の合計119地点について、水質測定計画に基づき、健康項目、生活環境項目の水質調査を実施する。

また、主要海水浴場における季節調査を実施する。

(2) 特定物質環境調査

未規制物質による環境汚染の実態を把握するため、合成洗剤（LAS）等について、河川、海域の水質調査を実施する。

(3) 底質環境調査

河川及び港湾における底質の実態を把握するため、重金属（水銀、鉛等）及びPCBについて調査を実施する。

(4) 地下水汚染実態調査

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等、有機塩素系化学物質による地下水汚染の実態を把握するため、県内の井戸水60地点、河川水14地点について水質調査を実施する。

(5) 水質環境管理計画の策定

水域の環境を適切に管理することによって、環境基準の達成、維持を図るため、水質環境管理計画について研究、検討を進める。

3 騒音、振動防止対策

環境騒音、道路交通騒音及び工場騒音並びに道路交通振動、工場振動について実態調査を実施し、必要に応じ騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の拡大を図る。また、騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準のあてはめを行うとともに、環境基準の達成状況の把握に努める。

4 悪臭防止対策

畜産業、化学工業等からの悪臭物質について実態調査を実施するとともに、必要に応じ悪臭防止法に基づく規制地域の拡大を図る。

5 土 壌 汚 染 対 策

(1) 土壌汚染対策事業の実施（神通川流域）

第1次地区については、作付可能となった客土水田について、稲作の安定化を図るため、展示ほを設置して技術指導を推進するとともに、客土水田の水稲収量やカドミウム濃度等の調査を行う。

第2次地区については、県営公害防除特別土地改良事業により、客土工事を実施する。

(2) 土地利用調査等の実施

神通川流域の第1次地区、第2次地区以外の地区について、土地利用調査等を実施する。

また、黒部地域については、土地利用調査等を実施し、対策計画策定の準備を進める。

6 地 下 水 対 策

地下水障害の未然防止と地下水の合理的な利用を図るため、次の調査を実施する。

(1) 定点地下水位調査

富山、高岡及び黒部地域の20観測井において地下水位を常時観測する。

(2) 地下水塩水化調査

地下水塩水化の実態を把握するため、富山、高岡及び黒部地域の130地点について塩素イオン濃度調査を実施する。

(3) 地下水適正揚水量調査

地下水の適正な揚水量等を把握するため、砺波平野地域（庄川・小矢部川水系）について、地下水の利用実態及び水理解析等の調査を実施す

る。

7 産業廃棄物対策

(1) 監視体制の強化

有害産業廃棄物排出事業所及び最終処分場について重点的に監視し、適正処理を指導する。

(2) 産業廃棄物処理業者に対する指導育成

産業廃棄物処理業者に対し、監視を行い、適正な収集・運搬、中間処理及び最終処分方法等について指導するとともに、健全な育成に努める。

(3) 産業廃棄物実態調査の実施

県下の産業廃棄物の処理・処分の実態及び将来動向を把握するため、産業廃棄物実態調査を実施する。

(4) 産業廃棄物処理計画の策定

産業廃棄物の適正かつ合理的な処理対策を確立し、生活環境の保全を図るため、実態調査結果を基に産業廃棄物処理計画を策定する。

(5) 産業廃棄物交換制度の実施

富山、高岡両商工会議所の「廃棄物交換コーナー」に、県下及び新潟、長野、山梨の3県の有効利用可能な産業廃棄物に関する広域的な情報を提供し、廃棄物有効利用を促進することにより廃棄物の減量化を推進する。

8 快適環境の形成

(1) 県土美化運動の推進

日本一のきれいな県土をめざし、富山県県土美化推進県民会議を中心に

県民総ぐるみによる県土美化運動を次のとおり実施する。

ア 県民意識の高揚

ポスター、チラシ、しおり、ごみ持ち帰り袋等の配布や、テレビ、ラジオ、新聞を活用して、県民の環境美化モラルの高揚を図る。

イ 県民総ぐるみ大クリーン作戦の実施

富山県県土美化推進県民会議を中心に、地域住民や関係団体等の協力を得て、「まちやむらを美しくする運動」「川をきれいにする運動」「山や海岸をきれいにする運動」「空カンゼロ運動」の県土美化4運動を県民総ぐるみで展開する。

特に、「県土美化の日」「空カンゼロの日」等には、県下一斉の清掃美化活動の実施を呼びかける。

ウ 地域美化活動の推進

地域に根ざした環境美化活動を推進するため、新たに事業規模の大きい特別美化モデル地区10地区を海岸沿いを中心に指定するなど、あわせて50地区を設ける。

エ 県民総ぐるみ体制の推進

富山県県土美化推進県民会議において、県土美化功労者の表彰、機関紙の発刊、清掃美化大会の開催等を実施して、県民総ぐるみの県土美化運動をより一層高める。

(2) 名水等調査

本県の水の素晴らしさを県内外に広くPRするとともに水質保全思想の普及啓もうを図るため、県内の名水といわれる自然水や優れた水環境あるいは水道水について、その実態を調査・検討し、名水マップ、名水ガイドブック等の作成を行う。

9 その他の環境保全対策

(1) 県民公園新港の森の管理

富山新港地区における面積約25haに及ぶ「県民公園新港の森」は、57年10月から供用開始しているが、緑地や運動施設などの管理について、(財)富山県民福祉公園に委託し、県民に親しまれる公園として、運営を図る。

(2) 環境保全思想の普及啓もう

公害の防止や自然保護等を推進し、生活環境をよりよいものとしていくため、県では関係機関と協力し、各種の行事を行い県民の環境保全思想の普及啓もうに努めているが、48年度から実施している環境週間は、60年度で第13回にあたり、「よりよい環境を求めて」をテーマとして、6月5日から6月11日までの環境週間中に次の諸行事を実施する。

ア 街頭啓発……環境美化思想の普及のため、街頭で啓もう活動を行う。

イ 施設見学……日常生活に直接関係のある施設の重要性を認識するため、環境施設等の施設見学を行う。

ウ 記念講演会……身近な環境の大切さを認識するため、記念講演会を開催する。

エ 運動施設の開放……自然に親しむことにより、環境の大切さの認識を深めるため、県民公園新港の森の運動施設等を開放する。

オ ポスターの募集及び展示……小・中・高校生を対象にポスターを募集し、優秀作品を展示する。

(3) 「さわやか畜産」の推進

ア 畜産経営の環境保全総合対策

畜産経営環境保全対策協議会を開催し、県、市町村及び農業団体を一丸とする総合的な指導体制を整備強化するとともに、畜産環境保全実態

調査、巡回指導、研修会の開催、水質検査及び臭気調査を実施し、畜産経営による環境汚染の防止を図る。

イ 畜産環境対策の促進

畜産農家の組織化と集団化を図るとともに、畜産農家と耕種農家の連携による合理的な家畜ふん尿の処理利用を推進するため、これに必要な処理機械及び土壌還元用機械施設等の整備を図る。

ウ 家畜ふん尿有効利用の促進

家畜ふん尿を土壌改良資材及び肥料として土壌還元することにより、畜産公害の防止と地力増強を図り、土地基盤と結びついた安定的な畜産経営の育成を図る。

エ 助成及び融資

「さわやか畜産」に必要な施設、機械の導入に対し助成及び融資を行うとともに、堆きゅう肥の流通機構の育成を図る。

(4) 漁業環境保全対策

ア 59年度に引き続き、調査指導員による漁場環境の監視及び漁場公害に関する情報の収集を行う。

また、漁業者に対し漁業公害に関する講習会を開催し、知識の普及に努める。

イ 定置漁場における水質調査

59年度に引き続き、定置漁場を中心とした31地点について、1年を通して水質調査を実施する。

(5) 環境保健対策

ア イタイイタイ病対策

59年度に引き続き、家庭訪問指導、要観察者の管理検診、神通川流域住民健康調査を実施する。

イ カドミウム環境汚染要観察地域対策

黒部市の前日本鉱業(株)三日市製錬所周辺住民の過去のデータに基づ

いた要追跡者に対し、健康調査を実施し、住民の健康管理に努める。

ウ 地域住民の健康管理対策

市町村が生活環境要因の変化に係る健康調査を実施する場合、県が技術協力をするほか、市町村が健康障害者と認め療養費を支給した場合には、その1/2に相当する額を補助する。

エ 光化学スモッグ対策

光化学スモッグが発生した場合には、健康被害の届出を受理するとともに、被害状況の調査等を実施することにより、地域住民の健康管理に努める。

10 環境保全に関する試験、研究

(1) 公害センター

ア 環境大気中の有機物質の分析方法の研究

環境大気中に存在する有機物質のうち、大気清浄度の指標物質として利用できる可能性がある植物由来のテルペン類について、分析方法を検討する。

イ 環境への各種発生源別粉じん量寄与率の研究

県中央部地域について、浮遊粉じんの詳細な調査を実施し、浮遊粉じん濃度の広域的な分布状況を把握するとともに、化学成分バランス法等により、各種発生源からの粉じん量寄与率を求める。

ウ 富山県における大気拡散に関する研究

滑川、中新川地域について、環境大気調査及び地上風調査を実施し、汚染レベルを把握するとともに、局地気象を含む精度の高い気象ブロックを決定する。また、大気拡散モデルについて、継続的に検討を行う。

エ 化学物質の除去方法に関する研究

トリクロロエチレン等の有機塩素系化学物質含有排水について、これらの物質の除去方法を検討する。

オ 工場排水の合理的処理方法に関する研究

食料品製造業のうち、乳製品製造業・水産加工製品製造業について、排水処理の実態を調査し、実情に即した処理モデルを検討する。

カ 環境水域における汚濁機構に関する研究

湖沼ごとに、富栄養化の潜在性をみいだすため、藻類生産能力を測定し富栄養化の予測及び制御方法を検討する。

キ 産業廃棄物の有効利用に関する研究

産業廃棄物の処理技術や再資源化の方法を開発するため、廃棄物の物理的、化学的な性状について基礎的な研究を行う。

(2) 衛生研究所

ア 不快動物の多発防止対策の調査研究

59年度に引き続き、観光地、都市部小河川（排水路）等に多発する不快害虫ならびに家畜舎から発生するイエバエ類について調査研究を行い、発生防止対策を講ずる。

イ 農薬等環境汚染物質に関する調査研究

59年度に引き続き、殺虫剤、除草剤および重金属等による県内産食品の汚染状況について調査する。

ウ イタイイタイ病の予防に関する研究

カドミウムによる慢性中毒からイタイイタイ病への進展を予防するため、要観察者の病態生化学的検査を実施し、その結果について解析する。

エ 環境汚染物質と生体影響に関する研究

重金属汚染に基づく健康影響の早期発見を目的に、汚染指標を確立するとともに、生体への影響について検討する。

(3) 繊維工業試験場

ア 捺染の発色技術研究

59年度の「省エネルギー化のための捺染発色技術に関する研究」の中小企業への技術移転をはかるための研究を行い、加熱蒸気を併用しないマイクロ波照射による捺染発色を研究し、省エネルギーと大気汚染防止

の可能性を検討する。

イ 合繊の化学加工技術研究

ポリエステル織物の吸汗、防汗などの機能付与の加工で、耐久性のある高品質の化学加工の研究を行ない、省エネルギーと排水汚濁防止の可能性を検討する。

(4) 農業試験場

公特事業に伴う客土水田の調査

神通川流域の公特事業完了地区（第1次地区）の客土水田において、玄米や土壌中のカドミウム濃度調査等、対策地域の指定解除のための諸調査を実施する。

(5) 水産試験場

赤潮に関する調査

赤潮の発生状況を把握し、魚類に対する影響を検討し漁業者等に赤潮発生情報を通報する。

(6) 林業試験場

環境変化に伴う樹勢衰退調査

スギ樹幹の年齢構造解析によって、平野部におけるスギの衰退現象の原因を明らかにする。

11 公害防止事業に対する助成

中小企業における公害防止施設の整備を促進するため、中小企業者が設置する施設に対し、長期・低利な良質の資金を融資する。

12 自然環境保全対策

(1) 自然環境保全地域の管理

- ア 保全計画に基づき、自然環境保全地域において管理歩道の新設等の保全事業を実施する。
- イ 保全地域の大切さを認識してもらうため、普及用のガイドブックを作成する。

(2) 自然公園の整備及び管理

- ア 中部山岳国立公園については、称名地区の適正な利用を図るため、56年度から園地、駐車場、公衆便所、歩道橋等の整備を進めてきたが、今年度は最終年度として、昨年に引き続いて滝見台園地に休憩所を整備する。
また、黒部峡谷樺平地区では、メイン施設となる樺平ビジターセンターの建設に着手し、室堂平でも継続して園地を整備する。
- イ 有峰ふるさと自然公園国民休養地の整備については、58年度から5か年計画で実施しているが、今年度はピクニック園地（溪流広場）やテニスコート、公衆便所、汚水処理施設を整備する。
- ウ 朝日町等8市町村の県立自然公園及び県定公園については、県の補助事業で施設整備を実施する。
- エ 立山の植生復元については、59年度に引き続き室堂地区において緑化工事を行うとともに、緑化材料としての高山植物の育苗を芦峯寺において実施する。
- オ 立山天狗平周辺の池塘の保護のため、59年度に引き続き保全事業を実施する。
- カ 室堂に設置されている立山自然保護センターを基地とし、公園パトロール、美化清掃及び利用者指導等を行う。
- キ 山岳遭難防止対策の一助として、登山者に立山劔岳一帯の登山道その他の最新情報を提供するため、テレフォンサービスを実施する。

ク 業師岳及び後立山連峰周辺に生息する高山蝶（タカネヒカゲ）を違法採取者から保護するため、標識等による啓発やパトロールの強化を行う。

(3) 県民公園の整備及び運営

ア 県民公園太閤山ランドについては、気軽に楽しめるレクリエーションの場を提供するため、ボート乗り場、サイクリングコースなどの整備を進める。

イ 県民公園野鳥の園の古洞池地区において、自然に親しみながら野鳥観察をするための歩道の整備を行う。

ウ 置県百年記念県民公園条例に基づき、新港の森、太閤山ランド、頼成の森及び自然博物館の管理を富山県民福祉公園に委託し、諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理運営に努める。

(4) 立山山麓家族旅行村の整備及び運営

合掌棟西側のスギ林の森林浴コースを整備し、合掌棟と一体的な利用を図る。

また、管理については59年度に引き続き、立山山麓レクリエーション開発㈱に委託する。

(5) 野生鳥獣の保護と管理

ア ライチョウ保護対策の一環として、新たに雲の平で生息数及び生息環境調査を実施するほか、立山で生態調査、冬期調査等の諸調査を実施する。

さらに、室堂山周辺100haにおいて、繁殖期（5月20日から7月末まで）にスキー行為の規制を行う。

イ 鳥獣の保護を図るため、新たに高塚周辺（婦中町・富山市）300ha、桜ヶ池周辺（福光町・城端町）610ha及び田尻池周辺（富山市）250haを保護区として設定する。また、期間満了となる有峰及び吉峰鳥獣保護区については、期間を更新する。

- ウ 県内各地に鳥獣保護員を配置し、保護の実効と啓もうを図る。
- エ 愛鳥週間において、ツバメの調査、バードウォッチング、愛鳥ポスター並びに標語の募集を行うなど愛鳥思想の啓もうを図る。
- オ 鳥獣保護センターにおいて、負傷鳥獣の救護、管理を行うほか、オオハクチョウのための給餌活動、カスミ網による密猟取締り、キジの放鳥等を行い積極的に野生鳥獣の保護と増殖を図る。
- カ 有害鳥獣の駆除は、必要に応じて駆除隊を編成し、的確で迅速な駆除を実施する。
- キ 狩猟の適正化を図るため、各種の講習会、研修会や取締りを実施する。
- ク 狩猟事故の防止を図るため、必要に応じ銃猟禁止区域、銃猟制限区域を設定する。
- ケ 野鳥の保護と自然観察の場として、県民公園野鳥の園を整備する。

(6) 自然保護思想の普及

- ア 次の各地域にナチュラリストを配置し、公園利用者に自然解説を行う。
 - 県民公園（自然博物館及び頼成の森）
 - 4月28日～11月4日の間の毎日曜日及び祝日
 - 称名の滝
 - 7月7日～10月10日の間の毎日曜日及び祝日
 - 立山（室堂及び弥陀ヶ原）
 - 7月20日～8月31日の毎日
- イ 県内各地に自然保護指導員を配置し、自然公園等の利用者の指導、自然保護思想の普及に努めるとともに、自然に関する情報を収集する。
- ウ 自然保護に関する講演会を開催する。
- エ 自然観察読本及び自然ガイドシリーズを発行する。
- オ 自然博物館「ねいの里」において、四季を通じての自然観察会をはじめとして誰もが自然に親しみ学べるように各種プログラムを実施することによって、環境教育の普及を図る。

(7) 自然環境の各種調査

- ア 53～55年に設定した立山道路沿線の調査区において、引き続き植生(植生及び標本木の活力度)、土壌(理化学的性質)及び鳥類の3項目について、定点調査を行う。
- イ 赤外線カラー航空写真を用いて、立山道路沿線30km²の植生活力度調査を行う。
- ウ 自然環境管理計画策定の資料を得るため、昆虫類及び鳥類の調査を行う。
- エ 第3回自然環境保全基礎調査(みどりの国勢調査)の一環として、植生調査及び特定植物群落調査を行う。

第1 年表（昭和36年度～58年度）

年 月	内 容
36・8	・富山県鉱工業公害対策協議会設置
37・6	・ばい煙規制法制定
38・11	・富山県鳥獣保護及び狩猟に関する法律施行細則制定 ・富山県鳥獣保護員設置規則制定
39・9	・富山化学工業(株)富山工場で塩素漏洩事故発生
10	・県衛生研究所に公害調査課設置
40・11	・富山県公害対策協議会設置
41・3	・富山県登山届出条例制定
4	・県厚生部環境衛生課に公害係設置 ・富山県山岳遭難防止対策審議会設置 ・富山県定公園規則制定
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO濃度3%） ・厚生省研究班、イタイイタイ病の原因に関する見解発表
12	・小矢部川下流の底質から有機水銀発見、県、追跡調査実施
42・1	・県、イタイイタイ病についての報告書発表
4	・県総合計画部に公害課設置
5	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱制定
6	・富山県公害対策連絡会議設置
7	・富山市、高岡市、新湊市の区域、ばい煙規制法の規制地域に指定 ・国及び県、高岡、新湊地区地下水利用適正化調査開始
8	・公害対策基本法制定
12	・県、イタイイタイ病患者及び疑似患者等に対する特別措置要綱制定
43・3	・富山県公害防止条例制定（公害防止計画の届出、水銀の測定義務、公害対策審議会の設置） ・イタイイタイ病患者、三井金属鉱業(株)を相手どって訴訟提起
4	・富山県公害対策審議会設置
5	・厚生省、イタイイタイ病の原因は、三井金属鉱業(株)神岡鉱業所の排出したカドミウムである旨の見解を発表 ・イタイイタイ病裁判の第一回口頭弁論が富山地裁で開始 ・庄川下流域地下水利用対策協議会設立
6	・富山県公害防止条例施行規則制定 ・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定

年 月	内 容
7	・国及び県、大気拡散調査開始
43・8	・厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
11	・県、北陸電力㈱と公害防止協定締結
12	・県、工場又は事業所の事故時に関する措置要綱制定
44・2	・富山市、高岡市、新湊市の区域、大気汚染防止法の規制地域に指定 ・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、水質保全法のメチル水銀規制水域に指定
	・国、硫黄酸化物に係る環境基準を設定
	・県、住友化学工業㈱と公害対策に関する細目協定締結
3	・富山市、高岡市、騒音規制法に基づく規制地域に指定
4	・富山県中小企業公害防止施設整備資金融資要綱及び富山県公害防止施設整備資金融資利子補給金交付要綱改正
9	・国、新型車の排出ガス規制告示（CO濃度2.5%） ・国、カドミウムによる環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
12	・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
45・1	・富山県公害被害者認定審査会設置
	・国、一酸化炭素に係る環境基準を設定
	・神通川の水銀汚染が表面化、発生源は福寿製薬㈱富山工場と判明
5	・富山県公害関係部長会議設置 ・日本鉱業㈱三日市製錬所による黒部市のカドミウム汚染が表面化、県、同製錬所周辺を中心とするカドミウム暫定汚染区域設定
6	・日本鉱業㈱三日市製錬所4 割操短を実施 ・公害紛争処理法制定 ・富山県総合計画部公害課を知事直属の公害課に所属変更するとともに公害センター設置 ・富山県公害防止条例全面改正（公害対策の責務、工場等に対する規制、特定物質の測定義務、小規模事業者に対する助成措置） ・魚津地先海域、小矢部川下流部、岩瀬運河、熊野川下流部、水質保全法のアルキル水銀規制水域に指定
7	・厚生省、米の中のカドミウム濃度の安全基準を設定 ・県、日本鉱業㈱三日市製錬所周辺を中心とする地域にカドミウム要精密調査区域設定
8	・富山県公害防止条例施行規則全面改正（規制基準の設定、特定施設の拡大） ・富山県環境保健健康調査実施要綱制定

年 月	内 容		
45・	8	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害対策本部設置 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催 ・日本鉱業㈱三日市製錬所、豊羽鉱山（北海道）の付属製錬所となり鉱山保安法の適用 	
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害行政推進協議会設置 ・富山県環境保健健康調査協議会設置 ・富山県公害紛争処理条例制定 	
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害部を新設（公害管理課、公害防止課、保安整備課、交通安全課） ・県、生活環境要因の変化に伴う健康障害者に対する特別措置要綱制定 ・住民の直接請求による富山県公害防止条例改正の臨時県議会開催 ・富山県公害審査会設置 	
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・知事「ふっ素化合物の環境基準、りん酸化合物及び窒素酸化合物の排出基準の設定」を県公害対策審議会に諮問 	
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・第64臨時国会で、公害関係14法成立 ・国、小矢部川を水質保全法の指定水域に指定 	
	46・	1	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害被害者認定審査会設置
		2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害防止条例及び同施行規則改正（年次報告、直罰規定等の新設、深夜騒音等の規制、使用開始の報告）
		3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立自然公園条例制定
		4	<ul style="list-style-type: none"> ・公害センターを2課制（監視課、調査課） ・富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
		5	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱制定及び大気汚染中央監視室開設 ・婦中町、富山市、大沢野町、イタイイタイ病に関連して支出した公費について、三井金属鉱業㈱に対し、損害賠償請求 ・国、小矢部川に水質汚濁に係る環境基準を設定 ・国、騒音に係る環境基準を設定
		6	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法制定 ・県、ふっ素及びふっ素化合物に係る環境基準を設定 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・富山県産業廃棄物処理対策研究会設置 ・第1次イタイイタイ病訴訟結審（富山地裁） ・知事「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を県公害対策審議会に諮問、同審議会「富山県公害防止条例施行規則の一部改正」を知事に答申

年 月	内 容
46・7 8 9 10 12 47・1 2 3 4	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次イタイイタイ病訴訟の第1審判決(富山地裁), 即日, 三井金属鉱業(株)控訴
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁発足
	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県水質審議会設置
	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害防止条例施行規則改正(特定施設, 規制物質の追加)
	<ul style="list-style-type: none"> ・知事「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」を県公害対策審議会に、「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」, 「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」, 「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」を県水質審議会に諮問
	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会「大気汚染防止法に係る上乗せ排出基準の設定」, 「りん酸化物及び窒素酸化物に係る指導排出基準の設定」を知事に答申
	<ul style="list-style-type: none"> ・県, 第1回の公害白書発表
	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会, 「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準の設定」について知事に答申
	<ul style="list-style-type: none"> ・県, 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例制定(有害物質に係る上乗せ排出基準及び小矢部川に係る上乗せ排水基準の設定)
	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市, 大気汚染防止法に基づく政令市に指定
	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市, 婦中町, 大沢野町と三井金属鉱業(株)との間で, 知事を立会人としてイタイイタイ病に基づいて支出した医療費については, イタイイタイ病裁判の判決が確定したとき, 時効と関係なく原因者が支払う等の内容の覚書を交換
	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正(K値改正)
	<ul style="list-style-type: none"> ・国, 浮遊粒子状物質に係る環境基準を設定 ・県水質審議会, 「神通川水域に係る環境基準の水域類型指定と上乗せ排水基準の設定」について, 知事に答申
	<ul style="list-style-type: none"> ・県, 北陸電力(株)及び富山共同火力発電(株)と公害防止協定締結 ・富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・知事, 「騒音規制法の指定地域の拡大及び環境基準の地域類型指定」, 「黒部地区のカドミウム汚染問題に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について, 県公害対策審議会に諮問
	<ul style="list-style-type: none"> ・県, 三井金属鉱業(株)と環境保全等に関する基本協定締結及び汚染米対策に関する覚書交換 ・富山県自然環境保全基金条例制定
	<ul style="list-style-type: none"> ・知事直轄として自然保護室設置

年 月	内 容
47・4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県，神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び神通川水域に係る上乗せ排水基準設定
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県，主要工場に対し，PCB使用の自粛，PCB関係製品等の在庫調査，PCB回収方法等の管理体制について要請 ・ 知事，「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定」，「庄川水域及び富山新港等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」及び「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について，県水質審議会に諮問 ・ 県水質審議会，「白岩川水域に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について，知事に答申 ・ 知事，「昭和47年度公共用水域の水質測定計画」について，県水質審議会に諮問，同日同審議会答申 ・ 知事，「いおう酸化物に係る環境保全対策について，県公害対策審議会に諮問
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害等調整委員会設置法制定 ・ 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正（無過失損害賠償責任） ・ 自然環境保全法制定 ・ 廃棄物処理施設整備緊急措置法制定 ・ 県，白岩川水域に係る環境基準の水域類型の指定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県，白岩川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・ 富山県自然保護指導員設置要領及び業務要領制定 ・ 富山県自然環境保全条例制定 ・ 富山県大境ビジターセンター条例制定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害センター新庁舎完成 ・ 国及び県，富山・高岡・新湊地区大気関係産業公害総合事前調査開始 ・ 三井金属鉱業㈱，イタイイタイ病第1次訴訟控訴審で敗訴しても，上告を断念する旨を表明 ・ イタイイタイ病第1次訴訟控訴審判決（名古屋高等裁判所金沢支部） ・ イタイイタイ病訴訟原告等，東京で三井金属鉱業㈱からイタイイタイ病の原因が神岡鉱業所から排出されたカドミウム等の重金属であることを認め今後争わない，第1～第7次訴訟原告に対し請求額どおり8月いっぱいをめどに支払うなどの誓約書，農業被害の賠償と汚染土壌復元の義務をもった誓約書を受理するとともに，同社と住民の立入調査権を認めた公害防止協定を締結
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県水質審議会，「シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準の設定について，知事に答申

年 月	内 容
47・9	・知事、「産業廃棄物に関する処理計画策定上の基本的考え方」について、県公害対策審議会に諮問
10	・県公害対策審議会、「黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県、富山市、大沢野町、婦中町と三井金属鉱業㈱との間で「イタイイタイ病対策に支出した経費に対する三井金属鉱業㈱の負担等に関する覚書」を交換 ・県、シアン及びヒ素に係る上乗せ排水基準設定 ・富山県自然環境保全調整会議設置要領制定
11	・富山県自然環境保全審議会規則制定 ・富山県自然環境保全審議会設置 ・県水質審議会、「小矢部川水域に係る上乗せ排水基準（既設工場）の設定」について、知事に答申 ・知事、「ふっ素等に係る上乗せ排水基準の設定」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、県公害対策審議会に諮問 ・県公害対策審議会、「ふっ素等に係る上乗せ排出基準の設定」について、知事に答申
12	・県公害対策審議会、「騒音に係る規制基準の区域の区分の一部変更」について、知事に答申 ・知事、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、県総合開発審議会に諮問 ・三井金属鉱業㈱と富山市、婦中町の地元農業協同組合とでカドミウム汚染に係る47年度以降の産米の取扱いに関する覚書締結 ・県、ふっ素等に係る上乗せ排出基準設定 ・県、小矢部川水域に係る上乗せ排水基準設定 ・県、住友化学工業㈱との公害対策に関する付属協定を改定 ・財団法人神通川流域振興協力財団設立
48・1	・富山県立自然公園条例施行規則制定 ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」について、知事に答申
2	・県、硫黄酸化物環境保全計画策定 ・県、騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等及び富山県公害防止条例施行規則の改正（第4種区域の一部規制基準の強化）
48・3	・富山県立自然公園（朝日、有峰、五箇山）の指定

年 月	内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、悪臭防止法に基づく規制地域の指定等告示（高岡市の一部地区の指定、規制基準の設定）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害センターを4課制（総務課、大気課、水質課、特殊公害課） ・ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法制定 ・ 国、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定 ・ 国、二酸化硫黄に係る新環境基準を設定 ・ 熊本大学第2次水俣病研究班、第3水俣病を提起 ・ 知事、「昭和48年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 知事、「富山県自然環境保全基本方針」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 県、県内水銀使用8工場の水銀を含む廃棄物等の総点検開始 ・ 知事、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」について、県水質審議会に諮問
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、富山湾一帯の魚介類の水銀調査開始 ・ 日本鉱業(株)三日月製錬所、鉱山保安法から適用除外 ・ 第1回環境週開始まる ・ 厚生省、魚介類に係る水銀の暫定的基準発表 ・ 環境庁、9水域（水俣、八代、有明、徳山、新居浜、水島、氷見、魚津、酒田）を水銀汚染について環境調査を実施する水域として指定 ・ 富山県自然環境保全基本方針の制定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山・高岡地域公害防止計画策定の基本方針が、内閣総理大臣から指示 ・ 富山県土地対策要綱制定施行 ・ 県漁業協同組合連合会、水銀使用企業6社と水銀問題で被った損害補償について交渉開始 ・ 国及び県、富山湾海域産業公害総合事前調査開始 ・ 富山県自然環境保全基金事務取扱要綱制定 ・ 大気汚染防止法施行規則改正（窒素酸化物の排出規準設定） ・ 公害健康被害補償法制定 ・ 知事、「カドミウムに係る上乗せ排出基準」について、県公害対策審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 県水質審議会、「カドミウムに係る上乗せ排水基準」、「庄川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・ 知事、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、県

年 月	内 容
48・7	<ul style="list-style-type: none"> 公害対策審議会に諮問
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の指定 (27.8 ha)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地保全法制定
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県総合開発審議会、「住みよい富山県をつくる総合計画」について、知事に答申、県、「住みよい富山県をつくる総合計画」を策定
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県のあっせんにより、県漁業協同組合連合会と水銀使用企業の間で補償交渉妥結
13	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「縄ヶ池・若杉、沢杉自然環境保全地域及び保全計画」について、県自然環境保全審議会に諮問、同日同審議会答申
14	<ul style="list-style-type: none"> ・県、庄川水域等に係る環境基準の水域類型の指定
15	<ul style="list-style-type: none"> ・県、庄川水域等に係る上乘せ排水基準設定
16	<ul style="list-style-type: none"> ・県、カドミウムに係る上乘せ排出基準及び排水基準設定
17	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法改正
18	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の保護及び管理に関する法律制定
19	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定
20	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県自然環境保全条例施行規則制定
21	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県自然環境保全地域（縄ヶ池・若杉、沢杉）の指定
22	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自然環境保全基本方針制定
23	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県浄化槽協会発足
24	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、富山湾の魚介類に係る水銀汚染について安全である旨を公表
25	<ul style="list-style-type: none"> ・新湊市、婦中町、小杉町、大門町、大島町騒音規制法に基づく規制地域に指定
26	<ul style="list-style-type: none"> ・流通加工業者、水銀使用企業両者から水銀補償交渉について、県にあっせん依頼
27	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立自然公園条例及び富山県自然環境保全条例改正
28	<ul style="list-style-type: none"> ・国、航空機騒音に係る環境基準を設定
49・1	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自動車排出ガス 50 年度規制告示
2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県立自然公園条例施行規則及び富山県自然環境保全条例施行規則改正
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県のあっせんにより、流通加工業者と水銀使用企業の間で補償交渉妥結
5	<ul style="list-style-type: none"> ・県、硫黄酸化物環境保全計画改定
6	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）

年 月	内 容
49・3	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「白木水無県立自然公園の公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・県公害対策審議会、「神通川流域（左岸地域）に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・県自然環境保全審議会、「白木水無県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申
4	<ul style="list-style-type: none"> ・県、白木水無県立自然公園の指定 ・富山県環境部発足（環境管理課，公害防止課，保安整備課，土地対策課，自然保護課，公園緑地課） ・富山市，高岡市，新湊市，魚津市，滑川市，砺波市，婦中町，小杉町，大門町及び大島町，悪臭防止法に基づく規制地域に指定 ・知事、「昭和49年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問，同日同審議会答申
5	<ul style="list-style-type: none"> ・中央サイクリングロード（富山市五福～小杉町黒河間8.9 km）開設 ・富山市，水質汚濁防止法に基づく政令市に指定 ・高岡広域圏公害センター発足 ・作道，上市地区等でカドミ米問題発生 ・第26回全国公害行政協議会，富山市で開催
6	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の一部を改正する法律（総量規制）公布 ・公害紛争処理法改正（紛争処理制度の整備） ・県公害対策審議会、「窒素酸化物及び浮遊粉じんに係る環境保全対策」について、知事に答申 ・県、窒素酸化物及び浮遊粉じん環境保全計画策定 ・国土利用計画法制定 ・行政管理庁設置法改正（環境庁所管事務追加）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県、富山市周辺地域地下水利用適正化調査開始 ・立山環境保全協会設立 ・県、自然解説員（ナチュラリスト）を立山地区に初めて配置（自然に親しむ運動月間中）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県、神通川流域左岸地域を農用地土壌汚染対策地域に指定（647.4 ha）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省、ガソリン無鉛化の指導開始 ・国、水銀に係る環境基準を改正 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める総理府令改正（水銀排水基準強化，49. 10. 30 施行）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県公害健康被害認定審査会設置 ・福岡町で井戸水汚染問題発生

年 月	内 容
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び県、公害健康被害補償法に基づく基礎調査開始 ・ 国設渡り鳥観測ステーション、婦中町に開設 ・ 県水質審議会、「常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型指定及び上乗せ排水基準の設定」について、知事に答申 ・ 水質汚濁防止法施行令改正（特定施設追加） ・ 県、黒部市に係る農用地土壌汚染対策地域の変更告示（129.5 ha）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、第1回の環境白書発表 ・ 県、常願寺川水域等に係る環境基準の水域類型の指定 ・ 県、常願寺川水域等に係る上乗せ排水基準制定
50・1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、富山・高岡地域公害防止計画を承認 ・ 魚津市、滑川市、砺波市、騒音規制法に基づく指定地域に指定 ・ 知事、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・ 県自然環境保全審議会、「医王山県立自然公園の指定及び公園計画」について、知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、PCBに係る環境基準を設定 ・ 富山地域地下水利用対策協議会設立 ・ 県、医王山県立自然公園の指定
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、自動車排出ガスの51年度規制告示 ・ 富山県大気汚染緊急時対策実施要綱改正 ・ 知事、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、県自然環境保全審議会に諮問 ・ 県自然環境保全審議会、「東福寺自然環境保全地域の指定及び保全計画」、「岩瀬環境緑化促進地域の指定及び緑化計画」、「吉峰及び高岡古城公園鳥獣保護区の設定」及び「ムササビの保護獣指定」について、知事に答申 ・ 富山県公害防止条例施行規則改正（水銀、PCB排水基準強化） ・ 富山県中小企業公害防止資金融資要綱改正及び富山県公害防止資金融資利子補給金交付要綱改正
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県公害対策審議会、「神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定」について、知事に答申 ・ 知事、「昭和50年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日同審議会答申 ・ 県民公園「頼成の森」（115 ha）開園

年 月	内 容
50・7	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部峡谷環境保全協会設立 ・「富山市南西部とその周辺地域の広域的土地利用計画」策定のためのプロジェクトチーム設置 ・国，新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定 ・富山県地下水対策研究会設置
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県，地盤変動水準測量調査を呉西地区について開始
9	<ul style="list-style-type: none"> ・国，自動車騒音の大きさの許容限度告示
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県，神通川流域右岸地域に係る農用地土壌汚染対策地域の指定（356ha）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行令及び施行規則改正（ばい煙発生施設「コークス炉」の追加，窒素酸化物の排出基準改定） ・中央公害対策審議会環境保健部会，富山市北部地域，高岡市吉久地区及び新湊市庄西地区の地域を公害健康被害補償法に基づく指定地域にしないことを決定 ・油濁損害賠償保償法公布
51・1	<ul style="list-style-type: none"> ・県水質審議会，「早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定並びに上乗せ排水基準の設定（小矢部川水域の一部改正含む。）」について，知事に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県し尿浄化槽指導要綱制定（51. 2. 20 施行） ・県地下水対策研究会「富山県における地下水規制のあり方について」の報告書発表 ・県公害対策審議会，「硫黄酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申 ・県，硫黄酸化物環境保全計画改定
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県，産業廃棄物処理計画策定 ・県，北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定 ・富山県し尿浄化槽審査会設置 ・知事，「愛本及び神通峡自然環境保全地域の指定」，「神通峡県定公園及び五箇山県立公園の区域の変更」及び「白木，奥神通，医王山及び小川鳥獣保護区の設定」について，県自然環境保全審議会に諮問，同日同審議会答申 ・県，早月川水域等及び富山湾海域に係る環境基準の水域類型の指定（小矢部川水域の一部改正含む。） ・県，早月川水域等及び富山湾海域に係る上乗せ排水基準設定（小矢部川水域の一部改正含む（51. 4. 1 施行） ・富山県地下水の採取に関する条例制定

年 月	内 容
51・4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県生活環境部発足（環境管理課、公害対策課、土地対策課、自然保護課、公園緑地課、県民生活課） ・知事、「昭和51年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日審議会答申
5	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡・新湊地区に始めてオキシダント緊急情報発令 ・ふるさと歩道第1号開通（大沢野町御前山、神通峡のコース）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・愛本自然環境保全地域（面積 11.8 ha）、東福寺自然環境保全地域（面積 71.5 ha）、神通峡自然環境保全地域（面積 152.7 ha）の指定 ・僧ヶ岳に県内最大のクロサンショウウオ群生地発見 ・振動規制法公布（12.1 施行） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正公布（52.3.15施行）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・立山自然保護センターオープン
8	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会、「大気中炭化水素濃度の指針値」を答申 ・グリーンベルト都市計画決定 ・悪臭防止法施行令一部改正公布（10.1 施行） ・富山・高岡新産都市計画の新5か年基本計画案策定 ・大気汚染防止法施行令及び同規則改正（K値改正）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・白木峰鳥獣保護区（面積 4,590 ha）、奥神通鳥獣保護区（面積 460 ha）、奥五位鳥獣保護区（面積 280 ha）、医王山鳥獣保護区（面積 1,790 ha）、小川鳥獣保護区（面積 600 ha）の設定 ・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の区域の変更」及び「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の策定」について知事に答申 ・神通川左岸地域（左岸 350 ha）の追加指定 ・グリーンベルト事業実施決定（事業費総額 85 億 2 千万円）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県地下水審議会、「地下水規制地域の指定、取水基準の設定及び観察地域の指定」及び「富山県地下水の採取に関する条例施行規則の制定」について知事に答申 ・53年度自動車排出ガス規制の告示 ・沢杉自然環境保全地域特別地区（面積 2.67 ha）、愛本自然環境保全地域特別地区（面積 1.89 ha）、神通峡自然環境保全地域特別地区（面積 45.04 ha）の指定
52・1	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水採取条例施行規則公布（3.1 施行） ・地下水採取条例に基づく指定地域及び取水基準の告示
3	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域振興協力財団解散 ・朝日県立自然公園城山地区一帯約 60 haをあさひ国民休養地として指

年 月	内 容
52・4	<ul style="list-style-type: none"> 定（環境庁） ・立山連峰登山情報テレホンサービス開始 ・知事、「昭和52年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日審議会答申 ・中央サイクリングロード（小杉～大門）オープン ・県公害審査会へ機業場の振動・騒音公害の調停申請を住民から提出
5	<ul style="list-style-type: none"> ・第31回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催（常陸宮夫妻御臨席、於富山県民会館、県民公園頼成の森）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（6.21 施行規則の一部改正） ・大気汚染防止法施行規則の一部改正公布（窒素酸化物第3次規制6.18 施行）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「神通川流域に係る農用地土壌汚染対策地域の区域の変更」について知事に答申（神通川左岸地域8ha、右岸地域126haを追加） ・知事「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」及び「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」を県公害対策審議会に諮問
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害審査会調停委員会で機業場の振動・騒音公害の調停成立
10	<ul style="list-style-type: none"> ・国民宿舎（平村）着工
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、カドミウム汚染田の復元工法を4種類選定 ・国民宿舎「白樺ハイツ」竣工 ・中央公害対策審議会、「自動車排出ガス許容限度長期設定方策」を答申
53・1	<ul style="list-style-type: none"> ・54年度自動車排出ガス規制告示（住みよい富山県をつくる総合計画の修正計画）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「振動規制法、悪臭防止法に基づく地域指定及び規制基準の設定」について知事に答申 ・倶利伽羅鳥獣保護区設定公聴会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・キツネの捕獲規制に係る公聴会 ・中央公害対策審議会、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等」を答申 ・県自然環境保全審議会、自然環境保全地域の指定、倶利伽羅鳥獣保護区の設定及びキツネの捕獲規制について知事に答申
4	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県生活環境部内の行政機構を一部変更（県民生活課、土地対策課、環境整備課、公害対策課、自然保護課、自然公園課） ・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制

年 月	内 容
53・4	<p>地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物に係る乗用車の53年度規制の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法に基づく規制地域の指定等」、「騒音規制法に基づく規制地域の指定等の一部改正」、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の一部改正」の施行 ・知事、「昭和53年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日審議会答申
6	<ul style="list-style-type: none"> ・オキシダント緊急時の注意報を初めて高岡、新湊地区に発令 ・水質汚濁防止法の一部改正が告示され、総量規制の導入が図られる(54.6.12施行)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・深谷地区自然環境保全地域(8.5ha)の指定 ・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示(0.04~0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全対策の改定」について知事に答申 ・県、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る環境保全計画の改定
54・1	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施 ・運輸省、「整備五新幹線に関する環境影響評価の実施について」運輸大臣通達
3	<ul style="list-style-type: none"> ・県、北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を強化改定 ・県自然環境保全審議会、山の神自然環境保全地域の指定について知事に答申 ・財団法人富山県民福祉公園理事長会、自然博物館センター整備事業を承認 ・県山岳遭難防止対策審議会、登山届出条例の見直しについて協議 ・中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的考え方について」を答申
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法施行令の一部改正」を公布(病院施設、一般廃棄物処理施設を特定施設として追加) ・知事、「昭和54年度公共用水域の水質測定計画」について県水質審議会に諮問、同日審議会答申
6	<ul style="list-style-type: none"> ・国民宿舎「五箇山荘」落成式
8	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出基準(第4次規制)の改正(規制対象施設の拡大) ・山の神自然環境保全地域(12.5ha)の指定

年月	内 容
9	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行 ・富山・高岡地域公害防止計画の策定について国が県に基本方針を指示 ・知事、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」について県公害対策審議会に諮問
11	<ul style="list-style-type: none"> ・県公害対策審議会、「神通川流域農用地土壌汚染対策地域に係る対策計画及び費用負担計画」を答申
55・2	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域農用地土壌汚染対策について第1次対策計画、費用負担計画を策定し公表 ・富山県自然環境保全審議会、「池の尻自然環境保全地域の指定及び保全計画」並びに「朝日鳥獣保護区の設定」を答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・国、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認 ・グリーンベルト起工式
4	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「昭和55年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日審議会答申 ・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所の建設を県に申し入れる。 ・北陸電力㈱及び関西電力㈱、朝日小川第1、第2及び新愛本の三水力発電所建設に係る環境影響調査書を県に提出
9	<ul style="list-style-type: none"> ・自然博物館センター建設工事に着手（事業主体(財)富山県民福祉公園） ・「自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正」の施行
10	<ul style="list-style-type: none"> ・白馬岳ライチョウ生息調査実施（10月5日まで） ・氷見市に朝日山鳥獣保護区（390ha）を設定 ・環境庁、深夜営業騒音規制について通達 ・神通川流域地区県営公害防除特別土地改良事業の安全祈願式典
12	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「富山新港地区緩衝緑地造成事業に係る費用負担計画の変更」について県公害対策審議会に諮問、同日審議会答申 ・電源開発調査審議会、55年度電源開発基本計画に朝日小川第1、第2及び新愛本発電計画を組み込むことを承認
56・1	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会企画部会、「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」の報告書をまとめる。 ・池の尻自然環境保全地域（1.4ha）の指定 ・中央公害対策審議会、「湖沼環境保全のための制度の在り方について」を環境庁長官に答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会、「日尾御前自然環境保全地域の指定」について知事に答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁の「エネルギーと環境問題懇談会」、エネルギー問題について報

年 月	内 容
4	<p>告書をまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県中小企業公害防止資金融資要綱の一部改正」及び「県公害防止資金融資利子補給金交付要綱の廃止」を告示 ・富山・高岡両商工会議所に「廃棄物交換コーナー」を開設。 ・知事、「昭和56年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日審議会答申 ・環境影響評価法案が国会に提出される。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・自然博物館センター「ねいの里」を開園
8	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、自動車排出ガス及び自動車騒音の58年規制を告示
9	<ul style="list-style-type: none"> ・富山共同火力発電㈱が、県及び新湊市に対し「富山新港共火1号、2号機」の燃料を石炭に転換する計画について協力要請
10	<ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」に基づく規制地域として黒部市、小矢部市等2市10町を追加指定告示
11	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力㈱から県に対し、七尾火力発電所（大田）の建設申し入れ ・「キツネの捕獲禁止及び制限」について告示 ・八尾町日尾御前自然環境保全地域（34.9ha）の指定 ・県公害対策審議会、「硫酸化合物及び窒素化合物に係る環境保全計画の改定」について知事に答申 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（合板製造業等8業種11施設を規制対象に追加）告示
57・1	<ul style="list-style-type: none"> ・「松川に係る環境基準の水域類型の指定」について告示 ・ガン、カモ科鳥類の生息数全国一斉調査
2	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全審議会、「第5次鳥獣保護事業計画」について知事に答申
3	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（測定方法の変更）告示 ・鉄道建設公団、北陸新幹線のルート、駅の概要について公表
4	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁長官、湖沼のリン・窒素に係る環境基準の設定について中央公害対策審議会に諮問
5	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、県内33か所で騒音、振動調査開始 ・環境庁、自動車騒音に係る第2段階規制の59年度実施を決定 ・大気汚染防止法施行規制の一部改正（ばいじん規制の強化）を告示
6	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（地方卸売市場を規制対象に追加）を告示 ・県、富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴う環境保全計画について審査結果を公表

年月	内 容
57・7	<ul style="list-style-type: none"> ・五龍岳ライチョウ生息調査実施（8日まで） ・富山新港共同火力発電所の石炭転換に伴い県と北陸電力㈱及び富山共同火力発電㈱との公害防止協定を改定
8	<ul style="list-style-type: none"> ・県、神通川流域カドミウム汚染田復元事業の第2次地区を公表
9	<ul style="list-style-type: none"> ・県下一斉に空カン回収活動実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・県民公園新港の森一部供用開始
12	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案を公表 ・富山新港東部埋め立て計画について県と地元3漁協との間で覚書を締結
58・1	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「新幹線鉄道騒音の環境基準に係る地域指定の基本方針」について県公害対策審議会に諮問、同日審議会答申
2	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、鉄道建設公団に対し、北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出
3	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県置県百年記念県民公園条例を制定
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「県土美化推進県民会議」を設立し、県土美化運動を展開
5	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、「昭和58年度公共用水域の水質測定計画」について、県水質審議会に諮問、同日審議会答申
6	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力㈱、七尾大田火力発電所の建設開始
7	<ul style="list-style-type: none"> ・唐松岳ライチョウ生息調査開始（11日まで） ・環境庁、「酸性雨水対策検討会」を設置し、検討開始
9	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止施行規則の一部改正（石炭ボイラーの窒素酸化物排出規制の強化） ・環境庁、富山県等関係23道府県に対し、スパイクタイヤ使用自粛等を通知
10	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正（大型トラック等の規制強化）を告示
11	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道建設公団、北陸新幹線（小杉～高岡間）に係る環境影響評価報告書案を公表 ・衆議院の解散に伴い、環境影響評価法案は審議未了
12	<ul style="list-style-type: none"> ・県、硫酸酸化物及び窒素酸化物に係る環境管理計画（ブルースカイ計画）を改定
59・1	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省・通省産業省が日本電池器具工業会に対し、使用済電池の処理対策について要請 ・県、「スパイクタイヤ使用自粛要綱」を制定 ・厚生省、水道水中に含まれるトリクロロエチン等3物質について暫定水質基準を決定

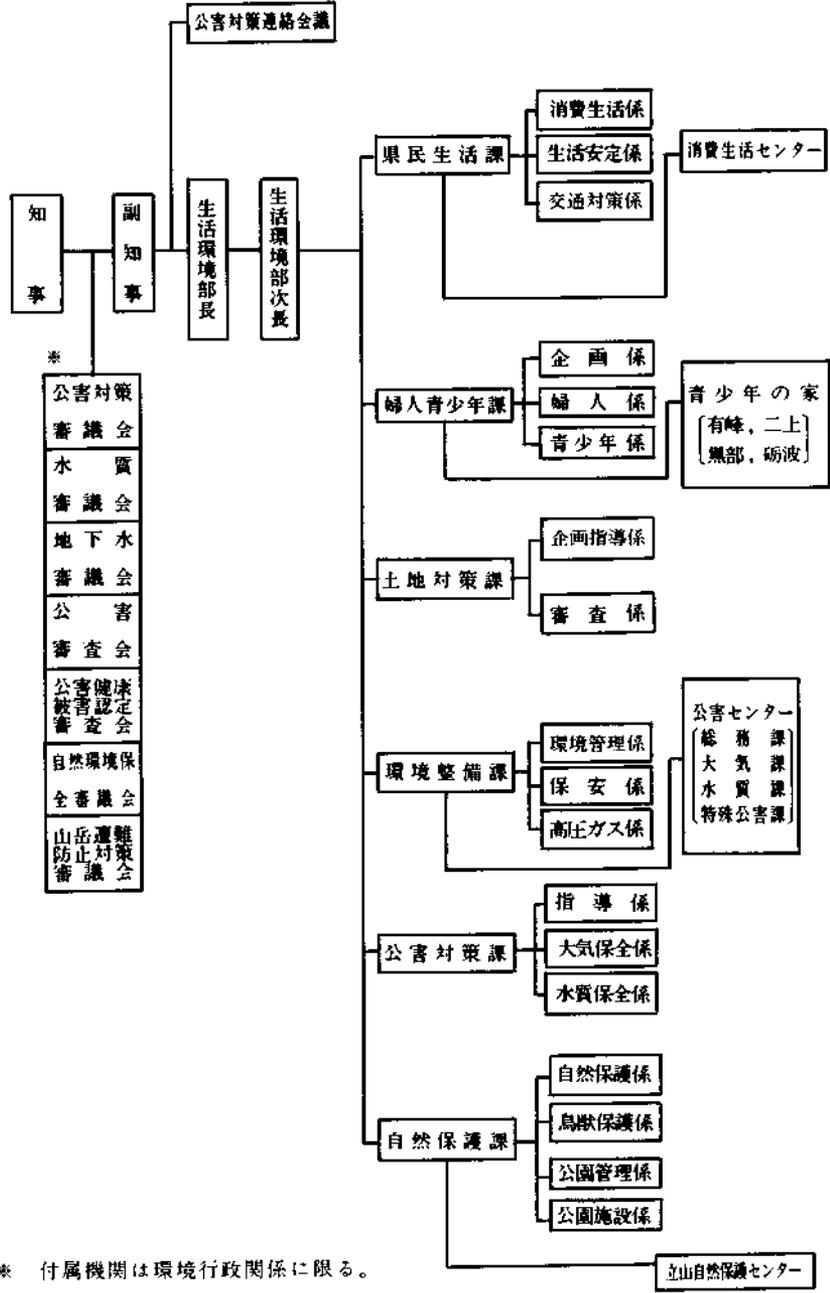
年 月	内 容
3	<ul style="list-style-type: none"> ・神通川流域カドミウム汚染田・第2次地区の復元事業に係る対策計画及び費用負担計画策定 ・知事，鉄道建設公団に対し，北陸新幹線に係る環境影響評価報告書案に対する意見書を提出 ・県自然環境保全審議会，「東福鳥獣保護区及びねいの里鳥獣保護区の設定」について知事に答申

第2 日誌（昭和59年度）

月 日	内 容
4・18	・関西電力(株)大飯原子力発電所3, 4号機に係る環境影響調査書を作成
22	・緑化週間始まる(4月28日まで)
24	・「県土美化推進県民会議」59年度総会を開催し, 美化運動を展開
25	・知事「昭和59年度公共用水域の水質測定計画」について, 県水質審議会に諮問, 同日審議会答申
29	・ナチュラリスト頼成の森・わいの里地区で活動開始(11月4日まで)
5・10	・愛鳥週間始まる(5月16日まで)
11	・環境庁「成熟化する社会における環境問題への新たな対応」をサブタイトルとする環境白書を公表
20	・立山スキー規制始まる(7月31日まで)
6・4	・県, 58年度の大気汚染の状況を公表
10	・高岡市二上山で第1回清掃美化大会を開催
18	・県公害対策審議会, 知事に対し「神通川流域カドミウム汚染田(第1次地区)の復元事業に係る費用負担計画の一部変更について」答申
30	・県, 主要海水浴場6か所の水質調査結果を公表
7・1	・富山空港の運用時間を8時間から11時間半(午前8時から午後7時30分)に延長
7	・大阪西淀川区の公害病認定患者が大気汚染物質の差し止め等を求め大阪地域に第2次提訴
5	・鬼岳ライチョウ生息調査開始(7月9日まで)
20	・ナチュラリスト立山地区で活動開始(8月31日まで)
24	・県, 富山空港周辺地域で航空機騒音実態調査を開始
27	・国, 湖沼水質保全特別措置法を公布
28	・神通川流域カドミウム汚染田(第1次地区)の復元事業に係る費用負担計画の一部を変更
8・22	・第9回立山美化清掃大会
	・環境庁, トリクロロエチレン等の有機塩素系化学3物質の排出に係る暫定指導指針を設定
27	・大津市で世界湖沼環境会議を開催
28	・国の環境影響評価実施要綱を閣議決定
9・6	・中央公害対策審議会から環境庁長官に対し, リン, 窒素に係る排出基準, 最終案を答申
21	・内閣総理大臣, 知事に対し「富山・高岡地域公害防止計画」の策定を指示

月 日	内 容
23	・「空カンゼロの日」と定め、県下一斉に活動開始
27	・環境庁、スパイクタイヤによる粉じん等実態調査結果を公表
10・7	・自然歩道を歩く会（大品山自然歩道）
18	・厚生省、ダイオキシン、水銀、トリクレン等調査研究委員会を設置 ・県、名水等検討委員会を設置し県内の名水選定と保全対策の検討開始
19	・環境庁、ディーゼル乗用車の排出ガス及び大型車等の自動車騒音に係る許容限度を強化
22	・県、地下水研究会を設置し地下水障害の防止を図るため、検討開始
23	・県、自然環境保全審議会「キツネの捕獲規制」の継続について、知事に答申
29	・県水質環境管理計画策定研究会を設置し同計画の策定について検討開始
11・12	・松川への浄化用水取水施設完成
15	・狩猟解禁（2月15日まで）
12・1	・登山届出条例に基づく登山届出受付始まる
3	・県環境影響評価制度検討会を設置し環境影響評価に係る調査検討を開始
21	・富山、長野、山梨、新潟4県を対象とした「広域的産業廃棄物交換情報制度」開始
60.	
1・4	・環境庁の「名水百選」（中間）に本県の「穴の谷の霊水」、「黒部川扇状地の湧水群」を選定
16	・ガン、カモ科鳥類の生息数全国一斉調査
3・8	・内閣総理大臣、「富山・高岡地域公害防止計画」を承認
11	・冬期ライチョウ調査開始（立山19日まで）
26	・県公害対策審議会から知事に対し、「騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域指定について」知事に答申
26	・県雪対策条例公布
28	・環境庁の「名水百選」（最終）に本県の「瓜裂の清水」、「立山玉殿の湧水」を追加選定

第3 富山県生活環境部行政組織図



* 付属機関は環境行政関係に限る。

第4 富山県環境行政関係付属機関

名 称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
公害対策審議会	43年 4月1日	30	公害対策 基本法	公害対策の基本的 事項について、調 査審議する。	・大気専門部会 ・騒音、振動専 門部会 ・土壌専門部会 ・産業廃棄物専 門部会
水質審議会	46年 7月9日	25	水質汚濁 防止法	水質保全対策の基 本的事項につい て、調査審議する。	・水質専門委員 会議
地下水 審議会	51年 3月27日	19	県地下水 採取に関 する条例	地下水の基本的事 項について、調査 審議する。	・専門委員会議
公害審査会	45年 11月1日	12	公害紛争 処理法	公害紛争につい て、必要なあっ せん、調停・仲裁 を行うことにより、 解決を図る。	・あっせん委員 ・調停委員会 ・仲裁委員会
公害健康被 害認定審査 会	49年 11月1日	13	公害健康 被害補償 法	公害に係る健康被 害の認定に関し、 審査する。	
自然環境保 全審議会	47年 11月1日	18	自然環境 保 全 法	自然環境の保全等 の基本的事項につ いて、調査審議す る。	・自然環境部会 ・自然公園部会 ・鳥獣部会
山岳遭難防 止対策審議 会	41年 4月1日	16	県登山届 出 条 例	山岳遭難防止につ いて、必要な事 項を調査審議する。	

第5 富山県環境関係分掌事務

(1) 生活環境部

ア 本 庁

課	係	主 な 分 掌 事 務
環境整備課	環境管理係	環境保全対策の企画及び調整 公害に係る市町村の指導 公害に係る苦情処理及び紛争処理 県民公園新港の森の管理運営 公害施策に関する年次報告書の作成 公害防止計画の推進 中小企業公害防止資金の貸付け 県土美化運動 清掃業務の運営指導 産業廃棄物の規制指導 清掃施設の整備計画
	保安係	火薬類、猟銃等の製造販売等の許可及び取締り 電気工事業の登録及び保安指導
	高圧ガス係	高圧ガス事業の許可及び保安指導
公害対策課	指導係	公害防止条例による規制、指導 騒音、振動、悪臭の規制、指導 企業における公害防止組織の整備に関する指導 地下水採取の規制、指導
	大気保全係	大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 ブルースカイ計画の推進
	水質保全係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導

課	係	主 な 分 掌 事 務
自然保護課	自然保護係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定、保全計画の策定 自然環境管理計画の策定 自然保護思想の普及啓もう 自然環境保全基金
	鳥獣保護係	鳥獣保護、狩猟取締り 鳥獣保護区の設定管理 狩猟免許、有害鳥獣駆除 鳥獣生息調査、負傷鳥獣の救護
	公園管理係	自然公園の指定及び保護管理 山岳遭難防止、立山自然保護センターの管理運営 県民公園計画及び施設の整備
	公園施設係	自然公園の公共施設の整備及び管理 国民休養地等の計画及び実施 立山山麓家族旅行村の施設の整備 植生復元事業

イ 出先機関

	課	主 な 分 掌 事 務
公害センター	総務課	公害センター各課業務の調整 公害センターに属する予算
	大気課	浮遊粉じん、自動車排出ガスの調査測定 悪臭、ばいじん、特定ガスに係る調査研究 大気汚染の常時監視
	水質課	水質環境の測定及び調査研究 工場排水の監視及び測定
	特殊公害課	騒音、振動、産業廃棄物等に係る調査研究及び監視測定

(2) その他の公害関係機関

ア 本 庁

部	課	公害関係の分掌事務
厚生部	公衆衛生課	公害等による健康被害者の救済
商工労働部	中小企業課	中小企業設備近代化資金等の貸付
農業水産部	農業経済課	汚染米の対策
	農産普及課	土壌汚染防止の対策
	畜産課	家畜ふん尿処理の対策
	水産漁港課	内水面、海面の公害対策

イ 出先機関

機 関	公害関係の分掌事務
保健所	公害一般の相談，し尿処理施設の指導取締り
衛生研究所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
工業試験場	産業廃棄物等の試験研究及び大気，水質試料の分析 製紙排水の調査研究
繊維工業試験場	繊維加工工程排水の調査研究
農業試験場	汚染土壌の試験研究
水産試験場	漁業資源の公害の調査研究
畜産試験場	家畜ふん尿処理の試験研究
家畜保健衛生所	家畜ふん尿処理の指導
林業試験場	公害による樹木への影響の調査研究

第 6 市町村環境関係担当課(係)一覽

(60年4月1日現在)

市	町	村	公害担当課(係)	自然保護担当課(係)	電 話 番 号
富	山	市	安 全 環 境 課	公 園 緑 地 課	(0764)31-6111
高	岡	市	公 害 対 策 課	観 光 課	直(0766)20-1351
新	湊	市	環 境 課	地 域 開 発 課	(0766)84-2100
魚	津	市	生 活 環 境 課	企 画 広 報 室	(0765)22-2200
氷	見	市	生 活 環 境 課	農 地 林 務 課	(0766)74-1100
滑	川	市	市 民 生 活 課	企 画 財 政 課	(0764)75-2111
黒	部	市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	(0765)54-2111
砺	波	市	生 活 環 境 課	生 活 環 境 課	(0763)33-1111
小	矢 部	市	保 險 環 境 課	商 工 観 光 課	(0766)67-1760
大	沢 野	町	生 活 環 境 課	産 業 課	(0764)68-1111
大	山	町	生 活 環 境 課	商 工 観 光 課	(0764)83-0377
上	橋	村	住 民 課	住 民 課	(0764)64-1121
立	市	町	厚 生 課	都 市 振 興 課	(0764)72-1111
宇	山	町	保 健 衛 生 課	商 工 観 光 課	(0764)63-1121
入	奈 月	町	住 民 福 祉 課	農 林 観 光 課	(0765)65-0211
朝	善	町	環 境 保 健 課	環 境 保 健 課	(0765)72-1100
八	日 尾	町	環 境 保 健 課	商 工 観 光 課	(0765)83-1100
婦	中	町	保 險 衛 生 課	商 工 振 興 課	(0764)54-3111
山	田	村	環 境 課	環 境 課	(0764)65-2111
細	入	村	産 業 課	産 業 課	(076457) 2111
小	杉	町	厚 生 課	産 業 建 設 課	(0764)85-2111
大	門	町	環 境 課	農 林 課	(0766)56-1511
下		村	住 民 福 祉 課	産 業 課	(0766)52-0410
大	島	町	福 祉 係	産 業 建 設 係	(0766)59-2101
城	端	町	住 民 厚 生 課	住 民 厚 生 課	(0766)52-0065
平		村	住 民 福 祉 課	農 林 商 工 課	(0763)62-1212
上		村	村 民 福 祉 課	産 業 観 光 課	(0763)66-2131
利	平	村	総 務 課	農 林 観 光 課	(0763)67-3211
庄	賀 川	村	住 民 福 祉 課	企 画 室	(0763)68-2111
井	川	町	住 民 課	産 業 建 設 課	(0763)82-1901
井	波	町	住 民 福 祉 課	経 済 課	(0763)82-1180
福	口	村	総 務 課	総 務 課	(0763)64-2211
福	野	町	保 健 衛 生 課	農 林 課	(0763)22-3531
福	光	町	保 健 課	都 市 振 興 課	(0763)52-1570
福	岡	町	環 境 保 健 課	産 業 課	(0766)64-3016

第7 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
新湊市公害防止条例	45年3月14日	45年4月1日
大島町空地の環境保全に関する条例	45年9月28日	45年11月1日
婦中町公害防止条例	45年12月23日	46年2月1日
高岡市公害防止条例	46年2月17日	46年3月1日
大沢野町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
大島町公害防止条例	46年3月20日	46年4月1日
黒部市公害防止条例	46年3月25日	46年3月25日
滑川市公害防止条例	46年3月26日	46年3月26日
滑川市緑化推進条例	46年3月26日	46年3月26日
富山市公害防止条例	46年6月23日	46年9月1日
砺波市公害防止条例	46年9月25日	47年1月1日
氷見市公害防止条例	46年9月29日	46年12月20日
魚津市大気汚染等に伴う療養措置者に対する医療費の助成に関する条例	46年12月20日	46年12月20日
福岡町公害防止条例	46年12月21日	47年4月1日
八尾町自然環境保全条例	46年12月28日	47年3月1日
魚津市公害防止条例	47年10月1日	47年10月1日
富山市緑化推進条例	47年10月2日	47年10月2日
小矢部市公害防止条例	47年12月27日	47年12月27日
小杉町公害防止条例	48年3月28日	48年3月28日
立山町公害防止条例	48年3月28日	48年4月1日
新湊市緑化推進条例	48年4月1日	48年4月1日
新湊市健康障害者医療費助成に関する条例	49年11月16日	49年11月16日
入善町公害防止条例	50年4月1日	50年6月1日
上市町地下水保全に関する条例	50年4月1日	50年10月1日
滑川市地下水の採取に関する条例	51年3月27日	51年3月27日
富山市公害健康被害者救済に関する条例	51年9月28日	51年10月1日
福岡町緑化推進条例	53年3月25日	53年4月1日
八尾町公害防止条例	54年3月26日	54年3月26日
高岡市緑化条例	57年4月1日	57年4月1日

第 8 市町村の公害防止協定締結状況

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
富山市	㈱興人富山工場	パルプ・紙	既設	47・3・21
	富山昭和電工㈱	鉄鋼	"	47・3・21 (58・1・19改定)
	新日本化学工業㈱富山工場	化学	"	47・3・21
	富山製紙㈱	パルプ・紙	"	"
	日本海石油㈱	石油	"	"
	三菱アセテート㈱富山工場	化学	"	" (59・10・8改定)
	大谷製鉄㈱	鉄鋼	"	48・4・27
	大太平洋ランダム㈱岩瀬工場	窯業	"	"
	㈱不二越東富山製鉄所	鉄鋼	"	"
	大太平洋製鋼㈱富山工場	"	"	49・4・22 (59・7・1改定)
	東京タングステン㈱	非鉄金属	"	"
	東洋曹達工業㈱富山工場	化学	"	"
	富山化学工業㈱	"	"	49・5・11
	㈱不二越富山工場	機械	"	50・10・8
藤沢薬品工業㈱富山工場	化学	進出	57・8・31	
㈱富山村田製作所	電機器具	"	58・9・16	
高岡市	北陸金属工業㈱	非鉄金属	進出	46・8・31
	中越パルプ工業㈱能町工場	パルプ・紙	既設	46・12・24
	日重鋼機工業㈱	鉄鋼	進出	47・8・9
	ホクセイアルミニウム工業㈱第一工場	非鉄金属	既設	48・1・20
	中越パルプ工業㈱二塚工場	パルプ・紙	"	48・5・14
	十条製紙㈱伏木工場	"	"	48・6・12
	三協アルミニウム工業㈱第二工場	非鉄金属	"	48・9・13
	日本曹達㈱高岡工場	化学	"	48・9・28 (55・7・7改定)
	日本ゼオン㈱高岡工場	"	"	48・9・28
	東亜合成化学工業㈱高岡工場	"	"	"
	藤沢薬品工業㈱高岡工場	"	進出	49・9・11
高岡鋼器団地(協組)	非鉄金属	"	52・9・9	
新小湊市 大湊市 杉門町 大島町	北陸金属工業㈱	非鉄金属	進出	46・9・30
新湊市	北陸電力㈱・富山共同火力発電㈱	電力	既設	47・3・9 (57・7・5改定)
	住友アルミニウム製錬㈱富山製造所	非鉄金属	"	48・2・16
	日本鋼管㈱富山電気製鉄所	鉄鋼	"	48・7・6
	三精工業㈱	金属製品	進出	48・10・4
	日本高周波鋼業㈱富山工場	鉄鋼	既設	49・2・12 (54・8・1改定)

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
新湊市	スズキ軽合金㈱	非鉄金属	進出	49・12・23
	機化学工業	化学	"	50・11・6 (59-1-12改定)
	富山軽金属工業㈱	金属製品	既設	52・9・28
	大建工業㈱	合金板	"	"
	志貴野メッキ㈱	金属製品	進出	58・10・21
	エスエス製薬㈱	化学	"	60・2・16
魚津市	日本カーバイト工業㈱魚津工場	化学	既設	48・8・22
	松下電子工業㈱	電機器具	進出	59・9・6
氷見市	氷見鍍金工業共同組合、(氷見メッキ工業所、昭和精密工業㈱)	金属製品	既設	48・4・27
	立山カセイ㈱	"	進出	48・7・16
	三協アルミニウム工業㈱第五工場	"	"	48・8・23
	日東製網㈱漁網加工工場	製網	"	49・1・28
	氷見冷蔵㈱上庄工場	冷凍	"	49・2・21
	氷見金属工業センター	金属製品	"	53・9・27
	氷見工業団地協同組合	"	"	56・2・16
滑川市	㈱加積製作所	金属製品	進出	46・11・25
	三友商事㈱滑川工場	魚腸骨処理	"	48・10・5
	北陸丸紅飼料販売㈱	畜産	"	55・10・9
	吉田工業㈱滑川工場	金属製品	"	55・10・15
	北陸YKK工業㈱	"	"	56・12・10
	日本ノーション工業㈱	"	"	56・12・10
	㈱北陸富士	電機器具	既設	59・7・30
	㈱滑川不二越	機械	進出	60・2・10
黒部市	日本鋳業㈱三日製錬所	非鉄金属	既設	46・5・29
	吉田工業㈱黒部工場、生地工場、古御堂工場、越湖工場、荒俣事業場	金属製品	"	46・12・4
	富山県東部畜産農業協同組合	畜産食料品	進出	55・12・25
	黒部スチール工業協同組合	金属製品	"	56・9・29
砺波市	富山松下電器㈱	電気部品	進出	45・6・22
	三協アルミニウム工業㈱福野工場	金属製品	"	49・2・21
	㈱古池自動車工業所	自動車修理販売	"	53・2・4
	池田屋製あん所	製あん業	既設	53・3・29
	富山県金型協同組合	金属製品	進出	59・3・27
小矢部市	山口ニット㈱小矢部工場	染色	進出	47・5・27
	タキヒョー㈱北陸センター	縫製	"	48・12・28
	三協アルミニウム工業㈱福野工場	金属製品	"	49・3・12
	津沢染工㈱福上工場	染色	"	49・10・23
	鈴木自動車工業㈱富山工場	輸送機器	既設	49・11・29

市町村	締結企業(工場)	業種	進出・既設の別	締結年月日
小矢部市	弘進ゴム工業(株)北陸工場	ゴム製品	"	50・4・22
	千本松毛晒工業(株)北陸工場	染色	"	51・4・10
	赤座繊維工業(株)	"	"	52・6・11
大沢野町	日本カーボン(株)富山工場	窯業・土石	既設	50・10・24
上市町	土肥機業(株)	織 織	既設	46・3・31
立山町	佐藤工業(株)富山工場	機械	進出	45・9・1
	黒谷金属(株)	金属製品	"	46・2・12
八尾町	日眼製薬(株)	医薬品	進出	59・9・21
	(株)赤山熱交研究所	機械	"	59・12・11
	(有)武田精密	金属製品	"	60・3・23
	(株)スギタ	"	"	60・3・30
婦中町	北陸砂利鉱業(株)	砂利採取	既設	46・7・30
	大東スチール工業(株)	金属製品	進出	"
	日産化学工業(株)富山工場	化学	既設	46・11・25
	(株)婦中興業	窯業・土石	進出	"
	長岡工業(株)	高压容器検査	"	47・2・15
	吉森ブロック製作所	窯業・土石	"	47・11・9
	婦中铁工業団地協同組合	金属製品	"	"
	余川工業(株)婦中工場	窯業・土石	"	47・12・2
	富山交易(株)	"	"	48・3・29
	日新メッキ工業所	金属製品	既設	"
	神通コンクリート工業(株)	窯業・土石	進出	48・8・11
	神通川石産(有)	砂利採取	"	49・7・31
	富山車体(株)	鉄鋼	"	51・6・4
	シンワ精密(株)	機械	"	52・11・7
	(株)フジチク	畜産食料品	"	53・2・28
佐藤道路(株)富山支店	窯業・土石	"	53・6・13	
富山ミツウロコ(株)	石油卸売	"	56・1・26	
シマダバック工業(株)	紙製造	既設	56・6・3	
(有)水野鉄工所	金属製品	進出	59・10・11	
富南工業(株)	"	既設	59・10・12	
細入村	テック富山電気(株)	電気機械器具	既設	55・1・17
小杉町	ホクヨー工業(株)	金属製品	進出	49・8・1
	磷化学工業(株)	化学	"	51・3・4
	立山化成(株)	"	"	52・8・13
大門町	日本電工(株)北陸工場	鉄鋼	進出	48・3・30
	大門町企業団地協同組合	その他	"	59・3・29
下村	磷化学工業(株)	化学	進出	51・3・10
大島町	玖洋建設(株)	窯業・土石	既設	47・12・1

第9 最近の環境用語

1 赤 潮

海中のプランクトンが異常増殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内に、しかも雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のえらに詰って窒息する。(2)赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中のDOが欠乏する。(3)有毒物が赤潮プランクトンにより生産排出される。(4)細菌が増殖する。などの諸説がある。

2 アメニティ

場所・建物・気候などの感じのよさ、快適さあるいは人の性質、習慣、行為等が気持ちのよいものであることを意味するが、そのほか美しい風景を指すこともある。このようにこの言葉は、多義的かつ曖昧で、そのうえ極めて主観的な要素を含んでいる。

近年、生活に関する価値観は、物質的な豊かさだけでなく、更に精神的なものも含めた生活の豊かさ、快適さを求めるように変化しており、人々の心にうるおいを与えるような快適な環境の積極的確保・創造が注目されてきている。

3 硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃) など、硫黄の酸化物を総称して硫黄酸化物という。硫黄が燃えると亜硫酸ガス (二酸化硫黄) となり、太陽紫外線により光酸化し無水硫酸となる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こすほか植物を枯らしたりするため、大気汚染の原因物質として問題となっている。

4 上乘せ基準

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定める、より厳しい排出基準

又は排水基準をいう。

5 SS（浮遊物質）

粒径2 mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水性植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

6 オキシダント（光化学オキシダント）

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線によって光化学反応を起こした結果生成するオゾンを中心とする酸化性物質の総称である。→光化学スモッグ

7 汚濁負荷量

いおう酸化物、BOD等の汚濁物質が大気や水などの環境に影響を及ぼす量のことをいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。（例えばg/日）

8 環境影響評価（アセスメント）

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

9 環境基準

公害対策基本法は「環境基準とは、大気の汚濁、水質の汚染、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

10 環境週間

昭和47年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において「人間環境の擁護、向上は人類の至上の目標である」として、「人間環境宣言」が採択され、環境問題が世界共通の重要な問題として認識されることとなった。

これを記念して、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、毎年この日に国際的な活動を行うことになった。

我が国では、昭和48年から6月5日を初日とする「環境週間」を設け、環境問題に対する各種行事を実施している。

11 環境容量

自然の浄化能力の限界量としてとらえる場合、許容される汚染度の範囲内で環境中に排出できる汚染物質質量としてとらえる場合、更には、近年大きな問題となっている地域開発に伴う環境破壊を防止するためには、特定の地域が経済、社会活動と環境の質の変化の間における人為的なもの、自然的なものを含めたすべての要素を総合的に見た上で、環境を保全しうる範囲内での人間活動の限界を見極めようとする場合に使われる。

12 休 獵 区

狩猟鳥獣の増殖を図るため狩猟行為が禁止される区域で、3年を限度として、狩猟者のために解除される区域である。

13 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する閉鎖系をいう。

14 クライテリア

クライテリアとは判定条件のことで、ある汚染物質について、量と人や動植物等に対する影響の関係（量・反応関係）の情報を集大成したものである。この量・反応関係は、人や動植物等を使った実験室での暴露実験や実際の環境中での疫学的調査等によって解明される。

15 K 値 規 制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制方法をいう。これは、大気汚染の程度によって全国を16段階の地域に分け、それぞれ係数(K値)を決め、次の計算方式により求められた許容量を超える硫黄酸化物の排出を制限するものである。

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2 \text{ (硫黄酸化物の排出基準)}$$

q：硫黄酸化物の量

K：地域ごとに定められている係数（K値）

He：補正された排出口の高さ（煙突の高さに、煙が上昇する有効な高さ

を加えたもの)

16 ケミカルアセスメント

化学品の人体や環境に対する影響を予測，評価することをいう。

17 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道として計画されているもの。起点は県民公園太閤山ランド，終点は頼成の森，延長19.3km，平均幅員は1.2mである。県民公園地域内の雑木林の中をいく，昔からの山道，歴史を秘めた峠道，素朴な田園の中の道をできるだけそのまま生かして，レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としている。

18 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素に紫外線が作用して，オゾン，パーオキシアシルナイトレート等の酸化性物質（光化学オキシダント）を生成し，このオキシダントが特殊な気象条件の下で光化学スモッグを形成するといわれている。光化学スモッグは，眼を刺激して涙を誘発し視程を減少させるとともに，また呼吸困難をきたし，更に，植物を枯らしたり，ゴムの損傷を早めたりする。この現象は，日ざしの強い夏期に発生しやすい。

19 合成洗剤

洗剤にはやし油等の原料から作られる「石けん」と，鉱油や動植物油から合成して作られる「合成洗剤」の2種類がある。

合成洗剤は，界面活性剤（LAS等）と助剤（性能向上剤）からなり，硬水でも使用できる等利便性があることから衣料，食器等の洗浄に幅広く利用されている。

近年，界面活性剤による皮膚障害等の安全性や，助剤に含まれるりん酸塩による閉鎖性水域での富栄養化が問題にされているので，合成洗剤の低りん化，無りん化等の対策が進められている。

20 国民休養地

国民休養地とは，45年から実施されている事業であり，その目的は「急激な都市化の中で失いつつある自然との触れあいを回復するために，都市周辺のもので豊かな自然に恵まれた県立自然公園内に自然との調和を図りながら

健全な野外レクリエーションの場を整備するとともに、単に保養の場としてのみならず、積極的に自然に働きかけるという体験を通じて自然と人間との調和のあり方を会得し、郷土の自然を守り育てていこうとする意識を培う場として整備しようとするもの」である。

国民休養地の施設整備については、都道府県が事業主体の場合に環境庁から事業費の1/3の補助が受けられ、現在全国で45か所(整備中も含む)ある。

21 三次処理

排水処理について、今までとられてきた処理を二次処理あるいは高級処理と言い、更に処理水の水質向上を図るために一段階加えた処理を三次処理という。最近、BOD、CODの規制強化や窒素、りんによる二次汚濁、処理水の再利用の面から検討されている。

22 三点比較式臭袋法

臭を数量化する方法の一つで、人の嗅覚により評価する官能試験である。パネルの臭判別可能な希釈倍数から臭気濃度を求める方法である。

23 COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の育成を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、このほかTOC又はTODについて検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれもppm(mg/l)で表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。

CODは、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

24 自然博物館

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として婦中町に設置された県民公園のひとつで、この中には財団法人富山県民福祉公園の設置する自然博物館センターの展示館等の施設がある。

25 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、昭和49年6月5日、我が国の全国的組織体

149団体で組織する自然保護憲章制定国民会議が制定した全国的な憲章であり、その大要は次のとおりである。

- 1 自然をとつとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしましょう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

26 銃猟禁止区域

公共の安全を図り不測の事故を防止するため、銃による狩猟を禁止している区域である。

27 森林浴

森の中に入ると、スギ、ブナなど樹木特有のすがすがしい香りが漂ってくる。森林浴とは、この森林の香気、精気を浴びて心身をきたえることである。

28 植生自然度

自然は、人工の影響を受ける度合によって、自然性の高いものも低いものもある。高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

29 潜在自然植生

何らかの形で人為的な影響を受けている地域で、今、人間の影響を一切停止したとき、その土地に生じると判定される自然植生。

30 総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（濁）物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として最近総量規制がクローズアップされている。

31 大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、草原

や畑などの土中に生存しているものだが、これを分離して測定することが困難なので、一括して大腸菌群として測定している。

32 窒素酸化物 (NO_x)

窒素の酸素の化合物の総称である。大気中の窒素酸化物は種々あるが、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) が主なもので、工場やビル暖房等における燃料の燃焼工程、自動車、硝酸製造工場などから排出される。窒素酸化物は低濃度の場合、巣独ではあまり害はないが、光化学スモッグが発生しやすい条件下では、その原因物質として問題となる。また、NO₂が高濃度の場合、眼を刺激し、呼吸器に急性のぜんそく性症状を起こすなど有害である。

33 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止される区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

34 DO (溶存酸素)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。更に、この有機物の分解が早く進行すると、酸素の欠乏とともに嫌気性の分解が起こり、有害ガスを発生して水質は著しく悪化する。

35 WECPNL (うるささ指数)

航空機騒音のうるささを表わす指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

36 ナチュラリスト

本来は、博物学者という意味であるが、富山県ナチュラリストは自然環境等についての知識を持ち、富山県知事が認定した人たちで、現在、夏期に立山等に駐在して国立公園等の利用者に自然解説を行っている。

37 ばい煙

硫酸酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとは、ボイラ

一や電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

38 BOD (生物化学的酸素要求量)

BODは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。→COD

39 PCB (ポリ塩化ビフェニル)

不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性を持っており、このため用途も広範で、熱媒体、絶縁油、塗料等多岐にわたる。カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが知られている。環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在我が国では製造は中止され、使用も限定されている。

40 ppm

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1 kg(約1 l)中に1 mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合には、ppb(10億分の1)も用いられる。

41 PPP (汚染者負担の原則)

環境汚染防止のコスト(費用)は、汚染者が支払うべきであるとする考えであり、環境政策に一定の方向を与えた画期的な考えであるといえる。

42 富栄養化

海洋や湖沼で栄養塩類(窒素、磷等)の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

43 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

44 ホ ン

騒音の大きさを表す単位として用いられる。これを日常生活における音と対比してみると、「ささやき声、木の葉のふれあう音」で20ホン程度、「静かな事務所」で50ホン程度、「国電の中」で80ホン程度、「ジェット機の音」は120ホン程度で、130ホンになると耳に痛みを感じる。

45 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園のひとつで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか婦中町高塚地内の1級鳥類観測ステーション地区がある。

46 緑 被 度

一定面積の中に樹木等が生育している面積の比率をいう。正確にはその土地の区域と樹冠投影面積の和との比率で表す。

47 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防するための手引として用いられる値である。日本をはじめソ連、アメリカ等世界各国で、生体作用等を総合的に検討して定められている。

参 考

物 質	許容濃度(mg/m ³)	物 質	許容濃度(mg/m ³)
酸化クロム	0.1	酸化亜鉛	5.0
マンガン	5.0	コバルト	0.1
酸化鉄	5.0	酸化バナジウム	0.5
ニッケル	1.0	鉛	0.15
銅	1.0		

注 ACGIH（米国産業衛生監督官会議）の勧告値による。

第10 国の環境基準

I 大気関係…48年5月8日環境庁告示第25号

(48年5月16日環境庁告示第35号一部改正)

二酸化窒素に係る環境基準の改正…53年7月11日環境庁告示第38号

1 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値が0.06ppm以下であること

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2 達成期間

- 1 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。
- 2 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され、又は原則として5年以内（48年度から）において達成されるよう努めるものとする。
- 3 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値が0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内（60年度まで）とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。

II 水 質 関 係…46年12月28日環境庁告示第59号

(49年9月30日環境庁告示第63号一部改正)

(50年2月3日環境庁告示第3号一部改正)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	クロム (6価)	ひ素	総水銀	アルキル 水銀	PCB
基準値	0.01ppm 以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.1ppm 以下	0.05ppm 以下	0.05ppm 以下	0.0005 ppm以下	検出され ないこと	検出され ないこと

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

ア 河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 及自然環境 保全及びA 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上	1ppm	25ppm	7.5ppm	50MPN /100ml 以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
A	水道2級 水産1級 浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上	2ppm	25ppm	7.5ppm	1,000MPN /100ml 以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
B	水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲 げるもの	6.5以上	3ppm	25ppm	5ppm	5,000MPN /100ml 以下
		8.5以下	以下	以下	以上	
C	水産3級 工業用水1 級及びD 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上	5ppm	50ppm	5ppm	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
D	工業用水2 級水産用 水及びE の欄に掲 げるもの	6.0以上	8ppm	100ppm	2ppm	—
		8.5以下	以下	以下	以上	

E	工業用水 3級	6.0以上	10 P P m	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 P P m	—
	環境保全	8.5以下	以下		以上	

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 P P m以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度

イ 湖 沼（天然湖及び貯水量1,000万 m^3 以上の人工湖）

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1級	6.5以上	1 P P m	1 P P m	7.5 P P m	50MPN /100ml 以下
	水産 1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	
A	水道 2, 3級	6.5以上	3 P P m	5 P P m	7.5 P P m	1,000MPN /100ml 以下
	水産 2級 浴槽 及びB以下の欄 に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	
B	水産 3級	6.5以上	5 P P m	15 P P m	5 P P m	—
	工業用水 1級 農業用 及びCの欄に掲 げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	
C	工業用水 2級	6.0以上	8 P P m	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 P P m	—
	環境保全	8.5以下	以下		以上	

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2級及び水産 3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
V	水産 3 種 工業用水 農業環境用水	1 mg/l以下	0.1mg/l以下	

- 備考 1 基準値は、年間平均とする。
 2 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう)
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(2) 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上	2ppm	7.5ppm	1,000MPN N/100ml 以下	検出されな いこと
		8.3以下	以下	以上		
B	水産2級 工業用水用 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上	3ppm	5ppm	—	検出されな いこと
		8.3以下	以下	以上		
C	環 境 保 全	7.0以上	8ppm	2ppm	—	—
		8.3以下	以下	以上		

備考 水産1のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ホラ、ノリ等の水産生物用

3 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において、不快感を生じない限度

3 達成期間等

環境基準の達成に必要な期間及びこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

ア 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているもの又は生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。

ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難

と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

イ 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、アの水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

III 騒音関係

○騒音に係る環境基準…46年5月25日閣議決定

1 環境基準

地域の 類型	時間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝・夕	夜 間	
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域)
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	

- (注) 1 AAをあてはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とすること。
 2 Aをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
 3 Bをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
 ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)については、その環境基準は上表の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
A地域のうち、2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち、2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち、2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 達成期間等

環境基準は適用地域の種別により、次の区分により、施策の進展とあいまって、その達成、維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の設定後直ちにその達成を図るよう努めるものとする。
- (2) 道路に面する地域については、設定後5年以内を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

ただし、道路交通量が多い幹線道路に面する地域で、その達成が著しく困難な地域については、5年を超える期間で可及的速やかに達成を図るよう努めるものとする。

○航空機騒音に係る環境基準…48年12月27日環境庁告示第154号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成期間等

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
	第二種空港 (福岡空港を除く)	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港(新東京国際空港を除く)、及び福岡空港	10年を超える期間内に可及的速やかに		1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準…50年7月29日環境庁告示第46号

1 環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70ホン以下
II	75ホン以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目標として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。

この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達

成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新幹線鉄道に係る期間	
a	80ホン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75ホンを超え80ホン未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70ホンを超え75ホン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

- 備考 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
- (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
- (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
- (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

第11 県の環境基準

○大気関係…46年6月1日県告示第644号

1 環境基準

物 質	ふっ素及びふっ素化合物
環境上の条件	連続する24時間の測定値において、ふっ素として $7\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

2 達成期間

直ちに維持されるものとする。

第12 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河 川

水 域 名	告示年月日	水 域 の 区 分	該当類型	達成期間
小矢部川 水 域	(告示237) 昭51.3.26	小矢部川上流(太美橋より上流)	AA	イ
		山田川上流(二ヶ瀬(上原地内)えん堤より上流)	AA	イ
		山田川下流(二ヶ瀬(上原地内)えん堤より下流)	A	イ
		小矢部川中流(太美橋から千保川合流点まで)	A	イ
		小矢部川下流(甲)(千保川合流点から城光寺橋まで)	C	イ
		小矢部川下流(乙)(城光寺橋より下流)	D	ロ
神 通 川 水 域	(告示324) 昭47.4.1	神通川上流(いたち川合流点より上流, 宮川及び高原川を含む)	A	イ
		神通川下流(いたち川合流点より下流)	C	ロ
		いたち川(全 域)	C	ロ
		井田川上流(落合橋より上流)	A	イ
		井田川下流(落合橋より下流)	B	イ
	(告示16) 昭57.1.14	熊 野 川(全 域)	A	イ
		富岩運河, 岩瀬運河及び住友運河	E	ロ
白 岩 川 水 域	(告示607) 昭47.6.30	松 川(全 域)	B	ロ
		白岩川上流(栃津川合流点より上流)	A	イ
		白岩川下流(栃津川合流点より下流)	B	ロ
		栃津川上流(寺田川合流点より上流)	A	イ
庄 川 水 域 等	(告示936) 昭48.9.28	栃津川下流(寺田川合流点より下流)	D	ロ
		庄 川 上 流(雄神橋より上流)	AA	イ
		庄 川 下 流(雄神橋より下流)	A	イ
		和 田 川(全 域)	A	イ
		下 糸 川(全 域)	B	ロ
		新 堀 川(全 域)	B	イ
常 願 寺 川 水 域 等	(告示1151) 昭49.12.18	内 川(全 域)	C	ハ
		常願寺川上流(常願寺橋より上流)	AA	イ
		常願寺川下流(常願寺橋より下流)	A	イ
		上 市 町(全 域)	A	イ
		中 川(全 域)	B	イ
		角 川(全 域)	A	イ
		鴨 川(全 域)	B	ロ
		阿 尾 川(全 域)	A	イ
余 川 川(全 域)	A	イ		
上 庄 川(全 域)	B	イ		

水域名	告示年月日	水域の区分	該当類型	達成期間
早月川 水域等	(告示237) 昭51.3.26	仏生寺川(湊川を含む全域)	C	ロ
		黒瀬川(全域)	A	イ
		吉田川(全域)	B	ロ
		黒部川(全域)	AA	イ
		早月川(全域)	AA	イ
		片貝川上流(落合橋より上流)	AA	イ
		片貝川下流(落合橋より下流)	A	イ
		布施川(全域)	A	イ
		高橋川(全域)	B	イ
		入川(全域)	A	イ
		小川上流(舟川合流点より上流)	AA	イ
		小川下流(舟川合流点より下流)	A	イ
		舟川(全域)	A	イ
木流川(全域)	B	イ		
笹川(全域)	A	イ		
境川(全域)	A	イ		

2 海 域

水域	告示年月日	水域の区分	該当類型	達成期間
富山新港 海域	(告示 936) 昭48.9.28	富山新港海域(甲)(別記1)	海域 C	イ
		富山新港海域(乙)(別記2)	海域 B	イ
富山湾 海域	(告示 237) 昭51.3.26	小矢部川河口海域(甲)(別記3)	海域 B	ロ
		小矢部川河口海域(乙)(別記4)	海域 A	ロ
		神通川河口海域(甲)(別記5)	海域 B	ロ
		神通川河口海域(乙)(別記6)	海域 A	ロ
		その他の富山湾海域(別記7)	海域 A	イ
別記				
1 富山新港海域のうち第1貯水場及び中野整理場に係る海域				
2 富山新港海域であって、1の部分を除いたもの				
3 小矢部川河口の中央を中心とする半径1,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域				
4 小矢部川河口の中央を中心とする半径2,200mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、3の部分を除いたもの				
5 神通川河口の中央を中心とする半径1,800mの円弧、神通川河口左岸から西へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線、富山港の西防波堤先端と東防波堤先端を結んだ線及び同地点から東へ向かう線と同円弧との交点を結んだ線により囲まれた海域				
6 神通川河口の中央を中心とする半径2,400mの円弧及び陸岸により囲まれた海域であって、5の部分を除いたもの				
7 富山県の陸岸の地先海域であって、1、2、3、4、5及び6の部分を除いたもの				

(注) 達成期間の分類：「イ」直ちに達成
「ロ」5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

第13 鳥獣保護区一覽

(60年3月31日現在)

名称	所在地	種別	面積 (ha)	うち特別 保護地区 面積(ha)	期 間
北アルプス	立山町・大町・宇奈月町	㊦	64,836	13,729	59年11月1日～69年10月31日
城山	朝日町	㊦	293		32年11月1日～62年10月31日
大平	朝日町	〃	2,266		42年11月1日～62年10月31日
大笠	上平村	〃	1,724	230	43年11月1日～63年10月31日
小川	大町	〃	1,868		44年11月1日～64年10月31日
水見海岸	氷見市・高岡市	㊧	6,905	1	47年11月1日～67年10月31日
二上山	高岡市	㊦	684		7年8月8日～68年5月31日
愛本	宇奈月町	㊧	300		25年3月7日～64年10月31日
上本	上市町	㊦	630		28年6月1日～68年6月9日
呉羽山	富山市	㊦	450		59年12月1日～69年10月31日
南蟹谷	福光町	㊦	1,070		40年3月6日～60年3月5日
有利	大町	〃	7,500	798	40年11月1日～60年10月31日
利賀	利賀村・庄川町	〃	1,100		42年3月31日～62年3月30日
座主坊	立山町	〃	450		42年3月31日～62年3月30日
倶利伽羅	小矢部市	〃	855		43年3月31日～63年11月14日
八乙女山	井波町	〃	378		44年11月1日～64年10月31日
天神山	魚津市	〃	850		46年3月31日～65年10月31日
頼成	砺波市	〃	160		49年11月1日～63年10月31日
縄ヶ池	城端町	〃	625		59年11月1日～69年10月31日
吉峰	立山町	㊦	70	17	50年11月15日～60年11月14日
高岡古城公園	高岡市	〃	23		50年11月15日～60年11月14日
白木峰	八尾町	㊦	4,590		51年11月15日～61年11月14日
奥神通	細入村・大沢野町	〃	460		51年11月15日～61年11月14日
奥五位	福岡町	〃	280		51年11月15日～61年11月14日
医王山	福光町	〃	1,790		51年11月15日～61年11月14日
小川	朝日町	〃	600		51年11月15日～61年11月14日
小谷	平村	〃	1,500		52年11月15日～62年11月14日
朝日山	氷見市	㊦	390		55年11月15日～65年11月14日
東福寺	滑川市	㊦	180		59年11月1日～69年10月31日
ねいの里	婦中町	㊦	50	13	59年11月1日～69年10月31日
計	30か所		102,877	14,788	

㊦：森林鳥獣生息地の保護区

㊧：大規模生息地の保護区

㊨：集団渡来地の保護区

㊩：誘致地区の保護区

㊪：愛護地区の保護区

第14 自然公園の主な施設の内容

1 国立公園

(58年度まで)

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊歩小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中部山岳国立公園	室堂集団施設地区	室堂園地 室堂平園地 地獄谷園地 雷鳥沢園地						雷鳥沢管理所 休憩所 (S55) 木造 A = 127.2㎡	室堂平公衆便所 (S28) C B A = 13.6㎡
		室堂野営場		テシサイト A = 5 000.0㎡				雷鳥沢管理所 (S41) C B A = 43.4㎡	
		室堂博物館展示施設						自然保護センター (S50~51) RC 2階建 A = 1,109.9㎡	
国立公園	御前沢集団施設地区	御前沢園地	御山谷園地 (S49) A = 3,000㎡		黒四ダムサイト~御山谷 (S49) L = 1,240m				
	アルペンルート沿線地区	千寿ヶ原小公園	千寿ヶ原小公園3か所 (S36)			千寿ヶ原駐車場 (S48~50) A = 5,700.6㎡			千寿ヶ原公衆便所 (S46) C B A = 37.4㎡
		標名園地	滝見台園地 (S57) A = 990.0㎡ 標名平園地 (S57) A = 2,190㎡		歩道橋 RC (S58) L = 42m	標名平駐車場 (S56) A = 5,643.5㎡		標名平休憩所 RC 2階建 (S57) A = 220.0㎡	標名平公衆便所 (S56) RC A = 36.0㎡ 同地公衆便所 (58) RC A = 8.6㎡
		大観台園地	大観台園地 (S57) A = 540.0㎡						
		追分・美女平線道路				弘法駐車場 (S44) A = 755.5㎡			
		殊院ヶ原園地	殊院ヶ原園地 (S48) A = 2,000.0㎡ カルテラ展望台 (S54)		殊院ヶ原回遊路 (S48) L = 1,900m カルテラ展望台歩道 (S54) L = 550m	殊院ヶ原駐車場 (S44~45) A = 4,420.0㎡			殊院ヶ原公衆便所 (S46) C B A = 37.4㎡

(注) A : 面積 L : 延長
RC : 鉄筋コンクリート C B : コンクリート・ブロック

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	避難小屋	管理所 休憩所	公衆便所
中山公園	アルペンルート沿線地区	美松坂園地							美松坂公衆便所 (S35) 石積 A=12.0㎡
		天狗の森駐車場				第1駐車場 (S45) A=1,232.0㎡			
						第2駐車場 (S46) A=1,600㎡			
		天狗平駐車場							天狗平公衆便所 (S46) CB A=37.4㎡
		道分・空堂源道路				空堂第2駐車場 (S48) A=3,600.0㎡			
	標名・空堂地域管理線歩道			標名・空堂 (S47~)					
別山周辺地区	朝沢野営場	テントサイト A=30,000.0㎡					朝沢管理所 (S44) CB A=82.4㎡	朝沢公衆便所 (S39) CB A=30.8㎡	
								朝沢公衆便所 (S48) CB A=38.4㎡	
								朝沢公衆便所 (S53) CB A=32.5㎡	
	五色ヶ原野営場	テントサイト A=3,000.0㎡						五色ヶ原公衆便所 (S54) CB A=31.3㎡	
	タンボ平野営場	テントサイト A=3,000.0㎡						タンボ平公衆便所 (S47) 本造 A=27.8㎡	
	朝沢避難小屋					平蔵避難小屋 (S36) 石積 A=20.9㎡		平蔵公衆便所 (S40) 本造 A=14.8㎡	
		別山乗越公衆便所						別山乗越公衆便所	

公園名	地区名	公園事業名	事業内容					
			圃地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理所 休憩所
中 部 山 岳 立 公 園	立山周辺 地区							便所 (S39) CB A=43.2㎡
		一の越公衆便所						一の越公衆便 所 (S38) CB A=42.1㎡
		一の越圃地	一の越圃地 (S45) A= 1,700.0㎡					
		雄山圃地						雄山山頂公衆 便所 (S52) 鉄管 A=18.5㎡
		立山登山線歩道			室堂平～一の 越～別山乗越 ～雷鳥沢 (S37～)			
		一の越・タンホ平 線歩道	黒部平圃地 (S47) A= 4,390.0㎡		一の越～東一 の越～黒部湖 (S41～)			
		室堂平・浄土山線 歩道	室堂山圃地 (S47) A=500.0㎡		室堂平～室堂 山 (S46～)			
		室堂・雷鳥沢線歩 道			室堂平～雷鳥 沢 (S46～)			
	大日岳縦走線歩道			別山乗越～大 日平～林名 (S53～)				
	黒部峡谷 沿線地区	阿部原野営場		テントサイト A=500.0㎡				阿部原公衆便 所 (S48) CB A=13.6㎡
		鑄釣温泉休憩所					鑄釣休憩所 (S33) RC A=26.2㎡	
		猿飛休憩所					猿飛休憩所 (S33) RC A=31.0㎡	
		猿飛圃地			樺平～猿飛 (S42～)			猿飛公衆便所 (S37) CB A=16.5㎡

公園名	地区名	公園事業名	事業内容							
			園地	野球場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理休憩所	公衆便所	
中部 山岳 国立 公園	馬場島・御岳地区	馬場島野営場		テントサイト A = 1,069.0㎡					馬場島管理休憩所 (S57) 木造 A = 119.2㎡	神平公衆便所 (S47) CB A = 15.8㎡
		馬場島・御岳線歩道			馬場島～御岳 (S38～)					早月尾根公衆便所 (S54) CB A = 26.0㎡
	折立山地区	前朝日京野営場		テントサイト A = 1,673.0㎡						朝日平公衆便所 (S47) キャブトイレ 5基
		雪倉遊覧小屋						雪倉遊覧小屋 (S49) 鉄骨 A = 27.4㎡		
		不逞岳遊覧小屋						不逞岳遊覧小屋 (S55) 鉄骨 A = 37.5㎡		
		折立・白馬岳線歩道			折立～白馬岳 (S42～)					
	奥黒部地区	薬師峠野営場		テントサイト A = 5,250.0㎡					薬師峠管理休憩所 (S54) CB A = 25.0㎡	薬師峠公衆便所 (S44) CB A = 18.5㎡
		折立峠岡地				折立～太郎山 (S46～)				折立公衆便所 (S37) RC A = 22.5㎡
		折立・太郎山線歩道								
		太郎山・三股運車岳線歩道				薬師沢前備架橋 (S57)				
	白川国立公園	西赤尾地区	白山・北山線線歩道			ブナイ峠～大門山 (S54) 大門山～見越山 (S57) 見越山～大笠山 (S58)				

2 国 定 公 園

公園名	地区名	公園事業名	事 業 内 容					
			圃 地	野 営 場	歩 道	駐 車 場	管 理 所 休 憩 所	公 衆 便 所
能 登 半 島	水見市地区	宇波圃地	宇波路傍圃地 (S43) A = 380.0㎡			宇波駐車場 (S43) A = 150.0㎡		
		大境駐車場				大境駐車場 (S45) A = 1,800.0㎡		
		大境博物館施設					大境ヒンターセンター (S46) RC2階建 A = 175.1㎡	
		大境圃地	九段浜第1圃地 (S47) A = 6,100.0㎡	大境~委 (S47)			九段浜休憩所 (S51) RC A = 141.0㎡	
			九段浜第2圃地 (S51) A = 2,480.0㎡					
		島尾駐車場				島尾駐車場 (S56) A = 2,510.0㎡		
国 定 公 園	高岡市地区	雨晴野営場		テントサイト A = 1,200.0㎡			雨晴休憩所 (S56) RC A = 73.9㎡	雨晴公衆便所 (S55) RC A = 18.0㎡
		雨晴駐車場				雨晴駐車場 (S44) A = 2,331.0㎡ (S58) 仮設 A = 756㎡		雨晴公衆便所 (S44) CB A = 19.4㎡
		雨晴圃地	雨晴1号圃地 (S49) A = 4,500.0㎡				雨晴休憩所 (S49) RC A = 60.0㎡	
			雨晴2号圃地 (S50) A = 6,440.0㎡					
			雨晴3号圃地 (S55) A = 1,040.0㎡					
二上山圃地	万葉植物園				二上山休憩所	二上山公衆便所		

		(S52) A = 8,603.0㎡				(S52) 木造 A = 25.9㎡	(S52) C B A = 19.3㎡
	雨晴・品尾線歩道			松太枝浜～高尾 (S48)			
	二上山極志線歩道			二上山～万葉ラ イン (S54)			
	大師～岳線歩道			大師～岳～万葉 ライン (S56)			

3 国民休養地

公園名	地区名	公園事業名	事業内容						
			園地	野営場	歩道	駐車場	遊覧小屋	管理所 休憩所	公衆便所
五箇山 山 県 立 自 然 公 園	相倉山国民休養地	相倉運動広場 (S49) A = 7,850.0㎡						相倉公衆便所 (S51) RC A = 20.0㎡	
		相倉子供の広場 (S49) A = 1,990.0㎡							
		相倉入口園地 (S51) A = 350㎡							
		相倉植物園地 (S51) A = 2,780.0㎡							
		相倉野営場	広場 (S51) A = 1,000.0㎡	テントサイト A = 3,000㎡					相倉公衆便所 RC A = 20.0㎡
		相倉兼山回遊歩道	展望広場 (S50) 2か所		回遊歩道 (S50)				
高井山登山道			相倉～高井山 ～上梨 (S50)						
上梨回遊歩道			回遊歩道 (S51)						
御日 県 立	あさび国民休養地	上の山第1園地 (S52) A = 18,000.0㎡					上の山林憩所 (S53) RC A = 94.5㎡	上の山公衆便 所 (S52) RC A = 16.5㎡	
		上の山第2園地 (S53) A = 7,300.0㎡					上の山林憩所 (S54) 木造 A = 28.9㎡		

自然公園			上の山菜3圃地 (S56) A = 1,500.0㎡						
		城山駐車場					城山駐車場 (S55) A = 1,874.8㎡	城山休憩所 (S55) 木造 A = 31.6㎡	城山公衆便所 (S55) RC A = 14.4㎡
有峰県立自然公園	有峰ふるさと自然公園	有峰湖国民林 荒地事業	展望園地 (S58) A = 1,190㎡ 園路 (S58) L = 200m		猪根山笹橋路 (S58) L = 2,047m 砥谷半島探勝路 (S58) L = 2,724m 猪根谷探険歩道 (S58) L = 2,300m	砥谷半島駐車場 (S58) A = 850㎡			

4 県立自然公園

公園名	事業内容						
	園地	野営場	歩道	駐車場	遊憩小屋	管理休憩所	公衆便所
朝日県立自然公園	・城山園地 ・上の山園地	・馬場野営場	・城山自然歩道 ・北又歩道 ・イブரி山登山道	・越前峠駐車場		・城山休憩所	・城山公衆便所 ・馬場野営場 ・鹿島神社公衆便所 ・城公衆便所 ・宮崎海岸公衆便所
有峰県立自然公園	・猪根半フィールドアスレチック	・五箇山青少年旅行村野営場	・猪根山遊歩道 ・砥谷半島遊歩道 ・新立遊歩道 ・冷谷遊歩道 ・西谷遊歩道 ・太多和峠遊歩道			・人多和峠休憩所 ・砥谷半島休憩所	・真谷公衆便所 ・砥谷半島公衆便所
五箇山界立自然公園	・丸岡植物園 ・畑谷園地 ・田向園地 ・女郎ヶ池園地		・上梨回遊歩道 ・畑谷遊歩道 ・赤塚本古歩道	・西赤尾駐車場 ・上梨駐車場 ・田向園地			・畑谷公衆便所 ・西赤尾公衆便所 ・丸岡公衆便所 ・上梨公衆便所 ・本塚公衆便所
白木水無県立自然公園	・白木峠山頂園地 ・水無園地	・杉ヶ平野営場	・白木峠遊歩道 ・金剛堂山登山道 ・三ヶ辻山登山道 ・大勘場歩道	・白木湖駐車場 ・杉ヶ平駐車場 ・白木峠駐車場	・金剛堂山遊憩小屋	・杉ヶ平休憩所 ・白木峠山頂休憩所 ・白木湖休憩所 ・水無休憩所	・白木峠公衆便所
医王山界立自然公園	・回見園地	・回見野営場	・奥医王遊歩道 ・前医王遊歩道 ・横谷線歩道		・医王山遊憩小屋 ・回見遊憩小屋	・回見展望休憩所	

5 県定公園

公園名	事業内容				
	園地	歩道	駐車場	管理 休憩所	公衆便所
神通峡県定公園	・御前山園地	・御前山遊歩道 ・猿倉山遊歩道	・常野駐車場 ・御前高原駐車場 ・猿倉スキー場 駐車場	・神通峡休憩所	
興羽丘陵県定公園	・城山園地	・城山遊歩道			
高崎古城県定公園	・古城園地				
俱利伽羅県定公園	・俱利伽羅園地 ・植生園地	・源氏ヶ峰遊歩道		・猿ヶ馬場休憩所 ・俱利伽羅管理 休憩所	・俱利伽羅公衆 便所
庄川鉄原県定公園	・前山園地	・生活遊歩道 ・三条山遊歩道	・小野駐車場 ・舟形駐車場	・小牧観光公館 ・舟形大休憩所 ・三条山休憩所 ・小野観光セン ター	・小牧ダム公衆 便所 ・小野公衆便所
大岩眼日県定公園	・大岩園地 ・揚見園地 ・眼日園地	・大岩遊歩道 ・眼日遊歩道 ・京ヶ峰遊歩道	・大岩駐車場		・大岩公衆便所

6 ふるさと歩道

ふるさと歩道名	市町村名	延 長	整備年度
御前山・神通峡 ふるさと歩道	大沢野町・大山町	11.6km	50・53
医王山 ふるさと歩道	福 光 町	8.7km	50
朝 日 ふるさと歩道	朝 日 町	8.2km	51
森 寺 ふるさと歩道	氷 見 市	6.1km	52
俱 利 伽 羅 ふるさと歩道	小 矢 部 市	7.0km	53
半 嶽 ふるさと歩道	庄 川 町	13.0km	54
松 倉 城 址 ふるさと歩道	魚 津 市	7.3km	55

